第62号議案

令和７年12月16日
任用給与課

東京都人事委員会規則の一部改正等について
（給与関係・勤務時間関係・会計年度任用職員関係）

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則等の一部改正については別添１のとおり一部改正する。

下記Ⅱの東京都規則等の一部改正については、申請・協議（別添２）のとおり承認・同意し、下記Ⅲの人事委員会承認事項の一部改正等については、申請・協議（別添３）のとおり承認・同意する。

記

Ⅰ　東京都人事委員会規則等の一部改正（別添１）

１　初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

２　初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用についての一部改正

３　初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

Ⅱ　東京都規則等の一部改正（別添２）

１　職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

２　学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

３　警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正

４　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）

５　職員の給与に関する規程の一部改正（議会）

６　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（選挙管理委員会）

７　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（監査）

８　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（人事委員会）

9　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（教育委員会）

10　給料の特別調整額に関する規程及び給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程の一部改正（警視庁）

11　東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正

12　管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会）

13　職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則＜協議＞

14　学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則＜申請・協議＞

15　地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

16　学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

17　住居手当に関する規則の一部を改正する規則

18　学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

19　職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

20　学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

21　職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

22　学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

23　宿日直手当支給規程の一部改正（知事）

24　宿日直手当支給規程の一部改正（教育委員会）

25　学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則

26　宿日直手当支給規程の一部改正（警視庁）

27　職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

28　学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

29　学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

30　教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

31　産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

32　定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

33　へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

34　学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

35　義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

36　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

37　学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

38　会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

39　東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

40　東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

41　東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

42　警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

43　東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

44　会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

45　東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

46　東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

47　会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（議会）

48　警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

49　東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

50　東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

51　東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

52　東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

53　非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

54　都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

55　都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

Ⅲ　人事委員会承認事項の一部改正等（別添３）

１　昇給に関する基準（知事外７任命権者）＜申請・協議＞

２　局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

３　成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外８任命権者）

４　会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（知事外７任命権者）

５　教職調整額に関する規則第２条第１号の規定により定める研修について
＜廃止＞

６　非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定に基づき知事が人事委員会の承認を得て別に定める事項について

７　講師に関する規則の規定に基づき教育委員会が人事委員会の承認を得て別に定める事項について

（備考）

本件は、令和７年第四回東京都議会定例会において職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等が議決されることを前提に行うものである。

Ⅰ　東京都人事委員会規則の一部改正等

1　初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

警視庁警察官社会人採用選考の導入及び人事委員会勧告に伴う給与条例の改正により、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目
該 当 条 文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>経験年数の起算及び換算
第６条第１項
経 験 年 数 起 算 表
別表第５</td><td>【経験年数起算表に社会人採用を追加】
警察官社会人採用選考の導入に伴い、経験年数起算表における試験（選考）区分に「社会人」を追加

経験年数起算表
<table>
<tr><td rowspan="2">試験
（選考）</td><td colspan="9">学歴免許等</td></tr>
<tr><td>修士課程修了等</td><td>大学専攻科卒等</td><td>大学４卒</td><td>短大３卒</td><td>短大２卒</td><td>高校専攻科卒</td><td>高校３卒</td><td>高校２卒</td><td>中学卒</td></tr>
<tr><td>キャリア活用</td><td>５年</td><td>６年</td><td>７年</td><td>８年</td><td>９年</td><td>10 年</td><td>11 年</td><td>12 年</td><td>14 年</td></tr>
<tr><td>経験者</td><td>２年</td><td>２年</td><td>２年</td><td>３年</td><td>４年</td><td>５年</td><td>６年</td><td>７年</td><td>９年</td></tr>
<tr><td>社会人</td><td>２年</td><td>２年</td><td>２年</td><td>３年</td><td>４年</td><td>５年</td><td>６年</td><td>７年</td><td>９年</td></tr>
</table>
※　試験選考区分における、それぞれの学歴以降の経験年数加算の起算点を規定（大学卒であれば、卒後２年目までの経験を初任給に含め、２年を超える経験を加算する。）

【参考】警視庁警察官社会人採用選考の概要
（令和７年８月21日人事委員会にて警視庁職員任用規程改正承認済み）
○　警視庁警察官の採用において、民間企業経験者が受験しやすい選考とすることで受験者数を増やし、人材の確保を図るため、新たに社会人採用選考を導入（令和８年度選考から実施）
○　選考基準
・必要な職務経験年数
<table>
<tr><td>大学院修了</td><td>大学卒業</td><td>短大等卒業</td><td>高校等卒業</td><td>中学校等卒業</td></tr>
<tr><td>２年以上</td><td>２年以上</td><td>３年以上</td><td>５年以上</td><td>９年以上</td></tr>
</table>
・年齢：24歳以上定年年齢未満
※　必要な職務経験年数及び年齢については、行政職員の「経験者採用選考（福祉・技術）」と同様に設定</td></tr>
</table>

級別資格基準表

別表第２ハ

【級別資格基準表に社会人採用の区分を追加】

公安職級別資格基準表

職種	試験（選考）	学歴免許等	職務の級				
			１級	２級	３級	４級	５級
警察官 消防吏員	Ⅰ類		0	3	1	4	3
	Ⅱ類		0	4	2	4	3
	Ⅲ類		0	5	3	4	3
警察官	社会人		0	3	1	4	3

初任給基準表

別表第６ハ

【初任給基準表に社会人採用を追加】

公安職給料表初任給基準表

職種	試験（選考）	初任給
警察官 消防吏員	Ⅰ類	１級　25 号給
	Ⅱ類	１級　17 号給
	Ⅲ類	１級　９号給
警察官	社会人	１級　33 号給

・社会人（大卒後民間経験２年）：Ⅰ類初任給　　１級　25号給
民間経験　２年分　＋８号給
１級　33号給

備考（新設）

【大学専攻科卒等の採用者への表の読替え】

・大学専攻科卒等：１級37号給

Ⅰ類初任給　　１級25号給
大学専攻科１年分　　＋４号給
民間経験　２年分　　＋８号給
１級37号給

・修士課程修了等：１級41号給

Ⅰ類初任給　　１級25号給
修士課程　２年分　　＋８号給
民間経験　２年分　　＋８号給
１級41号給

昇格時号給対応表

別表第７
イ、ハ、ホ から ト

【給与条例改正に伴う昇格時号給対応表の改正】

行㈠、公安、医㈠、医㈡及び医㈢の給料表において課長の級の給料月額の初号の水準の引上げに伴い、昇格時号給対応表を改正

【参考】昇格時号給対応表

○　昇格する際の、昇格前の号給と昇格後の号給の対応を定めた表、改正後規則において、３級62号給が適用されていた職員が昇格する場合、４級２号が適用される。

行㈠４級の例（36号給カット）

昇格前号給 ３級	昇格後４級	
	改正前	改正後
1～61号給	１～37号給	１号給
62号給	38号給	２号給
63号給	39号給	３号給
…	…	…
141号給	63号給	27号給

施　行　期　日

附則

令和８年４月１日

２　初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用についての一部改正

警視庁警察官社会人採用選考の導入に伴い、所要の改正を行う。

項　　目 該 当 条 文	内　　容
第５条関係 **（級別資格基準表の適用方法）** 第７項（新設）	【「社会人」の定義】 初任給規則の試験（選考）欄に追加した「社会人」について、警視庁職員任用規程第６条第４項に定める「社会人採用選考」である旨定義
適用年月日	令和８年４月１日

３　初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

給料表の改定に伴い、所要の改正を行う。

項　　目 該 当 条 文	内　　容
支　　給　　額 別表第１	【給料表の改定に準じた支給月額の引上げ】 別表第１（医師・歯科医師） （例）１年目から20年目までの支給額 315,200円→326,900円（島しょ保健所）
付　　則 付則別表第１	【給料表の改定に準じた支給月額の引上げ】 付則別表第１（医師・歯科医師：定年引上げに伴う７割措置職員） （例）１年目から 20 年目までの支給額 193,000 円→200,100 円（都外施設）
施　行　期　日 附則第１項	公布の日（令和７年 12 月 24 日予定） 令和７年４月１日に遡及して適用
内　　払 附則第２項	令和７年４月１日から公布日の前日までに改正前の規則により支払われた初任給調整手当は、改正後の規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

Ⅱ　東京都規則等の一部改正

1　職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料表の改定を踏まえ、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目
該 当 条 文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>範 囲 及 び 額
第２条第２項表</td><td>【支給額の改正】
給料表改定を踏まえ支給額を改定
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改定額</th></tr>
<tr><td colspan="2">一</td><td>17,800円</td><td>18,400円</td><td>600円</td></tr>
<tr><td colspan="2">二</td><td>22,200円</td><td>22,900円</td><td>700円</td></tr>
<tr><td colspan="2">四</td><td>30,900円</td><td>31,900円</td><td>1,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">六</td><td>39,200円</td><td>40,500円</td><td>1,300円</td></tr>
<tr><td colspan="2">七</td><td>39,400円</td><td>40,700円</td><td>1,300円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">八</td><td>(1)</td><td>39,400円</td><td>40,700円</td><td>1,300円</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>35,500円</td><td>36,700円</td><td>1,200円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">九</td><td>(1)</td><td>1,600円</td><td>1,600円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>1,700円</td><td>1,700円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>(3)</td><td>2,100円</td><td>2,200円</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>(5)</td><td>3,500円</td><td>3,600円</td><td>100円</td></tr>
</table>
【参考】表の区分については、勤務場所、職務等により区分されており、下記の例による。なお、区分一～六 については、昼夜を通して行う業務についてのみ支給。
区分　一　　児童相談センター　福祉等
　　二　　中部総合精神保健福祉センター　看護師等
　　四　　萩山実務学校　福祉
　　六　　府中療育センター　看護師等
　　七　　食肉衛生検査所　一般技能等
　　八(1)　監察医務院　一般技能
　　(2)　廃棄物埋立管理事務所　一般技能等
　　九　　健康安全研究センター等　試験研究等</td></tr>
<tr><td>施　行　期　日
附則第１項</td><td>公布の日（令和７年 12 月 24 日予定）
令和７年４月１日に遡及して適用</td></tr>
<tr><td>内　　払
附則第２項</td><td>令和７年４月１日から施行の日の前日までに改正前の規則により支払われた給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。</td></tr>
</table>

２　学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職給料表の改定に伴い、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項目
該当条文</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>別表第１

内　　払 附則第２項	【教育職給料表改定（較差解消）に伴う改定】 令和７年４月１日から施行の日の前日までに改正前の規則により支払われた給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

３　警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正

給料表の改定に伴い、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目
該 当 条 文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>範 囲 及 び 額
第２条表</td><td>【支給額の改正】
給料表改定を踏まえ支給額を改定
<table>
<tr><th colspan="2">勤務所属</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改定額</th></tr>
<tr><td colspan="2">警備部警備第一課 ※1</td><td>20,000円</td><td>20,600円</td><td>600円</td></tr>
<tr><td colspan="2">警備部警護課 ※1</td><td>20,000円</td><td>20,600円</td><td>600円</td></tr>
<tr><td colspan="2">刑事部捜査第一課 ※1</td><td>20,000円</td><td>20,600円</td><td>600円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">警視庁科学
捜査研究所
※2</td><td>１級</td><td>1,600円</td><td>1,600円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>２級</td><td>1,700円</td><td>1,700円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>３級</td><td>2,100円</td><td>2,200円</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>４級</td><td>3,500円</td><td>3,600円</td><td>100円</td></tr>
</table>
※1　警備第一課（特殊部隊）、警護課（政府等の要人警護）、捜査第一課（特殊犯捜査第一係～第三係）の業務に従事する警察官に支給
※2　警視庁科学捜査研究所に勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する警察行政職員に支給</td></tr>
<tr><td>施　行　期　日
附則第１項</td><td>公布の日（令和７年12月24日予定）
令和７年４月１日に遡及して適用</td></tr>
<tr><td>内　　払
附則第２項</td><td>令和７年４月１日から施行の日の前日までに改正前の規程により支払われた給料の調整額は、改正後の規程の規定による給料の調整額の内払とみなす。</td></tr>
</table>

４　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）

人事委員会勧告に伴い、所要の改正を行う。

項目 該当条文	内容
別表第１ **別表第２**	【給料の特別調整額(管理職手当)の引上げ】 ○管理職の職務の困難化・高度化を踏まえ、これまでの給料表改定状況や区分による職責差を適切に支給額に反映する。

行政職給料表㈠　（単位：円）

区分	職	改正前	**改正後**	増減額
区分１	**各局総務部長等**	129,600	**138,800**	9,200
区分２	**本庁部長**	128,600	**137,000**	8,400
区分３	**担当部長**	126,900	**135,300**	8,400
区分４	**研究所の部長等**	121,700	**129,800**	8,100
区分５	**出先部長等**	115,000	**122,900**	7,900
区分６	**総務課長等**	106,500	**117,500**	11,000
区分７	**本庁課長**	92,600	**102,700**	10,100
区分８	**担当課長**	89,600	**96,500**	6,900
区分９	**出先課長等**	80,000	**84,800**	4,800
区分10	**専門課長**	67,800	**72,000**	4,200

※医療職給料表㈡は、区分６から10までを規定し、金額は行㈠と同額

※医療職給料表㈢は、区分６から９までを規定し、金額は行㈠と同額

医療職給料表㈠　（単位：円）

区分	職	改正前	**改正後**	増減額
区分１	**監察医務院院長等**	140,800	**150,800**	10,000
区分４	**保健所長等**	135,100	**144,100**	9,000
区分７	**医長等**	96,900	**107,500**	10,600

【区分 11 及び区分 12 の廃止】

特別調整額の区分から、区分11及び区分12（心身の故障等により職務内容の発令を行わない場合として設定されていた）を削除

別　表　第　３

【給料の特別調整額の引上げ（定年前再任用短時間勤務職員）】

行政職給料表㈠　（単位：円）

区分	職	改正前	改正後	増減額
区分１	各局総務部長等	113,800	**121,900**	8,100
区分２	本庁部長	112,900	**120,300**	7,400
区分３	担当部長	111,400	**118,800**	7,400
区分４	研究所の部長等	106,900	**114,000**	7,100
区分５	出先部長等	101,000	**107,900**	6,900
区分６	総務課長等	77,000	**85,000**	8,000
区分７	本庁課長	67,000	**74,300**	7,300
区分８	担当課長	64,800	**69,800**	5,000
区分９	出先課長等	57,800	**61,300**	3,500
区分10	専門課長	49,000	**52,000**	3,000

※医療職給料表㈡は、区分６から10までを規定し、金額は同額

※医療職給料表㈢は、区分６から９までを規定し、金額は同額

医療職給料表㈠　（単位：円）

区分	職	改正前	改正後	増減額
区分１	監察医務院院長等	105,900	**113,400**	7,500
区分４	保健所長等	101,600	**108,400**	6,800
区分７	医長等	72,700	**80,700**	8,000

附　　則

令和８年４月１日から施行する。

以下の「５」～「11」について、「Ⅱ」の「４」と同様の改正を行う。

５　職員の給与に関する規程の一部改正（議会）

６　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（選挙管理委員会）

７　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（監査）

８　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（人事委員会）

９　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（教育委員会）

10　給料の特別調整額に関する規程及び給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程（警視庁）

11　東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正

12　管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会）

人事委員会勧告に伴い、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項目
該当条文</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>別表第２</td><td>【管理職手当の引上げ】
「Ⅱ」の「４」と同様に、管理職手当の引上げを行う。
教育職給料表　（単位：円）
<table>
<tr><th>区分</th><th>職</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>増減額</th></tr>
<tr><td>区分６</td><td>統括校長</td><td>115,000</td><td>126,900</td><td>11,900</td></tr>
<tr><td>区分７</td><td>校長</td><td>104,500</td><td>115,900</td><td>11,400</td></tr>
<tr><td>区分10</td><td>副校長</td><td>80,700</td><td>85,700</td><td>5,000</td></tr>
</table>
事務職員給料表　（単位：円）
<table>
<tr><th>区分</th><th>職</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>増減額</th></tr>
<tr><td>区分９</td><td>経営企画課長
（都教育委員会が別に定めるもの）</td><td>80,000</td><td>84,800</td><td>4,800</td></tr>
<tr><td>区分10</td><td>経営企画課長
（上記を除く）</td><td>67,800</td><td>72,000</td><td>4,200</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>別表第３</td><td>【管理職手当の引上げ（定年前再任用短時間勤務職員）】
教育職給料表　（単位：円）
<table>
<tr><th>区分</th><th>職</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>増減額</th></tr>
<tr><td>区分６</td><td>統括校長</td><td>94,000</td><td>103,700</td><td>9,700</td></tr>
<tr><td>区分７</td><td>校長</td><td>85,400</td><td>94,700</td><td>9,300</td></tr>
<tr><td>区分10</td><td>副校長</td><td>59,200</td><td>62,900</td><td>3,700</td></tr>
</table>
事務職員給料表　（単位：円）
<table>
<tr><th>区分</th><th>職</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>増減額</th></tr>
<tr><td>区分９</td><td>経営企画課長
（都教育委員会が別に定めるもの）</td><td>57,800</td><td>61,300</td><td>3,500</td></tr>
<tr><td>区分10</td><td>経営企画課長
（上記を除く）</td><td>49,000</td><td>52,000</td><td>3,000</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>附則</td><td>令和８年４月１日から施行する。</td></tr>
</table>

13　職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間条例の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項目 該当条文	内容
【文言修正】 **給与の減額** 第７条の２第１項第２号	給与の減額から除かれる日数を規定 「生理休暇」⇒「健康管理休暇」
職員別給与簿 別記様式第１号の２	【社会保険料欄の項目追加】 令和８年度より拠出が開始される「子ども・子育て支援掛け金」を、社会保険料の欄に追加
施行期日 附則第１項	令和８年４月１日
経過措置 附則第２項	この規則の施行の際、改正前の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

14　学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

税法の改正等に伴い、所要の改正を行う。
「Ⅱ」の「13」と同様の改正内容については、記載を省略。

項目 該当条文	内容
職員別給与簿 別記様式第１号の２	【所得控除の欄の項目追加】 令和７年度の税法改正に伴い新たに創設される「特定親族特別控除」を、所得控除の欄に追加
施行期日 附則第１項	公布の日（令和７年12月24日予定）
経過措置 附則第２項	この規則の施行の際、改正前の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

15　地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

給与制度の見直しを踏まえ、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目
該 当 条 文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>経　過　措　置
附則第２項
附則第４項
附則第11項</td><td>【経過措置期間における支給割合の見直し】
国との制度的均衡を図りつつ、都の実情に沿って見直しを行う。
<table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">令和８年度</th></tr><tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr><tr><td>島しょ公署</td><td>８％</td><td>10％</td></tr><tr><td>異動保障
（区部・多摩公署⇒島しょ）</td><td>９％</td><td>12％</td></tr><tr><td>新採特例（島しょ）</td><td>９％</td><td>12％</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>附　　則</td><td>令和８年４月１日から施行する。</td></tr>
</table>

16　学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「15」と同様の改正を行う。

17　住居手当に関する規則の一部を改正する規則

給与条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項　　目 該 当 条 文	内　　容
届　　出 第３条 第２項（新設） 第３項（新設）	【届出を要する場合の追加】 ○　家賃額により手当額の確認を要する旨を追加 ○　ただし、任命権者が定める場合（年齢要件の変更等）には、届出は不要
支給の始期及び終期 第５条 第１項 第２項（新設）	【月額改定の日】 ○　住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。 ○　増額改定において、届出の事実が生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した月の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 ※　支給開始の場合と同様
附　　則	令和８年４月１日 ただし、改正後の規則第３条第２項の規定による届出等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

18　学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「17」と同様の改正を行う。

19　職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会勧告等に伴う給与条例の改正により、所要の改正を行う。

項目 該当条文	内容
成　績　率 第３条の４第１項	【成績率の範囲の改正】 ○　勤勉手当の支給割合を0.025月（定年前再任用指定職を除く）引き上げることに伴い、成績率の範囲を改定 （参考）支給額＝給与月額×期間率×成績率 ○　令和７年12月期の成績率の範囲

役職		成績率の範囲		(参考：改正後) 条例に定める 支給割合
		改正前	改正後	
指定職		1.0340　～ 1.4099	1.0560　～ 1.4399	1.20 月
部長級		0　～ 2.20	0　～ 2.35	1.50 月
課長級		0　～ 2.45	0　～ 2.75	1.40 月
特定任期付職員		0　～ 1.85	0　～ 2.05	1.15 月
課長代理級		0.9635　～ 1.75	0.9840　～ 1.90	1.20 月
主任以下等		0.97525 ～ 1.65	0.9960　～ 1.80	
定年前再任用	指定職	0.5500　～ 0.7499	0.5500　～ 0.7499	0.625 月
	管理職	0.60075 ～ 0.85	0.6230　～ 0.95	0.70 月
	監督職	0.51175 ～ 0.70	0.5340　～ 0.80	0.60 月
	一般職	0.5175　～ 0.65	0.5400　～ 0.75	

第２項（新設）	【育児や介護等を理由に休暇を取得する職員の業務を代行する職員に対する加算措置に係る規定を新設】 業務を代行した職員の成績率の加算割合を規定（各支給期間：６月）
第１号	○　定年前再任用職員以外の職員 0～0.12 の範囲内で人事委員会の承認を得て定める割合（0.02 ／１月）
第２号	○　定年前再任用職員 0～0.06 の範囲内で人事委員会の承認を得て定める割合（0.01 ／１月） ※　指定職は加算措置の対象外

任命権者が支給する勤勉手当の額の総額の例外 第５条の２（新設）	【給与条例に定める勤勉手当の額の総額の例外について新設】 ○　育児や介護等を理由に休暇を取得する職員の業務を代行する職員に対して加算措置を行う際、加算対象職員に著しい偏りが生じる等の事情により、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額が、給与条例第 21 条の２第２項第１号又は第３号のいずれかを超える場合、第１号又は第３号の合計額の範囲内とすることができる規定を新設 【参考】給与条例第 21 条の２第２項（抄） （略）任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員について、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。ただし、これにより難い特別の事情があるものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場合には、それぞれ当該各号に掲げる額の合計額の範囲内とすることができる。 一　次号及び第三号に該当する職員以外の職員 二　指定職給料表の適用を受ける職員(次号に該当する職員を除く。) 三　定年前再任用短時間勤務職員
施　行　期　日 附則第１項 附則第２項	公布の日（令和７年12月24日予定） ○　勤勉手当の額の総額の例外に係る改正 →　令和８年４月１日施行 ○　成績率の範囲の改正 →　令和７年12月１日遡及適用

20　学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「19」と同様の改正を行う。

21　職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当における育児休業等の除算の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項目 該当条文	内容
在職期間 第４条第２項 第６号（削除） 第７号（削除）	【育児関連制度の除算の見直し】 ○　職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、期末手当の在職期間について、現在５割除算とされている「育児休業」及び「育児短時間勤務等」を除算なしに見直し
別表第一	【育児関連制度の除算の見直し】 ○　公益的法人等の団体に派遣された期間等に係る在職期間の算定について、第４条第２項の見直しと同様、「育児休業」及び「育児短時間勤務等」を除算なしに見直し
別記 **第一号様式** **第三号様式**	【教示に係る文言整備】 ○　一時差止処分書及び支給制限処分書の出訴期限に係る教示の記載を、国における見直しにあわせて職員の退職手当に関する条例施行規則の支給制限等に係る様式を改正することから、同様の文言整備を実施
施行期日 附則第１項	公布の日（令和７年12月24日予定） ○　育児関連制度の除算の見直しに係る改正 →　令和７年12月２日遡及適用
経過措置 附則第２項	この規則の施行の際、改正前の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

22　学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「21」と同様の改正を行う。

23　宿日直手当支給規程の一部改正（知事）

給料表の改定を踏まえ、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目
該 当 条 文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額
第２条</td><td>【給料表の改定に準じた支給額の引上げ】
（勤務１回の額）
<table>
<tr><th>区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改定額</th></tr>
<tr><td>管理宿直
※1</td><td>6,100 円</td><td>6,300 円</td><td>200 円</td></tr>
<tr><td>業務宿直
※2</td><td>6,700 円</td><td>6,900 円</td><td>200 円</td></tr>
<tr><td>医師宿直
※3</td><td>30,000 円</td><td>改定なし</td><td>－</td></tr>
</table>
※１緊急又は非常の事態に備えて待機する勤務等
※２入所施設に勤務する保育士が、入所者の生活介助等を行う勤務等
※３病院等に勤務する医師が行う救急患者の診療等の勤務</td></tr>
<tr><td>施　行　期　日
附則第１項</td><td>公布の日（令和７年12月24日予定）
令和７年４月１日遡及適用</td></tr>
<tr><td>内　　払
附則第２項</td><td>令和７年４月１日から施行の日の前日までに改正前の訓令により支払われた宿日直手当は、改正後の訓令の規定による宿日直手当の内払とみなす。</td></tr>
</table>

以下の「24」及び「25」について、「Ⅱ」の「23」と同様の改正を行う。

24　宿日直手当支給規程の一部改正（教育委員会）

25　学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則

26　宿日直手当支給規程の一部改正（警視）

給料表の改定を踏まえ、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目
該 当 条 文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額
第２条</td><td>【給料表の改定に準じた支給額の引上げ】
（勤務１回の額）
<table>
<tr><th>区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th><th>改定額</th></tr>
<tr><td>本部当直
※1</td><td>6,100 円</td><td>6,300 円</td><td>200 円</td></tr>
<tr><td>学校当直
※2</td><td>6,200 円</td><td>6,400 円</td><td>200 円</td></tr>
<tr><td>本署当直
※3</td><td>7,900 円</td><td>8,100 円</td><td>200 円</td></tr>
<tr><td>島部当直
※4</td><td>6,700 円</td><td>6,900 円</td><td>200 円</td></tr>
</table>
※１警視庁本部等における当直
※２警察学校における当直
※３警察署における当直
※４島部警察署における当直</td></tr>
<tr><td>施　行　期　日
附則第１項</td><td>公布の日（令和７年12月24日予定）
令和７年４月１日遡及適用</td></tr>
<tr><td>内　　払
附則第２項</td><td>令和７年４月１日から施行の日の前日までに改正前の訓令により支払われた宿日直手当は、改正後の訓令の規定による宿日直手当の内払とみなす。</td></tr>
</table>

27　職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規程等の改正に伴い、所要の改正を行う。

項　　目 該 当 条 文	内　　容
管理職員特別勤務手当の額等 第３条第１項第１号 第２号 第２項第１号 第２号	【給料の特別調整額の区分 11 及び区分 12 の廃止に伴う規定整備】 給料の特別調整額に関する規程において、区分 11 及び区分 12（心身の故障等により職務内容の発令を行わない場合として設定されていた）が廃止されたことに伴い、これらの区分を削除
附　　則	令和８年４月１日から施行する。

28　学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

「Ｉ」の「１」の昇格時号給対応表の改正と同様の改正を行う。

29　学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ｉ」の「３」と同様に初任給調整手当の引上げ改正を行う。

30　教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目
該 当 条 文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>職員の範囲及び支給額
第２条第１項第１号
第２号</td><td>
【教職調整額の特例支給割合対象者の見直し】
国の見直しにおいて、教育公務員特例法第25条に基づく指導改善研修被認定者が教職調整額の支給対象外となったことに伴い、特例支給割合対象者の見直し
○　見直しの対象
・長期研修受講者（特例２％→本則10％）
・教特法第25条に基づく指導改善研修被認定者（特例２％→支給対象外）
※　上記の見直しに伴い、「東京都教育委員会が東京都人事委員会の承認を得て別に定める研修」についての人事委員会承認事項を廃止
<table>
<tr><th></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>本則（条例第３条第１項）</td><td>４％</td><td>10％</td></tr>
<tr><td>長期研修受講者</td><td rowspan="2">２％</td><td>10％</td></tr>
<tr><td>教特法第25条に基づく指導改善研修被認定者</td><td>０％</td></tr>
<tr><td>①任命権者が独自に実施する指導改善研修被認定者（養護教諭・栄養教諭）</td><td>２％</td><td>改正なし</td></tr>
<tr><td>②研修等必要な措置を講じてもなお適切な指導ができない者</td><td>１％</td><td>改正なし</td></tr>
</table>
※　①任命権者が独自に実施する指導改善研修被認定者及び②研修等必要な措置を講じてもなお適切な指導ができない者については、都が独自に支給割合を低く設定している。
今回、給特法の改正により、教特法第25条に基づく指導改善研修被認定者については支給対象外とされたものの、①及び②については支給対象外とされず、都独自に支給対象外（０％）とすることはできないため、現行どおりとする（現時点においては、対象者はいない）。
</td></tr>
<tr><td>施　行　期　日
附則</td><td>令和８年１月１日</td></tr>
</table>

31　産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

給与制度の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項　　目 該 当 条 文	内　　容
支　　給　　額 **第２条第３項（削除）** **別表（削除）**	【支給額の限度額規定の廃止】 産業教育手当の支給限度額に係る規定を廃止 ・　産業教育手当は、産業教育振興法の規定に沿い、産業教育に従事する教職員を優遇し、人材を確保するとともに、特に実習に従事する職員の勤務の困難性・特殊性に措置するための手当である。 ・　手当額は、（給料月額+教職調整額）×定率（８％～４％）で算定。規則において率及び限度額が設定されている。 ＜限度額廃止の理由＞ ・　限度額は、教育職給料表が国の俸給表に準拠していた際、国の手当額との均衡を図るために設けられたものであるが、本年の勧告に基づき、教員の処遇改善を図る観点から、限度額の規定を廃止する。
施　行　期　日 **附則**	公布の日（令和７年12月24日予定） 令和７年４月１日遡及適用

32　定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

給与制度の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項　　目 該 当 条 文	内　　容
支　　給　　額 **第２条第３項（削除）** **別表（削除）**	【支給額の限度額規定の廃止】 上記「31」と同様に支給限度額に係る規定を廃止 ・　定時制通信教育手当は、「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」の規定に基づき、定時制教育又は通信制教育に従事する職員の職務の複雑困難性に鑑み、その苦労に報いるとともに、人材を確保することを目的とした手当である。 ・　手当額は、（給料月額+教職調整額）×定率（５％～２％）で算定。規則において率及び限度額が設定されている。
施　行　期　日 **附則**	公布の日（令和７年12月24日予定） 令和７年４月１日遡及適用

33　へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

給与制度の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項　　目 該 当 条 文	内　　容
支　　給　　額 **第３条** **別表第３（削除）**	【支給額の限度額規定の廃止】 上記「31」と同様に支給限度額に係る規定を廃止 ・　へき地手当は、離島その他生活の著しく不便な地に勤務する職員が、当該地域の地理的・文化的環境等によって受けるであろう生活上の不便さ、困難さ、精神的負担に対応する趣旨で、その勤務する期間を通じて支給する手当である。 ・　へき地手当に準ずる手当は、へき地学校等及び特地公署への異動又は採用に伴って住居を移転した職員とその地に従前から居住する職員等との生活不便度や精神的負担の差に着目して、前者に対して異動等の後一定期間に限って支給する手当である。 ・　手当額は、（給料の月額＋扶養手当）×定率（最大25%）で算定。規則において率及び限度額が設定されている。
施　行　期　日 **附則**	公布の日（令和７年12月24日予定） 令和７年４月１日遡及適用

34　学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

国における教員給与の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項　　目 該 当 条 文	内　　容
教員特殊業務手当 別表第１ 手当番号13 別表第２ （１）	【手当額及び支給要件の見直し】 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務のうち、児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき及び児童又は生徒に対する緊急の補導業務に従事したときの手当額及び支給要件を見直し ○　手当額（国の見直しに準拠） 日額7,500円→8,000円 ○　支給要件（週休日等について、国の見直しに準拠） ・週 休 日 等　終日に及ぶ程度(日中８時間以上) →　半日程度（日中４時間以上） ・その他の日　ア　正規の勤務時間に引き続き午後11時まで イ　午前２時から午前８時まで →　ア　正規の勤務時間に引き続き午後９時まで イ　午前４時から午前８時まで
施　行　期　日 附則第１項	令和８年１月１日
経　過　措　置 附則第２項	○　施行日前に従事した業務について施行日以後に支給する場合については、従前の例による。
２歴日にわたる勤務の取扱い 附則第３項	○　２歴日にわたる勤務にあっては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、従前の例による。

35　義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

学校給与条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目
該 当 条 文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>義務教育等教員特別手当の月額
別表第１</td><td>【給料表の改定に伴う対応号給の見直し】
校長・副校長の給料月額の初号水準引上げに伴い、対応号給を見直し
○　５級：１号給4,680円～101号給7,950円　※36号給までカット
→　１号給6,220円～65号給7,950円
○　６級：１号給5,640円～85号給8,570円　※20号給までカット
→　１号給6,480円～65号給8,570円
（施行期日）：令和８年４月１日</td></tr>
<tr><td>義務教育等教員特別手当の月額
第４条第２項（新設）
別表第２（新設）
校 務 の 種 類
第４条の２（新設）</td><td>【校務類型に応じた加算額を規定】
各月の初日に第４条の２各号に掲げるいずれかの校務を分掌する職員には、校務に応じた額を加算
【加算対象となる校務を規定】
校務の種類として、以下を規則で規定
○　第１号　学級を担任する業務
○　第２号　前号の学級を担任する業務を補佐する業務
○　第３号　複数の者で学級を担任する業務（前２号のいずれかに該当する場合を除く。）
<table><tr><th>校務の種類</th><th>金額</th></tr><tr><td>第１号　学級を担任する業務</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>第２号　前号の学級を担任する業務を補佐する業務</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>第３号　複数の者で学級を担任する業務（前２号のいずれかに該当する場合を除く。）</td><td>2,000円</td></tr></table>（施行期日）：令和８年１月１日</td></tr>
<tr><td>校務の分掌状況に係る届出
第４条の３（新設）</td><td>○　校長は、毎年度、校務の分掌状況を東京都教育委員会に届け出なければならない。
○　校長は、届出に係る事項に変更があったときは、速やかにその旨を東京都教育委員会に届け出なければならない。
（施行期日）：令和８年１月１日</td></tr>
</table>

36　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生理休暇の名称変更、介護休暇及び介護時間の拡充に伴い、所要の改正を行う。

項目 該当条文	内容
健康管理休暇 第23条	【生理休暇の名称変更】 ※生理休暇：生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇 （現行）生理休暇　⇒　（改正後）健康管理休暇
介護休暇 第27条第１項	【介護休暇の承認期間の拡大】 ※介護休暇：介護のため、連続する６月の期間内において必要と認められる期間、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇。日、時間を単位とし、180日を限度に２回まで更新可能。 （現行）連続する６月　⇒　（改正後）連続する１年 180日を限度　⇒　365日を限度
介護時間 第27条の２第１項 第６項	【介護時間の取得期間の拡大】 ※介護時間：介護のため、１日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められる場合に承認する休暇。取得の初日から３年以内で取得可能。 （現行）取得の初日から連続する３年以内 ↓ （改正後）必要と認められる期間　※取得期間の上限撤廃 ただし、取得期間が３年を超える場合は年度ごとに承認
施行期日 附則第１項	令和８年４月１日
経過措置 附則第２項	○改正後の健康管理休暇、介護休暇及び介護時間は、公布の日より行うことができる。

37　学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「36」と同様の改正を行う。

38　会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の病気休暇の導入、生理休暇の名称変更、介護休暇及び介護時間の拡充に伴い、所要の改正を行う。

項目 該当条文	内容
病気休暇 第14条の２（新設）	【病気休暇の導入】 ※病気休暇：職員が疾病又は負傷のために療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇 ○取得単位、手続き等については、常勤職員の病気休暇に準じる。 ○引き続き職員として任用された場合は、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務が継続するものとみなす。任期の更新をした場合も同様。 ○病気休暇の導入により傷病欠勤を廃止
健康管理休暇 第22条	【生理休暇の名称変更】 （現行）生理休暇　⇒　（改正後）健康管理休暇
介護休暇 第26条第２項	【介護休暇の承認期間の拡大】 （現行）連続する93日　⇒　（改正後）連続する１年 93日を限度　⇒　365日を限度
介護時間 第28条第１項	【介護時間の取得期間の拡大】 （現行）取得の初日から連続する３年以内 ↓ （改正後）必要と認められる期間（在職する期間内） ※取得期間の上限撤廃
期間計算 第32条第１項	○病気休暇の期間には、勤務を割り振られていない日を含むことを規定
施行期日 附則第１項	令和８年４月１日
経過措置 附則第２項 附則第３項	○病気休暇、改正後の健康管理休暇、介護休暇及び介護時間は、公布の日より行うことができる。 ○この規則の施行の日前における傷病を原因とする欠勤は、改正後の規則により承認された病気休暇とみなす。

以下の「39」～「43」について、「Ⅱ」の「38」と同様の改正を行う。

39　東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

40　東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

41　東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

42　警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

43　東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

44　会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

病気休暇の新設に伴う傷病欠勤の廃止により、所要の改正を行う。

項　　目 該 当 条 文	内　　容
任　　用 **第４条第７項第２号**	【傷病欠勤の削除】 公募によらない再度任用の要件である欠勤等の事由について、「傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）」を削除
別　　表	【規定整備】 欠勤等日数換算表から傷病欠勤の項を削除
施　行　期　日 **附則**	令和８年４月１日

以下の「45」～「52」について、「Ⅱ」の「44」と同様の改正を行う。

45　東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

46　東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

47　会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（議会）

48　警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

49　東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

50　東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

51　東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

52　東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

53　非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例の改正等により、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目
該 当 条 文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>報酬の減額免除等
第15条第２項第１号（新設）
別表第３（新設）</td><td>【病気休暇の導入に伴う減額免除事由の追加】
○　病気休暇を承認されている期間のうち、勤務を割り振られた日に限り、下表に定める日数を限度として、有給とする。
<table>
<tr><th>週
所定勤務日数</th><th>１年間の
所定勤務日数</th><th>月当たり換算
所定勤務日数</th><th>日数</th></tr>
<tr><td>４日以上</td><td>169 日以上</td><td>15 日以上</td><td>10 日</td></tr>
<tr><td>３日</td><td>121～168 日</td><td>11～14 日</td><td>５日</td></tr>
<tr><td>２日</td><td>73～120 日</td><td>７～10 日</td><td>３日</td></tr>
<tr><td>１日</td><td>48 日～72 日</td><td>４～６日</td><td>１日</td></tr>
<tr><td>－</td><td>48 日未満</td><td>４日未満</td><td>０日</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>期末手当の支給割合算定に係る在職期間
第19条第２項第５号（削除）</td><td>【育児関連制度の除算の見直し】
○　職員の育児と仕事との両立を支援する観点から、期末手当の在職期間について、現在５割除算とされている「育児休業」を除算なしに見直し</td></tr>
<tr><td>勤勉手当の支給割合算定に係る成績率
第28条第１項

第２項（新設）</td><td>【会計年度任用職員の成績率の改正】
勤勉手当の支給割合を0.025月引き上げることに伴う規定整備
○令和７年12月期の成績率の下限
<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">成績率の下限</th><th rowspan="2">(参考：改正後)
条例に定める
支給割合</th></tr>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>会計年度任用職員</td><td>10,692.5／10000</td><td>10,920／10000</td><td>1.20 月</td></tr>
</table>
【育児や介護等を理由に休暇を取得する職員の業務を代行する職員に対する加算措置に係る規定を新設】
業務を代行した会計年度任用職員の成績率の加算割合を規定（各支給期間：６月）
○　0～0.12 の範囲内で人事委員会の承認を得て定める割合（0.02 ／１月）</td></tr>
<tr><td>施　行　期　日
附則第１項
附則第２項</td><td>令和８年４月１日から施行する。
ただし、成績率の範囲の改正については、公布の日（令和７年12月24日予定）から施行し、令和７年12月１日遡及適用とする。
施行日の前における傷病欠勤は改正後の規則により承認された病気休暇とみなす。</td></tr>
</table>

54　都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

常勤職員の給与改定等に伴い、所要の改正を行う。
「Ⅱ」の「38」「53」と同様の改正については、記載を省略。

<table>
<tr><th>項　　目
該 当 条 文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>別　表　第　３</td><td>
【報酬額（時間額）の改正：常勤職員の給与改正に伴う報酬改定】
○　常勤職員の平均給与改定率 3.24％を乗じて算出
<table>
<tr><th rowspan="2">経験年数</th><th colspan="2">時間額</th></tr>
<tr><th>（改正前）</th><th>（改正後）</th></tr>
<tr><td>１年未満</td><td>1,950円</td><td>2,010円</td></tr>
<tr><td>１年以上２年未満</td><td>2,020円</td><td>2,090円</td></tr>
<tr><td>２年以上３年未満</td><td>2,090円</td><td>2,160円</td></tr>
<tr><td>３年以上４年未満</td><td>2,160円</td><td>2,230円</td></tr>
<tr><td>４年以上５年未満</td><td>2,240円</td><td>2,310円</td></tr>
<tr><td>５年以上６年未満</td><td>2,310円</td><td>2,380円</td></tr>
<tr><td>６年以上７年未満</td><td>2,390円</td><td>2,470円</td></tr>
<tr><td>７年以上８年未満</td><td>2,480円</td><td>2,560円</td></tr>
<tr><td>８年以上９年未満</td><td>2,580円</td><td>2,660円</td></tr>
<tr><td>９年以上10年未満</td><td>2,680円</td><td>2,770円</td></tr>
<tr><td>10年以上11年未満</td><td>2,760円</td><td>2,850円</td></tr>
<tr><td>11年以上12年未満</td><td>2,880円</td><td>2,970円</td></tr>
<tr><td>12年以上13年未満</td><td>2,980円</td><td>3,080円</td></tr>
<tr><td>13年以上14年未満</td><td>3,080円</td><td>3,180円</td></tr>
<tr><td>14年以上15年未満</td><td>3,170円</td><td>3,270円</td></tr>
<tr><td>15年以上16年未満</td><td>3,270円</td><td>3,380円</td></tr>
<tr><td>16年以上17年未満</td><td>3,380円</td><td>3,490円</td></tr>
<tr><td>17年以上</td><td>3,480円</td><td>3,590円</td></tr>
</table>
（施行期日）：令和７年４月１日遡及適用
○　この規則による改正前の規則の規定に基づいて時間講師に支払われた報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。
</td></tr>
</table>

別　表　第　３

【報酬額（時間額）の改正：**処遇改善に伴う報酬改定】**

○　教職調整額の引上げの趣旨を踏まえ、講師においても処遇の改善を図る必要があることから、報酬額の改定を行う。

○　教職調整額の引上げ分に相当する1%を乗じて算出

経験年数	時間額	
	（改正前）	（改正後）
１年未満	2,010円	2,030円
１年以上２年未満	2,090円	2,110円
２年以上３年未満	2,160円	2,180円
３年以上４年未満	2,230円	2,250円
４年以上５年未満	2,310円	2,330円
５年以上６年未満	2,380円	2,400円
６年以上７年未満	2,470円	2,490円
７年以上８年未満	2,560円	2,590円
８年以上９年未満	2,660円	2,690円
９年以上10年未満	2,770円	2,800円
10年以上11年未満	2,850円	2,880円
11年以上12年未満	2,970円	3,000円
12年以上13年未満	3,080円	3,110円
13年以上14年未満	3,180円	3,210円
14年以上15年未満	3,270円	3,300円
15年以上16年未満	3,380円	3,410円
16年以上17年未満	3,490円	3,520円
17年以上	3,590円	3,630円

（施行期日）：令和８年１月１日

55　都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

常勤職員の給与改定に伴い、所要の改正を行う。
「Ⅱ」の「38」「44」「53」「54」と同様の改正については、記載を省略。

<table>
<tr><th>項　　目
該 当 条 文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>別　表　第　３</td><td>【報酬額（月額）の改正：常勤職員の給与改定に伴う報酬改定】
○　常勤職員の平均給与改定率 3.24％を乗じて算出
<table><tr><th rowspan="2">一日の勤務時間</th><th colspan="2">報酬額</th></tr><tr><th>（改正前）</th><th>（改正後）</th></tr><tr><td>７時間45分</td><td>201,600円</td><td>208,100円</td></tr><tr><td>５時間</td><td>146,300円</td><td>151,000円</td></tr></table>（施行期日）：令和７年４月１日遡及適用
○　この規則による改正前の規則の規定に基づいて日勤講師に支払われた報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。</td></tr>
<tr><td>別　表　第　３</td><td>【報酬額（月額）の改正：処遇改善に伴う報酬改定】
○　教職調整額の引上げの趣旨を踏まえ、講師においても処遇の改善を図る必要があることから、報酬額の改定を行う。
○　教職調整額の引上げ分に相当する1％を乗じて算出
<table><tr><th rowspan="2">一日の勤務時間</th><th colspan="2">報酬額</th></tr><tr><th>（改正前）</th><th>（改正後）</th></tr><tr><td>７時間45分</td><td>208,100円</td><td>210,200円</td></tr><tr><td>５時間</td><td>151,000円</td><td>152,500円</td></tr></table>（施行期日）：令和８年１月１日</td></tr>
</table>

Ⅲ　人事委員会承認事項の一部改正等

1　昇給に関する基準（知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会・警視庁・教育委員会）

給与制度の見直しを踏まえ、所要の改正を行う。

項　　目	内　　容
隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算 第４の４	【隔遠地加算の対象から島しょ地域を削除】 隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算の対象となる行政機関から、「特地勤務手当支給指定公署」を削除 ※　隔遠地加算とは、昇給日の前年の４月１日から昇給日の属する年の３月31日までの期間において、特地勤務手当支給指定公署等に勤務する者については、勤務した年度の翌年度に、一定の号給（例：島しょ所在の行政機関に６月超勤務した場合は４号給）を加算する制度
附　　則 附則第１項 附則第２項	令和８年１月１日から適用する。 ただし、令和 10 年３月 31 日までの間、島しょ地域に勤務する者に係る隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算について、従前の例による。

2　局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>局長級職員の成績率の内容
第３</td><td>【段階ごとの成績率の改正】
○　令和７年12月に支給する勤勉手当の成績率を改定
（局長級）
・勤勉手当月数1.175月（現行）→1.200月
<table>
<tr><th>段階</th><th>改正前の成績率</th><th>改正後の成績率</th></tr>
<tr><td>上位</td><td>1.175 超～1.4099 月
の範囲で
支給の都度定める</td><td><u>1.2000 超～1.4399 月</u>
の範囲で
支給の都度定める</td></tr>
<tr><td>中位</td><td>1.09275～1.175 月
の範囲で
支給の都度定める</td><td><u>1.1160～1.2000 月</u>
の範囲で
支給の都度定める</td></tr>
<tr><td>下位</td><td>1.034 月</td><td><u>1.056 月</u></td></tr>
<tr><td>総務局長が別に定めるものの成績率</td><td>1.175 月</td><td><u>1.200 月</u></td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>附　　則</td><td>令和７年12月24日から施行し、令和７年12月１日から遡及適用する。</td></tr>
</table>

3　成績率の運用に関する要綱の制定について（知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会）

人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>行（一）５級等職員の成績率の内容
第４</td><td>【段階ごとの成績率の改正】
○　令和７年12月に支給する勤勉手当の成績率を改定
（部長級）
・勤勉手当月数1.475月（現行）→1.50月
<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><th>段階</th><th>評価</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr>
<tr><td>最上位</td><td>5</td><td>10%</td><td rowspan="2">支給の都度定める
（上限：2.20 月）</td><td rowspan="2">支給の都度定める
（上限：2.35 月）</td></tr>
<tr><td>上位</td><td>4</td><td>20%</td></tr>
<tr><td>中位</td><td>3</td><td>50%</td><td>1.37175 月</td><td>1.3950 月</td></tr>
<tr><td>下位</td><td>2</td><td rowspan="2">20%</td><td>1.29800 月</td><td>1.3200 月</td></tr>
<tr><td>最下位</td><td>1</td><td>0 月</td><td>0 月</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>行（一）４級等職員の成績率の内容
第５</td><td>（課長級）
・勤勉手当月数1.375月（現行）→1.40月
<table>
<tr><th colspan="3"></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><th>段階</th><th>評価</th><th>配分</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr>
<tr><td>最上位</td><td>5</td><td>10%</td><td rowspan="3">支給の都度定める
（上限：2.45 月）</td><td rowspan="3">支給の都度定める
（上限：2.75 月）</td></tr>
<tr><td>上位</td><td>4</td><td>20%</td></tr>
<tr><td>中位（A）</td><td rowspan="2">3</td><td>10%</td></tr>
<tr><td>中位（B）</td><td>40%</td><td>1.29250 月</td><td>1.3160 月</td></tr>
<tr><td>下位</td><td>2</td><td rowspan="2">20%</td><td>1.22375 月</td><td>1.2460 月</td></tr>
<tr><td>最下位</td><td>1</td><td>0 月</td><td>0 月</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>特定任期付職員の成績率の内容
第６</td><td>（特定任期付職員）
・勤勉手当月数1.125月（現行）→1.15月
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><th>段階</th><th>評価</th><th>成績率</th><th>成績率</th></tr>
<tr><td>上位</td><td>５及び４</td><td>支給の都度定める
（上限：1.85 月）</td><td>支給の都度定める
（上限：2.05 月）</td></tr>
<tr><td>中位</td><td>3</td><td>1.0250 月</td><td>1.0500 月</td></tr>
<tr><td>下位</td><td>2</td><td>0.9600 月</td><td>0.9850 月</td></tr>
<tr><td>最下位</td><td>1</td><td>0 月</td><td>0 月</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

行政系課長代理等職員の成績率の内容

第７

（課長代理級）

・勤勉手当月数1.175月（現行）→1.20月

		改正前	改正後
段階	配分	成績率	成績率
最上位	10％	支給の都度定める（上限：1.75月）	支給の都度定める（**上限：1.90月**）
上位	30％		
中位	60％	1.11625月	**1.1400月**
下位		0.96350月	**0.9840月**
対象外	―	1.17500月	**1.2000月**

行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容

第８

（主任級以下及び技能系）

・勤勉手当月数1.175月（現行）→1.20月

		改正前	改正後
段階	配分	成績率	成績率
上位	40％	支給の都度定める（上限：1.65月）	支給の都度定める（**上限：1.80月**）
中位	60％	1.12800月	**1.1520月**
下位		0.97525月	**0.9960月**
対象外	―	1.17500月	**1.2000月**

定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容

第９

（定年前再任用・暫定再任用管理職員）

・勤勉手当月数0.675月（現行）→0.70月

		改正前	改正後
段階	配分	成績率	成績率
上位	30％	支給の都度定める（上限：0.85月）	支給の都度定める（**上限：0.95月**）
中位	70％	0.63450月	**0.65800月**
下位		0.60075月	**0.62300月**

定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容

第１０

（定年前再任用・暫定再任用課長代理級）

・勤勉手当月数0.575月（現行）→0.60月

		改正前	改正後
段階	配分	成績率	成績率
上位	40％	支給の都度定める（上限：0.70月）	支給の都度定める（**上限：0.80月**）
中位	60％	0.54625月	**0.57000月**
下位		0.51175月	**0.53400月**
対象外	―	0.57500月	**0.60000月**

<table>
<tr><td>定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容
第１１</td><td>（定年前再任用・暫定再任用主任級以下及び技能系）
・勤勉手当月数0.575月（現行）→0.60月
<table><tr><td colspan="2"></td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>段階</td><td>配分</td><td>成績率</td><td>成績率</td></tr><tr><td>上位</td><td>40％</td><td>支給の都度定める
（上限：0.65 月）</td><td>支給の都度定める
（<u>上限：0.75 月</u>）</td></tr><tr><td>中位</td><td rowspan="2">60％</td><td>0.5520 月</td><td><u>0.5760 月</u></td></tr><tr><td>下位</td><td>0.5175 月</td><td><u>0.5400 月</u></td></tr><tr><td>対象外</td><td>―</td><td>0.5750 月</td><td><u>0.6000 月</u></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>附　　則</td><td>令和７年12月24日から施行し、令和７年12月１日から遡及適用する。</td></tr>
</table>

教育委員会、警視庁、東京消防庁についても、同様の改正を行う。

４　会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（知事・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会）

人事委員会勧告等に伴う条例・規則の改正により、所要の改正を行う。

<table>
<tr><td>項　　目
該 当 条 文</td><td>内　　容</td></tr>
<tr><td>会計年度任用職員の成績率の内容
第４</td><td>【段階ごとの成績率の改正】
令和７年12月に支給する勤勉手当
（会計年度任用職員）
・勤勉手当月数1.175月（現行）→1.20月
<table><tr><td>段階</td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>標準</td><td>支給の都度定める
（上限：1.65 月）</td><td>支給の都度定める
（<u>上限：1.80 月</u>）</td></tr><tr><td>下位</td><td>1.06925 月</td><td><u>1.09200 月</u></td></tr><tr><td>対象外</td><td>1.17500 月</td><td><u>1.20000 月</u></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>附　　則</td><td>令和７年 12 月 24 日から施行し、令和７年 12 月１日から遡及適用する。</td></tr>
</table>

教育委員会、警視庁、東京消防庁についても、同様の改正を行う。

５ 教職調整額に関する規則第２条第１号の規定により定める研修について

＜廃止＞

「Ⅱ」の「30」の改正に伴い、令和７年 12 月 31 日をもって廃止する。

6　非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定に基づき知事が人事委員会の承認を得て別に定める事項について

傷病欠勤の廃止に伴い、所要の改正を行う。

項　　目	内　　容
件名の変更	【文言整備】 ○　非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定に基づき知事が人事委員会の承認を得て別に定める事項について →　非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の規定に基づき知事が人事委員会の承認を得て別に定める事項について
改正内容	【報酬減額免除事由の改正】 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則第 15 条に規定する報酬の減額免除等の事由のうち、同規則第２項第 12 号における「知事が人事委員会の承認を得て定める場合」について、傷病欠勤の廃止及び病気休暇の導入に伴う改正を実施 ○　傷病を原因とする欠勤のうち、不妊症及び不育症の各種検査、治療及び療養を原因として勤務しない場合（１回につき引き続く 90 日を限度） →　病気休暇の対象と認められる不妊症及び不育症の各種検査、治療及び療養のため、病気休暇を承認された場合（１回につき引き続く 90 日を限度） ○　上記の適用については、令和８年３月 31 日以前の傷病を原因とする欠勤は、病気休暇とみなす。
施行年月日	令和８年４月１日

7　講師に関する規則の規定に基づき教育委員会が人事委員会の承認を得て別に定める事項について

「Ⅲ」の「６」と同様の改正を行う。

７ 総 人 制 第 ７８４号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　殿

東 京 都 知 事
小 池　百 合 子
（ 公 印 省 略 ）

東京都規則及び訓令の一部改正について（申請・協議）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正等を踏まえ、下記のとおり規則及び訓令の改正を行う必要があるため、改正後の給与条例等に基づく承認申請並びに協議をします。

記

１　改正する規則及び訓令並びに承認申請及び協議の根拠規定

(1) 職員の給与に関する条例施行規則（昭和37年東京都規則第172号）
根拠規定：給与条例第23条

(2) 職員の給料の調整額に関する規則（昭和47年東京都規則第161号）
根拠規定：給与条例第９条第３項

(3) 給料の特別調整額に関する規程（昭和32年東京都訓令甲第10号）
根拠規定：給与条例第９条の２第３項において準用する同条例第９条第３項

(4) 地域手当に関する規則（昭和43年東京都規則第19号）
根拠規定：給与条例第11条の２第３項

(5) 住居手当に関する規則（昭和46年東京都規則第33号）
根拠規定：給与条例第11条の３第３項

(6) 宿日直手当支給規程（昭和35年東京都訓令甲第43号）
根拠規定：給与条例第18条の２第４項

(7) 職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成３年東京都規則第400号）
根拠規定：給与条例第18条の３第４項

(8) 職員の期末手当に関する規則（昭和43年東京都規則第120号）
根拠規定：給与条例第21条第５項、第21条の２の２の２第３項及び第21条の２の３第６項

(9) 職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）
根拠規定：給与条例第21条の２第４項

(10) 会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成27年東京都規則第７号）
根拠規定：職員の採用・昇任等に関する一般基準15（５）

(11) 非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第８号）

根拠規定：非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年東京都条例第56号）第３条第４項、第５条第４項、第６条第４項及び第７条

２　改正理由

給与条例の一部改正並びに会計年度任用職員の傷病欠勤の廃止及び病気休暇の新設等を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文

別添のとおり

7 教 人 勤 第 365 号

令 和 7 年 12 月 12 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第11条第２項の規定に基づき承認方申請します。

7 教 人 勤 第 367 号

令 和 7 年 12月 12日

東 京 都 人 事 委 員 会　 殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第11条第２項の規定に基づき承認方申請します。

監 警 給 審第7002号
令和７年１２月１２日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

警 視 総 監
迫　田　裕　治
（ 公 印 省 略 ）

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正について
（申請）

下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号。以下「給与条例」という。）第９条第３項の規定に基づき、承認の申請をします。

記

１　改正する訓令
警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程（平成７年３月31日訓令甲第16号）

２　改正の理由
給与条例の一部改正を踏まえ、額の改正を行う必要があるため

３　改正の内容
別添のとおり

４　施行年月日
令和７年１２月２４日

７議総第８５１号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　殿

東京都議会議長
増子　博樹
（公　印　省　略）

職員の給与に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正に伴い、下記のとおり訓令を改正する必要があるため、同条例第９条の２第３項において準用する同条例第９条第３項の規定に基づき、承認を申請します。

記

１　改正する訓令
職員の給与に関する規程（昭和 35 年東京都議会議長訓令甲第２号）

２　改正理由
給与条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

7 総 選 総 第 1105 号
令 和 7 年 12 月 12 日

東京都人事委員会　殿

東京都選挙管理委員会
委員長　澤野 正明
（公印省略）

給料の特別調整額に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正に伴い、下記のとおり訓令を改正する必要があるため、同条例第９条の２第３項において準用する同条例第９条第３項の規定に基づき、承認を申請します。

記

１　改正する訓令
給料の特別調整額に関する規程（昭和 36 年選挙管理委員会訓令甲第１号）

２　改正理由
給与条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

7 監 総 第 594 号
令和 7 年 12 月 12 日

東京都人事委員会　殿

東京都代表監査委員
茂垣　之雄
（公　印　省　略）

給料の特別調整額に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正に伴い、下記のとおり訓令を改正する必要があるため、同条例第９条の２第３項において準用する同条例第９条第３項の規定に基づき、承認を申請します。

記

１　改正する訓令
給料の特別調整額に関する規程(昭和 34 年東京都監査委員訓令甲第３号)

２　改正理由
給与条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

7 人 委 総 第 659 号
令 和 7 年 12 月 12 日

東京都人事委員会　殿

東京都人事委員会
委員長　中西　充
（公印省略）

給料の特別調整額に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号。以下「給与条例」という。）の一部改正に伴い、下記のとおり訓令を改正する必要があるため、同条例第９条の２第３項において準用する同条例第９条第３項の規定に基づき、承認を申請します。

記

１　改正する訓令
給料の特別調整額に関する規程(昭和 32 年東京都人事委員会訓令甲第 1 号)

２　改正理由
給与条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

7 教 人 勤 第 372 号

令 和 7 年 12月 12日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

給料の特別調整額に関する規程及び管理職手当支給に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、管理職手当の制度見直しに伴い、規定を整備する必要があるため、改正後の職員の給与に関する条例第９条の２及び改正後の学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）第11条の２第２項の規定に基づき承認方申請します。

監. 警. 給. 諸第７０１１号
令 和 ７ 年 １ ２ 月 １ ２ 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

警 視 総 監
迫 田 裕 治
（ 公 印 省 略 ）

給料の特別調整額に関する規程及び給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程の一部改正について（申請）

下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号。以下「給与条例」という。）第９条の２第３項において準用する同条例第９条第３項の規定に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する訓令
(1)　給料の特別調整額に関する規程（昭和35年４月15日警視庁訓令甲第14号）
(2)　給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程（令和５年７月21日訓令甲第24号）

２　改正の理由
給与条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文等
別添のとおり

４　施行期日
令和８年４月１日

７人職第１２７８号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　殿

東京消防庁
消防総監　市川　博三
（　公　印　省　略　）

東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和２６年東京都条例第７５号。以下「給与条例」という。）の一部改正に伴い、下記のとおり訓令を改正する必要があるため、同条例第９条の２第３項において準用する同条例第９条第３項の規定に基づき、承認を申請します。

記

１　改正する訓令
　東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和３２年４月東京消防庁訓令甲第３号）
２　改正理由
　給与条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため
３　改正案文
　別添えのとおり

7 教 人 勤 第 383 号

令 和 7 年 12月 12日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について（協議）

このことについて、令和７年度税制改正に伴い、規定を整備する必要があるため、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）第25条の規定に基づき協議します。

7 教 人 勤 第 384 号

令 和 7 年 12 月 12 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について（協議）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるため、改正後の学校職員の給与に関する条例第16条第２項の規定に基づき承認方申請し、同条例第25条の規定に基づき協議します。

7 教 人 勤 第 364 号

令 和 7 年 12月 12日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について（申請）

このことについて、地域手当の制度見直しに伴い、規定を整備する必要があるため、改正後の学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）第13条の２第３項の規定に基づき承認方申請します。

7 教 人 勤 第 381 号

令 和 7 年 12月 12日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

学校職員の住居手当に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、住居手当の制度見直しに伴い、規定を整備する必要があるため、改正後の学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）第13条の３第３項の規定に基づき承認方申請します。

7 教 人 勤 第 387 号

令 和 7 年 12 月 12 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、改正後の学校職員の給与に関する条例第24条の２の規定に基づき承認方申請します。

7 教 人 勤 第 386 号

令 和 7 年 12 月 12 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

学校職員の期末手当に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、期末手当の制度見直しに伴い、規定を整備する必要があるため、改正後の学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）第24条の規定に基づき承認方申請します。

7 教 人 勤 第 362 号

令 和 7 年 12 月 12 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

宿日直手当支給規程及び学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）及び学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、改正後の職員の給与に関する条例第18条の２第４項及び改正後の学校職員の給与に関する条例第21条第４項の規定に基づき承認方申請します。

監. 警. 給. 諸　第７００６号

令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　殿

警視総監
迫　田　裕　治
（公　印　省　略）

宿日直手当支給規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり訓令の改正を行う必要があるため、改正後の職員の給与に関する条例（昭和２６年東京都条例第７５号。以下「給与条例」という。）第１８条の２第４項の規定に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する訓令
　宿日直手当支給規程（昭和４３年３月２５日訓令甲第９号）
２　改正の理由
　給与条例の一部改正を踏まえ、宿日直手当の支給額の改正を行う必要があるため
３　改正案文等
　別添のとおり

7 教 人 勤 第 363 号

令 和 7 年 12 月 12 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の改正について（申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、改正後の学校職員の給与に関する条例第８条の規定に基づき承認方申請します。

7 教 人 勤 第 382 号

令 和 7 年 12 月 12 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、改正後の学校職員の給与に関する条例第11条の３の規定に基づき承認方申請します。

7 教 人 勤 第 317 号

令 和 7 年 12月 12日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

教職調整額に関する規則の改正等について（申請）

このことについて、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和47年東京都条例第12号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、改正後の同条例第３条第２項の規定に基づき承認方申請します。

また、本規則の改正に伴い、教職調整額に関する規則第２条第１号の規定により定める研修について（平成17年３月22日付16人委任第198号）は廃止することとしたいので、下記のとおり申請します。

記

１ 廃止する承認事項

教職調整額に関する規則第２条第１号の規定により定める研修について（平成 17 年３月 22 日付 16 人委任第 198 号）

２ 廃止理由

教職調整額に関する規則の改正に伴い、教職調整額に関する規則第２条第１号の規定において別に定める研修としていた規定がなくなるため

３ 廃止年月日

令和７年 12 月 31 日

7 教 人 勤 第 388 号

令 和 7 年 12 月 12 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

産業教育手当支給に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるため、改正後の学校職員の給与に関する条例第15条の４第３項の規定に基づき承認方申請します。

7 教 人 勤 第 389号

令 和 7 年 12月 12日

東 京 都 人 事 委 員 会　 殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正等に伴い、規定を整備する必要があるため、改正後の学校職員の給与に関する条例第15条の５第３項の規定に基づき承認方申請します。

7 教 人 勤 第 385 号

令 和 7 年 12 月 12 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

へき地手当等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、改正後の学校職員の給与に関する条例第15条の２の規定に基づき承認方申請します。

7 教 人 勤 第 319 号

令 和 7 年 12 月 12 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の改正について（申請）

このことについて、文部科学省による義務教育費国庫負担金の見直し等に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、学校職員の特殊勤務手当に関する条例第15条の規定に基づき承認方申請します。

別紙

名　　称	番号	根拠規定	備考
学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教委規則 第　号	学校職員の特殊勤務手当に関する条例第15条	承認申請

7 教 人 勤 第 318 号

令 和 7 年 12月 12日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

義務教育等教員特別手当に関する規則の改正について（申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、改正後の同条例第24条の３第２項及び同条第５項の規定に基づき承認方申請します。

別紙

名　　称	番号	根拠規定	備考
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第　号	学校職員の給与に関する条例第24条の3第2項及び同条第5項	承認申請

7 教 人 勤 第 341 号

令 和 7 年 12月 12日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

義務教育等教員特別手当に関する規則の改正について（申請）

このことについて、学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）の一部改正に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、改正後の同条例第24条の３第２項の規定に基づき承認方申請します。

別紙

名　　称	番号	根拠規定	備考
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第　号	学校職員の給与に関する条例第24条の3第2項	承認申請

7 総 人 職 第 668 号
令和 7 年 12 月 12 日

東 京 都 人 事 委 員 会　　殿

東京都知事
小　池　百　合　子
（　公　印　省　略　）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 16 条、第 17 条及び第 17 条の２に基づき、承認方申請します。

記

1　改正する規則
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都規則第 55 号）

2　改正の理由
（1）生理休暇の名称変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため
（2）介護休暇の承認期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
（3）介護時間の取得期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため

3　改正案文
別添のとおり

7 教 人 勤 第 373 号
令和 7 年 12 月 12 日

東 京 都 人 事 委 員 会　　殿

東 京 都 教 育 委 員 会
（　公　印　省　略　）

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第 45 号）第 17 条、第 18 条及び第 18 条の２に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成７年東京都教育委員会規則第５号）

２　改正の理由

（１）生理休暇の名称変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため
（２）介護休暇の承認期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
（３）介護時間の取得期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文

別添のとおり

7 総 人 職 第 670 号
令 和 7 年 12 月 12 日

東 京 都 人 事 委 員 会　　殿

東京都知事
小　池　百　合　子
（　公　印　省　略　）

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

記

1　改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都規則第 4 号）

2　改正の理由
（1）会計年度任用職員の病気休暇導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため
（2）生理休暇の名称変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため
（3）介護休暇の承認期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
（4）介護時間の取得期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
（5）その他所要の改正を行う必要があるため

3　改正案文
別添のとおり

7 教総総第 2160 号
令和７年１２月１２日

東 京 都 人 事 委 員 会　　殿

東京都教育委員会
（ 公 印 省 略 ）

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第 15 号）第 19 条の規定に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成２７年東京都教育委員会規則第８号）

２　改正の理由
（１）会計年度任用職員の病気休暇導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため
（２）生理休暇の名称変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため
（３）介護休暇の承認期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
（４）介護時間の取得期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
（５）その他所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

７ 教 人 職 第 2024 号
令和７年１２月１２日

東 京 都 人 事 委 員 会　　殿

東京都教育委員会
（公印省略）

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第 45 号）第 20 条の２の規定に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第９号）

２　改正の理由
（１）会計年度任用職員の病気休暇導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため
（２）生理休暇の名称変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため
（３）介護休暇の承認期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
（４）介護時間の取得期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
（５）その他所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

７議総第８４９号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　　殿

東京都議会議長
増　子　博　樹
（公印省略）

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第15号）第19条に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成２７年東京都議会議長訓令第５号）

２　改正の理由

（１）会計年度任用職員の病気休暇導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため
（２）生理休暇の名称変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため
（３）介護休暇の承認期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
（４）介護時間の取得期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
（５）その他所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文

別添のとおり

監．総．企.管第７１３１号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会殿

警視総監　迫　田　裕　治
（　公　印　省　略　）

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第15号）第19条に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規程

(1)　警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）

２　改正の理由

（１）会計年度任用職員の病気休暇導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため
（２）生理休暇の名称変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため
（３）介護休暇の承認期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
（４）介護時間の取得期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため
（５）その他所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文

別添のとおり

７人職第１２７８号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会殿

東京消防庁
消防総監　市川　博三
（　公　印　省　略　）

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第１５号）第１９条に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規程

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成２７年３月２３日東京消防庁訓令第１６号）

２　改正の理由

⑴　会計年度任用職員の病気休暇導入に伴い、所要の改正を行う必要があるため

⑵　生理休暇の名称変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため

⑶　介護休暇の承認期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため

⑷　介護時間の取得期間の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため

⑸　その他所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文

別添えのとおり

７教総総第２１５８号
令和７年１２月１２日

東 京 都 人 事 委 員 会　　殿

東京都教育委員会
（ 公 印 省 略 ）

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年３月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成２７年東京都教育委員会規則第４号）

２　改正の理由
傷病欠勤の廃止及び病気休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

７教人職第２０３３号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　　殿

東京都教育委員会
（公印省略）

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年３月26日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成27年東京都教育委員会規則第5号）

２　改正の理由
傷病欠勤の廃止及び病気休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

7 議 総 第 864 号
令和７年 12 月 12 日

東京都人事委員会　　殿

東京都議会議長
増　子　博　樹
（公　印　省　略）

会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規程の一部を改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年３月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規程
会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成 27 年東京都議会議長訓令第４号）

２　改正の理由
傷病欠勤の廃止及び病気休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

監. 警. 人1. 制1 第7124号
令 和 7 年 1 2 月 1 2 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

警視総監　迫　田　裕　治
（　公　印　省　略　）

警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について（申請）

みだしのことについては、下記のとおり申請します。

記

1　改正する規程

警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成２７年３月３０日訓令甲第１６号）

2　改正の理由

傷病欠勤の廃止及び病気休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3　改正案文

別添のとおり

4　施行年月日

令和８年４月１日

７人職第１２７８号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　　殿

東京消防庁
消防総監　市川　博三
（　公　印　省　略　）

東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年３月26日年東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規程
　東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年３月東京消防庁訓令第15号）
２　改正の理由
　傷病欠勤の廃止及び病気休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため
３　改正案文
　別添えのとおり

問合せ先
人事部人事課人事係　　須山　原田
電話 3212-2111　内線　3122　3136

７交職第２０２９号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　　殿

東京都交通局長
堀越　弥栄子
（公印省略）

会計年度任用職員に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり規程の一部を改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年３月26日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規程
会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成２７年交通局規程第３号）

２　改正の理由
傷病欠勤の廃止及び病気休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

７水職人第９０４号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　　殿

東京都水道局長
山　口　　真
（公印省略）

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和61年３月26日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年東京都水道局管理規程第３号）

２　改正の理由
傷病欠勤の廃止及び病気休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

7 下職人第 1172 号
令和 7 年 12 月 12 日

東京都人事委員会　　殿

東京都公営企業管理者
下水道局長　　藤橋　知一
（ 公 印 省 略 ）

東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の採用・昇任等に関する一般基準（昭和 61 年 3 月 26 日東京都人事委員会決定）に基づき、承認方申請します。

記

1　改正する規程
東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程
（平成 27 年東京都下水道局管理規程第 3 号）

2　改正の理由
傷病欠勤の廃止及び病気休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3　改正案文
別添のとおり

【担当】
下水道局職員部人事課　伊藤、鈴木
電話：（担当共通）03-5000-6671

７教人勤第３７７号

令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会

（公印省略）

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、常勤職員の給与の改定等に伴い、別紙のとおり所要の改正を行う必要があるため、改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第６条第１項等の規定に基づき承認方申請します。

別紙

名称	番号	根拠規定	備考
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第　号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第6条第1項及び第8条の3第2項	承認申請
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第　号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第5条第1項、第2項、第6条第1項、第7条第2項、第8条の2第4項、第8条の3第2項、第4項及び第14条	承認申請

７教人勤第３７８号

令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会
（公印省略）

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、常勤職員の給与の改定等に伴い、別紙のとおり所要の改正を行う必要があるため、改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第11条第１項等の規定に基づき承認方申請します。

別紙

名称	番号	根拠規定	備考
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第　号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第11条第1項及び第13条の3において準用する第8条の3第2項	承認申請
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第　号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第10条において準用する第5条第1項、第11条第1項、第12条第2項、第13条の2において準用する第8条の2第4項、第13条の3において準用する第8条の3第2項、第4項及び第14条	承認申請

７ 総 人 制 第 ７８６ 号
令 和 ７ 年 12 月 12 日

東京都人事委員会　殿

東 京 都 知 事
小 池　百 合 子
（ 公 印 省 略 ）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第３条の４第１項の規定及び初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 48 年東京都人事委員会規則第３号）第 28 条第２項の規定に基づき申請いたします。

記

１　改正する要綱
(1) 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年３月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）【別紙１】
(2) 昇給に関する基準について（平成 18 年３月 17 日付 17 人委任第 155 号承認））【別紙２】

２　適用年月日
(1)　１(1)については、公布の日から施行し、令和７年 12 月１日から適用する。
(2)　１(2)については、令和８年１月１日

７ 議 総 第 ８６５ 号
令 和 ７ 年 12 月 12 日

東京都人事委員会　殿

東京都議会議長
増　子　博　樹
（公印省略）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正については、令和７年 12 月 12 日付７総人制第 786 号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

１　改正する要綱
(1) 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年３月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）【別紙１】
(2) 昇給に関する基準について（平成 18 年３月 17 日付 17 人委任第 155 号承認））【別紙２】

２　適用年月日
(1)　１(1)については、公布の日から施行し、令和７年 12 月１日から適用する。
(2)　１(2)については、令和８年１月１日

7 選 総 第 1 1 2 9 号
令 和 7 年12月12日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長　　澤　野　正　明
（公 印 省 略）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和７年12月12日付７総人制第786号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

改正する要綱

１　成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年３月25日付14人委任第216号承認）

２　昇給に関する基準について（平成18年３月17日付17人委任第155号承認））

7人委総第650号
令和7年12月12日

東京都人事委員会　殿

東京都人事委員会
委員長　中西　充
（公印省略）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和7年12月12日付7総人制第786号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

1　成績率の運用に関する要綱の制定について（平成15年3月25日付14人委任第216号承認）

2　昇給に関する基準について（平成18年3月17日付17人委任第155号承認）

７監総第６１５号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　殿

東京都代表監査委員
茂　垣　　之　雄
（公印省略）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和７年12月12日付７総人制第７８６号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

１　改正する要綱
(1) 成績率の運用に関する要綱の制定について（平成 15 年３月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）【別紙１】
(2) 昇給に関する基準について（平成 18 年３月 17 日付 17 人委任第 155 号承認））【別紙２】

２　適用年月日
(1)　１(1)については、公布の日から施行し、令和７年 12 月１日から適用する。
(2)　１(2)については、令和８年１月１日

監．警．給．審第7074号
令 和 ７ 年 １２月 １２ 日

東 京 都 人 事 委 員 会　 殿

警 視 総 監
迫　田　　裕　治
（ 公 印 省 略 ）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第３条の４第１項の規定及び初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第３号）第28条第２項の規定に基づき申請いたします。

記

１　改正する事項
(1)　勤勉手当の成績率に関する運用要綱（平成８年３月29日付７人委任第223号承認）【別紙１】
(2)　昇給に関する基準（平成18年３月17日付17人委任第155号承認）【別紙２】

２　適用年月日
(1)　１(1)については、令和７年12月24日から施行し、令和７年12月１日から適用する。
(2)　１(2)については、令和８年１月１日

7 教 人 勤 第 375 号

令 和 7 年 12 月 12 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

「昇給に関する基準」の一部改正について（申請・協議）

このことについて、島しょ公署にかかる隔遠地昇給の廃止に伴い、下記のとおり改正したいので、初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和48年東京都人事委員会規則第３号）第28条第２項の規定に基づき承認方申請し、学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和34年東京都教育委員会 規則第３号）第14 条第２項の規定に基づき協議します。

記

１　改正内容
　別紙のとおり

２　適用年月日
　令和８年１月１日

７東京漁調第８１号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　殿

東京海区漁業調整委員会
会　長　　馬　場　　治
（公印省略）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

下記の事項の改正について、令和７年12月12日付７総人制第786号による知事の例により実施したく申請いたします。

記

１　成績率の運用に関する要綱の制定について（平成16年11月24日付16人委任第114号承認）

２　昇給に関する基準について（平成18年３月17日付17人委任第155号承認）

７総人人第１７５７号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　殿

東京都知事
小池　百合子
（公印省略）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり人事委員会承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和54年東京都規則第28号）第３条の４第１項の規定に基づき申請いたします。

記

１　改正する要綱
局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について（平成23年３月24日付22人委任第131号承認）【別紙】

２　適用年月日
令和７年12月24日から施行し、令和７年12月１日から適用する。

7 教 人 勤 第 366 号
令 和 7 年 12 月 12 日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会
（ 公 印 省 略 ）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都規則第 28 号）第３条の４第１項及び改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和 54 年東京都教育委員会規則第 16 号）第３条の４第１項の規定に基づき申請します。

記

１　改正する要綱

⑴　成績率の運用に関する要綱【別紙１】
（平成 15 年３月 25 日付 14 人委任第 216 号承認）

⑵　教育職員等の成績率の運用に関する要綱【別紙２】
（平成８年３月 29 日付７人委任第 223 号承認）

２　適用年月日

令和７年 12 月 24 日から施行し、令和７年 12 月１日から適用する。

７人職第１２９０号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　殿

東京消防庁
消防総監　市川　博三
（　公　印　省　略　）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

今回の給与制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正したいので、改正後の職員の勤勉手当に関する規則（昭和５４年東京都規則第２８号）第３条の４第１項の規定に基づき申請いたします。

記

１　改正する要綱
東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱（平成１５年３月２５日付１４人委任第２１６号承認）　（別紙）

２　適用年月日
令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。

7 総 人 制 第 825 号
令 和 7 年 12 月 12 日

東京都人事委員会　殿

東 京 都 知 事
小 池　百 合 子
（ 公 印 省 略 ）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第８号）第 28 条第１項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

１　改正する要綱
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和６年３月21日付５人委任第288号承認）

２　改正案文
別紙のとおり

３　適用年月日
令和７年12月24日から施行し、令和７年12月１日から適用する。

７ 議 総 第 ８６６ 号
令 和 ７ 年 12 月 12 日

東京都人事委員会　殿

東京都議会議長
増　子　博　樹
（ 公 印 省 略 ）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第８号）第 28 条第１項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

１　改正する要綱
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和６年３月21日付５人委任第288号承認）

２　改正案文
別紙のとおり

３　適用年月日
令和７年12月24日から施行し、令和７年12月１日から適用する。

７教総総第２１６２号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会教育長
坂　本　　雅　彦
（公印省略）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第８号）第28条第１項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

１　改正する要綱
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和６年３月21日付５人委任第288号承認）

２　改正案文
別紙のとおり

３　適用年月日
令和７年12月24日から施行し、令和７年12月１日から適用する。

7 選 総 第 1 1 3 3 号
令和 7 年12月12日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東京都選挙管理委員会
委 員 長　　澤 野　正 明
（公印省略）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第８号）第28条第１項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

1　改正する要綱
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和6年3月21日付5人委任第288号承認）

2　改正案文
別紙のとおり

3　適用年月日
令和７年12月24日から施行し、令和７年12月１日から適用する。

7 人 委 総 第 661 号
令和 7 年 12 月 12 日

東京都人事委員会　殿

東京都人事委員会
委員長　中西　充
（公印省略）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第８号）第 28 条第１項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

１　改正する要綱
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和６年３月21日付５人委任第291号承認）

２　改正案文
別紙のとおり

３　適用年月日
令和７年12月24日から施行し、令和７年12月１日から適用する。

７監総第６２０号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　殿

東京都代表監査委員
茂垣之雄
（公印省略）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第８号）第28条第１項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

１　改正する要綱
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和６年３月21日５人委任第288号承認）

２　改正案文
別紙のとおり

３　適用年月日
令和７年12月24日から施行し、令和７年12月１日から適用する。

７教人勤第３７０号

令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会

（公印省略）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

時間講師及び日勤講師の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号）第37条第１項及び改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号）第41条第１項の規定に基づき承認方申請します。

記

１　改正する要綱

講師の成績率の運用に関する要綱（令和６年３月21日付５人委任第288号承認）

２　改正案文

別紙のとおり

３　適用年月日

令和７年12月24日から施行し、令和７年12月１日から適用する。

監.警.給.支２第7050号
令和７年12月12日

東京都人事委員会　殿

警視総監
迫田裕治
（公印省略）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第８号）第28条第１項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

１　改正する要綱
警視庁会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（令和６年３月21日付５人委任第288号承認）

２　改正案文
別紙のとおり

３　適用年月日
令和７年12月24日から施行し、令和７年12月１日から適用する。

７人職第１２９１号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　殿

東京消防庁
消防総監　市川　博三
（　公　印　省　略　）

人事委員会承認事項の規定整備について（申請）

会計年度任用職員の勤勉手当に係る制度の改正に伴い、下記のとおり承認事項を改正する必要があるため、改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成２７年東京都規則第８号）第２８条第１項の規定に基づき承認方申請いたします。

記

１　改正する要綱
東京消防庁会計年度任用職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱（令和６年３月２１日付５人委任第２８８号承認）

２　改正案文
別紙のとおり

３　適用年月日
令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。

7 教 人 勤 第 317 号

令 和 7 年 12月 12日

東 京 都 人 事 委 員 会　 殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

教職調整額に関する規則の改正等について（申請）

このことについて、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和47年東京都条例第12号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、改正後の同条例第３条第２項の規定に基づき承認方申請します。

また、本規則の改正に伴い、教職調整額に関する規則第２条第１号の規定により定める研修について（平成17年３月22日付16人委任第198号）は廃止することとしたいので、下記のとおり申請します。

記

１ 廃止する承認事項

教職調整額に関する規則第２条第１号の規定により定める研修について（平成 17 年３月 22 日付 16 人委任第 198 号）

２ 廃止理由

教職調整額に関する規則の改正に伴い、教職調整額に関する規則第２条第１号の規定において別に定める研修としていた規定がなくなるため

３ 廃止年月日

令和７年 12 月 31 日

7 総 人 制 第 824 号

令和 7 年 12 月 12 日

東京都人事委員会　　殿

東 京 都 知 事

小 池　百 合 子

（ 公 印 省 略 ）

人事委員会承認事項の一部改正について（申請）

標記の件について、会計年度任用職員の傷病欠勤の廃止及び病気休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため改正後の非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成 27 年東京都規則第８号）第 15 条第２項第 12 号の規定に基づき承認方申請します。

記

１　改正する人事委員会承認事項

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定に基づき知事が人事委員会の承認を得て別に定める事項について(令和３年 12 月 16 日付３人委任第 135 号承認)【別添】

２　施行年月日

令和８年４月１日

７教人勤第３９３号
令和７年１２月１２日

東京都人事委員会　殿

東京都教育委員会
（公　印　省　略）

人事委員会承認事項の一部改正について（申請）

標記の件について、傷病欠勤の廃止及び病気休暇の新設に伴い、所要の改正を行う必要があるため、改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号）第23条の３第１項及び改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号）第29条第１項の規定に基づき承認方申請します。

記

１　改正する人事委員会承認事項
　講師に関する規則の規定に基づき教育委員会が人事委員会の承認を得て別に定める事項について（令和３年12月16日付３人委任第135号承認）【別添】

２　施行年月日
　令和８年４月１日

別添１

規　則　改　正　案　文　一　覧

～ 目 次 ～

Ⅰ　東京都人事委員会規則等の一部改正

１　初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

２　初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用についての一部改正

３　初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月　日

東京都人事委員会

◉**東京都人事委員会規則第　号**

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書中「及び経験者」を「、経験者及び社会人」に改める。

別表第二ハの項中

「

警察官 消防吏員	
Ⅰ　類	
Ⅱ　類	
Ⅲ　類	

」を

「

警察官 消防吏員					
Ⅰ　類		０	３	１	４	３
Ⅱ　類		０	４	２	４	３
Ⅲ　類		０	５	３	４	３

」に

警　察　官	社　会　人		0	3	1	4	3

改め、同項備考を次のように改める。

備考

1　職務の級欄に掲げる数字のうち「0」は、当該職務の級に決定するために必要な経験年数を示す。

2　社会人の経験年数の起算については、経験年数起算表の定めるところによる。

別表第五中

「

経　験　者	2年	2年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	9年

」を

「

経　験　者	2年	2年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	9年
社　会　人	2年	2年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	9年

」に

改める。

別表第六への項中

「

警　察　官 消防吏員	Ⅰ　類	1級　25号給
	Ⅱ　類	1級　17号給

」を

	Ⅲ　　類	１級　９号給

「

警　察　官 消防吏員	Ⅰ　　類	１級　25号給
	Ⅱ　　類	１級　17号給
	Ⅲ　　類	１級　９号給
警　察　官	社　会　人	１級　33号給

」に改め、同項に備考として次のように加える。

備考　試験（選考）欄の区分が社会人の者のうち、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「１級　33号給」とあるのは「１級　37号給」と、試験（選考）欄の区分が社会人の者のうち、経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「１級　33号給」とあるのは「１級　41号給」とする。

別表第七イの項を次のように改める。

※写真原稿①

別表第七ハの項を次のように改める。

※写真原稿②

別表第七ホの項からトの項までを次のように改める。

※写真原稿③から写真原稿⑤まで

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

イ　行政職給料表(一)

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1
26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1
29	1	21	1
30	1	22	1
31	1	23	1
32	1	24	1
33	1	25	1
34	2	26	1
35	3	27	1
36	4	28	1
37	5	29	1
38	6	30	1
39	7	31	1
40	8	32	1
41	9	33	1
42	10	34	1
43	11	35	1
44	12	36	1
45	13	37	1
46	14	37	1
47	15	38	1
48	16	38	1
49	17	39	1
50	18	39	1
51	19	40	1
52	20	40	1
53	21	41	1
54	22	42	1
55	23	43	1
56	24	44	1

57	25	45	1
58	26	45	1
59	27	46	1
60	28	46	1
61	29	47	1
62	30	47	2
63	31	48	3
64	32	48	4
65	33	49	5
66	34	50	6
67	35	51	7
68	36	52	8
69	37	53	9
70	38	53	9
71	39	54	9
72	40	54	10
73	41	55	10
74	42	55	10
75	43	56	11
76	44	56	11
77	45	57	11
78	46	57	12
79	47	58	12
80	48	58	12
81	49	59	13
82	50	59	13
83	51	60	13
84	52	60	13
85	53	61	14
86	54	61	14
87	55	61	14
88	56	61	14
89	57	62	15
90	57	62	15
91	58	62	15
92	58	62	15
93	59	63	16
94	59	63	16
95	60	63	16
96	60	63	16
97	61	64	17
98	62	64	17
99	63	64	17
100	64	64	17
101	65	65	17
102	66	65	18
103	67	65	18
104	68	65	18
105	69	66	18
106	70	66	18
107	71	66	19
108	72	66	19
109	73	67	19
110	73	67	19
111	74	67	19
112	74	67	20
113	75	68	20
114	75	68	20
115	76	68	20

116	76	68	20
117	77	69	21
118	77	69	21
119	77	69	21
120	77	69	21
121	78	70	22
122	78	70	22
123	78	70	22
124	78	70	22
125	79	71	23
126	79	71	23
127	79	71	23
128	79	71	23
129	80	72	24
130	80		24
131	80		24
132	80		24
133	81		25
134	81		25
135	81		25
136	82		26
137	82		26
138	82		26
139	83		27
140	83		27
141	83		27
142	84		
143	84		
144	84		
145	85		
146	85		
147	85		
148	86		
149	86		

ハ　公安職給料表

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	2	1	1	1	1
3	1	3	1	1	1	2
4	1	4	1	1	1	2
5	1	5	1	1	1	3
6	1	6	1	1	1	3
7	1	7	1	1	1	4
8	1	8	1	1	1	4
9	1	9	1	1	1	5
10	1	10	2	2	1	6
11	1	11	3	3	1	7
12	1	12	4	4	1	8
13	1	13	5	5	1	9
14	1	14	6	6	1	10
15	1	15	7	7	1	11
16	1	16	8	8	1	12
17	1	17	9	9	1	13
18	2	18	10	10	1	13
19	3	19	11	11	1	14
20	4	20	12	12	1	14
21	5	21	13	13	1	15
22	6	22	14	14	1	15
23	7	23	15	15	1	16
24	8	24	16	16	1	16
25	9	25	17	17	1	17
26	10	26	18	18	1	17
27	11	27	19	19	1	18
28	12	28	20	20	1	18
29	13	29	21	21	1	19
30	14	30	22	22	1	19
31	15	31	23	23	1	20
32	16	32	24	24	1	20
33	17	33	25	25	1	21
34	18	34	26	26	1	21
35	19	35	27	27	1	22
36	20	36	28	28	1	22
37	21	37	29	29	1	23
38	22	38	30	30	1	23
39	23	39	31	31	1	24
40	24	40	32	32	1	24
41	25	41	33	33	1	25
42	26	42	34	34	1	25
43	27	43	35	35	1	26
44	28	44	36	36	1	26
45	29	45	37	37	1	27
46	30	46	38	38	1	27
47	31	47	39	39	1	28
48	32	48	40	40	1	28
49	33	49	41	41	1	29
50	34	50	42	42	1	30
51	35	51	43	43	1	31
52	36	52	44	44	1	32
53	37	53	45	45	1	33
54	38	54	46	46	1	34
55	39	55	47	47	1	35
56	40	56	48	48	1	36

57	41	57	49	49	1	37
58	42	58	50	50	1	38
59	43	59	51	51	1	39
60	44	60	52	52	1	40
61	45	61	53	53	1	41
62	46	62	54	54	1	
63	47	63	55	55	1	
64	48	64	56	56	1	
65	49	65	57	57	1	
66	50	66	58	58	1	
67	51	67	59	59	1	
68	52	68	60	60	1	
69	53	69	61	61	1	
70	54	70	61	62	1	
71	55	71	62	63	1	
72	56	72	62	64	1	
73	57	73	63	65	1	
74	57	74	63	66	2	
75	58	75	64	67	3	
76	58	76	64	68	4	
77	59	77	65	69	5	
78	59	77	66	70	6	
79	60	78	67	71	7	
80	60	78	68	72	8	
81	61	79	69	73	9	
82	62	79	70	74	9	
83	63	80	71	75	10	
84	64	80	72	76	10	
85	65	81	73	77	11	
86	66	82	74	77	11	
87	67	83	75	78	12	
88	68	84	76	78	12	
89	69	85	77	79	13	
90	70	86	78	79	14	
91	71	87	79	80	15	
92	72	88	80	80	16	
93	73	89	81	81	17	
94	74	90	82	82	17	
95	75	91	83	83	18	
96	76	92	84	84	18	
97	77	93	85	85	19	
98	77	93	85	85	19	
99	78	94	86	86	20	
100	78	94	86	86	20	
101	79	95	87	87	21	
102	79	95	87	87	21	
103	80	96	88	88	22	
104	80	96	88	88	22	
105	81	97	89	89	23	
106	82	98	90	90	23	
107	83	99	91	91	24	
108	84	100	92	92	24	
109	85	101	93	93	25	
110	86	102	93	93	26	
111	87	103	94	94	27	
112	88	104	94	94	28	
113	89	105	95	95	29	
114		105	95	95	29	
115		106	96	96	30	

116		106	96	96	30	
117		107	97	97	31	
118		107	98	98	31	
119		108	99	99	32	
120		108	100	100	32	
121		109	101	101	33	
122		110	101	102	34	
123		111	102	103	35	
124		112	102	104	36	
125		113	103	105	37	
126		113	103	105	38	
127		114	104	106	39	
128		114	104	106	40	
129		115	105	107	41	
130		115	106	107	42	
131		116	107	108	43	
132		116	108	108	44	
133		117	109	109	45	
134		118	110	110	46	
135		119	111	111	47	
136		120	112	112	48	
137		121	113	113	49	
138		122	114	114	50	
139		123	115	115	51	
140		124	116	116	52	
141		125	117	117	53	
142		126	118	118		
143		127	119	119		
144		128	120	120		
145		129	121	121		
146		129	121	122		
147		130	122	123		
148		130	122	124		
149		131	123	125		
150			123	126		
151			124	127		
152			124	128		
153			125	129		
154				130		
155				131		
156				132		
157				133		

ホ　医療職給料表（一）

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	２級	３級
1	1	1
2	1	2
3	1	3
4	1	4
5	1	5
6	1	5
7	1	6
8	1	6
9	1	7
10	1	7
11	1	8
12	1	8
13	1	9
14	1	10
15	1	11
16	1	12
17	1	13
18	1	13
19	1	14
20	1	14
21	1	15
22	1	15
23	1	16
24	1	16
25	1	17
26	1	17
27	1	18
28	1	18
29	1	19
30	1	19
31	1	20
32	1	20
33	1	21
34	1	21
35	1	21
36	1	21
37	1	22
38	1	22
39	1	22
40	1	22
41	1	23
42	1	23
43	1	23
44	1	23
45	1	24
46	1	24
47	1	24
48	1	24
49	1	25
50	1	25
51	1	25
52	1	25
53	1	26
54	1	26
55	1	26
56	1	26

57	1	27
58	1	27
59	1	27
60	1	27
61	1	28
62	1	28
63	1	28
64	1	28
65	1	29
66	1	29
67	1	30
68	1	30
69	1	31
70	1	
71	1	
72	1	
73	1	
74	1	
75	1	
76	1	
77	1	
78	1	
79	1	
80	1	
81	1	
82	1	
83	1	
84	1	
85	1	
86	1	
87	1	
88	1	
89	1	
90	1	
91	1	
92	1	
93	2	
94	2	
95	2	
96	2	
97	3	
98	3	
99	3	
100	3	
101	4	
102	4	
103	4	
104	4	
105	5	
106	5	
107	6	
108	6	
109	7	

へ　医療職給料表（二）

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1
26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1
29	1	21	1
30	1	22	1
31	1	23	1
32	1	24	1
33	1	25	1
34	2	26	1
35	3	27	1
36	4	28	1
37	5	29	1
38	6	30	1
39	7	31	1
40	8	32	1
41	9	33	1
42	10	34	1
43	11	35	1
44	12	36	1
45	13	37	1
46	14	37	1
47	15	38	1
48	16	38	1
49	17	39	1
50	18	39	1
51	19	40	1
52	20	40	1
53	21	41	1
54	22	42	1
55	23	43	1
56	24	44	1

57	25	45	1
58	26	45	1
59	27	46	1
60	28	46	1
61	29	47	1
62	30	47	2
63	31	48	3
64	32	48	4
65	33	49	5
66	34	50	6
67	35	51	7
68	36	52	8
69	37	53	9
70	38	53	9
71	39	54	9
72	40	54	10
73	41	55	10
74	42	55	10
75	43	56	11
76	44	56	11
77	45	57	11
78	46	57	12
79	47	58	12
80	48	58	12
81	49	59	13
82	50	59	13
83	51	60	13
84	52	60	13
85	53	61	14
86	54	61	14
87	55	61	14
88	56	61	14
89	57	62	15
90	57	62	15
91	58	62	15
92	58	62	15
93	59	63	16
94	59	63	16
95	60	63	16
96	60	63	16
97	61	64	17
98	62	64	17
99	63	64	17
100	64	64	17
101	65	65	17
102	66	65	18
103	67	65	18
104	68	65	18
105	69	65	18
106	70	66	18
107	71	66	19
108	72	66	19
109	73	66	19
110	73	66	19
111	74	67	19
112	74	67	20
113	75	67	20
114	75	67	20
115	76	67	20

116	76	68	20
117	77	68	21
118	77	68	21
119	77	68	21
120	77	68	21
121	78	69	21
122	78	69	22
123	78	70	22
124	78	70	22
125	79	71	22
126	79		22
127	79		23
128	79		23
129	80		23
130	80		23
131	80		23
132	80		24
133	81		24
134	81		
135	81		
136	82		
137	82		
138	82		
139	83		
140	83		
141	83		
142	84		
143	84		
144	84		
145	85		
146	85		
147	86		
148	86		
149	87		

ト　医療職給料表（三）

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1
26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1
29	1	21	1
30	2	22	1
31	3	23	1
32	4	24	1
33	5	25	1
34	6	26	1
35	7	27	1
36	8	28	1
37	9	29	1
38	10	30	1
39	11	31	1
40	12	32	1
41	13	33	1
42	14	34	1
43	15	35	1
44	16	36	1
45	17	37	1
46	18	37	1
47	19	38	1
48	20	38	1
49	21	39	1
50	22	39	1
51	23	40	1
52	24	40	1
53	25	41	1
54	26	42	1
55	27	43	1
56	28	44	1

57	29	45	1
58	30	45	1
59	31	46	1
60	32	46	1
61	33	47	1
62	34	47	2
63	35	48	3
64	36	48	4
65	37	49	5
66	38	50	6
67	39	51	7
68	40	52	8
69	41	53	9
70	42	53	9
71	43	54	9
72	44	54	10
73	45	55	10
74	46	55	10
75	47	56	11
76	48	56	11
77	49	57	11
78	50	57	12
79	51	58	12
80	52	58	12
81	53	59	13
82	54	59	13
83	55	60	13
84	56	60	13
85	57	61	14
86	57	61	14
87	58	61	14
88	58	61	14
89	59	62	15
90	59	62	15
91	60	62	15
92	60	62	15
93	61	63	16
94	62	63	16
95	63	63	16
96	64	63	16
97	65	64	17
98	66	64	17
99	67	64	17
100	68	64	17
101	69	65	17
102	70	65	18
103	71	65	18
104	72	65	18
105	73	65	18
106	73	66	18
107	74	66	19
108	74	66	19
109	75	66	19
110	75	66	19
111	76	67	19
112	76	67	20
113	77	67	20
114	77	67	20
115	77	67	20

116	77	68	20
117	78	68	21
118	78	68	21
119	78	68	21
120	78	68	21
121	79	69	22
122	79	69	22
123	79	69	22
124	79	70	22
125	80	70	23
126	80	70	23
127	80	71	23
128	80	71	23
129	81	71	24
130	81		
131	81		
132	82		
133	82		
134	82		
135	83		
136	83		
137	83		
138	84		
139	84		
140	84		
141	85		
142	85		
143	86		
144	86		
145	87		

７人委任第　　号
令和７年12月　　日

各任命権者　殿

東京都人事委員会
委員長　中西　充

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）」の一部を下記のように改正しましたので、令和８年４月１日以降これにより実施してください。

記

第５条関係第６項の次に次の１項を加える。

７　公安職給料表級別資格基準表の試験（選考）欄に掲げる「社会人」とは、警視庁職員任用規程（昭和61年警視庁訓令甲第３号）第６条第４項に定める「社会人採用選考」をいう。経験年数起算表及び公安職給料表初任給基準表の試験（選考）欄に定める「社会人」についても、同様とする。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月　日

東京都人事委員会

◉東京都人事委員会規則第　号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十八年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

付則別表第一を次のように改める。

（写真用原稿①）

別表第一を次のように改める。

（写真用原稿②）

附　則

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則（以下「改正後の規

則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

２　改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の初任給調整手当に関する規則の規定に基づいて職員に支払われた初任給調整手当は、改正後の規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

付則別表第１（付則第２項関係）

期間の区分 ＼ 職員の区分		第３条第２号の職員及び第４条第２号の職員	第３条第４号の職員及び第４条第４号の職員	第３条第６号の職員及び第４条第６号の職員
		円	円	円
（１）	採用の日又は第４条第２号、第４号及び第６号の職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（２）	（１）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（３）	（２）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（４）	（３）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（５）	（４）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（６）	（５）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（７）	（６）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（８）	（７）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（９）	（８）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
(10)	（９）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
(11)	(10) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
(12)	(11) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
(13)	(12) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
(14)	(13) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
(15)	(14) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
(16)	(15) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
(17)	(16) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
(18)	(17) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
(19)	(18) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
(20)	(19) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900

(21)	（20）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	194,000	124,900	86,000
(22)	（21）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	188,000	119,200	81,100
(23)	（22）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	181,900	113,600	76,400
(24)	（23）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	175,900	108,000	71,500
(25)	（24）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	169,900	102,200	66,600
(26)	（25）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	163,700	97,000	62,200
(27)	（26）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	157,700	91,800	57,700
(28)	（27）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	151,700	86,700	53,200
(29)	（28）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	145,500	81,600	48,900
(30)	（29）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	139,300	76,400	44,600
(31)	（30）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	134,000	71,700	40,700
(32)	（31）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	128,700	67,000	36,700
(33)	（32）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	123,600	62,400	32,800
(34)	（33）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	118,400	58,700	29,900
(35)	（34）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	113,100	55,300	27,200
(36)	（35）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	107,900	51,900	24,400
(37)	（36）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	102,800	48,600	21,700
(38)	（37）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	97,800	45,200	19,000
(39)	（38）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	92,800	42,000	16,200
(40)	（39）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	88,000	38,800	13,400

別表第１（第６条関係）

期間の区分＼職員の区分		第３条第１号の職員及び第４条第１号の職員	第３条第２号の職員及び第４条第２号の職員	第３条第３号の職員及び第４条第３号の職員	第３条第４号の職員及び第４条第４号の職員	第３条第６号の職員及び第４条第６号の職員
		円	円	円	円	円
（１）	採用の日又は第４条第１号から第６号までの職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
（２）	（１）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
（３）	（２）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
（４）	（３）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
（５）	（４）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
（６）	（５）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
（７）	（６）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
（８）	（７）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
（９）	（８）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(10)	（９）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(11)	(10) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(12)	(11) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(13)	(12) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(14)	(13) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(15)	(14) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(16)	(15) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(17)	(16) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(18)	(17) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(19)	(18) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(20)	(19) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800

(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	317,700	277,100	206,400	178,400	122,900
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	308,300	268,500	197,700	170,300	115,900
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	299,000	259,900	188,900	162,300	109,100
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	289,400	251,300	180,400	154,300	102,100
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	280,000	242,700	171,900	146,000	95,200
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	270,600	233,900	163,900	138,600	88,900
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	261,100	225,300	156,100	131,100	82,400
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	251,700	216,700	148,100	123,800	76,000
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	242,100	207,900	140,100	116,500	69,900
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	232,700	199,000	132,200	109,100	63,700
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	224,800	191,400	125,100	102,400	58,100
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	217,000	183,900	117,900	95,700	52,400
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	209,300	176,500	110,800	89,100	46,800
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	201,300	169,100	105,400	83,900	42,700
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,300	161,600	100,000	79,000	38,800
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	185,500	154,200	94,600	74,100	34,800
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	177,700	146,900	89,100	69,400	31,000
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	170,000	139,700	83,500	64,600	27,100
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	162,200	132,600	78,100	60,000	23,100
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	154,400	125,700	72,400	55,400	19,200

別添２

規　則　改　正　案　文　一　覧

～ 目 次 ～

Ⅱ　東京都規則等の一部改正

１　職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

２　学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

３　警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正

４　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）

５　職員の給与に関する規程の一部改正（議会）

６　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（選挙）

７　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（監査）

８　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（人事）

９　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（教育）

10　給料の特別調整額に関する規程及び給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程の一部改正（警視）

11　東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正

12　管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則（教育）

13　職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

14　学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

15　地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

16　学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

17　住居手当に関する規則の一部を改正する規則

18　学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

19　職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

20　学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

21　職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

22　学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

23　宿日直手当支給規程の一部改正（知事）

24　宿日直手当支給規程の一部改正（教育）

25　学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則

26　宿日直手当支給規程の一部改正（警視）

27　職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

28　学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

29　学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

30　教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

31　産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

32　定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

33　へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

34　学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

35　義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

36　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

37　学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

38　会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

39　東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

40　東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

41　東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

42　警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

43　東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

44　会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

45　東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

46　東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

47　会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（議会）

48　警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

49　東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

50　東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

51　東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

52　東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

53　非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

54　都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

55　都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「一七、八〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を「二二、九〇〇円」に、「三〇、九〇〇円」を「三一、九〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「四〇、五〇〇円」に、「三五、五〇〇円」を「三六、七〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、六〇〇円」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

2　令和七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、この規則による改正前の職員の給料の調整額に関する規則の規定により既に支給された給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　　月　　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

【写真原稿】を挿入

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の給料の調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（内払）

2　令和七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、改正前の学校職員の給料の調整額に関する規則の規定に基づいて、職員に支払われた給料の調整額は、改正後の規則の規定による給料の調整額の内払とみなす。

別表第１（第３条関係）

職務の級	定額
１　級	12,100 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 11,203 円、 2 号給 11,280 円、 3 号給 11,363 円、 4 号給 11,445 円、 5 号給 11,528 円、 6 号給 11,632 円、 7 号給 11,737 円、 8 号給 11,841 円、 9 号給 11,946 円、10 号給 12,061 円
２　級	14,600 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 13,288 円、 2 号給 13,414 円、 3 号給 13,535 円、 4 号給 13,656 円、 5 号給 13,777 円、 6 号給 13,898 円、 7 号給 14,019 円、 8 号給 14,140 円、 9 号給 14,261 円、10 号給 14,355 円、 11 号給 14,443 円、12 号給 14,531 円
３　級	15,700 円
４　級	16,200 円
５　級	17,000 円
６　級	18,600 円

別表第２（第３条関係）

職務の級	定額
１　級	8,600 円
２　級	10,900 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1 号給 10,872 円
３　級	11,700 円
４　級	12,100 円
５　級	12,600 円
６　級	13,600 円

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　　月　　日

東京都教育委員会

・東京都教育委員会規則第　　号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「17,000円」を「17,300円」に、「18,600円」を「18,800円」に改める。

別表第二中「12,600円」を「12,700円」に、「13,600円」を「13,800円」に改める。

附　則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

存　　続　　期　　間

訓令甲第　号

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年１２月　日

警視総監　迫　田　裕　治

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部を改正する規程

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程（平成７年３月３１日訓令甲第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「２０，０００円」を「２０，６００円」に、「２，１００円」を「２，２００円」に、「３，５００円」を「３，６００円」に改める。

附　則

１　この訓令は、令和７年１２月２４日から施行し、この訓令による改正後の警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同年４月１日から適用する。

２　令和７年４月１日からこの訓令の施行の日の前日までの間に、この訓令による改正前の警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の規定に基づいて既に支給された給料の調整額は、改正後の規程の規定による給料の調整額の内払とみなす。

◉東京都訓令第　　号

一般庁中
支庁
所業
事
収用委員会事務局
労働委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

令和七年　月　日

東京都知事　小池百合子

別表第一本庁の項中「又は区分十一」、「（知事が別に定めるものについては区分十一）」、「又は区分十二」及び「（知事が別に定めるものについては区分十二）」を削り、同表本庁行政機関及び地方行政機関の項中「（知事が別に定めるものについては区分十一）」、「、知事が別に定めるものについては区分十二」、「又は区分十二」及び「（知事が別に定めるものについては区分十二）」を削り、同表東京都収用委員会事務局の項中「（知事が別に

定めるものについては区分十一）」、「又は区分十二」及び「（知事が別に定めるものについては区分十二）」を削り、同表東京都労働委員会事務局の項中「（知事が別に定めるものについては区分十一）」、「又は区分十二」及び「（知事が別に定めるものについては区分十二）」を削り、同表東京都職員共済組合の項中「（知事が別に定めるものについては区分十一）」及び「又は区分十二」を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

【写真原稿】

附　則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

別表第二（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表(一)	医療職給料表(一)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)
区分一	一三八、八〇〇円	一五〇、八〇〇円		
区分二	一三七、〇〇〇円			
区分三	一三五、三〇〇円			
区分四	一二九、八〇〇円	一四四、一〇〇円		
区分五	一二二、九〇〇円			
区分六	一一七、五〇〇円		一一七、五〇〇円	一一七、五〇〇円
区分七	一〇二、七〇〇円	一〇七、五〇〇円	一〇二、七〇〇円	一〇二、七〇〇円
区分八	九六、五〇〇円		九六、五〇〇円	九六、五〇〇円
区分九	八四、八〇〇円		八四、八〇〇円	八四、八〇〇円
区分十	七二、〇〇〇円		七二、〇〇〇円	

別表第三（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表㈠	医療職給料表㈠	医療職給料表㈡	医療職給料表㈢
区分一	一二一、九〇〇円	一一三、四〇〇円		
区分二	一二〇、三〇〇円			
区分三	一一八、八〇〇円			
区分四	一一四、〇〇〇円	一〇八、四〇〇円		
区分五	一〇七、九〇〇円			
区分六	八五、〇〇〇円		八五、〇〇〇円	八五、〇〇〇円
区分七	七四、三〇〇円	八〇、七〇〇円	七四、三〇〇円	七四、三〇〇円
区分八	六九、八〇〇円		六九、八〇〇円	六九、八〇〇円
区分九	六一、三〇〇円		六一、三〇〇円	六一、三〇〇円
区分十	五二、〇〇〇円		五二、〇〇〇円	

◉東京都議会議長訓令第　号

東京都議会議会局

職員の給与に関する規程（昭和三十五年東京都議会議長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十四日

東京都議会議長　増子博樹

別表一条例別表第一イ行政職給料表㈠の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職（初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。）の項中「（議長が別に定めるものについては区分十一）」を削り、同表担当課長の項中「又は区分十二」を削り、同表専門課長の項中「（議長が別に定めるものについては区分十二）」を削る。

別表二及び別表三を次のように改める。

【写真原稿】

附　則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

別表二（第四条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表㈠
区分一	一三八、八〇〇円
区分二	一三七、〇〇〇円
区分三	一三五、三〇〇円
区分五	一二二、九〇〇円
区分六	一一七、五〇〇円
区分七	一〇二、七〇〇円
区分八	九六、五〇〇円
区分九	八四、八〇〇円
区分十	七二、〇〇〇円

別表三（第四条関係）

給料表 ／ 特別調整額の区分	区分一	区分二	区分三	区分五	区分六	区分七	区分八	区分九	区分十
行政職給料表㈠	一二一、九〇〇円	一二〇、三〇〇円	一一八、八〇〇円	一〇七、九〇〇円	八五、〇〇〇円	七四、三〇〇円	六九、八〇〇円	六一、三〇〇円	五二、〇〇〇円

◉東京都選挙管理委員会訓令第一号

東京都選挙管理委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十四日

東京都選挙管理委員会

別表第一中「（東京都選挙管理委員会が別に定めるものについては区分十一）」及び「又は区分十二」を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

【写真原稿】

附　則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

別表第二（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表㈠
区分五	一二二、九〇〇円
区分六	一一七、五〇〇円
区分七	一〇二、七〇〇円
区分八	九六、五〇〇円
区分九	八四、八〇〇円

別表第三（第二条関係）

給料表 ＼ 特別調整額の区分	区分五	区分六	区分七	区分八	区分九
行政職給料表㈠	一〇七、九〇〇円	八五、〇〇〇円	七四、三〇〇円	六九、八〇〇円	六一、三〇〇円

◉東京都監査委員訓令第三号

東京都監査事務局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十四年東京都監査委員訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十四日

東京都監査委員　保坂　まさひろ
東京都監査委員　中村　ひろし
東京都監査委員　茂垣之　雄
東京都監査委員　後藤　靖子
東京都監査委員　小粥　純子

別表第一中「（東京都代表監査委員が別に定めるものについては区分十一）」、「又は区分十二」及び「（東京都代表監査委員が別に定めるものについては区分十二）」を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

【写真原稿】

附　則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

別表第二（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表(一)
区分三	一三五、三〇〇円
区分五	一二二、九〇〇円
区分六	一一七、五〇〇円
区分七	一〇二、七〇〇円
区分八	九六、五〇〇円
区分九	八四、八〇〇円
区分十	七二、〇〇〇円

別表第三（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表(一)
区分三	一一八、八〇〇円
区分五	一〇七、九〇〇円
区分六	八五、〇〇〇円
区分七	七四、三〇〇円
区分八	六九、八〇〇円
区分九	六一、三〇〇円
区分十	五二、〇〇〇円

◉東京都人事委員会訓令第一号

東京都人事委員会事務局

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十四日

東京都人事委員会委員長　中西　充

別表第一中「（東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）が別に定めるものについては区分十一）」を削り、「人事委員会の承認を得て人事委員会が別に定めるものについては区分六）」を「東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て人事委員会が別に定めるものについては区分六）」に改め、「又は区分十二」を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

【写真原稿】

附　則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

別表第二（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表㈠
区分一	一三八、八〇〇円
区分二	一三七、〇〇〇円
区分三	一三五、三〇〇円
区分五	一二二、九〇〇円
区分六	一一七、五〇〇円
区分七	一〇二、七〇〇円
区分八	九六、五〇〇円
区分九	八四、八〇〇円

別表第三（第二条関係）

給料表／特別調整額の区分	区分一	区分二	区分三	区分五	区分六	区分七	区分八	区分九
行政職給料表㈠	一二一、九〇〇円	一二〇、三〇〇円	一一八、八〇〇円	一〇七、九〇〇円	八五、〇〇〇円	七四、三〇〇円	六九、八〇〇円	六一、三〇〇円

◉東京都教育委員会訓令第　　号

教育庁
教育事務所
教育庁出張所
事業所

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

令和七年　　月　　日

東京都教育委員会

別表第一中「（東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）」が別に定めるものについては区分十一）」を削り、「）の承認を得て教育委員会」を「）の承認を得て東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、「又は区分十二」、「（教育委員会が別に定めるものについては区分十二）」、「（教育委員会が別に定めるものについては区分十一）」及び「、教育委員会が別に定めるものについては区分十二」を削る。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

【写真原稿】

附　則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

別表第二（第二条関係）

特別調整額の区分 ／ 給料表	行政職給料表(一)	医療職給料表(一)
区分一	一三八、八〇〇円	
区分二	一三七、〇〇〇円	
区分三	一三五、三〇〇円	
区分五	一二二、九〇〇円	
区分六	一一七、五〇〇円	
区分七	一〇二、七〇〇円	一〇七、五〇〇円
区分八	九六、五〇〇円	
区分九	八四、八〇〇円	

別表第三（第二条関係）

特別調整額の区分 ／ 給料表	行政職給料表(一)	医療職給料表(一)
区分一	一二一、九〇〇円	
区分二	一二〇、三〇〇円	
区分三	一一八、八〇〇円	
区分五	一〇七、九〇〇円	
区分六	八五、〇〇〇円	
区分七	七四、三〇〇円	八〇、七〇〇円
区分八	六九、八〇〇円	
区分九	六一、三〇〇円	

存　　続　　期　　間

訓令甲第　号

給料の特別調整額に関する規程及び給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和　年　月　日

警視総監　迫　田　裕　治

給料の特別調整額に関する規程及び給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

（給料の特別調整額に関する規程の一部改正）

第１条　給料の特別調整額に関する規程（昭和３５年４月１５日訓令甲第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第２条関係）

給料表＼特別調整額の区分	区分1	区分2	区分3	区分5	区分6	区分7	区分9
公安職給料表	139,000円	137,200円	135,400円	123,000円	118,200円	103,400円	93,600円
行政職給料表(一)	138,800円	137,000円	135,300円	－	117,500円	102,700円	84,800円
医療職給料表(一)	150,800円	－	－	－	－	107,500円	－
医療職給料表(三)	－	－	－	－	－	102,700円	－

（給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

第２条　給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程（令和５年７月２１日訓令甲第２４号）の一部を次のように改正する。

附則第２項の表を次のように改める。

給料表＼特別調整額の区分	区分1	区分2	区分3	区分5	区分6	区分7	区分9
公安職給料表	122,100円	120,500円	118,900円	108,000円	87,100円	74,600円	67,500円
行政職給料表(一)	121,900円	120,300円	118,800円	－	85,000円	74,300円	61,300円
医療職給料表(一)	113,400円	－	－	－	－	80,700円	－
医療職給料表(三)	－	－	－	－	－	74,300円	－

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

別添え

東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和３２年４月東京消防庁訓令甲第３号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第１（第２条関係）

組織の区分	職	特別調整額の区分
各部	初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和４８年東京都人事委員会規則第３号。以下「初任給等規則」という。）別表第８ロの項に規定する職務区分一の職	区分一
	初任給等規則別表第８ロの項に規定する職務区分二の職	区分二
	消防監の職	区分三
	初任給等規則別表第８イの項に規定する職務区分三の職	
	課長　室長　工場長　航空副隊長　消防司令長の職	区分七（東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て消防総監が別に定めるものについては区分六（消防吏員を除く。））
	副参事（消防吏員を除	区分八（人事委員会の承

改正前

別表第１（第２条関係）

組織の区分	職	特別調整額の区分
各部	初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和４８年東京都人事委員会規則第３号。以下「初任給等規則」という。）別表第８ロの項に規定する職務区分一の職	区分一
	初任給等規則別表第８ロの項に規定する職務区分二の職	区分二
	消防監の職	区分三（消防総監が別に定めるものについては区分十一）
	初任給等規則別表第８イの項に規定する職務区分三の職	区分三
	消防司監及び消防正監の職のうち他の区分に該当しない職	区分十一
	職員の給与に関する条例（昭和２６年東京	

	く。）	認を得て消防総監が別に定めるものについては区分六又は区分七）

［略］

	都条例第７５号。以下「給与条例」という。）別表第１イ行政職給料表(一)の職務の級が５級であるもののうち他の区分に該当しない職	
	課長　室長　工場長　航空副隊長　消防司令長の職	区分七（東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て消防総監が別に定めるものについては区分六（消防吏員を除く。）、消防総監が別に定めるものについては区分十二）
	副参事（消防吏員を除く。）	区分八（人事委員会の承認を得て消防総監が別に定めるものについては区分六又は区分七）
	給与条例別表第１イ行政職給料表(一)の職務の級が４級であるもののうち他の区分に該当しない職	区分十二

［同左］

別表第２（第２条関係）

公安職給料表

特別調整額の区分	区分一	区分二	区分三	区分五	区分七	
					指定課長	指定課長以外
特別調整額	139,000円	137,200円	135,400円	123,000円	109,500円	105,900円

別表第３（第２条関係）

行政職給料表(一)

特別調整額の区分	区分三	区分六	区分七	区分八	区分九
特別調整額	135,300円	117,500円	102,700円	96,500円	84,800円

別表第４（第２条関係）

公安職給料表

特別調整額の区分	区分一	区分二	区分三	区分五	区分七	
					指定課長	指定課長以外
特別調整額	122,100円	120,500円	118,900円	108,000円	80,700円	76,400円

別表第２（第２条関係）

公安職給料表

特別調整額の区分	区分一	区分二	区分三	区分五	区分七		区分十一	区分十二	
					指定課長	指定課長以外		指定課長	指定課長以外
特別調整額	129,800円	128,800円	127,000円	115,100円	98,700円	95,500円	103,900円	74,000円	71,700円

別表第３（第２条関係）

行政職給料表(一)

特別調整額の区分	区分三	区分六	区分七	区分八	区分九	区分十一	区分十二
特別調整額	126,900円	106,500円	92,600円	89,600円	80,000円	50,600円	22,600円

別表第４（第２条関係）

公安職給料表

特別調整額の区分	区分一	区分二	区分三	区分五	区分七		区分十一	区分十二	
					指定課長	指定課長以外		指定課長	指定課長以外
特別調整額	114,000円	113,100円	111,500円	101,100円	72,700円	68,900円	91,300円	54,500円	51,700円

別表第５（第２条関係）

行政職給料表(一)

特別調整額の区分	区分三	区分六	区分七	区分八	区分九
特別調整額	118,800円	85,000円	74,300円	69,800円	61,300円

別表第５（第２条関係）

行政職給料表(一)

特別調整額の区分	区分三	区分六	区分七	区分八	区分九	区分十一	区分十二
特別調整額	111,400円	77,000円	67,000円	64,800円	57,800円	44,400円	16,000円

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　号

管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当支給に関する規則（昭和三十三年東京都教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

【写真原稿】

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

別表第二（第二条関係）

管理職手当の区分 給料表	区分六	区分七	区分九	区分十
教育職給料表	一二六、九〇〇円	一一五、九〇〇円		八五、七〇〇円
事務職員給料表			八四、八〇〇円	七二、〇〇〇円

別表第三（第二条関係）

給料表 ＼ 管理職手当の区分	区分六	区分七	区分九	区分十
教育職給料表	一〇三、七〇〇円	九四、七〇〇円		六二、九〇〇円
事務職員給料表			六一、三〇〇円	五二、〇〇〇円

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

別記様式第一号の二中「※写真原稿①※」を「※写真原稿②※」に改める。

附　則

1　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の給与に関する条例施行規則別記様式第一号の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

社　　会　　保　　険　　料					
厚生年金保険料	退職等年金掛金	短期・福祉掛金	介護掛金	その他	計

社　　会　　保　　険　　料						
厚生年金保険料	退職等年金掛金	短期・福祉掛金	介護掛金	子ども・子育て支援掛金	その他	計

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の二中

「

写真原稿①

」

を

「

写真原稿②

」

に

改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の給与に関する条例施行規

則別記様式第一号の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

写真原稿①

所得控除の額							
社会保険料		小規模企業共済掛金等	生命保険料	地震保険料	配偶者控除 扶養控除等	配偶者特別控除	
給与等からの控除分	申告による控除分 ※上段は国民年金保険						

写真原稿②

所得控除の額							
社会保険料		小規模企業共済掛金等	生命保険料	地震保険料	配偶者控除 扶養控除等	配偶者 特別控除	特定親族 特別控除
給与等からの控除分	申告による控除分 ※上段は国民年金保険						

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

別記様式第一号の二中

「

写真原稿③

」を

「

写真原稿④

」に

改める。

附　則

1　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の給与に関する条例施行規則別記様式第一号の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

写真原稿③

社会保険料					
厚生年金保険料	退職等年金掛金	短福（健保）	介護掛金（保険料）	雇用保険料	計

写真原稿④

社会保険料						
厚生年金保険料	退職等年金掛金	短福（健保）	子ども子育て	介護掛金（保険料）	雇用保険料	計

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年東京都規則第百七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「百分の八」を「百分の十」に改める。

附則第四項の表及び附則第十一項の表中

「

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の九

」を

「

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	百分の九
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の十二

」

に改める。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月　日

東京都教育委員会

・東京都教育委員会規則第　号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年東京都教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「百分の八」を「百分の十」に改める。

附則第四項の表中

「令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の九 」を

「

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	百分の九
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の十二

」に改める。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十六年東京都規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2　前項の規定は、職員が条例第十一条の三第二項に規定する職員の区分に係る要件を具備するに至つた場合及び当該要件を欠くに至つた場合について準用する。

3　前二項の規定にかかわらず、条例第十一条の三第一項の職員たる要件に係る事実及び前項の場合に係る事実を認定することができる場合として任命権者が定める場合には、前二項の規定による届出を要しない。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する任命権者が定める場合についても、同様とする。

第四条の二中「第三条」を「第三条第一項及び第二項」に改める。

第五条中「欠くに至つた日」の下に「（任命権者が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で任命権者が定める日）」を加え、「終る」を「終わる」に改め、同条ただし書中「第三条」を「第三条第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2　住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附　則

1　この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の住居手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第三条第二項及び第四条第一項の規定による届出等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　　月　　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十六年東京都教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2　前項の規定は、職員が条例第十三条の三第二項に規定する職員の区分に係る要件を具備するに至つた場合及び当該要件を欠くに至つた場合について準用する。

3　前二項の規定にかかわらず、条例第十三条の三第一項の職員たる要件に係る事実及び前項の場合に係る事実を認定することができる場合として東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める場合には、前二項の規定による届出を要しない。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項及び第二項」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する教育委員会が定める場合についても、同様とする。

第四条の二中「第三条」を「第三条第一項及び第二項」に、「東京都教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第五条中「欠くに至つた日」の下に「（教育委員会が定める場合にあつては、当該要

件を欠くに至った日以降の日で教育委員会が定める日）」を加え、「終る」を「終わる」に改め、同条ただし書中「第三条」を「第三条第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2　住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

附　則

1　この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の学校職員の住居手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第三条第二項及び第四条第一項の規定による届出等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二項から第六項まで」を「第三項から第七項まで」に改める。

第三条の四第一項第一号中「一万分の一万三百四十」を「一万分の一万五百六十」に、「一万分の一万四千九十九」を「一万分の一万四千三百九十九」に改め、同項第二号中「一万分の二万二千」を「一万分の二万三千五百」に改め、同項第三号中「一万分の二万四千五百」を「一万分の二万七千五百」に改め、同項第四号中「一万分の一万八千五百」を「一万分の二万五百」に改め、同項第五号中「一万分の九千六百三十五」を「一万分の九千八百四十」に、「一万分の一万七千五百」を「一万分の一万九千」に改め、同項第六号中「一万分の九千七百五十二・五」を「一万分の九千九百六十」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第八号中「一万分の六千七・五」を「一万分の六千二百三十」に、「一万分の八千五百」を「一万分の九千五百」に改め、同項第九号中「一万分の五千百十七・五」を「一万分の五千三百四十」に、「一万分の七千」を「一万分の八千」に改め、同項第十号中「一万分の五千百七十五」を「一万分の五千四百」に、「一万分の六千五百」を「一万分の七千五百」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第五

項とし、同条第三項の表以外の部分中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、基準日等において前項第二号から第六号まで又は第八号から第十号までに掲げる職員である者のうち、任命権者が人事委員会の承認を得て定める成績率を加算する場合の対象となる者（以下「加算対象職員」という。）の成績率は、当該各号に規定する割合に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を加えた割合（以下「加算後割合」という。）とする。

一　前項第二号から第六号までに掲げる職員　一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

二　前項第八号から第十号までに掲げる職員　一万分の〇以上一万分の六百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

第五条の次に次の一条を加える。

（任命権者が支給する勤勉手当の額の総額の例外）

第五条の二　条例第二十一条の二第二項ただし書に規定する東京都規則で定める場合は、加算対象職員に著しい偏りが生じる等の事情により、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額が、同項第一号又は第三号に掲げる額のいずれかを超える場合とする。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第三条の四（同条第一項の改正規定を除く。）の改正規定並びに第五条の次に一条を加える改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

2　この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第八十号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二項から第六項まで」を「第三項から第七項まで」に改める。

第三条の四第一項第一号中「一万分の二万四千五百」を「一万分の二万七千五百」に改め、同項第二号中「一万分の一万八千五百」を「一万分の二万五百」に改め、同項第三号中「一万分の九千六百三十五」を「一万分の九千八百四十」に、「一万分の一万七千五百」を「一万分の一万九千」に改め、同項第四号中「一万分の九千七百五十二・五」を「一万分の九千九百六十」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第五号中「一万分の六千七・五」を「一万分の六千二百三十」に、「一万分の八千五百」を「一万分の九千五百」に改め、同項第六号中「一万分の五千百十七・五」を「一万分の五千三百四十」に、「一万分の七千」を「一万分の八千」に改め、同項第七号中「一万分の五千百七十五」を「一万分の五千四百」に、「一万分の六千五百」を「一万分の七千五百」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第二項及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の表以外の部分中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に改め、「規定する割合」の下

に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、基準日等において前項各号に掲げる職員である者のうち、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める成績率を加算する場合の対象となる者（以下「加算対象職員」という。）の成績率は、当該各号に規定する割合に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を加えた割合（以下「加算後割合」という。）とする。

一　前項第一号から第四号までに掲げる職員　一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

二　前項第五号から第七号までに掲げる職員　一万分の〇以上一万分の六百以下の範囲内でそれぞれ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合

第五条の次に次の一条を加える。

（教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額の例外）

第五条の二　条例第二十四条の二第二項ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、加算対象職員に著しい偏りが生じる等の事情により、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額が、同項各号に掲げる額のいずれかを超える場合とする。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条及び第三条の四（同条第一項の改正規定を除く。）の改正規定並びに第五条の次に一条を加える改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

２　この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第百二十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、同条第三項中「育児短時間勤務職員等」を「育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）」に、「第八号」を「第六号」に、「算出率」を「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）」に改める。

別表第一育児休業に相当する休業の項及び育児短時間勤務職員等に相当する者の項を削る。

別記第一号様式及び第三号様式中「処分書を受けた日」を「この処分があったことを知った日」に、「３月以内であっても、この処分の日」を「３月以内であっても、この処分があった日」に、「の翌日から起算して６月」を「から６月」に、「処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分」を「処分の日から１年を経過すると処分」に、

「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の期末手当に関する規則第四条第二項及び第三項並びに別表第一の規定は、令和七年十二月二日から適用する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の期末手当に関する規則別記第一号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第六号及び第七号を削り、第九号を第七号とし、第八号を第六号とし、同条第三項中「育児短時間勤務職員等」を「育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）」に、「第九号」を「第七号」に、「算出率」を「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）」に改める。

別表第一育児休業に相当する休業の項及び育児短時間勤務職員等に相当する者の項を削る。

別記第一号様式及び第三号様式中「処分書を受けた日」を「この処分があったことを知った日」に、「３月以内であっても、この処分の日」を「３月以内であっても、この

処分があつた日」に、「の翌日から起算して６月」を「から６月」に、「処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分」を「処分の日から１年を経過すると処分」に、「裁決の日の翌日から起算して」を「裁決の日から」に改める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の期末手当に関する規則第四条第二項及び第三項並びに別表第一の規定は、令和七年十二月二日から適用する。

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の期末手当に関する規則別記第一号様式及び第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

◉東京都訓令第　　号

宿日直手当支給規程（昭和三十五年東京都訓令甲第四十三号）の一部を次のように改正する。

令和　年　月　日

東京都知事　小池百合子

第二条の表中「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に改める。

附　則

1　この訓令による改正後の宿日直手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和七年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

2　令和七年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間に、この訓令による改正前の宿日直手当支給規程の規定により既に支給された宿日直手当は、改正後の規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。

庁　中　一　般
事　業　所

◉東京都教育委員会訓令第　　号

教育庁
教育事務所
教育庁出張所
事業所
都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校
都立小学校

宿日直手当支給規程（昭和三十四年東京都教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

令和七年　　月　　日

東京都教育委員会

附　則

第二条の表中「六、一〇〇〇円」を「六、三〇〇〇円」に改める。

１　この訓令による改正後の宿日直手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、令和七年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

２　令和七年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間に、この訓令による改正前の宿日直手当支給規程の規定により既に支給された宿日直手当は、改正後の規程の規定による宿日直手当の内払とみなす。

学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　　月　　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の宿日直手当支給に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「六、一〇〇円」を「六、三〇〇円」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の学校職員の宿日直手当支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

3　令和七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、この規則による改正前の学校職員の宿日直手当支給に関する規則の規定により既に支給された宿日直手当は、改正後の規則の規定による宿日直手当の内払とみなす。

存　　続　　期　　間

訓令甲第　　号

宿日直手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年１２月　日

警視総監　迫　田　裕　治

宿日直手当支給規程の一部を改正する規程

宿日直手当支給規程（昭和４３年３月２５日訓令甲第９号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中

「

６，１００円
６，２００円
７，９００円
６，７００円

」を「

６，３００円
６，４００円
８，１００円
６，９００円

」に改める。

附　則

１　この訓令は、令和７年１２月２４日から施行し、この訓令による改正後の宿日直手当支給規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、同年４月１日以後の日から始まる宿日直勤務について適用する。

２　令和７年４月１日からこの訓令の施行の日の前日までの間に、この訓令による改正前の宿日直手当支給規程の規定に基づいて既に支給された宿日直手当は、改正後の規程の規定による宿日直手当の内払いとみなす。

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都規則第四百号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ニ及びホ並びに同項第二号ニ及びホを削る。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月　　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　号

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和三十四年東京都教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

（写真原稿）

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

別表第３　昇格時号給対応表（第７条関係）

教育職給料表昇格時号給対応表

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	5
6	1	1	2	1	6
7	1	1	3	1	7
8	1	1	4	1	8
9	1	1	5	1	9
10	1	1	6	1	10
11	1	1	7	1	11
12	1	1	8	1	12
13	1	1	9	1	13
14	1	1	10	1	14
15	1	1	11	1	15
16	1	1	12	1	16
17	1	1	13	1	17
18	2	1	14	1	18
19	3	1	15	1	19
20	4	1	16	1	20
21	5	1	17	1	21
22	6	1	18	1	22
23	7	1	19	1	23
24	8	1	20	1	24
25	9	1	21	1	25
26	10	1	21	1	25
27	11	1	22	1	26
28	12	1	22	1	26
29	13	1	23	1	27
30	13	2	23	1	27
31	14	3	24	1	28
32	14	4	24	1	28
33	15	5	25	1	29
34	15	6	26	1	29
35	16	7	27	1	30
36	16	8	28	1	30
37	17	9	29	1	31
38	18	10	30	1	31
39	19	11	31	1	32
40	20	12	32	1	32
41	21	13	33	1	33
42	21	14	34	1	33
43	22	15	35	1	33
44	22	16	36	1	34
45	23	17	37	1	34
46	23	18	38	1	34
47	24	19	39	1	35
48	24	20	40	1	35
49	25	21	41	1	35
50	26	22	42	1	36
51	27	23	43	1	36
52	28	24	44	1	36
53	29	25	45	1	37
54	30	26	46	1	37
55	31	27	47	1	37
56	32	28	48	1	38
57	33	29	49	1	38
58	33	30	50	1	38
59	34	31	51	2	39
60	34	32	52	2	39

61	35	33	53	3	39
62	35	34	54	3	40
63	36	35	55	4	40
64	36	36	56	4	40
65	37	37	57	5	41
66	38	38	58	6	
67	39	39	59	7	
68	40	40	60	8	
69	41	41	61	9	
70	41	42	61	10	
71	42	43	62	11	
72	42	44	62	12	
73	43	45	63	13	
74	43	45	63	14	
75	44	46	64	15	
76	44	46	64	16	
77	45	47	65	17	
78	46	47	66	17	
79	47	48	67	18	
80	48	48	68	18	
81	49	49	69	19	
82	49	50	69	19	
83	50	51	69	20	
84	50	52	70	20	
85	51	53	70	21	
86	51	53	70	21	
87	52	54	71	21	
88	52	54	71	21	
89	53	55	71	22	
90	53	55	72	22	
91	54	56	72	22	
92	54	56	72	22	
93	55	57	73	23	
94	55	57	73	23	
95	56	58	73	23	
96	56	58	73	23	
97	57	59	74	24	
98	58	59	74	24	
99	59	60	74	24	
100	60	60	74	24	
101	61	61	75	25	
102	61	61	75	25	
103	62	62	75	25	
104	62	62	75	25	
105	63	63	76	26	
106	63	63	76	26	
107	64	64	76	26	
108	64	64	76	26	
109	65	65	77	27	
110	65	65	77	27	
111	65	65	77	27	
112	66	66	78	27	
113	66	66	78	28	
114	66	66	78	28	
115	67	67	79	28	
116	67	67	79	28	
117	67	67	79	29	
118	68	68	80	29	
119	68	68	80	29	
120	68	68	80	30	

121	69	69	81	30	
122	69	69	81	30	
123	69	69	82	31	
124	69	69	82	31	
125	70	70	83	31	
126	70	70	83	32	
127	70	70	84	32	
128	70	70	84	32	
129	71	71	85	33	
130	71	71	85	33	
131	71	71	85	34	
132	71	71	86	34	
133	72	72	86	35	
134	72	72	86		
135	72	72	87		
136	72	72	87		
137	73	73	87		
138	73	73	88		
139	73	73	88		
140	73	74	88		
141	73	74	89		
142	74	74	90		
143	74	75	91		
144	74	75	92		
145	74	75	93		
146	74	76	94		
147	75	76	95		
148	75	76	96		
149	75	77	97		
150	75	77			
151	75	77			
152	76	78			
153	76	78			
154	76	78			
155	76	79			
156	76	79			
157	77	79			
158	77	80			
159	77	80			
160	77	80			
161	78	81			
162	78	81			
163	78	82			
164	78	82			
165	79	83			
166	79	83			
167	79	84			
168	79	84			
169	80	85			
170		85			
171		86			
172		86			
173		87			
174		87			
175		88			
176		88			
177		89			

学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の初任給調整手当に関する規則（昭和三十八年東京都教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

付則別表第一を次のように改める。

（写真用原稿①）

別表第一を次のように改める。

（写真用原稿②）

附　則

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の初任給調整手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

2　改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の学校職員の初任給調整手当に関する規則の規定に基づいて職員に支払われた初任給調整手当は、改正後の規則の規定による初任給調整手当の内払とみなす。

付則別表第１（付則第２項関係）

期間の区分 ＼ 職員の区分		第３条第１号の職員及び第４条第１号の職員	第３条第２号の職員及び第４条第２号の職員	第３条第３号の職員及び第４条第３号の職員
		円	円	円
（１）	採用の日又は第４条第１号から第３号までの職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（２）	（１）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（３）	（２）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（４）	（３）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（５）	（４）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（６）	（５）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（７）	（６）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（８）	（７）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（９）	（８）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
(10)	（９）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
(11)	(10) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
(12)	(11) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
(13)	(12) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
(14)	(13) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
(15)	(14) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
(16)	(15) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
(17)	(16) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
(18)	(17) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
(19)	(18) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
(20)	(19) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600

(21)	（20）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	222,400	194,000	124,900
(22)	（21）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	215,800	188,000	119,200
(23)	（22）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	209,300	181,900	113,600
(24)	（23）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	202,600	175,900	108,000
(25)	（24）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	196,000	169,900	102,200
(26)	（25）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	189,400	163,700	97,000
(27)	（26）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	182,800	157,700	91,800
(28)	（27）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	176,200	151,700	86,700
(29)	（28）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	169,500	145,500	81,600
(30)	（29）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	162,900	139,300	76,400
(31)	（30）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	157,400	134,000	71,700
(32)	（31）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	151,900	128,700	67,000
(33)	（32）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	146,500	123,600	62,400
(34)	（33）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	140,900	118,400	58,700
(35)	（34）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	135,300	113,100	55,300
(36)	（35）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	129,900	107,900	51,900
(37)	（36）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	124,400	102,800	48,600
(38)	（37）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	119,000	97,800	45,200
(39)	（38）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	113,500	92,800	42,000
(40)	（39）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	108,100	88,000	38,800

別表第１（第６条関係）

期間の区分＼職員の区分		第３条第１号の職員及び第４条第１号の職員	第３条第２号の職員及び第４条第２号の職員	第３条第３号の職員及び第４条第３号の職員
		円	円	円
（１）	採用の日又は第４条第１号から第３号までの職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
（２）	（１）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
（３）	（２）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
（４）	（３）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
（５）	（４）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
（６）	（５）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
（７）	（６）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
（８）	（７）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
（９）	（８）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(10)	（９）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(11)	(10) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(12)	(11) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(13)	(12) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(14)	(13) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(15)	(14) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(16)	(15) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(17)	(16) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(18)	(17) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(19)	(18) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(20)	(19) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500

(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	317,700	277,100	178,400
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	308,300	268,500	170,300
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	299,000	259,900	162,300
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	289,400	251,300	154,300
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	280,000	242,700	146,000
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	270,600	233,900	138,600
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	261,100	225,300	131,100
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	251,700	216,700	123,800
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	242,100	207,900	116,500
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	232,700	199,000	109,100
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	224,800	191,400	102,400
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	217,000	183,900	95,700
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	209,300	176,500	89,100
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	201,300	169,100	83,900
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,300	161,600	79,000
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	185,500	154,200	74,100
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	177,700	146,900	69,400
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	170,000	139,700	64,600
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	162,200	132,600	60,000
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	154,400	125,700	55,400

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　号

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則（昭和四十七年東京都教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「東京都教育委員会が東京都人事委員会の承認を得て別に定める研修を受講する者（次号に該当する者」を「指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成十四年東京都教育委員会規則第一号。次号において「指導力規則」という。）第四条第一項に該当すると認定された者（条例第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者」に改め、同項第二号中「指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成十四年東京都教育委員会規則第一号）」を「指導力規則」に、「認定されその旨の通知を受けた者」を「認定された者」に改める。

附　則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　号

産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当支給に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

別表を削る。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の産業教育手当支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

2　令和七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間の勤務について、この規則による改正前の産業教育手当支給に関する規則の規定により既に支給された産業教育手当は、改正後の規則の規定による産業教育手当の内払とみなす。

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　号

定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当支給に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

別表を削る。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の定時制通信教育手当支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

2　令和七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間の勤務について、この規則による改正前の定時制通信教育手当支給に関する規則の規定により既に支給された定時制通信教育手当は、改正後の規則の規定による定時制通信教育手当の内払とみなす。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　　月　　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（その職員が適用を受ける別表第三に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）」を削る。

別表第三を次のとおり改める。

別表第三（第三条関係）

附　則

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のへき地手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

2　令和七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に、この規則による改正前のへき地手当等に関する規則の規定により支給されたへき地手当は、改正後の規則によるへき地手当の内払とみなす。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一13の部(1)の項中「七千五百円」を「八千円」に改める。

別表第二(1)の項中「終日に及ぶ」を「半日」に、「八時間」を「四時間」に、「午後十一時」を「午後九時」に、「午前二時」を「午前四時」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日前にこの規則による改正前の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（二暦日にわたる勤務の取扱い）

3　この規則による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、

二暦日にわたる勤務にあっては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十一年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「別表」を「別表第一」に改め、同条に次の一項を加える。

2　各月の初日に次条各号に掲げるいずれかの校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項各号に掲げる額を別表第二に掲げる額にそれぞれ加えた額とする。ただし、分掌する校務が次条各号のうち二以上に該当するときの職員の義務教育等教員特別手当の月額は、当該職員が該当する別表第二の校務の種類の欄に掲げる区分に応じて、同表の金額の欄に定める額のうち最も高い額を加えた額とする。

第四条の次に次の二条を加える。

（校務の種類）

第四条の二　条例第二十四条の三第二項に規定する教育委員会規則で定める校務の種類は、次の各号に掲げるものとする。

一　学級を担任する業務

二　前号の学級を担任する業務を補佐する業務

三　複数の者で学級を担任する業務（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）

（校務の分掌状況に係る届出）

第四条の三　校長は、毎年度、前条に規定する校務の分掌状況を東京都教育委員会に届け出なければならない。

２　校長は、前項の届出に係る事項に変更があつたときは、速やかにその旨を東京都教育委員会に届け出なければならない。

附則第三項中「第四条」を「第四条第一項」に、「別表」を「別表第一」に改める。

別表中「別表」を「別表（第４条関係）」に改め、「（第４条関係）」を削り、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

（写真原稿）

附　則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

別表第二（第４条関係）

校務の種類	金額
１　第４条の２第１号の校務	3,000 円
２　第４条の２第２号の校務	1,000 円
３　第４条の２第３号の校務	2,000 円

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　月　日

東京都教育委員会

■ **東京都教育委員会規則第　号**

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十一年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

（写真原稿）

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

別表第一（第４条関係）

教育職給料表の適用を受ける者

職員の区　分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	1,850　円	2,270 円	3,290 円	3,560 円	6,220 円	6,480　円
	2	1,870	2,310	3,330	3,600	6,260	6,530
	3	1,890	2,340	3,370	3,650	6,350	6,570
	4	1,920	2,380	3,410	3,690	6,430	6,610
	5	1,940	2,410	3,450	3,730	6,480	6,650
	6	1,960	2,440	3,490	3,780	6,520	6,690
	7	1,990	2,470	3,530	3,820	6,560	6,730
	8	2,010	2,500	3,570	3,860	6,600	6,770
	9	2,040	2,530	3,610	3,910	6,640	6,820
	10	2,060	2,570	3,650	3,950	6,680	6,860
	11	2,090	2,610	3,690	4,000	6,750	6,900
	12	2,120	2,640	3,740	4,040	6,770	6,940
	13	2,140	2,670	3,780	4,090	6,820	6,990
	14	2,180	2,720	3,820	4,130	6,840	7,030
	15	2,210	2,750	3,860	4,180	6,870	7,070
	16	2,230	2,790	3,910	4,220	6,900	7,110
	17	2,270	2,820	3,950	4,270	6,950	7,150
	18	2,310	2,860	3,990	4,310	6,990	7,190
	19	2,340	2,900	4,030	4,370	7,020	7,230
	20	2,380	2,940	4,080	4,410	7,050	7,270
	21	2,410	2,980	4,130	4,460	7,140	7,310
	22	2,430	3,010	4,170	4,500	7,180	7,350
	23	2,460	3,060	4,220	4,550	7,210	7,390
	24	2,480	3,100	4,260	4,630	7,240	7,430
	25	2,500	3,130	4,310	4,670	7,270	7,480
	26	2,520	3,170	4,350	4,710	7,300	7,510
	27	2,550	3,210	4,400	4,760	7,330	7,550
	28	2,570	3,250	4,440	4,800	7,360	7,580
	29	2,590	3,290	4,490	4,840	7,380	7,620
	30	2,610	3,320	4,530	4,890	7,400	7,670
	31	2,630	3,360	4,570	4,930	7,430	7,700
	32	2,650	3,400	4,630	4,970	7,450	7,740
	33	2,680	3,440	4,670	5,030	7,460	7,780
	34	2,700	3,480	4,710	5,070	7,480	7,820
	35	2,730	3,520	4,760	5,120	7,490	7,850
	36	2,750	3,560	4,800	5,160	7,510	7,890

	37	2, 770	3, 600	4, 840	5, 210	7, 520	7, 920
	38	2, 800	3, 640	4, 890	5, 260	7, 540	7, 950
	39	2, 820	3, 680	4, 930	5, 310	7, 560	7, 990
	40	2, 840	3, 720	4, 970	5, 350	7, 570	8, 020
	41	2, 880	3, 760	5, 030	5, 400	7, 580	8, 050
	42	2, 910	3, 800	5, 070	5, 450	7, 600	8, 070
	43	2, 930	3, 840	5, 120	5, 500	7, 620	8, 100
	44	2, 960	3, 880	5, 160	5, 540	7, 630	8, 130
	45	2, 990	3, 930	5, 200	5, 580	7, 650	8, 150
	46	3, 020	3, 970	5, 250	5, 640	7, 660	8, 180
	47	3, 040	4, 010	5, 290	5, 680	7, 680	8, 200
	48	3, 070	4, 050	5, 340	5, 730	7, 690	8, 220
	49	3, 100	4, 090	5, 380	5, 770	7, 710	8, 240
	50	3, 130	4, 130	5, 420	5, 820	7, 720	8, 260
	51	3, 160	4, 160	5, 470	5, 860	7, 730	8, 280
	52	3, 180	4, 200	5, 510	5, 900	7, 750	8, 310
	53	3, 210	4, 250	5, 560	5, 950	7, 760	8, 330
	54	3, 240	4, 290	5, 600	5, 990	7, 770	8, 350
	55	3, 270	4, 330	5, 640	6, 040	7, 790	8, 370
	56	3, 290	4, 370	5, 680	6, 080	7, 810	8, 390
	57	3, 320	4, 410	5, 730	6, 130	7, 820	8, 410
	58	3, 350	4, 450	5, 760	6, 170	7, 840	8, 430
	59	3, 370	4, 490	5, 800	6, 220	7, 850	8, 450
	60	3, 400	4, 530	5, 840	6, 260	7, 860	8, 470
	61	3, 430	4, 570	5, 890	6, 310	7, 880	8, 490
	62	3, 460	4, 610	5, 920	6, 350	7, 900	8, 510
	63	3, 480	4, 650	5, 970	6, 390	7, 910	8, 530
	64	3, 500	4, 690	6, 010	6, 430	7, 920	8, 550
	65	3, 540	4, 720	6, 040	6, 480	7, 950	8, 570
	66	3, 560	4, 760	6, 070	6, 520		
	67	3, 590	4, 800	6, 120	6, 560		
	68	3, 610	4, 840	6, 150	6, 600		
	69	3, 640	4, 880	6, 180	6, 640		
	70	3, 670	4, 910	6, 210	6, 680		
	71	3, 690	4, 950	6, 240	6, 750		
	72	3, 720	4, 990	6, 280	6, 770		
	73	3, 740	5, 030	6, 320	6, 820		

	74	3, 770	5, 060	6, 350	6, 840		
	75	3, 800	5, 100	6, 370	6, 870		
	76	3, 820	5, 140	6, 410	6, 900		
	77	3, 840	5, 180	6, 430	6, 920		
	78	3, 860	5, 220	6, 460	6, 950		
	79	3, 890	5, 270	6, 500	6, 970		
	80	3, 910	5, 280	6, 530	6, 990		
	81	3, 930	5, 310	6, 560	7, 010		
	82	3, 970	5, 340	6, 580	7, 020		
	83	3, 980	5, 370	6, 600	7, 040		
	84	4, 010	5, 390	6, 630	7, 050		
	85	4, 030	5, 420	6, 650	7, 080		
	86	4, 050	5, 450	6, 680	7, 100		
	87	4, 080	5, 480	6, 700	7, 120		
	88	4, 100	5, 500	6, 730	7, 140		
	89	4, 130	5, 520	6, 750	7, 150		
	90	4, 150	5, 550	6, 760	7, 160		
	91	4, 170	5, 570	6, 770	7, 170		
	92	4, 200	5, 600	6, 770	7, 180		
	93	4, 220	5, 620	6, 780	7, 180		
	94	4, 240	5, 640	6, 800	7, 190		
	95	4, 260	5, 650	6, 810	7, 200		
	96	4, 290	5, 670	6, 820	7, 210		
	97	4, 310	5, 690	6, 820	7, 220		
	98	4, 330	5, 710	6, 830	7, 220		
	99	4, 350	5, 730	6, 840	7, 230		
	100	4, 370	5, 750	6, 840	7, 240		
	101	4, 390	5, 760	6, 850	7, 240		
	102	4, 420	5, 780	6, 860	7, 250		
	103	4, 440	5, 800	6, 860	7, 260		
	104	4, 460	5, 820	6, 870	7, 270		
	105	4, 480	5, 830	6, 880	7, 280		
	106	4, 500	5, 840	6, 880	7, 280		
	107	4, 520	5, 860	6, 890	7, 290		
	108	4, 540	5, 880	6, 900	7, 300		
	109	4, 560	5, 890	6, 910	7, 310		
	110	4, 570	5, 910	6, 920	7, 310		
	111	4, 590	5, 920	6, 920	7, 320		

	112	4, 610	5, 940	6, 930	7, 330		
	113	4, 630	5, 950	6, 940	7, 340		
	114	4, 650	5, 970	6, 950	7, 350		
	115	4, 660	5, 980	6, 960	7, 350		
	116	4, 670	5, 990	6, 970	7, 360		
	117	4, 690	6, 010	6, 970	7, 370		
	118	4, 700	6, 020	6, 980	7, 370		
	119	4, 710	6, 030	6, 990	7, 380		
	120	4, 730	6, 040	6, 990	7, 390		
	121	4, 740	6, 050	7, 000	7, 390		
	122	4, 760	6, 060	7, 010	7, 400		
	123	4, 770	6, 070	7, 010	7, 410		
	124	4, 780	6, 090	7, 020	7, 420		
	125	4, 800	6, 100	7, 030	7, 430		
	126	4, 810	6, 120	7, 040	7, 430		
	127	4, 820	6, 130	7, 050	7, 440		
	128	4, 830	6, 140	7, 050	7, 450		
	129	4, 840	6, 150	7, 060	7, 450		
	130	4, 860	6, 160	7, 070	7, 460		
	131	4, 860	6, 170	7, 080	7, 480		
	132	4, 870	6, 190	7, 090	7, 480		
	133	4, 880	6, 200	7, 090	7, 490		
	134	4, 900	6, 210	7, 100			
	135	4, 910	6, 220	7, 110			
	136	4, 920	6, 230	7, 110			
	137	4, 930	6, 240	7, 120			
	138	4, 940	6, 260	7, 130			
	139	4, 950	6, 270	7, 140			
	140	4, 960	6, 280	7, 140			
	141	4, 970	6, 300	7, 150			
	142	4, 980	6, 310	7, 160			
	143	4, 990	6, 320	7, 170			
	144	5, 010	6, 330	7, 180			
	145	5, 020	6, 350	7, 180			
	146	5, 030	6, 360	7, 190			
	147	5, 040	6, 370	7, 200			
	148	5, 050	6, 380	7, 210			

	149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177	5, 060 5, 070 5, 080 5, 090 5, 100 5, 110 5, 120 5, 140 5, 150 5, 160 5, 170 5, 180 5, 190 5, 200 5, 210 5, 220 5, 230 5, 240 5, 260 5, 270 5, 280	6, 390 6, 410 6, 420 6, 430 6, 440 6, 460 6, 470 6, 480 6, 490 6, 500 6, 520 6, 530 6, 540 6, 560 6, 570 6, 580 6, 590 6, 600 6, 610 6, 630 6, 640 6, 650 6, 670 6, 680 6, 690 6, 700 6, 720 6, 730 6, 750	7, 220			
定年前再任用短時間勤務職		3, 250	4, 080	4, 480	4, 700	5, 140	6, 360

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出しを「（健康管理休暇）」に改め、同条第一項及び第二項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十七条第一項本文中「六月」を「一年」に改め、同項ただし書中「六月」を「一年」に、「百八十日」を「三百六十五日」に改める。

第二十七条の二第一項中「介護時間取得の初日から連続する三年の期間内において」を「必要と認められる期間について」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　介護時間の申請は、要介護者の介護を必要とする一の継続する状態について、最初の介護時間を取得する日から起算して三年を経過する日までの期間（以下「当初取得期間」という。）に係るものにあっては当該申請に係る介護時間取得の初日の前日までに、当初取得期間経過後の一会計年度ごとの期間に係るものにあっては当該申請に係る介護時間取得の初日の一年前から同日の前日までの間に、それぞれ別記第六号様式により行うものとする。

別記第四号様式中「６月」を「１年」に改める。

附　則

１　この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十三条に規定する健康管理休暇、改正後の規則第二十七条に規定する介護休暇及び改正後の規則第二十七条の二に規定する介護時間の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

３　この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月　　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「（健康管理休暇）」に改め、同条第一項及び第二項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十八条第一項本文中「六月」を「一年」に改め、同項ただし書中「六月」を「一年」に、「百八十日」を「三百六十五日」に改める。

第二十八条の二第一項中「介護時間取得の初日から連続する三年の期間内において」を「必要と認められる期間について」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　介護時間の申請は、要介護者の介護を必要とする一の継続する状態について、最初の介護時間を取得する日から起算して三年を経過する日までの期間（以下「当初取得期間」という。）に係るものにあっては当該申請に係る介護時間取得の初日の前日までに、当初取得期間経過後の一会計年度ごとの期間に係るものにあっては当該申請に係る介護時間取得の初日の一年前から同日の前日までの間に、それぞれ別記第六号様

式により行うものとする。

別記第四号様式中「６㎜」を「１㎜」に改める。

附　則

１　この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十四条に規定する健康管理休暇、改正後の規則第二十八条に規定する介護休暇及び改正後の規則第二十八条の二に規定する介護時間の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

３　この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「更新」の下に「（以下「任期の更新」という。）」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

（病気休暇）

第十四条の二　任命権者は、職員が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

２　前項の次項に定める疾病又は負傷については、規則第十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十五条第一項の東京都規則で」とあるのは、「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）第十四条の二第一項の次項に」と読み替えるものとする。

３　病気休暇については、規則第十四条の規定を準用する。

４　東京都のいずれかの職にあった者が引き続き職員として任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。

第十五条第一項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十二条の見出しを「（健康管理休暇）」に改め、同条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十六条第二項後段を削る。

第二十八条中「「三年の期間内」を「「必要と認められる期間」に、「在職する期間内（東京都の会計年度任用職員の職にあって介護時間を取得した初日から連続する三年の」を「必要と認められる期間（在職する」に改める。

第三十二条中「第十七条」を「第十四条の二、第十七条」に改める。

第三十三条中「会計年度任用職員の任用等に関する規則第五条第二項に規定する」を削る。

第三十五条中「第十二条」の下に「、第十四条の二」を加える。

附　則

1　この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十四条の二に規定する病気休暇、改正後の規則第二十二条に規定する健康管理休暇、改正後の規則第二十六条に規定する介護休暇及び改正後の規則第二十八条に規定する介護時間の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3　この規則の施行の日前における傷病を原因とする欠勤（会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年東京都規則第●号）による改正前の会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）別表の傷病欠勤をいう。）は、改正後の規則第十四条の二の規定により承認された病気休暇とみなす。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「更新」の下に「（以下「任期の更新」という。）」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

（病気休暇）

第十四条の二　教育委員会は、職員が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

２　前項の次項に定める疾病又は負傷については、規則第十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十五条第一項の東京都規則で」とあるのは、「東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）第十四条の二第一項の次項に」と読み替えるものとする。

３　病気休暇については、規則第十四条の規定を準用する。

４　東京都のいずれかの職にあった者が引き続き職員として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。

第十五条第一項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十二条の見出しを「（健康管理休暇）」に改め、同条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十六条第二項後段を削る。

第二十八条中「「三年の期間内」を「「必要と認められる期間」に、「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあって介護時間を取得した初日から連続する三年の」を「必要と認められる期間（在職する」に、「、「当該」を「「当該」に改める。

第三十二条中「第十七条」を「第十四条の二、第十七条」に改める。

第三十三条中「東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則第五条第二項に規定する」を削る。

附　則

第三十五条中「第十二条」の下に「、第十四条の二」を加える。

1　この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十四条の二に規定する病気休暇、改正後の規則第二十二条に規定する健康管理休暇、改正後の規則第二十六条に規定する介護休暇及び改正後の規則第二十八条に規定する介護時間の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3　この規則の施行の日前における傷病を原因とする欠勤（東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年東京都教育委員会規則第●号）による改正前の東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）別表の傷病欠勤をいう。）は、改正後の規則第十四条の二の規定により承認された病気休暇とみなす。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十四日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第六十三号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第一号中「更新」の下に「（以下「任期の更新」という。）」を加える。

第十四条の次に次の一条を加える。

（病気休暇）

第十四条の二　教育委員会は、職員が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

２　前項の次項に定める疾病又は負傷については、規則第十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十六条第一項の教育委員会規則で」とあるのは、「東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）第十四条の二第一項の次項に」と読み替えるものとす

る。

３　病気休暇については、規則第十五条の規定を準用する。

４　東京都のいずれかの職にあった者が引き続き職員として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。

第十五条第一項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十二条の見出しを「（健康管理休暇）」に改め、同条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十六条第二項後段を削る。

第二十八条中「「三年の期間内」を「「必要と認められる期間」に、「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあって介護時間を取得した初日から連続する三年の」を「必要と認められる期間（在職する」に改める。

第三十二条中「第十七条」を「第十四条の二、第十七条」に改める。

第三十三条中「東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則第五条第二項に規定する」を削る。

第三十五条中「第十二条」の下に「、第十四条の二」を加える。

附　則

1　この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十四条の二に規定する病気休暇、改正後の規則第二十二条に規定する健康管理休暇、改正後の規則第二十六条に規定する介護休暇及び改正後の規則第二十八条に規定する介護時間の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3　この規則の施行の日前における傷病を原因とする欠勤（東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年東京都教育委員会規則第五十六号）による改正前の東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）別表の傷病欠勤をいう。）は、改正後の規則第十四条の二の規定により承認された病気休暇とみなす。

◉東京都議会議長訓令第　号

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十四日

東京都議会議長　増子博樹

第十一条第三項第一号中「更新」の下に「（以下「任期の更新」という。）」を加える。

第十三条の次に次の一条を加える。

（病気休暇）

第十三条の二　議長は、職員が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

２　前項の次項に定める疾病又は負傷については、規則第十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十五条第一項の東京都規則で」とあるのは、「東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京

都議会議長訓令第五号）第十三条の二第一項の次項に」と読み替えるものとする。

3　病気休暇については、規則第十四条の規定を準用する。

4　東京都のいずれかの職にあった者が引き続き職員として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。

第十四条第一項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十一条の見出しを「（健康管理休暇）」に改め、同条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第二十五条第二項後段を削る。

第二十七条中「「三年の期間内」を「「必要と認められる期間」に、「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあって介護時間を取得した初日から連続する三年の」を「必要と認められる期間（在職する」に改める。

第三十一条中「第十六条」を「第十三条の二、第十六条」に改める。

第三十二条中「会計年度任用職員の任用等に関する規程第五条第二項に規定する」を削る。

第三十四条中「第十一条」の下に「、第十三条の二」を加える。

附　則

1　この訓令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この訓令による改正後の東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第十三条の二に規定する病気休暇、改正後の規程第二十一条に規定する健康管理休暇、改正後の規程第二十五条に規定する介護休暇及び改正後の規程第二十七条に規定する介護時間の請求等は、改正後の規程の規定の例により、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

3　この訓令の施行の日前における傷病を原因とする欠勤（会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（令和七年東京都議会議長訓令第●号）による改正前の会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）別表の傷病欠勤をいう。）は、改正後の規程第十三条の二の規定により承認された病気休暇とみなす。

存　　続　　期　　間

訓令甲第　　号

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程及び警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年　月　日

警視総監　迫　田　裕　治

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程及び警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

（警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程の一部改正）

第１条　警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程（平成７年３月３１日訓令甲第１７号）の一部を次のように改正する。

第７条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第１７条の見出しを「(健康管理休暇)」に改め、同条第１項及び第２項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第２２条中「、第２１条及び第２１条の３」を「及び第２１条」に改める。

（警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第２条　警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成２７年３月３０日訓令甲第１７号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第１号中「より任期の更新」を「よる任期の更新（以下「任期の更新」という。)」に改める。

第１２条の次に次の１条を加える。

（病気休暇）

第１２条の２　所属長は、会計年度任用職員が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

２　前項の次項に定める疾病又は負傷は、警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程（平成７年３月３１日訓令甲第１７号。以下「休日休暇規程」という。）の適用を受ける職員の例による。

３　病気休暇については、休日休暇規程第９条の規定を準用する。

４　東京都のいずれかの職にあった者が引き続き会計年度任用職員として新たに任用された場合においては、任用日前の勤務と当該任用日以後の勤務とが継続するものとみなす。

第１３条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第１４条中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程（平成７年３月３１日訓令甲第１７号。以下「休日休暇規程」という。）」を「休日休暇規程」に改める。

第２０条の見出しを「(健康管理休暇)」に改め、同条中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第２４条中「同条第１項中「６月」とあるのは「９３日」と、「通算１８０日」とあるのは「通算９３日」と、」を削る。

第２６条中「「３年の」を「「必要と認められる」に、「在職する期間内（警視庁の会計年度任用職員として介護時間を取得した初日から連続する３年の」を「必要と認められる期間内（在職する」に改める。

第３０条中「第１５条」を「第１２条の２、第１５条」に改める。

第３１条中「第１０条」の次に「、第１２条の２」を加える。

第３２条中「警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程第５条第２項に規定する」を削る。

附　則

１　この訓令は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第１条中第２２条の改正規定及び次項の規定は、令和７年　月　日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第１７条（第２条の規定による改正後の警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の会計年度任用職員勤務規程」という。）第２０条において準用する場合を含む。）に規定する健康管理休暇、改正後の会計年度任用職員勤務規程第１２条の２に規定する病気休暇、改正後の会計年度任用職員勤務規程第２４条に規定する介護休暇及び改正後の会計年度任用職員勤務規程第２６条に規定する介護時間に係る申請等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

３　令和８年４月１日前における傷病を原因とする欠勤（警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程（令和７年●月●日訓令甲第●号）による改正前の警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成２７年３月３０日訓令甲第１６号）別表の傷病欠勤をいう。）は、改正後の会計年度任用職員勤務規程第１２条の２の規定に基づき承認された病気休暇とみなす。

別添え

東京消防庁訓令第　　号

庁　中　一　般
消　　防　　署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成２７年３月東京消防庁訓令第１６号）の一部を次のように改正する。

令和７年１２月　　日

東京消防庁
消防総監　市川　博三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が同一のものは、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（年次有給休暇） 第 11 条　［略］ ２　［略］ ３　前２項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。 ⑴　同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成 27 年３月東京消防庁訓令第 15 号）第５条第２項に規定する任期の更新（第 13 条の２第４項及び第 32 条において「任期の更新」という。）をしたときを含む。）　当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数 ［⑵～⑷　略］ ４　［略］ （病気休暇） 第 13 条の２　所属長は、職員が疾病又は負傷（規則第 15 条に定める疾	（年次有給休暇） 第 11 条　［同左］ ２　［同左］ ３　［同左］ ⑴　同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成 27 年３月東京消防庁訓令第 15 号）第５条第２項に規定する任期の更新をしたときを含む。）　当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数 ［⑵～⑷　同左］ ４　［同左］ ［新設］

病又は負傷を除く。）　のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。	
２　前項の次項に定める疾病又は負傷について は、規則第 15 条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第 15 条第１項の東京都規則で」とあるのは、「東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成２７年３月東京消防庁訓令第１６号）第 13 条の２第１項の次項に」と読み替えるものとする。	
３　病気休暇については、規則第 14 条の規定を準用する。	
４　東京都のいずれかの職にあった者が引き続き職員として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。	
（特別休暇）	（特別休暇）
第 14 条　所属長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。	第 14 条　所属長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。
２　［略］	２　［同左］
（健康管理休暇）	（生理休暇）
第 21 条　健康管理休暇については、規則第 23 条の規定を準用する。この場合において、同条第２項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。	第 21 条　生理休暇については、規則第 23 条の規定を準用する。この場合において、同条第２項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。
（介護休暇）	（介護休暇）
第 25 条　［略］	第 25 条　［同左］
２　介護休暇については、規則第 27 条の規定を準用する。	２　介護休暇については、規則第 27 条の規定を準用する。この場合にお

	いて、同条第１項中「６月」とあるのは「93 日」と、「通算 180 日」とあるのは「通算 93 日」と、同条第４項、第５項及び第７項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、規則別記第４号様式中「引き続く６月」とあるのは「引き続く 93 日」と読み替えるものとする。
（介護時間） 第 27 条　介護時間については、規則第 27 条の２の規定を準用する。この場合において、同条第１項中「必要と認められる期間」とあるのは「必要と認められる期間内（在職する期間内に限る。）」と、同条第２項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「２時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から５時間 45 分を減じた時間（２時間を超える場合は、２時間を限度とする。）（次項において「基準時間」という。）」と、同条第３項中「第 21 条」とあるのは「第 19 条で準用する規則第 21 条」と、「２時間」とあるのは「基準時間」と、同条第４項、第５項及び第７項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。	（介護時間） 第 27 条　介護時間については、規則第 27 条の２の規定を準用する。この場合において、同条第１項中「３年の期間内」とあるのは「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあって介護時間を取得した初日から連続する３年の期間内に限る。）」と、同条第２項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「２時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から５時間 45 分を減じた時間（２時間を超える場合は、２時間を限度とする。）（次項において「基準時間」という。）」と、同条第３項中「第 21 条」とあるのは「第 19 条で準用する規則第 21 条」と、「２時間」とあるのは「基準時間」と、同条第４項、第５項及び第７項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。
（期間計算） 第 31 条　第 13 条の２、第 16 条、第 21 条から第 22 条の２まで及び第 25 条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。	（期間計算） 第 31 条　第 16 条、第 21 条から第 22 条の２まで及び第 25 条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。
（特別休暇等の特例） 第 32 条　同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第 15 条から第 25 条まで、第 27 条及び第 29 条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。	（特別休暇等の特例） 第 32 条　同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第 15 条から第 25 条まで、第 27 条及び第 29 条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程第５条第２項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

１　この訓令は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この訓令による改正後の東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第 13 条の２に規定する病気休暇に係る請求等、改正後の規程第２１条に規定する健康管理休暇に係る請求等、改正後の規程第２５条に規定する介護休暇に係る請求等及び改正後の規程第２７条に規定する介護時間に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項第二号ただし書中「傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）」及び」を削る。

別表傷病欠勤の項を削る。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項第二号ただし書中「傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び」を削る。

別表傷病欠勤の項を削る。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項第二号ただし書中「傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び」を削る。

別表傷病欠勤の項を削る。

附　則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

◉東京都議会議長訓令第　号

東京都議会議会局

会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）の一部を次のように改正する。

令和七年　月　日

東京都議会議長　増子博樹

第四条第七項第二号ただし書中「傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び」を削る。

別表傷病欠勤の項を削る。

附　則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

存　　続　　期　　間

訓令甲第　号

警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年　月　日

警視総監　迫　田　裕　治

警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成２７年３月３０日訓令甲第１６号）の一部を次のように改正する。

第４条第７項第２号ただし書中「傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び」を削る。

別表傷病欠勤の項を削る。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

別添え

東京消防庁訓令第　　号

庁　中　一　般
消　　防　　署

東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成２７年３月東京消防庁訓令第１５号）の一部を次のように改正する。

令和７年１２月　日

東京消防庁
消防総監　市川　博三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（任用） 第４条　［略］ ［２～６　略］ ７　公募によらない再度任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。 ［⑴　略］ ⑵　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の２分の１に達していないこと。ただし、法第 28 条第２項第１号に規定する休職をするものについて、任期満了時においておおむね３月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると部長が認める場合は、この限りでない。	（任用） 第４条　［同左］ ［２～６　同左］ ７　［同左］ ［⑴　同左］ ⑵　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の２分の１に達していないこと。ただし、傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び法第 28 条第２項第１号に規定する休職をするものについて、任期満了時においておおむね３月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると部長が認める場合は、この限りでな

［(3)　略］

別表（第４条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	１日	１日
私事欠勤	１日	３日
無届欠勤	１日	４日
遅参早退	３回	１日

い。

［(3)　同左］

別表（第４条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	１日	１日
傷病欠勤	１日	１日
私事欠勤	１日	３日
無届欠勤	１日	４日
遅参早退	３回	１日

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

◉交通局規程第四十九号

東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都交通局長　堀　越　弥栄子

東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年交通局規程第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項第二号ただし書中「傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び」を削る。

別表傷病欠勤の項を削る。

附　則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

◉東京都水道局管理規程第二十七号

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都水道局長　山口　真

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項第二号ただし書中「傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び」を削る。

別表傷病欠勤の項を削る。

附　則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

◉東京都下水道局管理規程第二十六号

東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年十二月二十四日

東京都下水道局長　藤　橋　知　一

東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項第二号ただし書中「傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び」を削る。

別表傷病欠勤の項を削る。

附　則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により病気休暇（勤務を割り振られない日を除き、病気休暇を開始する日から順に、所定の勤務日数に応じて、別表第三に定める日数（過去一年間において通算する。）を限度とする。）を承認されている場合（法第二十二条の条件付採用の期間中であること等を理由として法第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされていない場合を除く。）

第十九条第二項第三号中「第十五条第二項第十号」を「第十五条第二項第十一号」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第二十五条中「第二項から第五項まで」を「第三項から第六項まで」に改める。

第二十七条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一　第十九条第二項第一号から第四号までに掲げる期間及び育児休業法第二条第一項

の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間

イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

二　勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により病気休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間（所定の勤務時間の一部において勤務しない病気休暇がある場合は、任命権者が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）

第二十八条第一項中「一万分の一万六百九十二・五」を「一万分の一万九百二十」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項の」を

「第一項及び第二項の」に、「第三条の四第三項」を「第三条の四第四項」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあっては、加算後割合）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「第三条の四第三項」を「第三条の四第四項」に、「前項に」を「第一項に」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあっては、加算後割合）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、任命権者が人事委員会の承認を得て定める成績率を加算する場合の対象となる者（以下「加算対象職員」という。）の成績率は、前項に規定する割合に、一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合を加えた割合（以下「加算後割合」という。）とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

（写真原稿）

附　則

1　この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行し、令和七年十二月一日から適用する。

令和八年六月一日の基準日（非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則第十七条第一項第二号に規定する基準日をいう。）に係る勤勉手当に係る勤務期間の算定については、令和七年十二月二日から令和八年三月三十一日までにその期間が終了する会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）別表、東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）別表、東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）別表、会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）別表、警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年警視庁訓令甲第十六号）別表又は東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京消防庁訓令第十五号）別表の傷病欠勤は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十九条及び学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）第二十条の二の規定による病気休暇とみなす。

別表第三（第十五条関係）

所定勤務日数 / 日数	週四日以上	週三日	週二日	週一日	—
月十五日以上	年百六十九日以上	年百二十一日から百六十八日まで	年七十三日から百二十日まで	年四十八日から七十二日まで	年四十八日未満
月十一日から十四日まで	十日	五日	三日	一日	〇日
月七日から十日まで					
月四日から六日まで					
月四日未満					

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　　月　　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二号中「第三項」を「第五項」に改める。

第三十七条第一項中「一万分の一万六百九十二・五」を「一万分の一万九百二十」に改める。

別表第三中「一、九五〇」を「二、〇一〇」に、「二、〇二〇」を「二、〇九〇」に、「二、〇九〇」を「二、一六〇」に、「二、一六〇」を「二、二三〇」に、「二、二四〇」を「二、三一〇」に、「二、三一〇」を「二、三八〇」に、「二、三九〇」を「二、四七〇」に、「二、四八〇」を「二、五六〇」に、「二、五八〇」を「二、六六〇」に、「二、六八〇」を「二、七七〇」に、「二、七六〇」を「二、八五〇」に、「二、八八〇」を「二、九七〇」に、「二、九八〇」を「三、〇八〇」に、「三、〇八〇」を「三、一八〇」に、「三、一七〇」を「三、二七〇」に、「三、二七〇」を「三、三八〇」に、「三、三八〇」を「三、四九〇」に、「三、四八〇」を「三、五九〇」に改める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第三の規定は令和七年四月一日から、改正後の規則第三十七条第一項の規定は同年十二月一日から適用する。

３　改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の規定に基づいて時間講師に支払われた報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　　月　　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第二項中「、「六月」とあるのは「九十三日」と」を削り、同条を第十八条の四とする。

第十八条の二第一項第一号中「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号。以下「勤務時間規則」という。）」を「勤務時間規則」に改め、同条を第十八条の三とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（病気休暇）

第十八条の二　教育委員会は、時間講師が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

2　前項の次項に定める疾病又は負傷については、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号。以下「勤務時間規則」という。）第十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十六条第

一項の教育委員会規則で」とあるのは、「都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）第十八条の二第一項の次項に」と読み替えるものとする。

３　病気休暇については、勤務時間規則第十五条の規定を準用する。

４　東京都のいずれかの職にあつた者が引き続き時間講師として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。

第十九条第二項中「「三年の期間内」を「「必要と認められる期間」に、「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあつて介護時間を取得した初日から連続する三年の」を「必要と認められる期間（在職する」に、「第十八条の二第一項第二号」を「第十八条の三第一項第二号」に改める。

第二十条の二中「及び第十八条の二」を「、第十八条の二及び第十八条の三」に改める。

第二十一条中「妊娠出産休暇、生理休暇」を「病気休暇、妊娠出産休暇、健康管理休暇」に改める。

第二十三条の三第一項中「事由は」の下に「、第十八条の二に規定する病気休暇（勤務を割り振られない日を除き、病気休暇を開始する日から順に、所定の勤務日数に応じ

て、別表第四に定める日数（過去一年間において通算する。）を限度とする。）を承認されている場合（法第二十二条の条件付採用の期間中であること等を理由として法第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされていない場合を除く。）」を、「東京都人事委員会」の下に「（以下「人事委員会」という。）」を加える。

第二十八条第二項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第三十四条中「第二項から第五項まで」を「第三項から第六項まで」に改める。

第三十六条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一　第二十八条第二項第一号から第四号までに掲げる期間及び育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間

イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条

の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

二　第十八条の二に規定する病気休暇を承認され、これにより勤務しなかつた期間（定められた勤務時間の一部において勤務しない病気休暇がある場合は、教育長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）

第三十六条第二項第三号中「第十八条の三」を「第十八条の四」に改め、同条第三項第一号中「、第二号」を削り、同項第三号中「第五条第一項第五号」を「第五条第一項第六号」に改める。

第三十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に、「第三条の四第三項」を「第三条の四第四項」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「第三条の四第三項」を「第三条の四第四項」に、「前項に」を「第一項に」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあつては、加算後割合）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の規定にかかわらず、時間講師のうち、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める成績率を加算する場合の対象となる者（以下「加算対象職員」という。）の成績率は、前項に規定する割合に、一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合を加えて得た割合（以下「加算後割合」という。）とする。

第四十二条第三項中「第十八条の三」の下に「、第十八条の四」を加える。

別表第二中「第十八条の二」を「第十八条の三」に改める。

別表第三中「二、〇一〇」を「二、〇三〇」に、「二、〇九〇」を「二、一一〇」に、「二、一六〇」を「二、一八〇」に、「二、二三〇」を「二、二五〇」に、「二、三一〇」を「二、三三〇」に、「二、三八〇」を「二、四〇〇」に、「二、四七〇」を「二、四九〇」に、「二、五六〇」を「二、五九〇」に、「二、六六〇」を「二、六九〇」に、「二、七七〇」を「二、八〇〇」に、「二、八五〇」を「二、八八〇」に、「二、九七〇」を「三、〇〇〇」に、「三、〇八〇」を「三、一一〇」に、「三、一八〇」を「三、二一〇」に、「三、二七〇」を「三、三〇〇」に、「三、三八〇」を「三、四一〇」に、「三、四九〇」を「三、五二〇」に、「三、五九〇」を「三、六三〇」に改め、同表の次に次の一表を加える。

（写真原稿）

附　則

1　この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十八条の二に規定する病気休暇、改正後の規則第十八条の四に規定する介護休暇及び改正後の規則第十九条に規定する介護時間の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3　この規則の施行の日前における傷病を原因とする欠勤は、改正後の規則第十八条の二の規定により承認された病気休暇とみなす。

4　令和八年六月一日の基準日（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則第二十六条第一項第二号に規定する基準日をいう。）に係る勤勉手当に係る勤務期間の算定については、令和七年十二月二日から令和八年三月三十一日までにその期間が終了する傷病を原因とする欠勤は、第十八条の二の規定による病気休暇とみなす。

別表第四（第二十三条の三関係）

所定の勤務日数（四月一日から翌年三月三十一日まで任用される場合）	週五日以上	週四日	週三日	週二日	週一日
任用期間中の勤務日数（右記以外の任用期間の場合）	二百十七日以上	百六十九日から二百十六日まで	百二十一日から百六十八日まで	七十三日から百二十日まで	四十八日から七十二日まで
日数	十日	七日	五日	三日	一日

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　月　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「一万分の一万六百九十二・五」を「一万分の一万九百二十」に改める。

第四十六条第三項第一号中「第五項、第六項及び第八項」を「第六項、第七項及び第九項」に改める。

別表第三中「二〇一、六〇〇円」を「二〇八、一〇〇円」に、「一四六、三〇〇円」を「一五一、〇〇〇円」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第三の規定は令和七年四月一日から、改正後の規則第四十一条第一項の規定は同年十二月一日から適用する。

3　改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の都立学校

等に勤務する日勤講師に関する規則の規定に基づいて日勤講師に支払われた報酬等は、改正後の規則の規定による報酬等の内払とみなす。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年　　月　　日

東京都教育委員会

◉東京都教育委員会規則第　　号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第二号中「傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び」を削る。

第二十条の次に次の一条を加える。

（病気休暇）

第二十条の二　教育委員会は、日勤講師が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。

2　前項の次項に定める疾病又は負傷については、勤務時間規則第十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十六条第一項の教育委員会規則で」とあるのは、「都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）第二十条の二第一項の次項に」と読み替えるものとする。

3　病気休暇については、勤務時間規則第十五条の規定を準用する。

4　東京都のいずれかの職にあった者が引き続き日勤講師として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。日勤講師として任期の更新をしたときも同様とする。

第二十二条第二項後段を削る。

第二十二条の二第二項中「「三年の期間内」を「「必要と認められる期間」に、「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあって介護時間を取得した初日から連続する三年の」を「必要と認められる期間（在職する」に改める。

第二十三条中「妊娠出産休暇、生理休暇」を「病気休暇、妊娠出産休暇、健康管理休暇」に改める。

第二十五条中「第二十条」の下に「、第二十条の二」を加える。

第二十九条第一項中「事由は」の下に「、第二十条の二に規定する病気休暇（勤務を割り振られない日を除き、病気休暇を開始する日から順に、十日（過去一年間において通算する。）を限度とする。）を承認されている場合（法第二十二条の条件付採用の期間中であること等を理由として法第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされていない場合を除く。）」を、「東京都人事委員会」の下に「（以下「人事委員会」という。）」を加える。

第三十二条第二項第五号を削り、同項第六号を第五号とする。

第三十八条中「第二項から第五項まで」を「第三項から第六項まで」に改める。

第四十条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一　第三十二条第二項第一号から第四号までに掲げる期間及び育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間

イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

二　第二十条の二に規定する病気休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間

（定められた勤務時間の一部において勤務しない病気休暇がある場合は、教育長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）

第四十条第三項第一号中「、第二号」を削り、同項第三号中「第五条第一項第五号」を「第五条第一項第六号」に改める。

第四十一条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「第一項の」を「第一項及び第二項の」に、「第三条の四第三項」を「第三条の四第四項」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあっては、加算後割合）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の」を「前二項の」に、「第三条の四第三項」を「第三条の四第四項」に、「前項に」を「第一項に」に改め、「規定する割合」の下に「（加算対象職員にあっては、加算後割合）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、日勤講師のうち、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める成績率を加算する場合の対象となる者（以下「加算対象職員」という。）の成績率は、前項に規定する割合に、一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合を加えて得た割合（以下「加算後割合」という。）とする。

第四十六条第三項第一号中「第九項」の下に「、第二十条の二」を加える。

別表第一傷病欠勤の項を削る。

別表第三中「二〇八、一〇〇円」を「二一〇、二〇〇円」に、「一五一、〇〇〇円」を「一五二、五〇〇円」に改める。

附　則

1　この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は同年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十条の二に規定する病気休暇、改正後の規則第二十一条に規定する健康管理休暇、改正後の規則第二十二条に規定する介護休暇及び改正後の規則第二十二条の二に規定する介護時間の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3　この規則の施行の日前における傷病を原因とする欠勤は、改正後の規則第二十条の二の規定により承認された病気休暇とみなす。

4　令和八年六月一日の基準日（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第十三条の二により準用する第八条の二第一項に規定する基準日をいう。）に係る勤勉手

当に係る勤務期間の算定については、令和七年十二月二日から令和八年三月三十一日までにその期間が終了する傷病を原因とする欠勤は、第二十条の二の規定による病気休暇とみなす。

別添３

承 認 事 項 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

Ⅲ　人事委員会承認事項の一部改正等

１　昇給に関する基準（知事他７任命権者）

２　局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について

３　成績率の運用に関する要綱の制定について（知事外８任命権者）

４　会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱（知事外７任命権者）

５　教職調整額に関する規則第２条第１号の規定により定める研修について（廃止）

６　非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定に基づき知事が人事委員会の承認を得て別に定める事項について

７　講師に関する規則の規定に基づき教育委員会が人事委員会の承認を得て別に定める事項について

【別紙】

「昇給に関する基準について」（平成18年３月17日付17人委任第155号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改　正　案	現　行
昇給に関する基準 第１から第３まで　（現行のとおり） 第４　昇給の決定 １から３まで　（現行のとおり） ４　隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算 (1)　昇給日の前年の４月１日から昇給日の属する年の３月31日までの期間において、次に掲げる各号のいずれかのうち必要と認められる行政機関に勤務する者（１の規定により昇給を決定される者（定期評定が行われなかった職員を除く。）で、勤務の成績の区分が「中位」以上の場合に限る。）については、勤務した年度の翌年度に、１の規定により決定された昇給の号給数に、下表に定める勤務期間に応じた号給数を加算する。ただし、その者が現に受ける地域手当の支給割合が百分の十六以外の場合については、当該行政機関への勤務命令を直接の原因として住居の移転を伴って赴任し勤務する場合に限り加算する。 （削除） ①　平成18年３月31日以前に隔遠地特別昇給が適用されていた都外の行政機関 ②　東京駅から鉄道55km以遠、かつ駅から２km以遠にある都内の行政機関 ③　その他①及び②に掲げる行政機関に準ずる行政機関 勤務期間：号給数 ６月超：２号給 ６月以下：１号給 (2)から(4)まで　（現行のとおり） ５及び６　（現行のとおり） 第５から第12まで　（現行のとおり） 附　則 １　改正後のこの基準は、令和８年１月１日から適用する。 ２　昇給日の前年の４月１日から昇給日の属する年の３月31日までの期間において、特地勤務手当支給指定公署及びこれに準ずる行政機関のうち必要と認められる行政機関等に勤務する者については、改正後の基準第４の４の規定にかかわらず、令和10年３月31日までの間は、なお従前の例による。	昇給に関する基準 第１から第３まで　（略） 第４　昇給の決定 １から３まで　（略） ４　隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算 (1)　昇給日の前年の４月１日から昇給日の属する年の３月31日までの期間において、次に掲げる各号のいずれかのうち必要と認められる行政機関等に勤務する者（１の規定により昇給を決定される者（定期評定が行われなかった職員を除く。）で、勤務の成績の区分が「中位」以上の場合に限る。）については、勤務した年度の翌年度に、１の規定により決定された昇給の号給数に、下表に定める勤務期間に応じた号給数を加算する。ただし、①（④において①に準ずる場合を含む。）以外に勤務する者（その者が現に受ける地域手当の支給割合が百分の十六である場合を除く。）については、当該行政機関への勤務命令を直接の原因として住居の移転を伴って赴任し勤務する場合に限り加算する。 ①　特地勤務手当支給指定公署 ②　平成18年３月31日以前に隔遠地特別昇給が適用されていた都外の行政機関 ③　東京駅から鉄道55km以遠、かつ駅から２km以遠にある都内の行政機関 ④　その他①から③までに掲げる行政機関に準ずる行政機関 勤務期間：号給数（島しょ所在の行政機関／その他の行政機関） ６月超：４号給／２号給 ６月以下：２号給／１号給 (2)から(4)まで　（略） ５及び６　（略） 第５から第12まで　（略）

【別紙２】

「昇給に関する基準」（平成 18 年３月 17 日付 17 人委任第 155 号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改　正　案	現　　行
昇給に関する基準 第１から第３まで　（現行のとおり） 第４　昇給の決定 １から３まで　（現行のとおり） ４　隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算 (1)　昇給日の前年の４月１日から昇給日の属する年の３月 31 日までの期間において、次に掲げる各号のいずれかのうち必要と認められる行政機関に勤務する者（１の規定により昇給を決定される者（人事評価が行われなかった職員を除く。）で、勤務の成績の区分が「中位」以上の場合に限る。）については、勤務した年度の翌年度に、１の規定により決定された昇給の号給数に、下表に定める勤務期間に応じた号給数を加算する。ただし、その者が現に受ける地域手当の支給割合が百分の十六以外の場合については、当該行政機関への勤務命令を直接の原因として住居の移転を伴って赴任し勤務する場合に限り加算する。 (削除) ①　東京駅から鉄道 55 ㎞以遠、かつ駅から２㎞以遠にある都内の行政機関 ②　その他①に掲げる行政機関に準ずる行政機関	昇給に関する基準 第１から第３まで　（略） 第４　昇給の決定 １から３まで　（略） ４　隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算 (1)　昇給日の前年の４月１日から昇給日の属する年の３月 31 日までの期間において、次に掲げる各号のいずれかのうち必要と認められる行政機関等に勤務する者（１の規定により昇給を決定される者（人事評価が行われなかった職員を除く。）で、勤務の成績の区分が「中位」以上の場合に限る。）については、勤務した年度の翌年度に、１の規定により決定された昇給の号給数に、下表に定める勤務期間に応じた号給数を加算する。ただし、①（③において①に準ずる場合を含む。）以外に勤務する者（その者が現に受ける地域手当の支給割合が百分の十六である場合を除く。）については、当該行政機関への勤務命令を直接の原因として住居の移転を伴って赴任し勤務する場合に限り加算する。 ①　特地勤務手当支給指定公署 ②　東京駅から鉄道 55 ㎞以遠、かつ駅から２㎞以遠にある都内の行政機関 ③　その他①又は②に掲げる行政機関に準ずる行政機関

改　正　案	現　　行
<table><tr><td>勤務時間</td><td>号給数</td></tr><tr><td>６月 超</td><td>2号給</td></tr><tr><td>6月以下</td><td>1号給</td></tr></table> (2)から(4)まで　（現行のとおり） ５から７まで　（現行のとおり） 第５から第 12 まで　（現行のとおり） 附　則 １　改正後のこの基準は、令和８年１月１日から適用する。 ２　昇給日の前年の４月１日から昇給日の属する年の３月 31 日までの期間において、特地勤務手当支給指定公署及びこれに準ずる行政機関のうち必要と認められる行政機関等に勤務する者については、改正後の基準第４の４の規定にかかわらず、令和 10 年３月 31 日までの間は、なお従前の例による。	<table><tr><td rowspan="2">勤務期間</td><td colspan="2">号給数</td></tr><tr><td>島しょ 所在の行政機関</td><td>その他の行政機関</td></tr><tr><td>６　月　超</td><td>４ 号給</td><td>２ 号給</td></tr><tr><td>６ 月以下</td><td>２ 号給</td><td>１ 号給</td></tr></table> (2)から(4)まで　（略） ５から７まで　（略） 第５から第 12 まで　（略）

「昇給に関する基準について」（平成18年３月23日付17人委任第166号承認）について、下記のとおり改正する。

記

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>昇給に関する基準

第１から第３まで　（現行のとおり）

第４　昇給の決定

１から３まで　（現行のとおり）

４　隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算
（１）　昇給日の前年の４月１日から昇給日の属する年の３月31日までの期間において、次に掲げる各号のいずれかのうち必要と認められる行政機関等又は教育機関（以下「行政機関等」という。）に勤務する者（１の規定により昇給を決定される者（定期評定等が行われた職員及び定期評定等に相当する評定が行われたと東京都教育委員会教育長が認める職員に限る。）で、勤務の成績の区分が「中位」以上の場合に限る。）については、勤務した年度の翌年度に、１の規定により決定された昇給の号給数に、下表に定める勤務期間に応じた号給数を加算する。ただし、その者が現に受ける地域手当の支給割合が百分の十六以外の場合については、当該行政機関等への勤務命令を直接の原因として住居の移転を伴って赴任し勤務する場合に限り加算する。

（削除）

①　平成18年３月31日以前に隔遠地特別昇給が適用されていた都外の行政機関等

②　東京駅から鉄道55km以遠、かつ駅から２km以遠にある都内の行政機関等

③　その他上記①及び②に掲げる行政機関等に準ずる行政機関等

<table><tr><th>勤続期間</th><th>号給数</th></tr><tr><td>６　月　超</td><td>２号給</td></tr><tr><td>６月以下</td><td>１号給</td></tr></table>
（２）から（４）まで　（現行のとおり）

５及び６　（現行のとおり）

第５から第12まで　（現行のとおり）

附　則
１　改正後のこの基準は、令和８年１月１日から適用する。
２　昇給日の前年の４月１日から昇給日の属する年の３月31日までの期間において、特地勤務手当又はへき地手当支給指定公署及びこれに準ずる行政機関等のうち必要と認められる行政機関等に勤務する者については、改正後の基準第４の４の規定にかかわらず、令和10年３月31日までの間は、なお従前の例による。</td><td>昇給に関する基準

第１から第３まで　（略）

第４　昇給の決定

１から３まで　（略）

４　隔遠地勤務を事由とした昇給の号給数の加算
（１）　昇給日の前年の４月１日から昇給日の属する年の３月31日までの期間において、次に掲げる各号のいずれかのうち必要と認められる行政機関等又は教育機関（以下「行政機関等」という。）に勤務する者（１の規定により昇給を決定される者（定期評定等が行われた職員及び定期評定等に相当する評定が行われたと東京都教育委員会教育長が認める職員に限る。）で、勤務の成績の区分が「中位」以上の場合に限る。）については、勤務した年度の翌年度に、１の規定により決定された昇給の号給数に、下表に定める勤務期間に応じた号給数を加算する。ただし、①（④において①に準ずる場合を含む。）以外に勤務する者（その者が現に受ける地域手当の支給割合が百分の十六である場合を除く。）については、当該行政機関等への勤務命令を直接の原因として住居の移転を伴って赴任し勤務する場合に限り加算する。

①　特地勤務手当又はへき地手当支給指定公署

②　平成18年３月31日以前に隔遠地特別昇給が適用されていた都外の行政機関等

③　東京駅から鉄道55km以遠、かつ駅から２km以遠にある都内の行政機関等

④　その他上記①から③までに掲げる行政機関等に準ずる行政機関等

<table><tr><th rowspan="2">勤続期間</th><th colspan="2">号給数</th></tr><tr><th>島しょ所在の行政機関等</th><th>その他の行政機関等</th></tr><tr><td>６　月　超</td><td>４号給</td><td>２号給</td></tr><tr><td>６月以下</td><td>２号給</td><td>１号給</td></tr></table>
（２）から（４）まで　（略）

５及び６　（略）

第５から第12まで　（略）</td></tr>
</table>

別　紙

「局長級職員の成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成23年３月24日付22人委任第131号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改　正　案	現　行
局長級職員の成績率の運用に関する要綱	局長級職員の成績率の運用に関する要綱
第１及び第２　（現行のとおり）	第１及び第２　（略）
（局長級職員の成績率の内容） 第３　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） ⑴ 上　位　１００００分の１２０００超１００００分の１４３９９以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 ⑵ 中　位　１００００分の１１１６０以上１００００分の１２０００以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 ⑶ 下　位　１００００分の１０５６０ ３　前２項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、１００００分の１２０００とする。	（局長級職員の成績率の内容） 第３　（略） ２　（略） ⑴ 上　位　１００００分の１１７５０超１００００分の１４０９９以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 ⑵ 中　位　１００００分の１０９２７．５以上１００００分の１１７５０以下の範囲で、支給の都度知事が定め、支給日までに人事委員会へ報告する。 ⑶ 下　位　１００００分の１０３４０ ３　前２項の規定にかかわらず、総務局長が別に定めるものの成績率は、１００００分の１１７５０とする。
第４から第１０まで　（現行のとおり）	第４から第１０まで　（略）
附　則（令和７年１２月２４日付７総人人第１７５７号） この要綱は、令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。	

【知事】

【別紙1】

「成績率の運用に関する要綱の制定について」（平成15年３月25日付14人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（現行のとおり） （行（一）５級等職員の成績率の内容） 第４　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 最上位　（現行のとおり） (2) 上　位　（現行のとおり） (3) 中　位　１００００分の１３９５０ (4) 下　位　１００００分の１３２００ (5) 最下位　（現行のとおり） （行（一）４級等職員の成績率の内容） 第５　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 最上位　（現行のとおり） (2) 上　位　（現行のとおり） (3) 中位(A)　（現行のとおり） (4) 中位(B)　１００００分の１３１６０ (5) 下　位　１００００分の１２４６０ (6) 最下位　（現行のとおり）	成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（略） （行（一）５級等職員の成績率の内容） 第４　（略） ２　（略） (1) 最上位　（略） (2) 上　位　（略） (3) 中　位　１００００分の１３７１７．５ (4) 下　位　１００００分の１２９８０ (5) 最下位　（略） （行（一）４級等職員の成績率の内容） 第５　（略） ２　（略） (1) 最上位　（略） (2) 上　位　（略） (3) 中位(A)　（略） (4) 中位(B)　１００００分の１２９２５ (5) 下　位　１００００分の１２２３７．５ (6) 最下位　（略）

（特定任期付職員の成績率の内容） 第６　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 上　位　（現行のとおり） (2) 中　位　１００００分の１０５００ (3) 下　位　１００００分の９８５０ (4) 最下位　（現行のとおり） （行政系課長代理等職員の成績率の内容） 第７　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 最上位　（現行のとおり） (2) 上　位　（現行のとおり） (3) 中　位　１００００分の１１４００ (4) 下　位　１００００分の９８４０ (5) 対象外　１００００分の１２０００ （行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容） 第８　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 上　位　（現行のとおり） (2) 中　位　１００００分の１１５２０ (3) 下　位　１００００分の９９６０ (4) 対象外　１００００分の１２０００ （定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容） 第９　（現行のとおり）	（特定任期付職員の成績率の内容） 第６　（略） ２　（略） (1) 上　位　（略） (2) 中　位　１００００分の１０２５０ (3) 下　位　１００００分の９６００ (4) 最下位　（略） （行政系課長代理等職員の成績率の内容） 第７　（略） ２　（略） (1) 最上位　（略） (2) 上　位　（略） (3) 中　位　１００００分の１１１６２．５ (4) 下　位　１００００分の９６３５ (5) 対象外　１００００分の１１７５０ （行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容） 第８　（略） ２　（略） (1) 上　位　（略） (2) 中　位　１００００分の１１２８０ (3) 下　位　１００００分の９７５２．５ (4) 対象外　１００００分の１１７５０ （定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容） 第９　（略）

２　（現行のとおり） (1) 上　位　（現行のとおり） (2) 中　位　１００００分の６５８０ (3) 下　位　１００００分の６２３０ （定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容） 第１０　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 上　位　（現行のとおり） (2) 中　位　１００００分の５７００ (3) 下　位　１００００分の５３４０ (4) 対象外　１００００分の６０００ （定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容） 第１１　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 上　位　（現行のとおり） (2) 中　位　１００００分の５７６０ (3) 下　位　１００００分の５４００ (4) 対象外　１００００分の６０００ 第１２から第２４まで　（現行のとおり） 附　則 この要綱は、令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。	２　（略） (1) 上　位　（略） (2) 中　位　１００００分の６３４５ (3) 下　位　１００００分の６００７．５ （定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容） 第１０　（略） ２　（略） (1) 上　位　（略） (2) 中　位　１００００分の５４６２．５ (3) 下　位　１００００分の５１１７．５ (4) 対象外　１００００分の５７５０ （定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容） 第１１　（略） ２　（略） (1) 上　位　（略） (2) 中　位　１００００分の５５２０ (3) 下　位　１００００分の５１７５ (4) 対象外　１００００分の５７５０ 第１２から第２４まで　（略）

【教育】

【別紙１】

「成績率の運用に関する要綱」（平成１５年３月２５日付１４人委任第216号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（現行のとおり） （行（一）５級等職員の成績率の内容） 第４　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 最上位　（現行のとおり） (2) 上　位　（現行のとおり） (3) 中　位　１００００分の１３９５０ (4) 下　位　１００００分の１３２００ (5) 最下位　（現行のとおり） （行（一）４級等職員の成績率の内容） 第５　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 最上位　（現行のとおり） (2) 上　位　（現行のとおり） (3) 中位(A)　（現行のとおり） (4) 中位(B)　１００００分の１３１６０ (5) 下　位　１００００分の１２４６０ (6) 最下位　（現行のとおり）	成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（略） （行（一）５級等職員の成績率の内容） 第４　（略） ２　（略） (1) 最上位　（略） (2) 上　位　（略） (3) 中　位　１００００分の１３７１７．５ (4) 下　位　１００００分の１２９８０ (5) 最下位　（略） （行（一）４級等職員の成績率の内容） 第５　（略） ２　（略） (1) 最上位　（略） (2) 上　位　（略） (3) 中位(A)　（略） (4) 中位(B)　１００００分の１２９２５ (5) 下　位　１００００分の１２２３７．５ (6) 最下位　（略）

（特定任期付職員の成績率の内容） 第６　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 上　位　（現行のとおり） (2) 中　位　１００００分の１０５００ (3) 下　位　１００００分の９８５０ (4) 最下位　（現行のとおり） （行政系課長代理等職員の成績率の内容） 第７　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 最上位　（現行のとおり） (2) 上　位　（現行のとおり） (3) 中　位　１００００分の１１４００ (4) 下　位　１００００分の９８４０ (5) 対象外　１００００分の１２０００ （行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容） 第８　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 上　位　（現行のとおり） (2) 中　位　１００００分の１１５２０ (3) 下　位　１００００分の９９６０ (4) 対象外　１００００分の１２０００ （定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容） 第９　（現行のとおり）	（特定任期付職員の成績率の内容） 第６　（略） ２　（略） (1) 上　位　（略） (2) 中　位　１００００分の１０２５０ (3) 下　位　１００００分の９６００ (4) 最下位　（略） （行政系課長代理等職員の成績率の内容） 第７　（略） ２　（略） (1) 最上位　（略） (2) 上　位　（略） (3) 中　位　１００００分の１１１６２．５ (4) 下　位　１００００分の９６３５ (5) 対象外　１００００分の１１７５０ （行政系主任級以下及び技能系等職員の成績率の内容） 第８　（略） ２　（略） (1) 上　位　（略） (2) 中　位　１００００分の１１２８０ (3) 下　位　１００００分の９７５２．５ (4) 対象外　１００００分の１１７５０ （定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容） 第９　（略）

２　（現行のとおり） (1) 上　位　（現行のとおり） (2) 中　位　１００００分の６５８０ (3) 下　位　１００００分の６２３０ （定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容） 第１０　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 上　位　（現行のとおり） (2) 中　位　１００００分の５７００ (3) 下　位　１００００分の５３４０ (4) 対象外　１００００分の６０００ （定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容） 第１１　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 上　位　（現行のとおり） (2) 中　位　１００００分の５７６０ (3) 下　位　１００００分の５４００ (4) 対象外　１００００分の６０００ 第１２から第２４まで　（現行のとおり） 附　則 この要綱は、令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。	２　（略） (1) 上　位　（略） (2) 中　位　１００００分の６３４５ (3) 下　位　１００００分の６００７．５ （定年前再任用行政系課長代理等職員及び暫定再任用行政系課長代理等職員の成績率の内容） 第１０　（略） ２　（略） (1) 上　位　（略） (2) 中　位　１００００分の５４６２．５ (3) 下　位　１００００分の５１１７．５ (4) 対象外　１００００分の５７５０ （定年前再任用行政系主任級以下、定年前再任用技能系等職員、暫定再任用行政系主任級以下及び暫定再任用技能系等職員の成績率の内容） 第１１　（略） ２　（略） (1) 上　位　（略） (2) 中　位　１００００分の５５２０ (3) 下　位　１００００分の５１７５ (4) 対象外　１００００分の５７５０ 第１２から第２４まで　（略）

【教育職員等】

【別紙２】

「教育職員等の成績率の運用に関する要綱」（平成８年３月29日付７人委任第223号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
教育職員等の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（現行のとおり） （教育５級等職員の成績率の内容） 第４　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 最上位　（現行のとおり） (2) 上　位　（現行のとおり） (3) 中　位　１００００分の１３１６０ (4) 下　位　１００００分の１２４６０ (5) 最下位　（現行のとおり） （特定任期付職員の成績率の内容） 第５　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 上　位　（現行のとおり） (2) 中　位　１００００分の１０５００ (3) 下　位　１００００分の９８５０ (4) 最下位　（現行のとおり） （教育監督職等職員の成績率の内容）	教育職員等の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（略） （教育５級等職員の成績率の内容） 第４　（略） ２　（略） (1) 最上位　（略） (2) 上　位　（略） (3) 中　位　１００００分の１２９２５ (4) 下　位　１００００分の１２２３７．５ (5) 最下位　（略） （特定任期付職員の成績率の内容） 第５　（略） ２　（略） (1) 上　位　（略） (2) 中　位　１００００分の１０２５０ (3) 下　位　１００００分の９６００ (4) 最下位　（略） （教育監督職等職員の成績率の内容）

第６　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 最上位　（現行のとおり） (2) 上　位　（現行のとおり） (3) 中　位　１００００分の１１４００ (4) 下　位　１００００分の９８４０ (5) 対象外　１００００分の１２０００ （教育一般職員の成績率の内容） 第７　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 上　位　（現行のとおり） (2) 中　位　１００００分の１１５２０ (3) 下　位　１００００分の９９６０ (4) 対象外　１００００分の１２０００ （定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容） 第８　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） ⑴　上　位　（現行のとおり） ⑵　中　位　１００００分の６５８０ ⑶　下　位　１００００分の６２３０ （定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員の成績率の内容） 第９　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） ⑴　上　位　（現行のとおり）	第６　（略） ２　（略） (1) 最上位　（略） (2) 上　位　（略） (3) 中　位　１００００分の１１１６２．５ (4) 下　位　１００００分の９６３５ (5) 対象外　１００００分の１１７５０ （教育一般職員の成績率の内容） 第７　（略） ２　（略） (1) 上　位　（略） (2) 中　位　１００００分の１１２８０ (3) 下　位　１００００分の９７５２．５ (4) 対象外　１００００分の１１７５０ （定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容） 第８　（略） ２　（略） ⑴　上　位　（略） ⑵　中　位　１００００分の６３４５ ⑶　下　位　１００００分の６００７．５ （定年前再任用教育監督職等職員及び暫定再任用教育監督職等職員の成績率の内容） 第９　（略） ２　（略） ⑴　上　位　（略）

⑵　中　位　１００００分の５７００ ⑶　下　位　１００００分の５３４０ ⑷　対象外　１００００分の６０００ （定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率の内容） 第１０　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） ⑴　上　位　（現行のとおり） ⑵　中　位　１００００分の５７６０ ⑶　下　位　１００００分の５４００ ⑷　対象外　１００００分の６０００ 第１１から第２２まで　（現行のとおり） 附　則 この要綱は、令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。	⑵　中　位　１００００分の５４６２．５ ⑶　下　位　１００００分の５１１７．５ ⑷　対象外　１００００分の５７５０ （定年前再任用教育一般職員及び暫定再任用教育一般職員の成績率の内容） 第１０　（略） ２　（略） ⑴　上　位　（略） ⑵　中　位　１００００分の５５２０ ⑶　下　位　１００００分の５１７５ ⑷　対象外　１００００分の５７５０ 第１１から第２２まで　（略）

【警視】

【別紙１】

「勤勉手当の成績率に関する運用要綱」（平成８年３月 29 日付７人委任第 223 号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改　正　案	現　　行
勤勉手当の成績率に関する運用要綱 第１から第８まで　（現行のとおり） 附　則 この要綱は、令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。	勤勉手当の成績率に関する運用要綱 第１から第８まで　（略）

改正案

別表第１

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 （総評の分布率）	割合
最上位	A （１０％以内）	支給の都度定める。
上位	B （３０％以内－「A」）	支給の都度定める。
中位	C （９５％以内－「A・B」）	１００００分の１３９５０
下位	D	１００００分の１３６５０
最下位	E	１００００分の１０９５０
備考	１　署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 ２　最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第２

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 （総評の分布率）	割合
最上位	A （１０％以内）	支給の都度定める。
上位	B （３０％以内－「A」）	支給の都度定める。
中位	C （９５％以内－「A・B」）	１００００分の１３１６０
下位	D	１００００分の１２８８０
最下位	E	１００００分の１０３６０
備考	１　副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 ２　最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第３

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 （総評の分布率）	割合
最上位	A （１０％以内）	支給の都度定める。
上位	B （３０％以内－「A」）	支給の都度定める。
中位	C （９５％以内－「A・B」）	１００００分の１１４００
下位	D	１００００分の１１２８０
最下位	E	１００００分の９８４０
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現行

別表第１

理事官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 （総評の分布率）	割合
最上位	A （１０％以内）	支給の都度定める。
上位	B （３０％以内－「A」）	支給の都度定める。
中位	C （９５％以内－「A・B」）	１００００分の１３７１７．５
下位	D	１００００分の１３４２２．５
最下位	E	１００００分の１０７６７．５
備考	１　署長及び副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 ２　最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第２

管理官職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 （総評の分布率）	割合
最上位	A （１０％以内）	支給の都度定める。
上位	B （３０％以内－「A」）	支給の都度定める。
中位	C （９５％以内－「A・B」）	１００００分の１２９２５
下位	D	１００００分の１２６５０
最下位	E	１００００分の１０１７５
備考	１　副署長については「総評」を「最終評価」と読み替えて適用する。 ２　最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第３

係長職の成績率

成績率の段階	評価結果のうち総評 （総評の分布率）	割合
最上位	A （１０％以内）	支給の都度定める。
上位	B （３０％以内－「A」）	支給の都度定める。
中位	C （９５％以内－「A・B」）	１００００分の１１１６２．５
下位	D	１００００分の１１０４５
最下位	E	１００００分の９６３５
備考	最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改　正　案

別表第４

係　長　職　警　部　補　の　成　績　率

成績率の段階	基　　準	割　　合
最　上　位	成績率対象者である職員のうち、１０％程度の者	支給の都度定める。
上　　位	成績率対象者である職員のうち、３０％程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中　　位	最上位、上位及び下位以外の者	１００００分の１１４００
下　　位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにＥの者	１００００分の９８４０
備　　考	１　第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 ２　最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第５

副　主　査　職　等　の　成　績　率

成績率の段階	基　　準	割　　合
最　上　位	成績率対象者である職員のうち、５％程度の者	支給の都度定める。
上　　位	成績率対象者である職員のうち、３０％程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中　　位	最上位、上位及び下位以外の者	１００００分の１１５２０
下　　位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにＥの者	１００００分の９９６０
備　　考	１　第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 ２　最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第６

暫　定　再　任　用　管　理　職　員　の　成　績　率

成績率の段階	基　　準	割　　合
上　　位	成績率対象者である職員のうち、３０％程度の者	支給の都度定める。
中　　位	上位及び下位以外の者	１００００分の６５８０
下　　位	個評欄の評語がＤ又はＥの者	１００００分の６２３０
備　　考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現　　行

別表第４

係　長　職　警　部　補　の　成　績　率

成績率の段階	基　　準	割　　合
最　上　位	成績率対象者である職員のうち、１０％程度の者	支給の都度定める。
上　　位	成績率対象者である職員のうち、３０％程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中　　位	最上位、上位及び下位以外の者	１００００分の１１１６２．５
下　　位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにＥの者	１００００分の９６３５
備　　考	１　第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 ２　最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第５

副　主　査　職　等　の　成　績　率

成績率の段階	基　　準	割　　合
最　上　位	成績率対象者である職員のうち、５％程度の者	支給の都度定める。
上　　位	成績率対象者である職員のうち、３０％程度の者から最上位の職員を除いた者	支給の都度定める。
中　　位	最上位、上位及び下位以外の者	１００００分の１１２８０
下　　位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにＥの者	１００００分の９７５２．５
備　　考	１　第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 ２　最上位及び上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第６

暫　定　再　任　用　管　理　職　員　の　成　績　率

成績率の段階	基　　準	割　　合
上　　位	成績率対象者である職員のうち、３０％程度の者	支給の都度定める。
中　　位	上位及び下位以外の者	１００００分の６３４５
下　　位	個評欄の評語がＤ又はＥの者	１００００分の６００７．５
備　　考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

改　正　案

別表第７

暫 定 再 任 用 係 長 職 の 成 績 率

成績率の段階	基　　準	割　　合
上　　位	成績率対象者である職員のうち、４０％程度の者	支 給 の 都 度 定 め る 。
中　　位	上位及び下位以外の者	１００００分の５７００
下　　位	個評欄の評語がＤ又はＥの者	１００００分の５３４０
備　　考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第８

暫 定 再 任 用 係 長 職 警 部 補 の 成 績 率

成績率の段階	基　　準	割　　合
上　　位	成績率対象者である職員のうち、４０％程度の者	支 給 の 都 度 定 め る 。
中　　位	上位及び下位以外の者	１００００分の５７００
下　　位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにＥの者	１００００分の５３４０
備　　考	１　第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 ２　上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第９

定年前再任用副主査職等及び暫定再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基　　準	割　　合
上　　位	成績率対象者である職員のうち、４０％程度の者	支 給 の 都 度 定 め る 。
中　　位	上位及び下位以外の者	１００００分の５７６０
下　　位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにＥの者	１００００分の５４００
備　　考	１　第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 ２　上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

現　　行

別表第７

暫 定 再 任 用 係 長 職 の 成 績 率

成績率の段階	基　　準	割　　合
上　　位	成績率対象者である職員のうち、４０％程度の者	支 給 の 都 度 定 め る 。
中　　位	上位及び下位以外の者	１００００分の５４６２．５
下　　位	個評欄の評語がＤ又はＥの者	１００００分の５１１７．５
備　　考	上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第８

暫 定 再 任 用 係 長 職 警 部 補 の 成 績 率

成績率の段階	基　　準	割　　合
上　　位	成績率対象者である職員のうち、４０％程度の者	支 給 の 都 度 定 め る 。
中　　位	上位及び下位以外の者	１００００分の５４６２．５
下　　位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにＥの者	１００００分の５１１７．５
備　　考	１　第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 ２　上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別表第９

定年前再任用副主査職等及び暫定再任用副主査職等の成績率

成績率の段階	基　　準	割　　合
上　　位	成績率対象者である職員のうち、４０％程度の者	支 給 の 都 度 定 め る 。
中　　位	上位及び下位以外の者	１００００分の５５２０
下　　位	業務評価欄の評語が第一次評価、第二次評価ともにＥの者	１００００分の５１７５
備　　考	１　第一次評価、第二次評価のいずれかの評価が行われなかった場合、実施されなかった評価の業績評価欄の評語については、実施された評価と同一の評語が付されたものとみなす。 ２　上位の成績率は、支給日までに人事委員会へ報告する。	

別紙

「東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱」（平成１５年３月２５日付１４人委任第２１６号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改　正　案	現　　行
東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱	東京消防庁職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱
第１から第３まで　（現行のとおり） 第４　部長級職員の成績率の内容 １　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） ⑴　最上位　（現行のとおり） ⑵　上　位　（現行のとおり） ⑶　中　位　１００００分の１３９５０ ⑷　下　位　１００００分の１３２００ ⑸　（現行のとおり） 第５　課長級職員の成績率の内容 １　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） ⑴　最上位　（現行のとおり） ⑵　上　位　（現行のとおり） ⑶　中　位　１００００分の１３１６０ ⑷　下　位　１００００分の１２４６０ ⑸　（現行のとおり） 第６　係長等職員の成績率の内容 １　（現行のとおり） ２　（現行のとおり）	第１から第３まで　（略） 第４　部長級職員の成績率の内容 １　（略） ２　（略） ⑴　最上位　（略） ⑵　上　位　（略） ⑶　中　位　１００００分の１３７１７．５ ⑷　下　位　１００００分の１２９８０ ⑸　（略） 第５　課長級職員の成績率の内容 １　（略） ２　（略） ⑴　最上位　（略） ⑵　上　位　（略） ⑶　中　位　１００００分の１２９２５ ⑷　下　位　１００００分の１２２３７．５ ⑸　（略） 第６　係長等職員の成績率の内容 １　（略） ２　（略）

⑴　最上位　（現行のとおり）	⑴　最上位　（略）
⑵　上　位　（現行のとおり）	⑵　上　位　（略）
⑶　中　位　１００００分の１１４００	⑶　中　位　１００００分の１１１６２．５
⑷　下　位　１００００分の１１０４０	⑷　下　位　１００００分の１０８１０
⑸　最下位　１００００分の９８４０	⑸　最下位　１００００分の９６３５
⑹　対象外　１００００分の１２０００	⑹　対象外　１００００分の１１７５０
第７　主任級以下職員の成績率の内容	第７　主任級以下職員の成績率の内容
１　（現行のとおり）	１　（略）
２　（現行のとおり）	２　（略）
⑴　最上位　（現行のとおり）	⑴　最上位　（略）
⑵　上　位　（現行のとおり）	⑵　上　位　（略）
⑶　中　位　１００００分の１１５２０	⑶　中　位　１００００分の１１２８０
⑷　下　位　１００００分の１１１６０	⑷　下　位　１００００分の１０９２７．５
⑸　最下位　１００００分の９９６０	⑸　最下位　１００００分の９７５２．５
⑹　対象外　１００００分の１２０００	⑹　対象外　１００００分の１１７５０
第８　定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容	第８　定年前再任用管理職員及び暫定再任用管理職員の成績率の内容
１　（現行のとおり）	１　（略）
２　（現行のとおり）	２　（略）
⑴　上　位　（現行のとおり）	⑴　上　位　（略）
⑵　中　位　１００００分の６５８０	⑵　中　位　１００００分の６３４５
⑶　下　位　１００００分の６２３０	⑶　下　位　１００００分の６００７．５
第９　定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員の成績率の内容	第９　定年前再任用係長等職員及び暫定再任用係長等職員の成績率の内容
１　（現行のとおり）	１　（略）
２　（現行のとおり）	２　（略）
⑴　上　位　（現行のとおり）	⑴　上　位　（略）
⑵　中　位　１００００分の５７００	⑵　中　位　１００００分の５４６２．５
⑶　下　位　１００００分の５３４０	⑶　下　位　１００００分の５１１７．５
⑷　対象外　１００００分の６０００	⑷　対象外　１００００分の５７５０

第１０　定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率の内容 １　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） ⑴　上　位　（現行のとおり） ⑵　中　位　１００００分の５７６０ ⑶　下　位　１００００分の５４００ ⑷　対象外　１００００分の６０００ 第１１から第２５まで　（現行のとおり） 附　則 この要綱は、令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。	第１０　定年前再任用主任級以下職員及び暫定再任用主任級以下職員の成績率の内容 １　（略） ２　（略） ⑴　上　位　（略） ⑵　中　位　１００００分の５５２０ ⑶　下　位　１００００分の５１７５ ⑷　対象外　１００００分の５７５０ 第１１から第２５まで　（略）

別紙

「会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和６年３月21日付５人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第４　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 標　準　（現行のとおり） (2) 下　位　１００００分の１０９２０ (3) 対象外　１００００分の１２０００ 第５から第８まで　（現行のとおり） 附　則 この要綱は、令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。	会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第４　（略） ２　（略） (1) 標　準　（略） (2) 下　位　１００００分の１０６９２．５ (3) 対象外　１００００分の１１７５０ 第５から第８まで　（略）

【議会】

別紙

「会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和６年３月21日付５人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第４　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 標　準　（現行のとおり） (2) 下　位　１００００分の１０９２０ (3) 対象外　１００００分の１２０００ 第５から第８まで　（現行のとおり） 附　則 この要綱は、令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。	会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第４　（略） ２　（略） (1) 標　準　（略） (2) 下　位　１００００分の１０６９２．５ (3) 対象外　１００００分の１１７５０ 第５から第８まで　（略）

【教育】

別紙

「会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和６年３月21日付５人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第４　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 標　準　（現行のとおり） (2) 下　位　１００００分の１０９２０ (3) 対象外　１００００分の１２０００ 第５から第８まで　（現行のとおり） 附　則 この要綱は、令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。	会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第４　（略） ２　（略） (1) 標　準　（略） (2) 下　位　１００００分の１０６９２．５ (3) 対象外　１００００分の１１７５０ 第５から第８まで　（略）

【選挙管理委員会】

別紙

「会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和６年３月21日付５人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第４　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 標　準　（現行のとおり） (2) 下　位　１００００分の１０９２０ (3) 対象外　１００００分の１２０００ 第５から第８まで　（現行のとおり） 附　則 この要綱は、令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。	会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第４　（略） ２　（略） (1) 標　準　（略） (2) 下　位　１００００分の１０６９２．５ (3) 対象外　１００００分の１１７５０ 第５から第８まで　（略）

【人事委員会】

別紙

「会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和６年３月21日付５人委任第291号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第４　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 標　準　（現行のとおり） (2) 下　位　１００００分の１０９２０ (3) 対象外　１００００分の１２０００ 第５から第８まで　（現行のとおり） 附　則 この要綱は、令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。	会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第４　（略） ２　（略） (1) 標　準　（略） (2) 下　位　１００００分の１０６９２．５ (3) 対象外　１００００分の１１７５０ 第５から第８まで　（略）

【監査】

別紙

「会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和６年３月21日付５人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第４　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 標　準　（現行のとおり） (2) 下　位　１００００分の１０９２０ (3) 対象外　１００００分の１２０００ 第５から第８まで　（現行のとおり） 附　則 この要綱は、令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。	会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第４　（略） ２　（略） (1) 標　準　（略） (2) 下　位　１００００分の１０６９２．５ (3) 対象外　１００００分の１１７５０ 第５から第８まで　（略）

【別紙】

「講師の成績率の運用に関する要綱」（令和６年３月 21 日付５人委任第 288 号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改　正　案	現　　行
講師の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（現行のとおり） （講師の成績率の内容） 第４　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 標　準　（現行のとおり） (2) 下　位　１００００分の１０９２０ (3) 対象外　１００００分の１２０００ 第５から第８まで　（現行のとおり） 附　則 この要綱は、令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。	講師の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（略） （講師の成績率の内容） 第４　（略） ２　（略） (1) 標　準　（略） (2) 下　位　１００００分の１０６９２．５ (3) 対象外　１００００分の１１７５０ 第５から第８まで　（略）

別紙

「警視庁会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱」（令和６年３月21日付５人委任第288号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改正案	現行
警視庁会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（現行のとおり） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第４　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） (1) 標　準　（現行のとおり） (2) 下　位　１００００分の１０９２０ (3) 対象外　１００００分の１２０００ 第５から第８まで　（現行のとおり） 附　則 この要綱は、令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。	警視庁会計年度任用職員の成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（略） （会計年度任用職員の成績率の内容） 第４　（略） ２　（略） (1) 標　準　（略） (2) 下　位　１００００分の１０６９２．５ (3) 対象外　１００００分の１１７５０ 第５から第８まで　（略）

別紙

「東京消防庁会計年度任用職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱」（令和６年３月２１日付５人委任第２８８号承認）について、下記のとおり改正する。

記

改　正　案	現　　行
東京消防庁会計年度任用職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（現行のとおり） 第４　会計年度任用職員の成績率の内容 １　（現行のとおり） ２　（現行のとおり） ⑴　（現行のとおり） ⑵　下　位　１００００分の１０９２０ ⑶　対象外　１００００分の１２０００ 第５から第８まで　（現行のとおり） 附　則 この要綱は、令和７年１２月２４日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。	東京消防庁会計年度任用職員の勤勉手当における成績率の運用に関する要綱 第１から第３まで　（略） 第４　会計年度任用職員の成績率の内容 １　（略） ２　（略） ⑴　（略） ⑵　下　位　１００００分の１０６９２．５ ⑶　対象外　１００００分の１１７５０ 第５から第８まで　（略）

7 教 人 勤 第 317 号

令 和 7 年 12月 12日

東 京 都 人 事 委 員 会　殿

東 京 都 教 育 委 員 会

（ 公 印 省 略 ）

教職調整額に関する規則の改正等について（申請）

このことについて、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和47年東京都条例第12号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、改正後の同条例第３条第２項の規定に基づき承認方申請します。

また、本規則の改正に伴い、教職調整額に関する規則第２条第１号の規定により定める研修について（平成17年３月22日付16人委任第198号）は廃止することとしたいので、下記のとおり申請します。

記

１ 廃止する承認事項

教職調整額に関する規則第２条第１号の規定により定める研修について（平成 17 年３月 22 日付 16 人委任第 198 号）

２ 廃止理由

教職調整額に関する規則の改正に伴い、教職調整額に関する規則第２条第１号の規定において別に定める研修としていた規定がなくなるため

３ 廃止年月日

令和７年 12 月 31 日

別添

「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定に基づき知事が人事委員会の承認を得て別に定める事項について」（令和３年12月16日付３人委任第135号承認）について、下記のとおり一部改正する。

記

改正後	現行
非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の規定に基づき知事が人事委員会の承認を得て別に定める事項について １　改正内容 （１）　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第15号。以下「勤務時間条例」という。）第15条又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第45号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第16条に規定する病気休暇の対象と認められる不妊症及び不育症の各種検査、治療及び療養のため、勤務時間条例第19条又は学校職員勤務時間条例第20条の２の規定による病気休暇を承認された場合（１回について、引き続く90日を限度とする。）をいう。	非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の規定に基づき知事が人事委員会の承認を得て別に定める事項について １　申請内容 傷病を原因とする欠勤（会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成27年東京都規則第７号）別表、東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成27年東京都教育委員会規則第４号）別表、東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成27年東京都教育委員会規則第５号）別表、会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年東京都議会議長訓令第４号）別表、警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年警視庁訓令甲第16号）別表又は東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年東京消防庁訓令第15号）別表の傷病欠勤をいう。）のうち、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第15号）第15条又は学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第45号）第16条に規定する病気休暇の対象と認められる不妊症及び不育症の各種検査、治療及び療養を原因として勤務しない場合（１回について、引き続く90日を限度とする。）をいう。

（２） 上記（１）の適用については、令和８年３月31日以前の傷病を原因とする欠勤（会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成27年東京都規則第７号）別表、東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成27年東京都教育委員会規則第４号）別表、東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成27年東京都教育委員会規則第５号）別表、会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年東京都議会議長訓令第４号）別表、警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年警視庁訓令甲第16号）別表又は東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年東京消防庁訓令第15号）別表の傷病欠勤をいう。）は、勤務時間条例第19条及び学校職員勤務時間条例第20条の２の規定による病気休暇とみなす。	
２　改正理由 （１） 傷病欠勤の廃止及び病気休暇の新設に伴い、会計年度任用職員の不妊治療等と仕事との両立を支援することから、不妊治療を理由とする病気休暇については常勤職員と同様に報酬の減額を免除することが適当であるため （２） 不妊治療を理由とする傷病欠勤と病気休暇との報酬の減額を免除する日数を通算すべく、従前における傷病欠勤を病気休暇とみなす経過措置を設けるため	２　申請理由 会計年度任用職員の不妊治療等と仕事の両立を支援することから、不妊治療を理由とする傷病欠勤については報酬の減額を免除することが適当であるため
３　施行年月日 令和８年４月１日	３　実施時期 令和４年１月１日

別添

「講師に関する規則の規定に基づき教育委員会が人事委員会の承認を得て別に定める事項について」（令和３年 12 月 16 日付３人委任第 135 号承認）について、下記のとおり一部改正する。

記

改正後	現行
1　改正内容 （１）　学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第45号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第16条に規定する病気休暇の対象と認められる不妊症及び不育症の各種検査、治療及び療養のため、学校職員勤務時間条例第20条の２の規定による病気休暇を承認された場合（１回について、引き続く90日を限度とする。）をいう。 （２）　上記（１）の適用については、令和８年３月31日以前の傷病を原因とする欠勤は、学校職員勤務時間条例第20条の２に規定する病気休暇とみなす。 2　改正理由 （１）　傷病欠勤の廃止及び病気休暇の新設に伴い、講師の不妊治療等と仕事との両立を支援することから、不妊治療を理由とする病気休暇については常勤職員と同様に報酬の減額を免除することが適当であるため （２）　不妊治療を理由とする傷病欠勤と病気休暇との報酬の減額	1　申請内容 傷病を原因とする欠勤のうち、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第45号）第16条に規定する病気休暇の対象と認められる不妊症及び不育症の各種検査、治療及び療養を原因として勤務しない場合（１回について引き続く90日を限度とする。）をいう。 ただし、改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第36号）附則第２項の適用を受ける時間講師については、令和５年３月31日までの間、上記の規定を適用しない。 2　申請理由 講師の不妊治療等と仕事の両立を支援することから、不妊治療を理由とした傷病を原因とする欠勤については報酬の減額を免除することが適当であるため

を免除する日数を通算すべく、従前における傷病欠勤を病気休暇とみなす経過措置を設けるため 3　施行年月日 令和８年４月１日	 3　実施時期 令和４年１月１日

参考

規 則 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

1　初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

2　初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用についての一部改正

3　初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

4　職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

5　学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

6　警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程の一部改正

7　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（知事）

8　職員の給与に関する規程の一部改正（議会）

9　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（選挙）

10　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（監査）

11　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（人事）

12　給料の特別調整額に関する規程の一部改正（教育）

13　給料の特別調整額に関する規程及び給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程の一部改正（警視）

14　東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程の一部改正

15　管理職手当支給に関する規則の一部を改正する規則（教育）

16　職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

17　学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

18　地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

19　学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

20　住居手当に関する規則の一部を改正する規則

21　学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

22　職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

23　学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

24　職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

25　学校職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

26　宿日直手当支給規程の一部改正（知事）

27　宿日直手当支給規程の一部改正（教育）

28　学校職員の宿日直手当支給に関する規則の一部を改正する規則

29　宿日直手当支給規程の一部改正（警視）

30　職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

31　学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

32　学校職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

33　教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

34　産業教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

35　定時制通信教育手当支給に関する規則の一部を改正する規則

36　へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

37　学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

38　義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

39　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

40　学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

41　会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

42　東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

43　東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

44　東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

45　警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

46　東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

47　会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

48　東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

49　東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

50　会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正（議会）

51　警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

52　東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

53　東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

54　東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

55　東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正

56　非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

57　都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

58　都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）　新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第五条まで　（現行のとおり）

（経験年数の起算及び換算）

第六条　級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の試験（選考）欄に対応する基準学歴又は学歴免許等欄の区分の適用に当たつて用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。ただし、同表の試験（選考）欄の区分がキャリア活用、経験者及び社会人については、別表第五に定める経験年数起算表（以下「経験年数起算表」という。）に定めるところにより得られた時以後の経験年数による。

２　（現行のとおり）

第七条から第三十五条まで　（現行のとおり）

別表第一　（現行のとおり）

別表第２　級別資格基準表（第４条関係）

イ及びロ　（現行のとおり）

ハ　公安職給料表級別資格基準表

職種	試験（選考）	学歴免許等	職務の級				
			１級	２級	３級	４級	５級
警察官 消防吏員	Ⅰ類		0	3	1	4	3
	Ⅱ類		0	4	2	4	3
	Ⅲ類		0	5	3	4	3
警察官	社会人		0	3	1	4	3

備考

１　職務の級欄に掲げる数字のうち「０」は、当該職務の級に

現行

第一条から第五条まで　（略）

（経験年数の起算及び換算）

第六条　級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の試験（選考）欄に対応する基準学歴又は学歴免許等欄の区分の適用に当たつて用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。ただし、同表の試験（選考）欄の区分がキャリア活用及び経験者については、別表第五に定める経験年数起算表（以下「経験年数起算表」という。）に定めるところにより得られた時以後の経験年数による。

２　（略）

第七条から第三十五条まで　（略）

別表第一　（略）

別表第２　級別資格基準表（第４条関係）

イ及びロ　（略）

ハ　公安職給料表級別資格基準表

職種	試験（選考）	学歴免許等	職務の級				
			１級	２級	３級	４級	５級
警察官 消防吏員	Ⅰ類		0	3	1	4	3
	Ⅱ類		0	4	2	4	3
	Ⅲ類		0	5	3	4	3
（新設）							

備考

職務の級欄に掲げる数字のうち「０」は、当該職務の級に決定

決定するために必要な経験年数を示す。

２　社会人の経験年数の起算については、経験年数起算表の定めるところによる。

ニからトまで　（現行のとおり）

別表第三から別表第四まで　（現行のとおり）

別表第５　経験年数起算表（第６条関係）

試験（選考）	学歴免許等								
	修士課程修了等	大学専攻科卒等	大学４卒	短大３卒	短大２卒	高校専攻科卒	高校３卒	高校２卒	中学卒
キャリア活用	５年	６年	７年	８年	９年	10年	11年	12年	14年
経験者	２年	２年	２年	３年	４年	５年	６年	７年	９年
社会人	２年	２年	２年	３年	４年	５年	６年	７年	９年

備考　（現行のとおり）

別表第６　初任給基準表（第10条、第11条関係）

イ及びロ　（現行のとおり）

ハ　公安職給料表初任給基準表

職種	試験（選考）	初任給
警察官 消防吏員	Ⅰ類	１級　25号給
	Ⅱ類	１級　17号給
	Ⅲ類	１級　９号給
警察官	社会人	１級　33号給

備考　試験（選考）欄の区分が社会人の者のうち、経験年数起算表における「大学専攻科卒等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「一級33号給」とあるのは「一級37

するために必要な経験年数を示す。

（新設）

ニからトまで　（略）

別表第三から別表第四まで　（略）

別表第５　経験年数起算表（第６条関係）

試験（選考）	学歴免許等								
	修士課程修了等	大学専攻科卒等	大学４卒	短大３卒	短大２卒	高校専攻科卒	高校３卒	高校２卒	中学卒
キャリア活用	５年	６年	７年	８年	９年	10年	11年	12年	14年
経験者	２年	２年	２年	３年	４年	５年	６年	７年	９年
（新設）									

備考　（略）

別表第６　初任給基準表（第10条、第11条関係）

イ及びロ　（現行のとおり）

ハ　公安職給料表初任給基準表

職種	試験（選考）	初任給
警察官 消防吏員	Ⅰ類	１級　25号給
	Ⅱ類	１級　17号給
	Ⅲ類	１級　９号給
（新設）		

（新設）

号給」と、試験（選考）欄の区分が社会人の者のうち、経験年数起算表における「修士課程修了等」の区分の適用を受けるものについては、初任給の欄中「一級三号給」とあるのは「一級四号給」とする。

ニからトまで　（現行のとおり）

別表第７　昇格時号給対応表（第20条関係）

イ　行政職給料表（一）

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1

ニからトまで　（略）

別表第７　昇格時号給対応表（第20条関係）

イ　行政職給料表（一）

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1

18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1
26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1
29	1	21	1
30	1	22	1
31	1	23	1
32	1	24	1
33	1	25	1
34	2	26	1
35	3	27	1
36	4	28	1
37	5	29	1
38	6	30	1
39	7	31	1
40	8	32	1
41	9	33	1
42	10	34	1
43	11	35	1
44	12	36	1

18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	2
23	1	15	3
24	1	16	4
25	1	17	5
26	1	18	6
27	1	19	7
28	1	20	8
29	1	21	9
30	1	22	10
31	1	23	11
32	1	24	12
33	1	25	13
34	2	26	14
35	3	27	15
36	4	28	16
37	5	29	17
38	6	30	18
39	7	31	19
40	8	32	20
41	9	33	21
42	10	34	22
43	11	35	23
44	12	36	24

45	13	37	1
46	14	37	1
47	15	38	1
48	16	38	1
49	17	39	1
50	18	39	1
51	19	40	1
52	20	40	1
53	21	41	1
54	22	42	1
55	23	43	1
56	24	44	1
57	25	45	1
58	26	45	1
59	27	46	1
60	28	46	1
61	29	47	1
62	30	47	2
63	31	48	3
64	32	48	4
65	33	49	5
66	34	50	6
67	35	51	7
68	36	52	8
69	37	53	9
70	38	53	9
71	39	54	9

45	13	37	25
46	14	37	26
47	15	38	27
48	16	38	28
49	17	39	29
50	18	39	30
51	19	40	31
52	20	40	32
53	21	41	33
54	22	42	33
55	23	43	34
56	24	44	34
57	25	45	35
58	26	45	35
59	27	46	36
60	28	46	36
61	29	47	37
62	30	47	38
63	31	48	39
64	32	48	40
65	33	49	41
66	34	50	42
67	35	51	43
68	36	52	44
69	37	53	45
70	38	53	45
71	39	54	45

72	40	54	10
73	41	55	10
74	42	55	10
75	43	56	11
76	44	56	11
77	45	57	11
78	46	57	12
79	47	58	12
80	48	58	12
81	49	59	13
82	50	59	13
83	51	60	13
84	52	60	13
85	53	61	14
86	54	61	14
87	55	61	14
88	56	61	14
89	57	62	15
90	57	62	15
91	58	62	15
92	58	62	15
93	59	63	16
94	59	63	16
95	60	63	16
96	60	63	16
97	61	64	17
98	62	64	17

72	40	54	46
73	41	55	46
74	42	55	46
75	43	56	47
76	44	56	47
77	45	57	47
78	46	57	48
79	47	58	48
80	48	58	48
81	49	59	49
82	50	59	49
83	51	60	49
84	52	60	49
85	53	61	50
86	54	61	50
87	55	61	50
88	56	61	50
89	57	62	51
90	57	62	51
91	58	62	51
92	58	62	51
93	59	63	52
94	59	63	52
95	60	63	52
96	60	63	52
97	61	64	53
98	62	64	53

99	63	64	17
100	64	64	17
101	65	65	17
102	66	65	18
103	67	65	18
104	68	65	18
105	69	66	18
106	70	66	18
107	71	66	19
108	72	66	19
109	73	67	19
110	73	67	19
111	74	67	19
112	74	67	20
113	75	68	20
114	75	68	20
115	76	68	20
116	76	68	20
117	77	69	21
118	77	69	21
119	77	69	21
120	77	69	21
121	78	70	22
122	78	70	22
123	78	70	22
124	78	70	22
125	79	71	23

99	63	64	53
100	64	64	53
101	65	65	53
102	66	65	54
103	67	65	54
104	68	65	54
105	69	66	54
106	70	66	54
107	71	66	55
108	72	66	55
109	73	67	55
110	73	67	55
111	74	67	55
112	74	67	56
113	75	68	56
114	75	68	56
115	76	68	56
116	76	68	56
117	77	69	57
118	77	69	57
119	77	69	57
120	77	69	57
121	78	70	58
122	78	70	58
123	78	70	58
124	78	70	58
125	79	71	59

126	79	71	23
127	79	71	23
128	79	71	23
129	80	72	24
130	80	〃	24
131	80	〃	24
132	80	〃	24
133	81	〃	25
134	81	〃	25
135	81	〃	25
136	82	〃	26
137	82	〃	26
138	82	〃	26
139	83	〃	27
140	83	〃	27
141	83	〃	27
142	84	〃	〃
143	84	〃	〃
144	84	〃	〃
145	85	〃	〃
146	85	〃	〃
147	85	〃	〃
148	86	〃	〃
149	86	〃	〃

ロ　行政職給料表（二）（現行のとおり）

ハ 公安職給料表

126	79	71	59
127	79	71	59
128	79	71	59
129	80	72	60
130	80	〃	60
131	80	〃	60
132	80	〃	60
133	81	〃	61
134	81	〃	61
135	81	〃	61
136	82	〃	62
137	82	〃	62
138	82	〃	62
139	83	〃	63
140	83	〃	63
141	83	〃	63
142	84	〃	〃
143	84	〃	〃
144	84	〃	〃
145	85	〃	〃
146	85	〃	〃
147	85	〃	〃
148	86	〃	〃
149	86	〃	〃

ロ　行政職給料表（二）（略）

ハ　公安職給料表

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	2	1	1	1	1
3	1	3	1	1	1	2
4	1	4	1	1	1	2
5	1	5	1	1	1	3
6	1	6	1	1	1	3
7	1	7	1	1	1	4
8	1	8	1	1	1	4
9	1	9	1	1	1	5
10	1	10	2	2	1	6
11	1	11	3	3	1	7
12	1	12	4	4	1	8
13	1	13	5	5	1	9
14	1	14	6	6	1	10
15	1	15	7	7	1	11
16	1	16	8	8	1	12
17	1	17	9	9	1	13
18	2	18	10	10	1	13
19	3	19	11	11	1	14
20	4	20	12	12	1	14
21	5	21	13	13	1	15
22	6	22	14	14	1	15
23	7	23	15	15	1	16

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	2	1	1	1	1
3	1	3	1	1	1	1
4	1	4	1	1	1	1
5	1	5	1	1	1	1
6	1	6	1	1	1	1
7	1	7	1	1	1	1
8	1	8	1	1	1	1
9	1	9	1	1	1	1
10	1	10	2	2	1	2
11	1	11	3	3	1	3
12	1	12	4	4	1	4
13	1	13	5	5	1	5
14	1	14	6	6	2	6
15	1	15	7	7	3	7
16	1	16	8	8	4	8
17	1	17	9	9	5	9
18	2	18	10	10	6	10
19	3	19	11	11	7	11
20	4	20	12	12	8	12
21	5	21	13	13	9	13
22	6	22	14	14	10	14
23	7	23	15	15	11	15

24	8	24	16	16	1	16
25	9	25	17	17	1	17
26	10	26	18	18	1	17
27	11	27	19	19	1	18
28	12	28	20	20	1	18
29	13	29	21	21	1	19
30	14	30	22	22	1	19
31	15	31	23	23	1	20
32	16	32	24	24	1	20
33	17	33	25	25	1	21
34	18	34	26	26	1	21
35	19	35	27	27	1	22
36	20	36	28	28	1	22
37	21	37	29	29	1	23
38	22	38	30	30	1	23
39	23	39	31	31	1	24
40	24	40	32	32	1	24
41	25	41	33	33	1	25
42	26	42	34	34	1	25
43	27	43	35	35	1	26
44	28	44	36	36	1	26
45	29	45	37	37	1	27
46	30	46	38	38	1	27
47	31	47	39	39	1	28
48	32	48	40	40	1	28
49	33	49	41	41	1	29
50	34	50	42	42	1	30

24	8	24	16	16	12	16
25	9	25	17	17	13	17
26	10	26	18	18	14	18
27	11	27	19	19	15	19
28	12	28	20	20	16	20
29	13	29	21	21	17	21
30	14	30	22	22	18	22
31	15	31	23	23	19	23
32	16	32	24	24	20	24
33	17	33	25	25	21	25
34	18	34	26	26	22	26
35	19	35	27	27	23	27
36	20	36	28	28	24	28
37	21	37	29	29	25	29
38	22	38	30	30	26	30
39	23	39	31	31	27	31
40	24	40	32	32	28	32
41	25	41	33	33	29	33
42	26	42	34	34	30	34
43	27	43	35	35	31	35
44	28	44	36	36	32	36
45	29	45	37	37	33	37
46	30	46	38	38	34	38
47	31	47	39	39	35	39
48	32	48	40	40	36	40
49	33	49	41	41	37	41
50	34	50	42	42	38	42

51	35	51	43	43	1	31
52	36	52	44	44	1	32
53	37	53	45	45	1	33
54	38	54	46	46	1	34
55	39	55	47	47	1	35
56	40	56	48	48	1	36
57	41	57	49	49	1	37
58	42	58	50	50	1	38
59	43	59	51	51	1	39
60	44	60	52	52	1	40
61	45	61	53	53	1	41
62	46	62	54	54	1	
63	47	63	55	55	1	
64	48	64	56	56	1	
65	49	65	57	57	1	
66	50	66	58	58	1	
67	51	67	59	59	1	
68	52	68	60	60	1	
69	53	69	61	61	1	
70	54	70	61	62	1	
71	55	71	62	63	1	
72	56	72	62	64	1	
73	57	73	63	65	1	
74	57	74	63	66	2	
75	58	75	64	67	3	
76	58	76	64	68	4	
77	59	77	65	69	5	

51	35	51	43	43	39	43
52	36	52	44	44	40	44
53	37	53	45	45	41	45
54	38	54	46	46	42	46
55	39	55	47	47	43	47
56	40	56	48	48	44	48
57	41	57	49	49	45	49
58	42	58	50	50	45	49
59	43	59	51	51	46	50
60	44	60	52	52	46	50
61	45	61	53	53	47	51
62	46	62	54	54	47	51
63	47	63	55	55	48	52
64	48	64	56	56	48	52
65	49	65	57	57	49	53
66	50	66	58	58	50	54
67	51	67	59	59	51	55
68	52	68	60	60	52	56
69	53	69	61	61	53	57
70	54	70	61	62	54	58
71	55	71	62	63	55	59
72	56	72	62	64	56	60
73	57	73	63	65	57	61
74	57	74	63	66	58	61
75	58	75	64	67	59	62
76	58	76	64	68	60	62
77	59	77	65	69	61	63

78	59	77	66	70	6	
79	60	78	67	71	7	
80	60	78	68	72	8	
81	61	79	69	73	9	
82	62	79	70	74	9	
83	63	80	71	75	10	
84	64	80	72	76	10	
85	65	81	73	77	11	
86	66	82	74	77	11	
87	67	83	75	78	12	
88	68	84	76	78	12	
89	69	85	77	79	13	
90	70	86	78	79	14	
91	71	87	79	80	15	
92	72	88	80	80	16	
93	73	89	81	81	17	
94	74	90	82	82	17	
95	75	91	83	83	18	
96	76	92	84	84	18	
97	77	93	85	85	19	
98	77	93	85	85	19	
99	78	94	86	86	20	
100	78	94	86	86	20	
101	79	95	87	87	21	
102	79	95	87	87	21	
103	80	96	88	88	22	
104	80	96	88	88	22	

78	59	77	66	70	62	63
79	60	78	67	71	63	64
80	60	78	68	72	64	64
81	61	79	69	73	65	65
82	62	79	70	74	65	65
83	63	80	71	75	66	66
84	64	80	72	76	66	66
85	65	81	73	77	67	67
86	66	82	74	77	67	67
87	67	83	75	78	68	68
88	68	84	76	78	68	68
89	69	85	77	79	69	69
90	70	86	78	79	70	69
91	71	87	79	80	71	70
92	72	88	80	80	72	70
93	73	89	81	81	73	71
94	74	90	82	82	73	71
95	75	91	83	83	74	72
96	76	92	84	84	74	72
97	77	93	85	85	75	73
98	77	93	85	85	75	73
99	78	94	86	86	76	74
100	78	94	86	86	76	74
101	79	95	87	87	77	75
102	79	95	87	87	77	75
103	80	96	88	88	78	76
104	80	96	88	88	78	76

105	81	97	89	89	23	
106	82	98	90	90	23	
107	83	99	91	91	24	
108	84	100	92	92	24	
109	85	101	93	93	25	
110	86	102	93	93	26	
111	87	103	94	94	27	
112	88	104	94	94	28	
113	89	105	95	95	29	
114	__	105	95	95	29	
115	__	106	96	96	30	
116	__	106	96	96	30	
117	__	107	97	97	31	
118	__	107	98	98	31	__
119	__	108	99	99	32	__
120	__	108	100	100	32	__
121	__	109	101	101	33	__
122	__	110	101	102	34	__
123	__	111	102	103	35	__
124	__	112	102	104	36	__
125	__	113	103	105	37	__
126	__	113	103	105	38	__
127	__	114	104	106	39	__
128	__	114	104	106	40	__
129	__	115	105	107	41	__
130	__	115	106	107	42	__
131	__	116	107	108	43	__

105	81	97	89	89	79	77
106	82	98	90	90	79	78
107	83	99	91	91	80	79
108	84	100	92	92	80	80
109	85	101	93	93	81	81
110	86	102	93	93	82	82
111	87	103	94	94	83	83
112	88	104	94	94	84	84
113	89	105	95	95	85	85
114	_	105	95	95	85	86
115	_	106	96	96	86	87
116	_	106	96	96	86	88
117	_	107	97	97	87	89
118	_	107	98	98	87	_
119	_	108	99	99	88	_
120	_	108	100	100	88	_
121	_	109	101	101	89	_
122	_	110	101	102	90	_
123	_	111	102	103	91	_
124	_	112	102	104	92	_
125	_	113	103	105	93	_
126	_	113	103	105	94	_
127	_	114	104	106	95	_
128	_	114	104	106	96	_
129	_	115	105	107	97	_
130	_	115	106	107	98	_
131	_	116	107	108	99	_

132		116	108	108	44	
133		117	109	109	45	
134		118	110	110	46	
135		119	111	111	47	
136		120	112	112	48	
137		121	113	113	49	
138		122	114	114	50	
139		123	115	115	51	
140		124	116	116	52	
141		125	117	117	53	
142		126	118	118		
143		127	119	119		
144		128	120	120		
145		129	121	121		
146		129	121	122		
147		130	122	123		
148		130	122	124		
149		131	123	125		
150			123	126		
151			124	127		
152			124	128		
153			125	129		
154				130		
155				131		
156				132		
157				133		

132		116	108	108	100	
133		117	109	109	101	
134		118	110	110	102	
135		119	111	111	103	
136		120	112	112	104	
137		121	113	113	105	
138		122	114	114	106	
139		123	115	115	107	
140		124	116	116	108	
141		125	117	117	109	
142		126	118	118		
143		127	119	119		
144		128	120	120		
145		129	121	121		
146		129	121	122		
147		130	122	123		
148		130	122	124		
149		131	123	125		
150			123	126		
151			124	127		
152			124	128		
153			125	129		
154				130		
155				131		
156				132		
157				133		

ニ　（現行のとおり）

ホ　医療職給料表（一）

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	２級	３級
1	1	1
2	1	2
3	1	3
4	1	4
5	1	5
6	1	5
7	1	6
8	1	6
9	1	7
10	1	7
11	1	8
12	1	8
13	1	9
14	1	10
15	1	11
16	1	12
17	1	13
18	1	13
19	1	14
20	1	14
21	1	15
22	1	15

ニ　（略）

ホ　医療職給料表（一）

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	２級	３級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	2

23	1	16
24	1	16
25	1	17
26	1	17
27	1	18
28	1	18
29	1	19
30	1	19
31	1	20
32	1	20
33	1	21
34	1	21
35	1	21
36	1	21
37	1	22
38	1	22
39	1	22
40	1	22
41	1	23
42	1	23
43	1	23
44	1	23
45	1	24
46	1	24
47	1	24
48	1	24
49	1	25

23	1	3
24	1	4
25	1	5
26	1	6
27	1	7
28	1	8
29	1	9
30	2	10
31	3	11
32	4	12
33	5	13
34	6	14
35	7	15
36	8	16
37	9	17
38	10	18
39	11	19
40	12	20
41	13	21
42	13	21
43	14	22
44	14	22
45	15	23
46	15	23
47	16	24
48	16	24
49	17	25

50	1	25
51	1	25
52	1	25
53	1	26
54	1	26
55	1	26
56	1	26
57	1	27
58	1	27
59	1	27
60	1	27
61	1	28
62	1	28
63	1	28
64	1	28
65	1	29
66	1	29
67	1	30
68	1	30
69	1	31
70	1	
71	1	
72	1	
73	1	
74	1	
75	1	
76	1	

50	18	26
51	19	27
52	20	28
53	21	29
54	22	29
55	23	30
56	24	30
57	25	31
58	25	31
59	26	32
60	26	32
61	27	33
62	27	33
63	28	34
64	28	34
65	29	35
66	29	35
67	29	36
68	30	36
69	30	37
70	30	37
71	31	37
72	31	37
73	31	38
74	32	38
75	32	38
76	32	38

77	1		77	33	39
78	1		78	33	39
79	1		79	33	39
80	1		80	34	39
81	1		81	34	40
82	1		82	34	40
83	1		83	35	40
84	1		84	35	40
85	1		85	35	41
86	1		86	36	41
87	1		87	36	41
88	1		88	36	41
89	1		89	37	42
90	1		90	37	42
91	1		91	37	42
92	1		92	37	42
93	2		93	38	43
94	2		94	38	43
95	2		95	38	43
96	2		96	38	43
97	3		97	39	44
98	3		98	39	44
99	3		99	39	44
100	3		100	39	44
101	4		101	40	45
102	4		102	40	45
103	4		103	40	46

104	4	
105	5	
106	5	
107	6	
108	6	
109	7	

104	40	46
105	41	47
106	41	
107	42	
108	42	
109	43	

ヘ　医療職給料表（二）

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1

ヘ　医療職給料表（二）

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1

17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1
26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1
29	1	21	1
30	1	22	1
31	1	23	1
32	1	24	1
33	1	25	1
34	2	26	1
35	3	27	1
36	4	28	1
37	5	29	1
38	6	30	1
39	7	31	1
40	8	32	1
41	9	33	1
42	10	34	1
43	11	35	1

17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	2
23	1	15	3
24	1	16	4
25	1	17	5
26	1	18	6
27	1	19	7
28	1	20	8
29	1	21	9
30	1	22	10
31	1	23	11
32	1	24	12
33	1	25	13
34	2	26	14
35	3	27	15
36	4	28	16
37	5	29	17
38	6	30	18
39	7	31	19
40	8	32	20
41	9	33	21
42	10	34	22
43	11	35	23

44	12	36	1
45	13	37	1
46	14	37	1
47	15	38	1
48	16	38	1
49	17	39	1
50	18	39	1
51	19	40	1
52	20	40	1
53	21	41	1
54	22	42	1
55	23	43	1
56	24	44	1
57	25	45	1
58	26	45	1
59	27	46	1
60	28	46	1
61	29	47	1
62	30	47	2
63	31	48	3
64	32	48	4
65	33	49	5
66	34	50	6
67	35	51	7
68	36	52	8
69	37	53	9
70	38	53	9

44	12	36	24
45	13	37	25
46	14	37	26
47	15	38	27
48	16	38	28
49	17	39	29
50	18	39	30
51	19	40	31
52	20	40	32
53	21	41	33
54	22	42	33
55	23	43	34
56	24	44	34
57	25	45	35
58	26	45	35
59	27	46	36
60	28	46	36
61	29	47	37
62	30	47	38
63	31	48	39
64	32	48	40
65	33	49	41
66	34	50	42
67	35	51	43
68	36	52	44
69	37	53	45
70	38	53	45

71	39	54	9
72	40	54	10
73	41	55	10
74	42	55	10
75	43	56	11
76	44	56	11
77	45	57	11
78	46	57	12
79	47	58	12
80	48	58	12
81	49	59	13
82	50	59	13
83	51	60	13
84	52	60	13
85	53	61	14
86	54	61	14
87	55	61	14
88	56	61	14
89	57	62	15
90	57	62	15
91	58	62	15
92	58	62	15
93	59	63	16
94	59	63	16
95	60	63	16
96	60	63	16
97	61	64	17

71	39	54	45
72	40	54	46
73	41	55	46
74	42	55	46
75	43	56	47
76	44	56	47
77	45	57	47
78	46	57	48
79	47	58	48
80	48	58	48
81	49	59	49
82	50	59	49
83	51	60	49
84	52	60	49
85	53	61	50
86	54	61	50
87	55	61	50
88	56	61	50
89	57	62	51
90	57	62	51
91	58	62	51
92	58	62	51
93	59	63	52
94	59	63	52
95	60	63	52
96	60	63	52
97	61	64	53

98	62	64	17
99	63	64	17
100	64	64	17
101	65	65	17
102	66	65	18
103	67	65	18
104	68	65	18
105	69	65	18
106	70	66	18
107	71	66	19
108	72	66	19
109	73	66	19
110	73	66	19
111	74	67	19
112	74	67	20
113	75	67	20
114	75	67	20
115	76	67	20
116	76	68	20
117	77	68	21
118	77	68	21
119	77	68	21
120	77	68	21
121	78	69	21
122	78	69	22
123	78	70	22
124	78	70	22

98	62	64	53
99	63	64	53
100	64	64	53
101	65	65	53
102	66	65	54
103	67	65	54
104	68	65	54
105	69	65	54
106	70	66	54
107	71	66	55
108	72	66	55
109	73	66	55
110	73	66	55
111	74	67	55
112	74	67	56
113	75	67	56
114	75	67	56
115	76	67	56
116	76	68	56
117	77	68	57
118	77	68	57
119	77	68	57
120	77	68	57
121	78	69	57
122	78	69	58
123	78	70	58
124	78	70	58

125	79	71	22
126	79	〃	22
127	79	〃	23
128	79	〃	23
129	80	〃	23
130	80	〃	23
131	80	〃	23
132	80	〃	24
133	81	〃	24
134	81	〃	〃
135	81	〃	〃
136	82	〃	〃
137	82	〃	〃
138	82	〃	〃
139	83	〃	〃
140	83	〃	〃
141	83	〃	〃
142	84	〃	〃
143	84	〃	〃
144	84	〃	〃
145	85	〃	〃
146	85	〃	〃
147	86	〃	〃
148	86	〃	〃
149	87	〃	〃

ト　医療職給料表（三）

125	79	71	58
126	79	〃	58
127	79	〃	59
128	79	〃	59
129	80	〃	59
130	80	〃	59
131	80	〃	59
132	80	〃	60
133	81	〃	60
134	81	〃	〃
135	81	〃	〃
136	82	〃	〃
137	82	〃	〃
138	82	〃	〃
139	83	〃	〃
140	83	〃	〃
141	83	〃	〃
142	84	〃	〃
143	84	〃	〃
144	84	〃	〃
145	85	〃	〃
146	85	〃	〃
147	86	〃	〃
148	86	〃	〃
149	87	〃	〃

ト　医療職給料表（三）

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	2
19	1	11	3
20	1	12	4
21	1	13	5
22	1	14	6
23	1	15	7
24	1	16	8

25	1	17	1
26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1
29	1	21	1
30	2	22	1
31	3	23	1
32	4	24	1
33	5	25	1
34	6	26	1
35	7	27	1
36	8	28	1
37	9	29	1
38	10	30	1
39	11	31	1
40	12	32	1
41	13	33	1
42	14	34	1
43	15	35	1
44	16	36	1
45	17	37	1
46	18	37	1
47	19	38	1
48	20	38	1
49	21	39	1
50	22	39	1
51	23	40	1

25	1	17	9
26	1	18	10
27	1	19	11
28	1	20	12
29	1	21	13
30	2	22	14
31	3	23	15
32	4	24	16
33	5	25	17
34	6	26	18
35	7	27	19
36	8	28	20
37	9	29	21
38	10	30	22
39	11	31	23
40	12	32	24
41	13	33	25
42	14	34	26
43	15	35	27
44	16	36	28
45	17	37	29
46	18	37	30
47	19	38	31
48	20	38	32
49	21	39	33
50	22	39	34
51	23	40	35

52	24	40	1
53	25	41	1
54	26	42	1
55	27	43	1
56	28	44	1
57	29	45	1
58	30	45	1
59	31	46	1
60	32	46	1
61	33	47	1
62	34	47	2
63	35	48	3
64	36	48	4
65	37	49	5
66	38	50	6
67	39	51	7
68	40	52	8
69	41	53	9
70	42	53	9
71	43	54	9
72	44	54	10
73	45	55	10
74	46	55	10
75	47	56	11
76	48	56	11
77	49	57	11
78	50	57	12

52	24	40	36
53	25	41	37
54	26	42	37
55	27	43	38
56	28	44	38
57	29	45	39
58	30	45	39
59	31	46	40
60	32	46	40
61	33	47	41
62	34	47	42
63	35	48	43
64	36	48	44
65	37	49	45
66	38	50	46
67	39	51	47
68	40	52	48
69	41	53	49
70	42	53	49
71	43	54	49
72	44	54	50
73	45	55	50
74	46	55	50
75	47	56	51
76	48	56	51
77	49	57	51
78	50	57	52

79	51	58	12	79	51	58	52
80	52	58	12	80	52	58	52
81	53	59	13	81	53	59	53
82	54	59	13	82	54	59	53
83	55	60	13	83	55	60	53
84	56	60	13	84	56	60	53
85	57	61	14	85	57	61	54
86	57	61	14	86	57	61	54
87	58	61	14	87	58	61	54
88	58	61	14	88	58	61	54
89	59	62	15	89	59	62	55
90	59	62	15	90	59	62	55
91	60	62	15	91	60	62	55
92	60	62	15	92	60	62	55
93	61	63	16	93	61	63	56
94	62	63	16	94	62	63	56
95	63	63	16	95	63	63	56
96	64	63	16	96	64	63	56
97	65	64	17	97	65	64	57
98	66	64	17	98	66	64	57
99	67	64	17	99	67	64	57
100	68	64	17	100	68	64	57
101	69	65	17	101	69	65	57
102	70	65	18	102	70	65	58
103	71	65	18	103	71	65	58
104	72	65	18	104	72	65	58
105	73	65	18	105	73	65	58

106	73	66	18	106	73	66	58
107	74	66	19	107	74	66	59
108	74	66	19	108	74	66	59
109	75	66	19	109	75	66	59
110	75	66	19	110	75	66	59
111	76	67	19	111	76	67	59
112	76	67	20	112	76	67	60
113	77	67	20	113	77	67	60
114	77	67	20	114	77	67	60
115	77	67	20	115	77	67	60
116	77	68	20	116	77	68	60
117	78	68	21	117	78	68	61
118	78	68	21	118	78	68	61
119	78	68	21	119	78	68	61
120	78	68	21	120	78	68	61
121	79	69	22	121	79	69	62
122	79	69	22	122	79	69	62
123	79	69	22	123	79	69	62
124	79	70	22	124	79	70	62
125	80	70	23	125	80	70	63
126	80	70	23	126	80	70	63
127	80	71	23	127	80	71	63
128	80	71	23	128	80	71	63
129	81	71	24	129	81	71	64
130	81	__	__	130	81	__	__
131	81	__	__	131	81	__	__
132	82	__	__	132	82	__	__

133	82	〃	〃
134	82	〃	〃
135	83	〃	〃
136	83	〃	〃
137	83	〃	〃
138	84	〃	〃
139	84	〃	〃
140	84	〃	〃
141	85	〃	〃
142	85	〃	〃
143	86	〃	〃
144	86	〃	〃
145	87	〃	〃

別表第八　（現行のとおり）

133	82	〃	〃
134	82	〃	〃
135	83	〃	〃
136	83	〃	〃
137	83	〃	〃
138	84	〃	〃
139	84	〃	〃
140	84	〃	〃
141	85	〃	〃
142	85	〃	〃
143	86	〃	〃
144	86	〃	〃
145	87	〃	〃

別表第八　（略）

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について（昭和50年12月25日付50人委第1200号）新旧対照表（抄）

改　　正　　案	現　　行
第１条関係から第４条関係まで　（現行のとおり）	第１条関係から第４条関係まで　（略）
第５条関係（級別資格基準表の適用方法）	第５条関係（級別資格基準表の適用方法）
１から６まで　（現行のとおり）	１から６まで　（略）
７　公安職給料表級別資格基準表の試験（選考）欄に掲げる「社会人」とは、警視庁職員任用規程（昭和61年警視庁訓令甲第３号）第６条第４項に定める「社会人採用選考」をいう。経験年数起算表及び公安職給料表初任給基準表の試験（選考）欄に定める「社会人」についても、同様とする。	（新設）
第６条関係から別表第３まで　（現行のとおり）	第６条関係から別表第３まで　（略）

初任給調整手当に関する規則（昭和三十八年東京都人事委員会規則第一号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第十条まで　（現行のとおり）	第一条から第十条まで　（略）
付則	付則
１及び２　（現行のとおり）	１及び２　（略）
付則別表第一 別紙のとおり	付則別表第一 別紙のとおり
付則別表第二　（現行のとおり）	付則別表第二　（略）
別表第一 別紙のとおり	別表第一 別紙のとおり
別表第二　（現行のとおり）	別表第二　（略）

初任給調整手当に関する規則昭和二十八年東京都人事委員会規則第一号

新旧対照表抄（　　）

改正案

付則１及び２（現行のとおり）

付則別表第１（付則第２項関係）

期間の区分＼職員の区分		第３条第２号の職員及び第４条第２号の職員	第３条第４号の職員及び第４条第４号の職員	第３条第６号の職員及び第４条第６号の職員
		円	円	円
（１）	採用の日又は第４条第２号、第４号及び第６号の職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（２）	（１）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（３）	（２）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（４）	（３）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（５）	（４）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（６）	（５）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（７）	（６）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（８）	（７）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（９）	（８）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（10）	（９）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（11）	（10）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（12）	（11）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（13）	（12）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（14）	（13）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（15）	（14）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（16）	（15）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（17）	（16）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（18）	（17）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（19）	（18）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900
（20）	（19）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	200,100	130,600	90,900

現行

付則１及び２（略）

付則別表第１（付則第２項関係）

期間の区分＼職員の区分		第３条第２号の職員及び第４条第２号の職員	第３条第４号の職員及び第４条第４号の職員	第３条第６号の職員及び第４条第６号の職員
		円	円	円
（１）	採用の日又は第４条第２号、第４号及び第６号の職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（２）	（１）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（３）	（２）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（４）	（３）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（５）	（４）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（６）	（５）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（７）	（６）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（８）	（７）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（９）	（８）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（10）	（９）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（11）	（10）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（12）	（11）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（13）	（12）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（14）	（13）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（15）	（14）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（16）	（15）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（17）	（16）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（18）	（17）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（19）	（18）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600
（20）	（19）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,000	125,900	87,600

改正案

(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	194,000	124,900	86,000
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	188,000	119,200	81,100
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	181,900	113,600	76,400
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	175,900	108,000	71,500
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	169,900	102,200	66,600
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	163,700	97,000	62,200
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	157,700	91,800	57,700
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	151,700	86,700	53,200
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	145,500	81,600	48,900
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	139,300	76,400	44,600
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	134,000	71,700	40,700
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	128,700	67,000	36,700
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	123,600	62,400	32,800
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	118,400	58,700	29,900
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	113,100	55,300	27,200
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	107,900	51,900	24,400
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	102,800	48,600	21,700
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	97,800	45,200	19,000
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	92,800	42,000	16,200
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	88,000	38,800	13,400

付則別表第２現行のとおり　）

現行

(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	187,000	120,400	83,000
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	181,200	114,900	78,300
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	175,400	109,600	73,600
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	169,600	104,200	69,000
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	163,800	98,600	64,300
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	157,900	93,600	60,000
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	152,100	88,500	55,700
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	146,300	83,600	51,300
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	140,400	78,600	47,200
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	134,300	73,600	43,000
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	129,200	69,100	39,200
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	124,100	64,600	35,400
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	119,100	60,100	31,600
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	114,200	56,600	28,800
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	109,100	53,300	26,200
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	104,100	50,100	23,500
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	99,200	46,800	20,900
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	94,300	43,600	18,300
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	89,500	40,500	15,600
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	84,800	37,400	13,000

付則別表第２　（　　）

改正案

別表第１（第６条関係）

期間の区分＼職員の区分		第３条第１号の職員及び第４条第１号の職員	第３条第２号の職員及び第４条第２号の職員	第３条第３号の職員及び第４条第３号の職員	第３条第４号の職員及び第４条第４号の職員	第３条第６号の職員及び第４条第６号の職員
		円	円	円	円	円
（１）	採用の日又は第４条第１号から第６号までの職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
（２）	（１）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
（３）	（２）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
（４）	（３）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
（５）	（４）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
（６）	（５）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
（７）	（６）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
（８）	（７）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
（９）	（８）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(10)	（９）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(11)	(10) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(12)	(11) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(13)	(12) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(14)	(13) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(15)	(14) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(16)	(15) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(17)	(16) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(18)	(17) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(19)	(18) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800
(20)	(19) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	215,200	186,500	129,800

現行

別表第１（第６条関係）

期間の区分＼職員の区分		第３条第１号の職員及び第４条第１号の職員	第３条第２号の職員及び第４条第２号の職員	第３条第３号の職員及び第４条第３号の職員	第３条第４号の職員及び第４条第４号の職員	第３条第６号の職員及び第４条第６号の職員
		円	円	円	円	円
（１）	採用の日又は第４条第１号から第６号までの職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
（２）	（１）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
（３）	（２）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
（４）	（３）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
（５）	（４）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
（６）	（５）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
（７）	（６）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
（８）	（７）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
（９）	（８）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
(10)	（９）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
(11)	(10) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
(12)	(11) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
(13)	(12) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
(14)	(13) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
(15)	(14) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
(16)	(15) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
(17)	(16) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
(18)	(17) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
(19)	(18) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200
(20)	(19) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	207,500	179,800	125,200

改正案

(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	317,700	277,100	206,400	178,400	122,900
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	308,300	268,500	197,700	170,300	115,900
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	299,000	259,900	188,900	162,300	109,100
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	289,400	251,300	180,400	154,300	102,100
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	280,000	242,700	171,900	146,000	95,200
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	270,600	233,900	163,900	138,600	88,900
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	261,100	225,300	156,100	131,100	82,400
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	251,700	216,700	148,100	123,800	76,000
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	242,100	207,900	140,100	116,500	69,900
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	232,700	199,000	132,200	109,100	63,700
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	224,800	191,400	125,100	102,400	58,100
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	217,000	183,900	117,900	95,700	52,400
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	209,300	176,500	110,800	89,100	46,800
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	201,300	169,100	105,400	83,900	42,700
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,300	161,600	100,000	79,000	38,800
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	185,500	154,200	94,600	74,100	34,800
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	177,700	146,900	89,100	69,400	31,000
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	170,000	139,700	83,500	64,600	27,100
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	162,200	132,600	78,100	60,000	23,100
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	154,400	125,700	72,400	55,400	19,200

別表第２（現行のとおり）

現行

(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	306,400	267,200	199,000	172,000	118,500
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	297,300	258,900	190,600	164,200	111,800
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	288,300	250,600	182,200	156,500	105,200
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	279,100	242,300	174,000	148,800	98,500
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	270,000	234,000	165,800	140,800	91,800
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	260,900	225,600	158,100	133,700	85,700
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	251,800	217,300	150,500	126,400	79,500
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	242,700	209,000	142,800	119,400	73,300
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	233,500	200,500	135,100	112,300	67,400
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	224,400	191,900	127,500	105,200	61,400
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	216,800	184,600	120,600	98,700	56,000
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	209,300	177,300	113,700	92,300	50,500
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	201,800	170,200	106,800	85,900	45,100
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	194,100	163,100	101,600	80,900	41,200
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	186,400	155,800	96,400	76,200	37,400
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	178,900	148,700	91,200	71,500	33,600
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	171,400	141,700	85,900	66,900	29,900
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	163,900	134,700	80,500	62,300	26,100
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	156,400	127,900	75,300	57,900	22,300
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	148,900	121,200	69,800	53,400	18,500

別表第２（略）

職員の給料の調整額に関する規則（昭和四十七年東京都規則第百六十一号）　新旧対照表（抄）

改正案

第一条　（現行のとおり）

（範囲及び額）

第二条　（現行のとおり）

２　（現行のとおり）

調整額の区分		額
一		一八、四〇〇円
二		二二、九〇〇円
四		三一、九〇〇円
六		四〇、五〇〇円
七		四〇、七〇〇円
八	(1)	四〇、七〇〇円
	(2)	三六、七〇〇円
九	(1)	（現行のとおり）
	(2)	（現行のとおり）
	(3)	二、二〇〇円
	(5)	三、六〇〇円

第三条　（現行のとおり）

別表　（現行のとおり）

現行

第一条　（略）

（範囲及び額）

第二条　（略）

２　（略）

調整額の区分		額
一		一七、八〇〇円
二		二二、二〇〇円
四		三〇、九〇〇円
六		三九、二〇〇円
七		三九、四〇〇円
八	(1)	三九、四〇〇円
	(2)	三五、五〇〇円
九	(1)	（略）
	(2)	（略）
	(3)	二、一〇〇円
	(5)	三、五〇〇円

第三条　（略）

別表　（略）

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第四条まで　（現行のとおり）

別表第１（第３条関係）

職務の級	定額
１級	12,100円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 １号給 11,203円、２号給 11,280円、３号給 11,363円、４号給 11,445円、５号給 11,528円、 ６号給 11,632円、７号給 11,737円、８号給 11,841円、９号給 11,946円、10号給 12,061円
２級	14,600円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 １号給 13,288円、２号給 13,414円、３号給 13,535円、４号給 13,656円、５号給 13,777円、 ６号給 13,898円、７号給 14,019円、８号給 14,140円、９号給 14,261円、10号給 14,355円、 11号給 14,443円、12号給 14,531円
３級	15,700円
４級	16,200円
５級	17,000円
６級	18,600円

別表第２（第３条関係）

職務の級	定額
１級	8,600円
２級	10,900円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 １号給 10,872円
３級	11,700円
４級	12,100円
５級	12,600円
６級	13,600円

現行

第一条から第四条まで　（略）

別表第１（第３条関係）

職務の級	定額
１級	11,800円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 １号給 10,527円、２号給 10,598円、３号給 10,670円、４号給 10,741円、５号給 10,818円、 ６号給 10,906円、７号給 11,000円、８号給 11,099円、９号給 11,198円、10号給 11,302円、 11号給 11,412円、12号給 11,528円、13号給 11,638円、14号給 11,742円
２級	14,400円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 １号給 12,408円、２号給 12,518円、３号給 12,628円、４号給 12,738円、５号給 12,848円、 ６号給 12,963円、７号給 13,073円、８号給 13,183円、９号給 13,293円、10号給 13,387円、 11号給 13,480円、12号給 13,574円、13号給 13,662円、14号給 13,755円、15号給 13,849円、 16号給 13,942円、17号給 14,041円、18号給 14,140円、19号給 14,239円、20号給 14,338円
３級	15,100円
４級	15,500円
５級	16,200円
６級	17,700円

別表第２（第３条関係）

職務の級	定額
１級	8,300円
２級	10,800円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 １号給 10,152円、２号給 10,242円、３号給 10,332円、４号給 10,422円、５号給 10,512円、 ６号給 10,606円、７号給 10,696円、８号給 10,786円
３級	11,300円
４級	11,600円
５級	11,900円
６級	13,000円

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）新旧対照表（抄）

改　正　案

第一条から第四条まで　（現行のとおり）

別表第１（第３条関係）

職務の級	定額
１級から４級まで	（現行のとおり）
５　級	17,300円
６　級	18,800円

別表第２（第３条関係）

職務の級	定額
１級から４級まで	（現行のとおり）
５　級	12,700円
６　級	13,800円

現　行

第一条から第四条まで　（略）

別表第１（第３条関係）

職務の級	定額
１級から４級まで	（略）
５　級	17,000円
６　級	18,600円

別表第２（第３条関係）

職務の級	定額
１級から４級まで	（略）
５　級	12,600円
６　級	13,600円

警視庁職員の給料の調整額の支給に関する規程（平成７年３月３１日訓令甲第１６号）新旧対照表

改　正　案

第１条　（現行のとおり）
（支給の範囲及び額）
第２条　（現行のとおり）

範囲		調整額
勤務所属	職員	
警備部警備第一課	（現行のとおり）	20,600円
警備部警護課	（現行のとおり）	20,600円
刑事部捜査第一課	（現行のとおり）	20,600円
警視庁科学捜査研究所	（現行のとおり）	（現行のとおり） (1)及び(2)　（現行のとおり） (3)　3級　2,200円 (4)　4級　3,600円

第３条　（現行のとおり）

現　　行

第１条　（略）
（支給の範囲及び額）
第２条　（略）

範囲		調整額
勤務所属	職員	
警備部警備第一課	（略）	20,000円
警備部警護課	（略）	20,000円
刑事部捜査第一課	（略）	20,000円
警視庁科学捜査研究所	（略）	（略） (1)及び(2)　（略） (3)　3級　2,100円 (4)　4級　3,500円

第３条　（略）

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年訓令甲第十号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第四条まで　（現行のとおり）

別表第一（第二条関係）

組織の区分	職	特別調整額の区分
本庁	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	（現行のとおり）	区分四（知事が別に定めるものについては区分一）
	（現行のとおり）	区分五
	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	（現行のとおり）	区分七（東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て知事が別に定めるものについては区分六、知事が別に定めるものについては区分九）
	（現行のとおり）	区分八（人事委員会の

現行

第一条から第四条まで　（略）

別表第一（第二条関係）

組織の区分	職	特別調整額の区分
本庁	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	区分四（知事が別に定めるものについては区分一又は区分十一）
	（略）	区分五（知事が別に定めるものについては区分十一）
	（略）	（略）
	（略）	区分七（東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て知事が別に定めるものについては区分六、知事が別に定めるものについては区分九又は区分十二）
	（略）	区分八（人事委員会の

		承認を得て知事が別に定めるものについては区分六又は区分七、知事が別に定めるものについては区分九）
	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	（現行のとおり）	区分十
本庁行政機関及び地方行政機関	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	（現行のとおり）	区分四
	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	（現行のとおり）	区分五
	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	（現行のとおり）	区分七（人事委員会の承認を得て知事が別に定めるものについては区分六）

		承認を得て知事が別に定めるものについては区分六又は区分七、知事が別に定めるものについては区分九又は区分十二）
	（略）	（略）
	（略）	区分十（知事が別に定めるものについては区分十二）
本庁行政機関及び地方行政機関	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	区分四（知事が別に定めるものについては区分十一）
	（略）	（略）
	（略）	区分五（知事が別に定めるものについては区分十一）
	（略）	（略）
	（略）	区分七（人事委員会の承認を得て知事が別に定めるものについては区分六、知事が別に定めるものについては区

	（現行のとおり）	区分八（人事委員会の承認を得て知事が別に定めるものについては区分六又は区分七、知事が別に定めるものについては区分九）
	（現行のとおり）	区分九（人事委員会の承認を得て知事が別に定めるものについては区分六）
東京都収用委員会事務局	（現行のとおり）	区分十
	（現行のとおり）	区分五
	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	（現行のとおり）	区分八（人事委員会の承認を得て知事が別に定めるものについては

	（略）	区分八（人事委員会の承認を得て知事が別に定めるものについては区分六又は区分七、知事が別に定めるものについては区分九又は区分十二）
	（略）	区分九（人事委員会の承認を得て知事が別に定めるものについては区分六、知事が別に定めるものについては区分十二）
東京都収用委員会事務局	（略）	区分十（知事が別に定めるものについては区分十二）
	（略）	区分五（知事が別に定めるものについては区分十一）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	区分八（人事委員会の承認を得て知事が別に定めるものについては

			区分六又は区分七、知事が別に定めるものについては区分九）
	（現行のとおり）		区分十
東京都労働委員会事務局	（現行のとおり）		区分五
	（現行のとおり）		（現行のとおり）
	（現行のとおり）	区分八（人事委員会の承認を得て知事が別に定めるものについては区分六又は区分七、知事が別に定めるものについては区分九）	（現行のとおり）
	（現行のとおり）		区分十
東京都職員共済組合	（現行のとおり）		（現行のとおり）
	（現行のとおり）		（現行のとおり）
	（現行のとおり）		（現行のとおり）

			区分六又は区分七、知事が別に定めるものについては区分九又は区分十二）
	（略）		区分十（知事が別に定めるものについては区分十二）
東京都労働委員会事務局	（略）		区分五（知事が別に定めるものについては区分十一）
	（略）		（略）
	（略）	区分八（人事委員会の承認を得て知事が別に定めるものについては区分六又は区分七、知事が別に定めるものについては区分九又は区分十二）	（略）
	（略）		区分十（知事が別に定めるものについては区分十二）
東京都職員共済組合	（略）		（略）
	（略）		（略）
	（略）		（略）

別表第二（第二条関係）

（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	区分八（人事委員会の承認を得て知事が別に定めるものについては区分六又は区分七、知事が別に定めるものについては区分九）	区分五
地方公務員災害補償基金東京都支部	（現行のとおり）	（現行のとおり）
	（現行のとおり）	（現行のとおり）

別表第二（第二条関係）

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	区分八（人事委員会の承認を得て知事が別に定めるものについては区分六又は区分七、知事が別に定めるものについては区分九又は区分十二）	区分五（知事が別に定めるものについては区分十一）
地方公務員災害補償基金東京都支部	（略）	（略）
	（略）	（略）

別表第三（第二条関係）

給料表 ＼ 特別調整額の区分	区分一	区分二	区分三	区分四	区分五	区分六
行政職給料表(一)	一三八、八〇〇円	一三七、〇〇〇円	一三五、三〇〇円	一二九、八〇〇円	一二三、九〇〇円	一一七、五〇〇円
医療職給料表(一)	一五〇、八〇〇円			一四四、一〇〇円		
医療職給料表(二)						一一七、五〇〇円
医療職給料表(三)						一一七、五〇〇円

給料表 ＼ 特別調整額の区分	区分七	区分八	区分九	区分十	(削る)	(削る)
行政職給料表(一)	一〇二、七〇〇円	九六、五〇〇円	八四、八〇〇円	七二、〇〇〇円	(削る)	(削る)
医療職給料表(一)	一〇七、五〇〇円				(削る)	(削る)
医療職給料表(二)	一〇二、七〇〇円	九六、五〇〇円	八四、八〇〇円	七二、〇〇〇円	(削る)	(削る)
医療職給料表(三)	一〇二、七〇〇円	九六、五〇〇円	八四、八〇〇円		(削る)	(削る)

別表第三（第二条関係）

給料表 ＼ 特別調整額の区分	区分一	区分二	区分三	区分四	区分五	区分六
行政職給料表(一)	一二九、六〇〇円	一二八、六〇〇円	一二六、九〇〇円	一二一、七〇〇円	一一五、〇〇〇円	一〇六、五〇〇円
医療職給料表(一)	一四〇、八〇〇円			一三五、一〇〇円		
医療職給料表(二)						一〇六、五〇〇円
医療職給料表(三)						一〇六、五〇〇円

給料表 ＼ 特別調整額の区分	区分七	区分八	区分九	区分十	区分十一	区分十二
行政職給料表(一)	九二、六〇〇円	八九、六〇〇円	八〇、〇〇〇円	六七、八〇〇円	五〇、六〇〇円	二二、六〇〇円
医療職給料表(一)	九六、九〇〇円				五六、三〇〇円	二四、二〇〇円
医療職給料表(二)	九二、六〇〇円	八九、六〇〇円	八〇、〇〇〇円	六七、八〇〇円		二二、六〇〇円
医療職給料表(三)	九二、六〇〇円	八九、六〇〇円	八〇、〇〇〇円			

特別調整額の区分 / 給料表	行政職給料表(一)	医療職給料表(一)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)
区分一	一二二、九〇〇円	一一三、四〇〇円		
区分二	一二〇、三〇〇円			
区分三	一一八、八〇〇円			
区分四	一一四、〇〇〇円	一〇八、四〇〇円		
区分五	一〇七、九〇〇円			
区分六	八五、〇〇〇円		八五、〇〇〇円	八五、〇〇〇円

特別調整額の区分 / 給料表	行政職給料表(一)	医療職給料表(一)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)
区分七	七四、三〇〇円	八〇、七〇〇円	七四、三〇〇円	七四、三〇〇円
区分八	六九、八〇〇円		六九、八〇〇円	六九、八〇〇円
区分九	六一、三〇〇円		六一、三〇〇円	六一、三〇〇円
区分十	五二、〇〇〇円		五二、〇〇〇円	
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

特別調整額の区分 / 給料表	行政職給料表(一)	医療職給料表(一)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)
区分一	一一三、八〇〇円	一〇五、九〇〇円		
区分二	一一二、九〇〇円			
区分三	一一一、四〇〇円			
区分四	一〇六、九〇〇円	一〇一、六〇〇円		
区分五	一〇一、〇〇〇円			
区分六	七七、〇〇〇円		七七、〇〇〇円	七七、〇〇〇円

特別調整額の区分 / 給料表	行政職給料表(一)	医療職給料表(一)	医療職給料表(二)	医療職給料表(三)
区分七	六七、〇〇〇円	七二、七〇〇円	六七、〇〇〇円	六七、〇〇〇円
区分八	六四、八〇〇円		六四、八〇〇円	六四、八〇〇円
区分九	五七、八〇〇円		五七、八〇〇円	五七、八〇〇円
区分十	四九、〇〇〇円		四九、〇〇〇円	
区分十一	四四、四〇〇円	四二、四〇〇円		
区分十二	一六、〇〇〇円	一八、二〇〇円	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円

職員の給与に関する規程（昭和三十五年東京都議会議長訓令甲第二号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第七条まで　（現行のとおり）

別表一（第四条関係）

職	特別調整額の区分
初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号。以下「初任給等規則」という。）別表第八イの項に規定する職務区分一の職	（現行のとおり）
初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分二の職	（現行のとおり）
初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分三の職	（現行のとおり）
条例別表第一イ行政職給料表㈠の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職（初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。）	区分五
総務課長	（現行のとおり）
課長（総務課長を除く。）	（現行のとおり）
担当課長	区分八（人事委員会の承認を得て議長が別に定めるものについては区分六又は区分七、議長が別に定めるものについては区分九）

現行

第一条から第七条まで　（略）

別表一（第四条関係）

職	特別調整額の区分
初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号。以下「初任給等規則」という。）別表第八イの項に規定する職務区分一の職	（略）
初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分二の職	（略）
初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分三の職	（略）
条例別表第一イ行政職給料表㈠の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職（初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。）	区分五（議長が別に定めるものについては区分十一）
総務課長	（略）
課長（総務課長を除く。）	（略）
担当課長	区分八（人事委員会の承認を得て議長が別に定めるものについては区分六又は区分七、議長が別に定めるものについては区分九又は区分十二）

専門課長	区分十

別表二（第四条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分一	一三八、八〇〇円
区分二	一三七、〇〇〇円
区分三	一三五、三〇〇円
区分五	一一三、九〇〇円
区分六	一一七、五〇〇円

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分七	一〇二、七〇〇円
区分八	九六、五〇〇円
区分九	八四、八〇〇円
区分十	七二、〇〇〇円
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）

別表三（第四条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分一	一二一、九〇〇円
区分二	一二〇、三〇〇円
区分三	一一八、八〇〇円
区分五	一〇七、九〇〇円
区分六	八五、〇〇〇円

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分七	七四、三〇〇円
区分八	六九、八〇〇円
区分九	六一、三〇〇円
区分十	五二、〇〇〇円
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）

専門課長	区分十（議長が別に定めるものについては区分十二）

別表二（第四条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分一	一二九、六〇〇円
区分二	一二八、六〇〇円
区分三	一二六、九〇〇円
区分五	一一五、〇〇〇円
区分六	一〇六、五〇〇円

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分七	九二、六〇〇円
区分八	八九、六〇〇円
区分九	八〇、〇〇〇円
区分十	六七、八〇〇円
区分十一	五〇、六〇〇円
区分十二	二二、六〇〇円

別表三（第四条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分一	一一三、八〇〇円
区分二	一一二、九〇〇円
区分三	一一一、四〇〇円
区分五	一〇一、〇〇〇円
区分六	七七、〇〇〇円

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分七	六七、〇〇〇円
区分八	六四、八〇〇円
区分九	五七、八〇〇円
区分十	四九、〇〇〇円
区分十一	四四、四〇〇円
区分十二	一六、〇〇〇円

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年東京都選挙管理委員会訓令甲第一号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第四条まで　（現行のとおり）

別表第一（第二条関係）

職	特別調整額の区分
（現行のとおり）	区分五
（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	区分八（東京都人事委員会の承認を得て東京都選挙管理委員会が別に定めるものについては区分六又は区分七、東京都選挙管理委員会が別に定めるものについては区分九）

現行

第一条から第四条まで　（略）

別表第一（第二条関係）

職	特別調整額の区分
（略）	区分五（東京都選挙管理委員会が別に定めるものについては区分十一）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	区分八（東京都人事委員会の承認を得て東京都選挙管理委員会が別に定めるものについては区分六又は区分七、東京都選挙管理委員会が別に定めるものについては区分九又は区分十二）

別表第二（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分五	一二二、九〇〇円
区分六	一一七、五〇〇円
区分七	一〇二、七〇〇円
区分八	九六、五〇〇円
区分九	八四、八〇〇円
（削る）	（削る）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
（削る）	（削る）

別表第三（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分五	一〇七、九〇〇円
区分六	八五、〇〇〇円
区分七	七四、三〇〇円
区分八	六九、八〇〇円
区分九	六一、三〇〇円
（削る）	（削る）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
（削る）	（削る）

別表第二（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分五	一一五、〇〇〇円
区分六	一〇六、五〇〇円
区分七	九二、〇〇〇円
区分八	八九、〇〇〇円
区分九	八〇、〇〇〇円
区分十一	五〇、〇〇〇円

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分十二	二二、〇〇〇円

別表第三（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分五	一〇一、〇〇〇円
区分六	七七、〇〇〇円
区分七	六七、〇〇〇円
区分八	六四、八〇〇円
区分九	五七、八〇〇円
区分十一	四四、四〇〇円

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分十二	一六、〇〇〇円

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十四年東京都監査委員訓令甲第三号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第四条まで　（現行のとおり）

別表第一（第二条関係）

職	特別調整額の区分
（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	区分五
（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	区分八（東京都人事委員会の承認を得て東京都代表監査委員が別に定めるものについては区分六又は区分七、東京都代表監査委員が別に定めるものについては区分九）
（現行のとおり）	区分十

現行

第一条から第四条まで　（略）

別表第一（第二条関係）

職	特別調整額の区分
（略）	（略）
（略）	区分五（東京都代表監査委員が別に定めるものについては区分十一）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	区分八（東京都人事委員会の承認を得て東京都代表監査委員が別に定めるものについては区分六又は区分七、東京都代表監査委員が別に定めるものについては区分九又は区分十二）
（略）	区分十（東京都代表監査委員が別に定めるものについては区分十二）

別表第二（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分三	一三五、三〇〇円
区分五	一二二、九〇〇円
区分六	一一七、五〇〇円
区分七	一〇二、七〇〇円
区分八	九六、五〇〇円
区分九	八四、八〇〇円

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分十	七二、〇〇〇円
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）

別表第三（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分三	一一八、八〇〇円
区分五	一〇七、九〇〇円
区分六	八五、〇〇〇円
区分七	七四、三〇〇円
区分八	六九、八〇〇円
区分九	六一、三〇〇円

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分十	五二、〇〇〇円
（削る）	（削る）
（削る）	（削る）

別表第二（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分三	一二六、九〇〇円
区分五	一一五、〇〇〇円
区分六	一〇六、五〇〇円
区分七	九二、六〇〇円
区分八	八九、六〇〇円
区分九	八〇、〇〇〇円

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分十	六七、八〇〇円
区分十一	五〇、六〇〇円
区分十二	一三、六〇〇円

別表第三（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分三	一一一、四〇〇円
区分五	一〇一、〇〇〇円
区分六	七七、〇〇〇円
区分七	六七、〇〇〇円
区分八	六四、八〇〇円
区分九	五七、八〇〇円

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）
区分十	四九、〇〇〇円
区分十一	四四、四〇〇円
区分十二	一六、〇〇〇円

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都人事委員会訓令甲第一号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第四条まで　（現行のとおり）

別表第一（第二条関係）

職	特別調整額の区分
（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	区分五
（現行のとおり）	（現行のとおり）
（現行のとおり）	区分七（東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て人事委員会が別に定めるものについては区分六）
（現行のとおり）	区分八（人事委員会の承認を得て人事委員会が別に定めるものについては区分六又は区分七、人事委員会が別に定めるものについては区分九）

現行

第一条から第四条まで　（略）

別表第一（第二条関係）

職	特別調整額の区分
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	区分五（東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）が別に定めるものについては区分十一）
（略）	（略）
（略）	区分七（人事委員会の承認を得て人事委員会が別に定めるものについては区分六）
（略）	区分八（人事委員会の承認を得て人事委員会が別に定めるものについては区分六又は区分七、人事委員会が別に定めるものについては区分九又は区分十二）

別表第二（第二条関係）

特別調整額の区分 給料表	一	二	三	五	六	七	八	九	（削る）
行政職給料表（一）	八、八七、〇五、三二、九七、五二、六、四、								
	一三	一三	一三	一二	一一	一〇	九	八	（削る）
	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	七〇〇円	五〇〇円	八〇〇円	

別表第三（第二条関係）

特別調整額の区分 給料表	一	二	三	五	六	七	八	九	（削る）
行政職給料表（一）	一、九〇、三八、八七、九〇八五、四、九、一、								
	一二	一二	一一	一〇	九	七、	六、	六	（削る）
	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	七〇円	八〇円	三〇円	

別表第二（第二条関係）

特別調整額の区分 給料表	一	二	三	五	六	七	八	九	十一	十二
行政職給料表（一）	九、六八、六六、九五、〇六、五二、九、八、〇、五、二、									
	一二	一二	一二	一一	一〇	九	八	八	七	六
	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	六〇円	六〇円	〇〇円	六〇円	〇〇円

別表第三（第二条関係）

特別調整額の区分 給料表	一	二	三	五	六	七	八	九	十一	十二
行政職給料表（一）	三、八二、九一、四一、〇七七、六、四、七、六、四、六、									
	一一	一一	一一	一〇	九	七、	六、	五	四、	一
	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円	八〇円	八〇円	四〇円	〇〇円

給料の特別調整額に関する規程（昭和三十二年東京都教育委員会訓令甲第四号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第四条まで　（現行のとおり）

別表第一（第二条関係）

組織の区分	職	特別調整額の区分
東京都教育庁	初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号。以下「初任給等規則」という。）別表第八イの項に規定する職務区分一の職	（現行のとおり）
	初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分二の職	（現行のとおり）
	初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分三及び四の職	（現行のとおり）
	条例別表第一イ行政職給料表㈠の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職（初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。）	区分五
	総務課長	（現行のとおり）
	課長（総務課長を除く。）	区分七（東京都人事委

現行

第一条から第四条まで　（略）

別表第一（第二条関係）

組織の区分	職	特別調整額の区分
東京都教育庁	初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号。以下「初任給等規則」という。）別表第八イの項に規定する職務区分一の職	（略）
	初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分二の職	（略）
	初任給等規則別表第八イの項に規定する職務区分三及び四の職	（略）
	条例別表第一イ行政職給料表㈠の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職（初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。）	区分五（東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めるものについては区分十一）
	総務課長	（略）
	課長（総務課長を除く。）	区分七（東京都人事委

			担当課長	員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定めるものについては区分六）
		主任社会教育主事 主任管理主事 主任指導主事	区分九	区分八（人事委員会の承認を得て教育委員会が別に定めるものについては区分六又は区分七、教育委員会が別に定めるものについては区分九）
東京都教育事務所、東京都教育庁出張所及び学校を除く教育機関	条例別表第一イ行政職給料表㈠の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職（初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。）		区分五	区分七（人事委員会の

			担当課長	員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て教育委員会が別に定めるものについては区分六）
		主任社会教育主事 主任管理主事 主任指導主事	区分九（教育委員会が別に定めるものについては区分十二）	区分八（人事委員会の承認を得て教育委員会が別に定めるものについては区分六又は区分七、教育委員会が別に定めるものについては区分九又は区分十二）
東京都教育事務所、東京都教育庁出張所及び学校を除く教育機関	条例別表第一イ行政職給料表㈠の職務の級が五級であつて、条例別表第六の二イの部五級の項に規定する基準となる職務の職又はこれに相当する職（初任給等規則別表第八イの項に定めがある職を除く。）		区分五（教育委員会が別に定めるものについては区分十一）	区分九（人事委員会の

担当課長	承認を得て教育委員会が別に定めるものについては区分六）
東京都教育庁出張所の副所長 東京都学校経営支援センターの室長 東京都学校経営支援センターの支所長 東京都立多摩図書館長 東京都教育相談センター次長 主任指導主事	

別表第二（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表	医療職給料表（一）
区分一	三八、八〇〇円	
区分二	三七、〇〇〇円	
区分三	三五、三〇〇円	
区分五	三一、九〇〇円	
区分六	二七、五〇〇円	
区分七	二四、一〇〇円	一〇、五〇〇円
区分八	九八、五〇〇円	
区分九	八四、八〇〇円	

別表第三（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表	医療職給料表（一）
区分一	一一七、九〇〇円	
区分二	一一〇、三〇〇円	
区分三	一八、八〇〇円	
区分五	一〇七、九〇〇円	
区分六	九五、〇〇〇円	
区分七	八四、三〇〇円	
区分八	六九、八〇〇円	
区分九	六一、三〇〇円	

担当課長	承認を得て教育委員会が別に定めるものについては区分六、教育委員会が別に定めるものについては区分十二）
東京都教育庁出張所の副所長 東京都学校経営支援センターの室長 東京都学校経営支援センターの支所長 東京都立多摩図書館長 東京都教育相談センター次長 主任指導主事	

別表第二（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）	医療職給料表（一）
区分一	一九、六〇〇円	
区分二	一八、六〇〇円	
区分三	一六、九〇〇円	
区分五	一五、〇〇〇円	
区分六	一二、五〇〇円	
区分七	九一、〇〇〇円	九八、九〇〇円
区分八	八九、六〇〇円	
区分九	八〇、〇〇〇円	
区分十一	五〇、六〇〇円	
区分十二	一一、六〇〇円	一四、一〇〇円

別表第三（第二条関係）

特別調整額の区分 ＼ 給料表	行政職給料表（一）	医療職給料表（一）
区分一	一一三、八〇〇円	
区分二	一一、一〇〇円	
区分三	一一、一〇〇円	
区分五	一〇、七〇〇円	
区分六	九、七〇〇円	
区分七	八、七〇〇円	
区分八	七、八〇〇円	
区分九	七、〇〇〇円	
区分十一	四、四〇〇円	
区分十二	一、八〇〇円	

給料の特別調整額に関する規程（昭和３５年４月１５日訓令甲第１４号）新旧対照表

改　正　案

第１条から第４条まで　（現行のとおり）

別表第１　（現行のとおり）

別表第２（第２条関係）

給料表＼特別調整額の区分	区分1	区分2	区分3	区分5	区分6	区分7	区分9
公安職給料表	139,000円	137,200円	135,400円	123,000円	118,200円	103,400円	93,600円
行政職給料表(一)	138,800円	137,000円	135,300円	－	117,500円	102,700円	84,800円
医療職給料表(一)	150,800円	－	－	－	－	107,500円	－
医療職給料表(三)	－	－	－	－	－	102,700円	－

現　　行

第１条から第４条まで　（略）

別表第１（略）

別表第２（第２条関係）

給料表＼特別調整額の区分	区分1	区分2	区分3	区分5	区分6	区分7	区分9
公安職給料表	129,800円	128,800円	127,000円	115,100円	107,100円	93,200円	88,300円
行政職給料表(一)	129,600円	128,600円	126,900円	－	106,500円	92,600円	80,000円
医療職給料表(一)	140,800円	－	－	－	－	96,900円	－
医療職給料表(三)	－	－	－	－	－	92,600円	－

給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する規程（令和５年７月２１日訓令甲第２４号）新旧対照表

改　正　案

第２条第２項の改正規定から別表第３を削る改正規定まで　（現行のとおり）

附　則

１　（現行のとおり）

２　改正後の規程第２条第１項の職にある地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項又は第２項の規定により採用された職員に支給する特別調整額の額は、改正後の規程第２条第２項の規定にかかわらず、当該職員に適用される給料表及び改正後の規程別表第１に掲げる特別調整額の区分に対応する次表の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定による承認を受け、同条第１項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第１５号）第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

給料表＼特別調整額の区分	区分1	区分2	区分3	区分5	区分6	区分7	区分9
公安職給料表	122,100円	120,500円	118,900円	108,000円	87,100円	74,600円	67,500円
行政職給料表(一)	121,900円	120,300円	118,800円	－	85,000円	74,300円	61,300円
医療職給料表(一)	113,400円	－	－	－	－	80,700円	－
医療職給料表(三)	－	－	－	－	－	74,300円	－

現　　行

第２条第２項の改正規定から別表第３を削る改正規定まで　（略）

附　則

１　（略）

２　改正後の規程第２条第１項の職にある地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項又は第２項の規定により採用された職員に支給する特別調整額の額は、改正後の規程第２条第２項の規定にかかわらず、当該職員に適用される給料表及び改正後の規程別表第１に掲げる特別調整額の区分に対応する次表の額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第３項の規定による承認を受け、同条第１項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第１７条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては、その額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第１５号）第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

給料表＼特別調整額の区分	区分1	区分2	区分3	区分5	区分6	区分7	区分9
公安職給料表	114,000円	113,100円	111,500円	101,100円	78,900円	67,200円	63,700円
行政職給料表(一)	113,800円	112,900円	111,400円	－	77,000円	67,000円	57,800円
医療職給料表(一)	105,900円	－	－	－	－	72,700円	－
医療職給料表(三)	－	－	－	－	－	67,000円	－

別添え

東京消防庁職員の給料の特別調整額に関する規程（昭和３２年４月東京消防庁訓令甲第３号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第１（第２条関係）

組織の区分	職	特別調整額の区分
各部	初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和４８年東京都人事委員会規則第３号。以下「初任給等規則」という。）別表第８ロの項に規定する職務区分一の職	区分一
	初任給等規則別表第８ロの項に規定する職務区分二の職	区分二
	消防監の職	区分三
	初任給等規則別表第８イの項に規定する職務区分三の職	
	課長　室長　工場長　航空副隊長　消防司令長の職	区分七（東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て消防総監が別に定めるものについては区分六（消防吏員を除く。））
	副参事（消防吏員を除	区分八（人事委員会の承

改正前

別表第１（第２条関係）

組織の区分	職	特別調整額の区分
各部	初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和４８年東京都人事委員会規則第３号。以下「初任給等規則」という。）別表第８ロの項に規定する職務区分一の職	区分一
	初任給等規則別表第８ロの項に規定する職務区分二の職	区分二
	消防監の職	区分三（消防総監が別に定めるものについては区分十一）
	初任給等規則別表第８イの項に規定する職務区分三の職	区分三
	消防司監及び消防正監の職のうち他の区分に該当しない職	区分十一
	職員の給与に関する条例（昭和２６年東京	

	く。）	認を得て消防総監が別に定めるものについては区分六又は区分七）

［略］

	都条例第７５号。以下「給与条例」という。）別表第１イ行政職給料表(一)の職務の級が５級であるもののうち他の区分に該当しない職	
	課長　室長　工場長　航空副隊長　消防司令長の職	区分七（東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て消防総監が別に定めるものについては区分六（消防吏員を除く。）、消防総監が別に定めるものについては区分十二）
	副参事（消防吏員を除く。）	区分八（人事委員会の承認を得て消防総監が別に定めるものについては区分六又は区分七）
	給与条例別表第１イ行政職給料表(一)の職務の級が４級であるもののうち他の区分に該当しない職	区分十二

［同左］

別表第２（第２条関係）

公安職給料表

特別調整額の区分	区分一	区分二	区分三	区分五	区分七	
					指定課長	指定課長以外
特別調整額	139,000円	137,200円	135,400円	123,000円	109,500円	105,900円

別表第３（第２条関係）

行政職給料表(一)

特別調整額の区分	区分三	区分六	区分七	区分八	区分九
特別調整額	135,300円	117,500円	102,700円	96,500円	84,800円

別表第４（第２条関係）

公安職給料表

特別調整額の区分	区分一	区分二	区分三	区分五	区分七	
					指定課長	指定課長以外
特別調整額	122,100円	120,500円	118,900円	108,000円	80,700円	76,400円

別表第２（第２条関係）

公安職給料表

特別調整額の区分	区分一	区分二	区分三	区分五	区分七		区分十一	区分十二	
					指定課長	指定課長以外		指定課長	指定課長以外
特別調整額	129,800円	128,800円	127,000円	115,100円	98,700円	95,500円	103,900円	74,000円	71,700円

別表第３（第２条関係）

行政職給料表(一)

特別調整額の区分	区分三	区分六	区分七	区分八	区分九	区分十一	区分十二
特別調整額	126,900円	106,500円	92,600円	89,600円	80,000円	50,600円	22,600円

別表第４（第２条関係）

公安職給料表

特別調整額の区分	区分一	区分二	区分三	区分五	区分七		区分十一	区分十二	
					指定課長	指定課長以外		指定課長	指定課長以外
特別調整額	114,000円	113,100円	111,500円	101,100円	72,700円	68,900円	91,300円	54,500円	51,700円

別表第５（第２条関係）

行政職給料表(一)

特別調整額の区分	区分三	区分六	区分七	区分八	区分九
特別調整額	118,800円	85,000円	74,300円	69,800円	61,300円

別表第５（第２条関係）

行政職給料表(一)

特別調整額の区分	区分三	区分六	区分七	区分八	区分九	区分十一	区分十二
特別調整額	111,400円	77,000円	67,000円	64,800円	57,800円	44,400円	16,000円

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

管理職手当支給に関する規則（昭和三十三年東京都教育委員会規則第二十一号）　新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第五条まで　（現行のとおり）

別表第一　（現行のとおり）

別表第二（第二条関係）

管理職手当の区分 / 給料表	区分六	区分七	区分九	区分十
教育職給料表	一二六、九〇〇円	一一五、九〇〇円		八五、七〇〇円
事務職員給料表			八四、八〇〇円	七二、〇〇〇円

別表第三（第二条関係）

管理職手当の区分 / 給料表	区分六	区分七	区分九	区分十
教育職給料表	一〇三、七〇〇円	九四、七〇〇円		六二、九〇〇円
事務職員給料表			六一、三〇〇円	五二、〇〇〇円

現行

第一条から第五条まで　（略）

別表第一　（略）

別表第二（第二条関係）

管理職手当の区分 / 給料表	区分六	区分七	区分九	区分十
教育職給料表	一一五、〇〇〇円	一〇四、五〇〇円		八〇、七〇〇円
事務職員給料表			八〇、〇〇〇円	六七、八〇〇円

別表第三（第二条関係）

管理職手当の区分 / 給料表	区分六	区分七	区分九	区分十
教育職給料表	九四、〇〇〇円	八五、四〇〇円		五九、二〇〇円
事務職員給料表			五七、八〇〇円	四九、〇〇〇円

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）（抄）

改正案	現行
第一条から第七条まで　（現行のとおり）	第一条から第七条まで　（略）
第七条の二　（現行のとおり）	第七条の二　（略）
一　（現行のとおり）	一　（略）
二　健康管理休暇　一回について、引き続く二日	二　生理休暇　一回について、引き続く二日
第八条から第十五条まで　（現行のとおり）	第八条から第十五条まで　（略）
別記様式第一号　（現行のとおり）	別記様式第一号　（略）
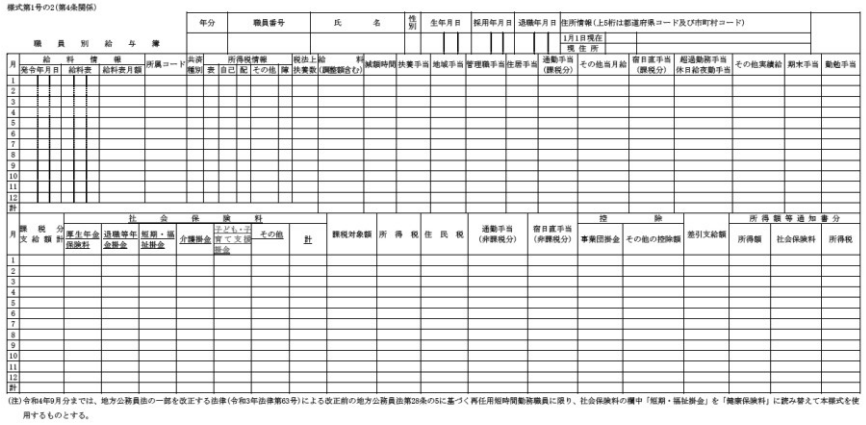	
様式第二号から様式第四号まで　（現行のとおり）	様式第二号から様式第四号まで　（略）

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）　新旧対照表（抄）　（公布日施行分）

改正案	現行
第一条から第十五条まで　（現行のとおり）	第一条から第十五条まで　（略）
別記様式第一号　（現行のとおり）	別記様式第一号　（略）

別記様式第二号から様式第四号まで（現行のとおり）

様式第1号の2(第4条関係)

職員別給与簿　　東京都教育委員会

ブロック（　）所属　　年分

支給月	給料	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当 初任給調整手当	通勤手当 (課税分)	住居手当	特別勤務手当	時間外勤務手当 休日給・夜勤手当	宿日直手当 (課税分)	支給額計 (課税分)	社会保険料 厚生年金保険料	社会保険料 退職等年金掛金	社会保険料 短期(健保)	社会保険料 介護掛金(保険料)	社会保険料 雇用保険料	社会保険料 計
1月 2月 3月																		
4月 5月 6月																		
7月 8月 9月																		
10月 11月 12月																		
改定																		
計																		
還算外																		
総計																		

支給月	課税対象額	所得税	住民税	通勤手当 (非課税分)	宿日直手当 (非課税分)	児童手当	旅費	差引支給額
1月 2月 3月								
4月 5月 6月								
7月 8月 9月								
10月 11月 12月								
改定								
計								
還算外								
総計								

備考

	個人番号	始期 年	始期 月	終期 年	終期 月	修正区分	氏名	性別	続柄	生年月日 元号	生年月日 年	生年月日 月	生年月日 日	年齢	所得税区分	扶養手当対象	児童手当対象
配偶者等	1																
扶養親族	2																
	3																
	4																
	5																
	6																
	7																
	8																
	9																

配偶者の有無

所得税算出	本人 税額表	本人 障害 普通	本人 障害 特別	本人 ひとり親	本人 勤労学生	配偶者 控除対象 (一般・老人)	配偶者 障害 普通	配偶者 障害 特別	配偶者 障害 同居特別	扶養親族 人数	扶養親族 障害 普通	扶養親族 障害 特別	扶養親族 障害 同居特別	扶養親族 老人 同居老親	扶養親族 老人 その他	扶養親族 特定

扶養手当 算出	配偶者等	左記以外 左記第一子	左記以外 子供	左記以外 その他

児童手当 算出	認定区分	人数

年末調整	給与の総額	給与所得控除後の給与の金額	所得控除の額 社会保険料 給与等からの控除分	社会保険料 申告による控除分※上段は国民年金保険	小規模企業共済掛金等	生命保険料	地震保険料	配偶者控除 扶養控除等	配偶者特別控除	特定親族特別控除	差引課税給与所得金額	算出所得税額	住宅借入金等特別控除可能額 ※上段は控除可能額	年調所得税額	年調年税額	既徴収税額 12月年末調整前	既徴収税額 再年末調整前	過不足額 徴収(再年調　額) 還付

現住所 市区町村コード	現住所 住所	住民税納付先 納付先市区町村コード	住民税納付先 市区町村名	採用年月日	退職年月日	生年月日	性別	任用区分	職務1	職員番号	氏名

(注)　「配偶者等」とは、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は学校職員の給与に関する条例(昭和31年東京都条例第68号)第12条第2項第1号に規定するパートナーシップ関係の相手方をいう。

別記様式第二号から様式第四号まで（略）

様式第1号の2(第4条関係)

職員別給与簿　　東京都教育委員会

ブロック（　）所属　　年分

支給月	給料	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当 初任給調整手当	通勤手当 (課税分)	住居手当	特別勤務手当	時間外勤務手当 休日給・夜勤手当	宿日直手当 (課税分)	支給額計 (課税分)	社会保険料 厚生年金保険料	社会保険料 退職等年金掛金	社会保険料 短期(健保)	社会保険料 介護掛金(保険料)	社会保険料 雇用保険料	社会保険料 計
1月 2月 3月																		
4月 5月 6月																		
7月 8月 9月																		
10月 11月 12月																		
改定																		
計																		
還算外																		
総計																		

支給月	課税対象額	所得税	住民税	通勤手当 (非課税分)	宿日直手当 (非課税分)	児童手当	旅費	差引支給額
1月 2月 3月								
4月 5月 6月								
7月 8月 9月								
10月 11月 12月								
改定								
計								
還算外								
総計								

備考

	個人番号	始期 年	始期 月	終期 年	終期 月	修正区分	氏名	性別	続柄	生年月日 元号	生年月日 年	生年月日 月	生年月日 日	年齢	所得税区分	扶養手当対象	児童手当対象
配偶者等	1																
扶養親族	2																
	3																
	4																
	5																
	6																
	7																
	8																
	9																

配偶者の有無

所得税算出	本人 税額表	本人 障害 普通	本人 障害 特別	本人 ひとり親	本人 勤労学生	配偶者 控除対象 (一般・老人)	配偶者 障害 普通	配偶者 障害 特別	配偶者 障害 同居特別	扶養親族 人数	扶養親族 障害 普通	扶養親族 障害 特別	扶養親族 障害 同居特別	扶養親族 老人 同居老親	扶養親族 老人 その他	扶養親族 特定

扶養手当 算出	配偶者等	左記以外 左記第一子	左記以外 子供	左記以外 その他

児童手当 算出	認定区分	人数

年末調整	給与の総額	給与所得控除後の給与の金額	所得控除の額 社会保険料 給与等からの控除分	社会保険料 申告による控除分※上段は国民年金保険	小規模企業共済掛金等	生命保険料	地震保険料	配偶者控除 扶養控除等	配偶者特別控除	特定親族特別控除	差引課税給与所得金額	算出所得税額	住宅借入金等特別控除可能額 ※上段は控除可能額	年調所得税額	年調年税額	既徴収税額 12月年末調整前	既徴収税額 再年末調整前	過不足額 徴収(再年調　額) 還付

現住所 市区町村コード	現住所 住所	住民税納付先 納付先市区町村コード	住民税納付先 市区町村名	採用年月日	退職年月日	生年月日	性別	任用区分	職務1	職員番号	氏名

(注)　「配偶者等」とは、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は学校職員の給与に関する条例(昭和31年東京都条例第68号)第12条第2項第1号に規定するパートナーシップ関係の相手方をいう。

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和二十七年東京都教育委員会規則第二十八号）　新旧対照表（抄）　（令和八年四月一日施行分）

改正案	現行
第一条から第七条まで　（現行のとおり）	第一条から第七条まで　（略）
（給与の減額）	（給与の減額）
第七条の二　（現行のとおり）	第七条の二　（略）
一　（現行のとおり）	一　（略）
二　健康管理休暇　一回について、引き続く二日	二　生理休暇　一回について、引き続く二日
第八条から第十五条まで　（現行のとおり）	第八条から第十五条まで　（略）
別記様式第一号　（現行のとおり）	別記様式第一号　（略）

別記様式第二号から様式第四号まで（現行のとおり）

様式第1号の2（第4条関係）

職員別給与簿

東京都教育委員会

ブロック（　）所属　　年分

支給月	給料	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当 初任給調整手当	通勤手当（課税分）	住居手当	特別勤務手当	時間外勤務手当 休日給・夜勤手当	宿日直手当（課税分）	支給額計（課税分）	社会保険料 厚生年金保険料	退職等年金掛金	短福（健保）	介護掛金（保険料）	雇用保険料	計
1月 2月 3月																		
4月 5月 6月																		
7月 8月 9月																		
10月 11月 12月																		
改定																		
計																		
電算外																		
総計																		

支給月	課税対象額	所得税	住民税	通勤手当（非課税分）	宿日直手当（非課税分）	児童手当	旅費	差引支給額
1月 2月 3月								
4月 5月 6月								
7月 8月 9月								
10月 11月 12月								
改定								
計								
電算外								
総計								

備考

	個人番号	始期 年	始期 月	終期 年	終期 月	修正区分	氏名	性別	続柄	生年月日 元号	生年月日 年	生年月日 月	生年月日 日	年齢	所得税区分	扶養手当対象	児童手当対象
配偶者等	1																
扶養親族	2																
	3																
	4																
	5																
	6																
	7																
	8																
	9																

配偶者の有無

所得税算出

本人 税額表	本人 障害 普通	本人 障害 特別	本人 ひとり親	本人 勤労学生	配偶者 控除対象配偶者	配偶者 障害 普通	配偶者 障害 特別	配偶者 障害 同居特別	配偶者 老人	扶養親族 人数	扶養親族 障害 普通	扶養親族 障害 特別	扶養親族 老人 同居老親	扶養親族 老人 その他	扶養親族 特定

扶養手当算出：配偶者等／左記以外の第一子／その他

児童手当算出：人数／認定区分

年末調整	給与の総額	給与所得控除後の給与の金額	所得控除の額 社会保険料 給与等からの控除分	社会保険料 申告による控除分 ※上段は国民年金保険	小規模企業共済掛金等	生命保険料	地震保険料	配偶者控除 扶養控除等	配偶者特別控除	特定親族特別控除	差引課税給与所得金額	算出所得税額	住宅借入金等特別控除 ※上段は控除可能額	年調所得税額	年調年税額	既徴収税額 12月年末調整前	既徴収税額 再年末調整前	過不足額 徴収（再年調）還付

現住所 市区町村コード	現住所 住所	住民税納付先 納付先市区町村コード	住民税納付先 市区町村名	採用年月日	退職年月日	生年月日	性別	任用区分	職務1	職員番号	氏名

（注）「配偶者等」とは、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）第12条第2項第1号に規定するパートナーシップ関係の相手方をいう。

別記様式第二号から様式第四号まで（略）

様式第1号の2（第4条関係）

職員別給与簿

東京都教育委員会

ブロック（　）所属　　年分

支給月	給料	扶養手当	地域手当	期末手当	勤勉手当	管理職手当 初任給調整手当	通勤手当（課税分）	住居手当	特別勤務手当	時間外勤務手当 休日給・夜勤手当	宿日直手当（課税分）	支給額計（課税分）	社会保険料 厚生年金保険料	退職等年金掛金	短福（健保）	介護掛金（保険料）	雇用保険料	計
1月 2月 3月																		
4月 5月 6月																		
7月 8月 9月																		
10月 11月 12月																		
改定																		
計																		
電算外																		
総計																		

支給月	課税対象額	所得税	住民税	通勤手当（非課税分）	宿日直手当（非課税分）	児童手当	旅費	差引支給額
1月 2月 3月								
4月 5月 6月								
7月 8月 9月								
10月 11月 12月								
改定								
計								
電算外								
総計								

備考

	個人番号	始期 年	始期 月	終期 年	終期 月	修正区分	氏名	性別	続柄	生年月日 元号	生年月日 年	生年月日 月	生年月日 日	年齢	所得税区分	扶養手当対象	児童手当対象
配偶者等	1																
扶養親族	2																
	3																
	4																
	5																
	6																
	7																
	8																
	9																

配偶者の有無

所得税算出

本人 税額表	本人 障害 普通	本人 障害 特別	本人 ひとり親	本人 勤労学生	配偶者 控除対象配偶者	配偶者 障害 普通	配偶者 障害 特別	配偶者 障害 同居特別	配偶者 老人	扶養親族 人数	扶養親族 障害 普通	扶養親族 障害 特別	扶養親族 老人 同居老親	扶養親族 老人 その他	扶養親族 特定

扶養手当算出：配偶者等／左記以外の第一子／その他

児童手当算出：人数／認定区分

年末調整	給与の総額	給与所得控除後の給与の金額	所得控除の額 社会保険料 給与等からの控除分	社会保険料 申告による控除分 ※上段は国民年金保険	小規模企業共済掛金等	生命保険料	地震保険料	配偶者控除 扶養控除等	配偶者特別控除	特定親族特別控除	差引課税給与所得金額	算出所得税額	住宅借入金等特別控除 ※上段は控除可能額	年調所得税額	年調年税額	既徴収税額 12月年末調整前	既徴収税額 再年末調整前	過不足額 徴収（再年調）還付

現住所 市区町村コード	現住所 住所	住民税納付先 納付先市区町村コード	住民税納付先 市区町村名	採用年月日	退職年月日	生年月日	性別	任用区分	職務1	職員番号	氏名

（注）「配偶者等」とは、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）第12条第2項第1号に規定するパートナーシップ関係の相手方をいう。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年東京都規則第百七号）新旧対照表（抄）

改正案

附　則

1　（現行のとおり）

（経過措置）

2　（現行のとおり）

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	（現行のとおり）
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の十
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	（現行のとおり）

3　（現行のとおり）

4　（現行のとおり）

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	百分の九
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の十二
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	（現行のとおり）

5から10まで　（現行のとおり）

現行

附　則

1　（略）

（経過措置）

2　（略）

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	（略）
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の八
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	（略）

3　（略）

4　（略）

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の九
（新設）	（新設）
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	（略）

5から10まで　（略）

11　（現行のとおり）

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	百分の九
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の十二
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	（現行のとおり）

11　（略）

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の九
（新設）	（新設）
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	（略）

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和七年東京都教育委員会規則第十号）　新旧対照表（抄）

改正案

附　則

1　（現行のとおり）

（経過措置）

2　（現行のとおり）

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	（現行のとおり）
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の十
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	（現行のとおり）

3　（現行のとおり）

4　（現行のとおり）

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	百分の九
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の十二
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	（現行のとおり）

5から10まで　（現行のとおり）

現行

附　則

1　（略）

（経過措置）

2　（略）

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで	（略）
令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の八
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	（略）

3　（略）

4　（略）

期間の区分	割合
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	百分の九
（新設）	（新設）
令和九年四月一日から令和十年三月三十一日まで	（略）

5から10まで　（略）

住居手当に関する規則（昭和四十六年東京都規則第三十三号）

改正案	現行
第一条及び第二条　（現行のとおり）	第一条及び第二条　（略）
（届出）	（届出）
第三条　（現行のとおり）	第三条　（略）
2　前項の規定は、職員が条例第十一条の三第二項に規定する職員の区分に係る要件を具備するに至つた場合及び当該要件を欠くに至つた場合について準用する。	（新設）
3　前二項の規定にかかわらず、条例第十一条の三第一項の職員たる要件に係る事実及び前項の場合に係る事実を認定することができる場合として任命権者が定める場合には、前二項の規定による届出を要しない。	（新設）
（確認及び決定）	（確認及び決定）
第四条　所属長は、職員から前条第一項及び第二項の規定による届出があつた場合においては、その事実を確認し、その者が当該要件を具備すると認めたときは、その者に住居手当を支給し、又は手当額の変更を行わなければならない。前条第三項に規定する任命権者が定める場合についても、同様とする。	第四条　所属長は、職員から前条の規定による届出があつた場合においては、その事実を確認し、その者が当該要件を具備すると認めたときは、その者に住居手当を支給し、又は手当額の変更を行なわなければならない。
2　（現行のとおり）	2　（略）
（家賃の算定の基準）	（家賃の算定の基準）
第四条の二　第三条第一項及び第二項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等とを併せ支払つている場合において、家賃の額が	第四条の二　第三条の規定による届出に係る職員が家賃と食費等とを併せ支払つている場合において、家賃の額が明確でないとき

明確でないときは、所属長は、任命権者が定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

（支給の始期及び終期）

第五条　住居手当の支給は、職員が新たに条例第十一条の三第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日（任命権者が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で任命権者が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第三条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2　住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第六条　（現行のとおり）

は、所属長は、任命権者が定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

（支給の始期及び終期）

第五条　住居手当の支給は、職員が新たに条例第十一条の三第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終る。ただし、住居手当の支給の開始については、第三条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

（新設）

第六条　（略）

学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十六年東京都教育委員会規則第十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条及び第二条　（現行のとおり）	第一条及び第二条　（略）
（届出）	（届出）
第三条　（現行のとおり）	第三条　（略）
2　前項の規定は、職員が条例第十三条の三第二項に規定する職員の区分に係る要件を具備するに至つた場合及び当該要件を欠くに至つた場合について準用する。	（新設）
3　前二項の規定にかかわらず、条例第十三条の三第一項の職員たる要件に係る事実及び前項の場合に係る事実を認定することができる場合として東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める場合には、前二項の規定による届出を要しない。	（新設）
（確認及び決定）	（確認及び決定）
第四条　所属長は、職員から前条第一項及び第二項の規定による届出があつた場合においては、その事実を確認し、その者が当該要件を具備すると認めたときは、その者に住居手当を支給し、又は手当額の変更を行わなければならない。前条第三項に規定する教育委員会が定める場合についても、同様とする。	第四条　所属長は、職員から前条の規定による届出があつた場合においては、その事実を確認し、その者が当該要件を具備すると認めたときは、その者に住居手当を支給し、又は手当額の変更を行なわなければならない。
2　（現行のとおり）	2　（略）
（家賃の算定の基準）	（家賃の算定の基準）
第四条の二　第三条第一項及び第二項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等とを併せ支払つている場合において、家賃の額が明確でないときは、所属長は、教育委員会が定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。	第四条の二　第三条の規定による届出に係る職員が家賃と食費等とを併せ支払つている場合において、家賃の額が明確でないときは、所属長は、東京都教育委員会が定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。
（支給の始期及び終期）	（支給の始期及び終期）
第五条　住居手当の支給は、職員が新たに条例第十三条の三第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項	第五条　住居手当の支給は、職員が新たに条例第十三条の三第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項

に規定する要件を欠くに至つた日（教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で教育委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第三条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2　住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第六条及び第七条　（現行のとおり）

別記様式　（現行のとおり）

に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終る。ただし、住居手当の支給の開始については、第三条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

第六条及び第七条　（略）

別記様式　（略）

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第二条の二まで　（現行のとおり）	第一条から第二条の二まで　（略）
（支給割合）	（支給割合）
第三条　条例第二十一条の二第二項に規定する支給割合は、次条に規定する期間率に、第三条の四に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第三項から第七項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	第三条　条例第二十一条の二第二項に規定する支給割合は、次条に規定する期間率に、第三条の四に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第六項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
第三条の二及び第三条の三　（現行のとおり）	第三条の二及び第三条の三　（略）
（成績率）	（成績率）
第三条の四　（現行のとおり）	第三条の四　（略）
一　指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者　職員の勤務成績により、一万分の一万五百六十以上一万分の一万四千三百九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合	一　指定職給料表の適用を受ける職員（以下「局長級職員」という。）のうち法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者　職員の勤務成績により、一万分の一万三百四十以上一万分の一万四千九十九以下の範囲内で知事が人事委員会の承認を得て定める割合
二　期末手当規則第三条の二第二項に規定する行㈠五級等職員（以下「行㈠五級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者　職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万三千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合	二　期末手当規則第三条の二第二項に規定する行㈠五級等職員（以下「行㈠五級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者　職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万二千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

三　期末手当規則第三条の二第一項に規定する行㈠四級等職員（以下「行㈠四級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者　職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万七千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

四　東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）第四条第一項の給料表の適用を受ける職員　職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五　別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　職員の勤務成績により、一万分の九千八百四十以上一万分の一万九千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六　前各号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者　職員の勤務成績により、一万分の九千九百六十以上一万分の一万八千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

七　（現行のとおり）

八　行㈠五級等職員及び行㈠四級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者　職員の勤務成績により、一万分の六千二百三十以上一万分の九千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

九　別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員

三　期末手当規則第三条の二第一項に規定する行㈠四級等職員（以下「行㈠四級等職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者　職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万四千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

四　東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）第四条第一項の給料表の適用を受ける職員　職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万八千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

五　別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　職員の勤務成績により、一万分の九千六百三十五以上一万分の一万七千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

六　前各号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者　職員の勤務成績により、一万分の九千七百五十二・五以上一万分の一万六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

七　（略）

八　行㈠五級等職員及び行㈠四級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者　職員の勤務成績により、一万分の六千七百・五以上一万分の八千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

九　別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員

のうち定年前再任用短時間勤務職員である者　職員の勤務成績により、一万分の五千三百四十以上一万分の八千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

十　前各号に掲げる職員以外の職員　職員の勤務成績により、一万分の五千四百以上一万分の七千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

2　前項の規定にかかわらず、基準日等において前項第二号から第六号まで又は第八号から第十号までに掲げる職員である者のうち、任命権者が人事委員会の承認を得て定める成績率を加算する場合の対象となる者（以下「加算対象職員」という。）の成績率は、当該各号に規定する割合に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を加えた割合（以下「加算後割合」という。）とする。

一　前項第二号から第六号までに掲げる職員　一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

二　前項第八号から第十号までに掲げる職員　一万分の〇以上一万分の六百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

3　前二項の規定にかかわらず、基準日等において第一項第一号から第四号まで、第七号又は第八号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分のいずれかに該当する者の成績率は、当該各号に規定する割合（加算対象職員にあつては、加算後割合）に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

のうち定年前再任用短時間勤務職員である者　職員の勤務成績により、一万分の五千百十七・五以上一万分の七千以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

十　前各号に掲げる職員以外の職員　職員の勤務成績により、一万分の五千百七十五以上一万分の六千五百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合

（新設）

2　前項の規定にかかわらず、基準日等において前項第一号から第四号まで、第七号又は第八号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分のいずれかに該当する者の成績率は、当該各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

減額事由	割合
（現行のとおり）	（現行のとおり）

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、基準日等において第一項第五号、第六号、第九号又は第十号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分のいずれかに該当する者の成績率は、当該各号に規定する割合（加算対象職員にあつては、加算後割合）に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

減額事由	割合
（現行のとおり）	（現行のとおり）

5　第一項及び第二項の規定にかかわらず、職員のうち、支給期間において前二項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項各号に規定する割合（加算対象職員にあつては、加算後割合）に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

6　第三項及び第四項の私事欠勤等は、日を単位として計算する。

7　（現行のとおり）

第四条及び第五条　（現行のとおり）

（任命権者が支給する勤勉手当の額の総額の例外）

第五条の二　条例第二十一条の二第二項ただし書に規定する東京都規則で定める場合は、加算対象職員に著しい偏りが生じる等の事情により、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額が、同項第一号又は第三号に掲げる額のいずれかを超える場合とする。

第六条から第九条まで　（現行のとおり）

減額事由	割合
（略）	（略）

3　第一項の規定にかかわらず、基準日等において第一項第五号、第六号、第九号又は第十号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分のいずれかに該当する者の成績率は、当該各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

減額事由	割合
（略）	（略）

4　第一項の規定にかかわらず、職員のうち、支給期間において前二項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

5　第二項及び第三項の私事欠勤等は、日を単位として計算する。

6　（略）

第四条及び第五条　（略）

（新設）

第六条から第九条まで　（略）

別表第一及び別表第二（現行のとおり）

別表第一及び別表第二（略）

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）新旧対照表　（抄）

改正案	現行
第一条から第二条の二まで　（現行のとおり）	第一条から第二条の二まで　（略）
（支給割合）	（支給割合）
第三条　条例第二十四条の二第二項に規定する支給割合は、次条に規定する期間率に、第三条の四に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第三項から第七項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	第三条　条例第二十四条の二第二項に規定する支給割合は、次条に規定する期間率に、第三条の四に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第六項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
第三条の二及び第三条の三　（現行のとおり）	第三条の二及び第三条の三　（略）
（成績率）	（成績率）
第三条の四　（現行のとおり）	第三条の四　（略）
一　条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員（以下「教育五級等職員」という。）のうち法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者　職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万七千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合	一　条例第二十四条第二項の表に規定する教育五級等職員（以下「教育五級等職員」という。）のうち法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の者　職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万四千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合
二　東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）第四条第一項の給料表の適用を受ける職員　職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の二万五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合	二　東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）第四条第一項の給料表の適用を受ける職員　職員の勤務成績により、一万分の〇以上一万分の一万八千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合
三　別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者　職員の勤務成績により、一万分の九千八百四十以上一万分の一万九千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合	三　別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の者　職員の勤務成績により、一万分の九千六百三十五以上一万分の一万七千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合
四　前三号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤	四　前三号に掲げる職員以外の職員のうち定年前再任用短時間勤

務職員以外の者　職員の勤務成績により、一万分の九千九百六十以上一万分の一万八千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合	務職員以外の者　職員の勤務成績により、一万分の九千七百五十二・五以上一万分の一万六千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合
五　教育五級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者　職員の勤務成績により、一万分の六千二百三十以上一万分の九千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合	五　教育五級等職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者　職員の勤務成績により、一万分の六千七・五以上一万分の八千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合
六　別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者　職員の勤務成績により、一万分の五千三百四十以上一万分の八千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合	六　別表第一上欄に掲げる給料表に応じて同表下欄に定める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員である者　職員の勤務成績により、一万分の五千百十七・五以上一万分の七千以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合
七　前各号に掲げる職員以外の職員　職員の勤務成績により、一万分の五千四百以上一万分の七千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合	七　前各号に掲げる職員以外の職員　職員の勤務成績により、一万分の五千百七十五以上一万分の六千五百以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合
2　前項の規定にかかわらず、基準日等において前項各号に掲げる職員である者のうち、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める成績率を加算する場合の対象となる者（以下「加算対象職員」という。）の成績率は、当該各号に規定する割合に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を加えた割合（以下「加算後割合」という。）とする。	（新設）
一　前項第一号から第四号までに掲げる職員　一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合	
二　前項第五号から第七号までに掲げる職員　一万分の〇以上一万分の六百以下の範囲内でそれぞれ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合	
3　前二項の規定にかかわらず、基準日等において第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分のいずれかに該当する者の成績率は、	2　前項の規定にかかわらず、基準日等において前項第一号、第二号又は第五号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分のいずれかに該当する者の成績率は、当該

当該各号に規定する割合（加算対象職員にあつては、加算後割合）に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

減額事由	割合
（現行のとおり）	（現行のとおり）

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、基準日等において第一項第三号、第四号、第六号又は第七号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分のいずれかに該当するものの成績率は、当該各号に規定する割合（加算対象職員にあつては、加算後割合）に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

減額事由	割合
（現行のとおり）	（現行のとおり）

5　第一項及び第二項の規定にかかわらず、職員のうち、支給期間において前二項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項各号に規定する割合（加算対象職員にあつては、加算後割合）に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

6　第三項及び第四項の私事欠勤等は、日を単位として計算する。

7　（現行のとおり）

第四条及び第五条　（現行のとおり）

（教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額の例外）

第五条の二　条例第二十四条の二第二項ただし書に規定する教育委員会規則で定める場合は、加算対象職員に著しい偏りが生じる等の事情により、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額が、同項各号に掲げる額のいずれかを超える場合とする。

第六条から第九条まで　（現行のとおり）

各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

減額事由	割合
（略）	（略）

3　第一項の規定にかかわらず、基準日等において第一項第三号、第四号、第六号又は第七号に掲げる職員である者のうち、支給期間において次の表の減額事由の区分のいずれかに該当するものの成績率は、当該各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

減額事由	割合
（略）	（略）

4　第一項の規定にかかわらず、職員のうち、支給期間において前二項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項各号に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

5　第二項及び第三項の私事欠勤等は、日を単位として計算する。

6　（略）

第四条及び第五条　（略）

（新設）

第六条から第九条まで　（略）

別表第一から別表第三まで　（現行のとおり）	別表第一から別表第三まで　（略）

職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第百二十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第三条の二まで　（現行のとおり）	第一条から第三条の二まで　（略）
（在職期間）	（在職期間）
第四条　（現行のとおり）	第四条　（略）
２　（現行のとおり）	２　（略）
一から五まで　（現行のとおり）	一から五まで　（略）
（削る）	六　育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間　五割 イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業 ロ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業
（削る）	七　育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしてい

六　（現行のとおり）	
3　育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職している期間中に前項第四号又は第六号に掲げる期間がある場合の当該各号に掲げる期間に係る除算は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）及び当該各号に定める割合をそれぞれ乗じて得た期間を除算する。	3　育児短時間勤務職員等として在職している期間中に前項第四号又は第八号に掲げる期間がある場合の当該各号に掲げる期間に係る除算は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間に算出率及び当該各号に定める割合をそれぞれ乗じて得た期間を除算する。
4　（現行のとおり）	4　（略）
第四条の二から第九条まで　（現行のとおり）	第四条の二から第九条まで　（略）
別表第一（第四条の二関係）	別表第一（第四条の二関係）
法第二十九条第一項の規定による停	法第二十九条第一項の規定による停
（現行のとおり）	（略）

職の処分に相当する処分から休職中の職員に相当する者まで	
（削る）	
（削る）	
配偶者同行休業に相当する休業	（現行のとおり）

別表第二　（現行のとおり）

職の処分に相当する処分から休職中の職員に相当する者まで	
育児休業に相当する休業	育児休業
育児短時間勤務職員等に相当する者	育児短時間勤務職員等
配偶者同行休業に相当する休業	（略）

別表第二　（略）

第1号様式(第2条の3関係)

一　時　差　止　処　分　書

年　月　日

様

(退職手当管理機関)

職員の給与に関する条例第21条の2の3の規定に基づき、期末手当の支給を一時差し止めます。

1　この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に　(1)　に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。

2　この処分については、この処分があつたことを知つた日から6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は　(2)　となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日から6月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6月以内であつても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

備考　本文中(1)にはこの処分を行つた退職手当管理機関名を、(2)には訴訟において東京都を代表する者を記載すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第二号様式　(現行のとおり)

第1号様式(第2条の3関係)

一　時　差　止　処　分　書

年　月　日

様

(退職手当管理機関)

職員の給与に関する条例第21条の2の3の規定に基づき、期末手当の支給を一時差し止めます。

1　この処分に不服があるときは、処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます(なお、処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、処分書を受けた日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に　(1)　に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。

2　この処分については、処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は　(2)　となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

備考　本文中(1)にはこの処分を行つた退職手当管理機関名を、(2)には訴訟において東京都を代表する者を記載すること。

(日本産業規格A列4番)

別記第二号様式　(略)

第3号様式(第2条の7関係)

支給制限処分書

年　月　日

様

(退職手当管理機関)

職員の給与に関する条例第21条の2の2の2の規定に基づき、期末手当を支給しないこととします。

1　この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　この処分については、この処分があつたことを知つた日から6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は　　となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日から6月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6月以内であつても、当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日)　　年　月　日	(退職年月日)　　年　月　日
(退職時の所属)	(退職時の役職名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	

備考　本文中空白の部分には、訴訟において東京都を代表する者を記載すること。

(日本産業規格A列4番)

第3号様式(第2条の7関係)

支給制限処分書

年　月　日

様

(退職手当管理機関)

職員の給与に関する条例第21条の2の2の2の規定に基づき、期末手当を支給しないこととします。

1　この処分に不服があるときは、処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます(なお、処分書を受けた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2　この処分については、処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は　　となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分書を受けた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日)　　年　月　日	(退職年月日)　　年　月　日
(退職時の所属)	(退職時の役職名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	

備考　本文中空白の部分には、訴訟において東京都を代表する者を記載すること。

(日本産業規格A列4番)

学校職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都教育委員会規則第四十二号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第三条の二まで　（現行のとおり）	第一条から第三条の二まで　（略）
（在職期間）	（在職期間）
第四条　（現行のとおり）	第四条　（略）
２　（現行のとおり）	２　（略）
一から五まで　（現行のとおり）	一から五まで　（略）
（削る）	六　育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の職員として在職した期間　五割
	イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業
	ロ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業
（削る）	七　育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期

六　（現行のとおり）

七　（現行のとおり）

3　育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職している期間中に前項第四号又は第七号に掲げる期間がある場合の当該各号に掲げる期間に係る除算は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間に学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）及び当該各号に定める割合をそれぞれ乗じて得た期間を除算する。

4　（現行のとおり）

第四条の二から第九条まで　（現行のとおり）

別表第一（第四条の二関係）

法第二十九条第一項の規定による停職の処分に相当する処分から休職中の職員に相当する者まで	（現行のとおり）
（削る）	

間から当該期間に学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た期間を減じて得た期間　五割

八　（略）

九　（略）

3　育児短時間勤務職員等として在職している期間中に前項第四号又は第九号に掲げる期間がある場合の当該各号に掲げる期間に係る除算は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間に算出率及び当該各号に定める割合をそれぞれ乗じて得た期間を除算する。

4　（略）

第四条の二から第九条まで　（略）

別表第一（第四条の二関係）

法第二十九条第一項の規定による停職の処分に相当する処分から休職中の職員に相当する者まで	（略）
育児休業に相当する休業	育児休業

（削る）	

配偶者同行休業に相当する休業	（現行のとおり）

別表第二　（現行のとおり）

育児短時間勤務職員等に相当する者	育児短時間勤務職員等

配偶者同行休業に相当する休業	（略）

別表第二　（略）

別記

第１号様式(第２条の３関係)

一　時　差　止　処　分　書

年　　月　　日

様

（退職手当管理機関）

学校職員の給与に関する条例第24条の２の３の規定に基づき、期末手当の支給を一時差し止めます。

１　この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して３月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して３月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して３月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に　　に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。

２　この処分については、この処分があつたことを知つた日から６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知った日から６月以内であつても、この処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から６月以内であつても、当該裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本産業規格A列4番）

別記

第１号様式(第２条の３関係)

一　時　差　止　処　分　書

年　　月　　日

様

（退職手当管理機関）

学校職員の給与に関する条例第24条の２の３の規定に基づき、期末手当の支給を一時差し止めます。

１　この処分に不服があるときは、処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます（なお、処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、処分書を受けた日の翌日から起算して３月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に　　に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。

２　この処分については、処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して６月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（日本産業規格A列4番）

別記第二号様式　（現行のとおり）	別記第二号様式　（略）

第３号様式（第２条の７関係）

支給制限処分書

年　　月　　日

様

（退職手当管理機関）

学校職員の給与に関する条例第24条の２の２の２の規定に基づき、期末手当を支給しないこととします。

１　この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して３月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます（なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して３月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があつたことを知つた日から６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があつたことを知つた日から６月以内であつても、この処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から６月以内であつても、当該裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（退職をした者の氏名）	
（採用年月日）　　年　　月　　日	（退職年月日）　　年　　月　　日
（退職時の所属）	（退職時の役職名）
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由）	

（日本産業規格A列4番）

第３号様式（第２条の７関係）

支給制限処分書

年　　月　　日

様

（退職手当管理機関）

学校職員の給与に関する条例第24条の２の２の２の規定に基づき、期末手当を支給しないこととします。

１　この処分に不服があるときは、処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内に、東京都知事に対し審査請求をすることができます（なお、処分書を受けた日の翌日から起算して３月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分書を受けた日の翌日から起算して６月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して６月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（退職をした者の氏名）	
（採用年月日）　　年　　月　　日	（退職年月日）　　年　　月　　日
（退職時の所属）	（退職時の役職名）
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由）	

（日本産業規格A列4番）

宿日直手当支給規程（昭和三十五年東京都訓令甲第四十三号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条　（現行のとおり）

（宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額）

第二条　（現行のとおり）

勤務区分	単位	支給額
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれらに準ずる勤務	（現行のとおり）	六、三〇〇円
規則第六条第一項第三号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれに準ずる勤務	（現行のとおり）	（現行のとおり）
規則第六条第一項第四号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれに準ずる勤務	（現行のとおり）	六、九〇〇円

現行

第一条　（略）

（宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額）

第二条　（略）

勤務区分	単位	支給額
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれらに準ずる勤務	（略）	六、一〇〇円
規則第六条第一項第三号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれに準ずる勤務	（略）	（略）
規則第六条第一項第四号に掲げる勤務又は同項第五号に掲げるこれに準ずる勤務	（略）	六、七〇〇円

宿日直手当支給規程（昭和三十四年東京都教育委員会訓令甲第七号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条　（現行のとおり） （手当の支給対象となる勤務及び支給額） 第二条　（現行のとおり） 勤務区分 / 単位 / 支給額 宿日直勤務に服した職員 / （現行のとおり） / 六、三〇〇円	第一条　（略） （手当の支給対象となる勤務及び支給額） 第二条　（略） 勤務区分 / 単位 / 支給額 宿日直勤務に服した職員 / （略） / 六、一〇〇円

学校職員の宿日直手当支給に関する規則（昭和三十一年東京都教育委員会規則第二十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条　（現行のとおり） （手当の支給対象となる勤務及び支給額） 第二条　（現行のとおり） 勤務区分 / 単位 / 支給額 宿日直勤務に服した学校職員 / （現行のとおり） / 六、三〇〇円	第一条　（略） （手当の支給対象となる勤務及び支給額） 第二条　（略） 勤務区分 / 単位 / 支給額 宿日直勤務に服した学校職員 / （略） / 六、一〇〇円

宿日直手当支給規程（昭和43年3月25日訓令甲第9号）改正新旧対照表

改正案

第１条　（現行のとおり）

（宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額）
第２条　（現行のとおり）

支給区分	勤務区分	支給額
本部当直	（現行のとおり）	6,300円
学校当直	（現行のとおり）	6,400円
本署当直	（現行のとおり）	8,100円
島部当直	（現行のとおり）	6,900円

第３条　（現行のとおり）

現行

第１条　（略）

（宿日直手当の支給対象となる勤務及び支給額）
第２条　（略）

支給区分	勤務区分	支給額
本部当直	（略）	6,100円
学校当直	（略）	6,200円
本署当直	（略）	7,900円
島部当直	（略）	6,700円

第３条　（略）

職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年東京都規則第四百号）

改正案	現行
第一条及び第二条　（現行のとおり）	第一条及び第二条　（略）
第三条　（現行のとおり）	第三条　（略）
一　（現行のとおり）	一　（略）
イからハまで　（現行のとおり）	イからハまで　（略）
（削る）	ニ　区分十一　五千円
（削る）	ホ　区分十二　四千円
二　（現行のとおり）	二　（略）
イからハまで　（現行のとおり）	イからハまで　（略）
（削る）	ニ　区分十一　四千円
（削る）	ホ　区分十二　三千円
三及び四　（現行のとおり）	三及び四　（略）
2　（現行のとおり）	2　（略）
一　（現行のとおり）	一　（略）
イからハまで　（現行のとおり）	イからハまで　（略）
（削る）	ニ　区分十一　二千五百円
（削る）	ホ　区分十二　二千円
二　（現行のとおり）	二　（略）
イからハまで　（現行のとおり）	イからハまで　（略）
（削る）	ニ　区分十一　二千円
（削る）	ホ　区分十二　千五百円

二及び四　（現行のとおり） 第四条及び第五条　（現行のとおり）	二及び四　（略） 第四条及び第五条　（略）

学校職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和二十四年東京都教育委員会規則第二号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第二十二条まで　（現行のとおり）	第一条から第二十二条まで　（略）
別表第１及び別表第２　（現行のとおり）	別表第１及び別表第２　（略）
別表第３　（別紙のとおり）	別表第３　（別紙のとおり）
別表第四　（現行のとおり）	別表第四　（略）

改正案

別表第３　昇格時号給対応表（第７条関係）

教育職給料表昇格時号給対応表

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	5
6	1	1	2	1	6
7	1	1	3	1	7
8	1	1	4	1	8
9	1	1	5	1	9
10	1	1	6	1	10
11	1	1	7	1	11
12	1	1	8	1	12
13	1	1	9	1	13
14	1	1	10	1	14
15	1	1	11	1	15
16	1	1	12	1	16
17	1	1	13	1	17
18	2	1	14	1	18
19	3	1	15	1	19
20	4	1	16	1	20
21	5	1	17	1	21
22	6	1	18	1	22
23	7	1	19	1	23
24	8	1	20	1	24
25	9	1	21	1	25
26	10	1	21	1	25
27	11	1	22	1	26
28	12	1	22	1	26
29	13	1	23	1	27
30	13	2	23	1	27
31	14	3	24	1	28
32	14	4	24	1	28
33	15	5	25	1	29
34	15	6	26	1	29
35	16	7	27	1	30
36	16	8	28	1	30
37	17	9	29	1	31
38	18	10	30	1	31
39	19	11	31	1	32
40	20	12	32	1	32
41	21	13	33	1	33
42	21	14	34	1	33
43	22	15	35	1	33
44	22	16	36	1	34
45	23	17	37	1	34
46	23	18	38	1	34
47	24	19	39	1	35
48	24	20	40	1	35
49	25	21	41	1	35
50	26	22	42	1	36
51	27	23	43	1	36
52	28	24	44	1	36
53	29	25	45	1	37
54	30	26	46	1	37
55	31	27	47	1	37
56	32	28	48	1	38
57	33	29	49	1	38
58	33	30	50	1	38
59	34	31	51	2	39
60	34	32	52	2	39
61	35	33	53	3	39
62	35	34	54	3	40
63	36	35	55	4	40
64	36	36	56	4	40
65	37	37	57	5	41
66	38	38	58	6	
67	39	39	59	7	
68	40	40	60	8	
69	41	41	61	9	
70	41	42	61	10	
71	42	43	62	11	
72	42	44	62	12	
73	43	45	63	13	
74	43	45	63	14	
75	44	46	64	15	
76	44	46	64	16	
77	45	47	65	17	
78	46	47	66	17	
79	47	48	67	18	
80	48	48	68	18	
81	49	49	69	19	
82	49	50	69	19	
83	50	51	69	20	
84	50	52	70	20	
85	51	53	70	21	
86	51	53	70	21	
87	52	54	71	21	
88	52	54	71	21	
89	53	55	71	22	
90	53	55	72	22	
91	54	56	72	22	
92	54	56	72	22	
93	55	57	73	23	
94	55	57	73	23	
95	56	58	73	23	
96	56	58	73	23	
97	57	59	74	24	
98	58	59	74	24	
99	59	60	74	24	
100	60	60	74	24	
101	61	61	75	25	
102	61	61	75	25	
103	62	62	75	25	
104	62	62	75	25	
105	63	63	76	26	
106	63	63	76	26	
107	64	64	76	26	
108	64	64	76	26	
109	65	65	77	27	
110	65	65	77	27	
111	65	65	77	27	
112	66	66	78	27	
113	66	66	78	28	
114	66	66	78	28	
115	67	67	79	28	
116	67	67	79	28	
117	67	67	79	29	
118	68	68	80	29	
119	68	68	80	29	
120	68	68	80	30	

現行

別表第３　昇格時号給対応表（第７条関係）

教育職給料表昇格時号給対応表

昇格の日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	2	1	1
7	1	1	3	1	1
8	1	1	4	1	1
9	1	1	5	1	1
10	1	1	6	1	1
11	1	1	7	1	1
12	1	1	8	1	1
13	1	1	9	1	1
14	1	1	10	1	2
15	1	1	11	1	3
16	1	1	12	1	4
17	1	1	13	1	5
18	2	1	14	1	6
19	3	1	15	1	7
20	4	1	16	1	8
21	5	1	17	1	9
22	6	1	18	2	10
23	7	1	19	3	11
24	8	1	20	4	12
25	9	1	21	5	13
26	10	1	21	6	13
27	11	1	22	7	14
28	12	1	22	8	14
29	13	1	23	9	15
30	13	2	23	10	15
31	14	3	24	11	16
32	14	4	24	12	16
33	15	5	25	13	17
34	15	6	26	14	18
35	16	7	27	15	19
36	16	8	28	16	20
37	17	9	29	17	21
38	18	10	30	18	22
39	19	11	31	19	23
40	20	12	32	20	24
41	21	13	33	21	25
42	21	14	34	22	26
43	22	15	35	23	27
44	22	16	36	24	28
45	23	17	37	25	29
46	23	18	38	26	30
47	24	19	39	27	31
48	24	20	40	28	32
49	25	21	41	29	33
50	26	22	42	30	34
51	27	23	43	31	35
52	28	24	44	32	36
53	29	25	45	33	37
54	30	26	46	34	38
55	31	27	47	35	39
56	32	28	48	36	40
57	33	29	49	37	41
58	33	30	50	37	42
59	34	31	51	38	43
60	34	32	52	38	44
61	35	33	53	39	45
62	35	34	54	39	45
63	36	35	55	40	46
64	36	36	56	40	46
65	37	37	57	41	47
66	38	38	58	42	47
67	39	39	59	43	48
68	40	40	60	44	48
69	41	41	61	45	49
70	41	42	61	46	49
71	42	43	62	47	50
72	42	44	62	48	50
73	43	45	63	49	51
74	43	45	63	50	51
75	44	46	64	51	52
76	44	46	64	52	52
77	45	47	65	53	53
78	46	47	66	53	53
79	47	48	67	54	53
80	48	48	68	54	54
81	49	49	69	55	54
82	49	50	69	55	54
83	50	51	69	56	55
84	50	52	70	56	55
85	51	53	70	57	55
86	51	53	70	57	56
87	52	54	71	57	56
88	52	54	71	57	56
89	53	55	71	58	57
90	53	55	72	58	57
91	54	56	72	58	57
92	54	56	72	58	58
93	55	57	73	59	58
94	55	57	73	59	58
95	56	58	73	59	59
96	56	58	73	59	59
97	57	59	74	60	59
98	58	59	74	60	60
99	59	60	74	60	60
100	60	60	74	60	60
101	61	61	75	61	61
102	61	61	75	61	
103	62	62	75	61	
104	62	62	75	61	
105	63	63	76	62	
106	63	63	76	62	
107	64	64	76	62	
108	64	64	76	62	
109	65	65	77	63	
110	65	65	77	63	
111	65	65	77	63	
112	66	66	78	63	
113	66	66	78	64	
114	66	66	78	64	
115	67	67	79	64	
116	67	67	79	64	
117	67	67	79	65	
118	68	68	80	65	
119	68	68	80	65	
120	68	68	80	66	

121	69	69	81	30	
122	69	69	81	30	
123	69	69	82	31	
124	69	69	82	31	
125	70	70	83	31	
126	70	70	83	32	
127	70	70	84	32	
128	70	70	84	32	
129	71	71	85	33	
130	71	71	85	33	
131	71	71	85	34	
132	71	71	86	34	
133	72	72	86	35	
134	72	72	86		
135	72	72	87		
136	72	72	87		
137	73	73	87		
138	73	73	88		
139	73	73	88		
140	73	74	88		
141	73	74	89		
142	74	74	90		
143	74	75	91		
144	74	75	92		
145	74	75	93		
146	74	76	94		
147	75	76	95		
148	75	76	96		
149	75	77	97		
150	75	77			
151	75	77			
152	76	78			
153	76	78			
154	76	78			
155	76	79			
156	76	79			
157	77	79			
158	77	80			
159	77	80			
160	77	80			
161	78	81			
162	78	81			
163	78	82			
164	78	82			
165	79	83			
166	79	83			
167	79	84			
168	79	84			
169	80	85			
170		85			
171		86			
172		86			
173		87			
174		87			
175		88			
176		88			
177		89			

121	69	69	81	66	
122	69	69	81	66	
123	69	69	82	67	
124	69	69	82	67	
125	70	70	83	67	
126	70	70	83	68	
127	70	70	84	68	
128	70	70	84	68	
129	71	71	85	69	
130	71	71	85	69	
131	71	71	85	70	
132	71	71	86	70	
133	72	72	86	71	
134	72	72	86		
135	72	72	87		
136	72	72	87		
137	73	73	87		
138	73	73	88		
139	73	73	88		
140	73	74	88		
141	73	74	89		
142	74	74	90		
143	74	75	91		
144	74	75	92		
145	74	75	93		
146	74	76	94		
147	75	76	95		
148	75	76	96		
149	75	77	97		
150	75	77			
151	75	77			
152	76	78			
153	76	78			
154	76	78			
155	76	79			
156	76	79			
157	77	79			
158	77	80			
159	77	80			
160	77	80			
161	78	81			
162	78	81			
163	78	82			
164	78	82			
165	79	83			
166	79	83			
167	79	84			
168	79	84			
169	80	85			
170		85			
171		86			
172		86			
173		87			
174		87			
175		88			
176		88			
177		89			

学校職員の初任給調整手当に関する規則（昭和三十八年東京都教育委員会規則第三号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第九条まで　（現行のとおり）	第一条から第九条まで　（略）
付　則	付　則
１及び２　（現行のとおり）	１及び２　（略）
付則別表第一　（別紙のとおり）	付則別表第一　（別紙のとおり）
付則別表第二　（現行のとおり）	付則別表第二　（略）
別表第一　（別紙のとおり）	別表第一　（別紙のとおり）
別表第二　（現行のとおり）	別表第二　（略）

改正案

付則別表第１（付則第２項関係）

期間の区分＼職員の区分		第３条第１号の職員及び第４条第１号の職員	第３条第２号の職員及び第４条第２号の職員	第３条第３号の職員及び第４条第３号の職員
		円	円	円
（１）	採用の日又は第４条第１号から第３号までの職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（２）	（１）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（３）	（２）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（４）	（３）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（５）	（４）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（６）	（５）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（７）	（６）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（８）	（７）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（９）	（８）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（10）	（９）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（11）	（10）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（12）	（11）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（13）	（12）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（14）	（13）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（15）	（14）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（16）	（15）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（17）	（16）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（18）	（17）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（19）	（18）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600
（20）	（19）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	228,800	200,100	130,600

現行

付則別表第１（付則第２項関係）

期間の区分＼職員の区分		第３条第１号の職員及び第４条第１号の職員	第３条第２号の職員及び第４条第２号の職員	第３条第３号の職員及び第４条第３号の職員
		円	円	円
（１）	採用の日又は第４条第１号から第３号までの職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（２）	（１）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（３）	（２）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（４）	（３）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（５）	（４）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（６）	（５）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（７）	（６）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（８）	（７）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（９）	（８）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（10）	（９）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（11）	（10）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（12）	（11）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（13）	（12）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（14）	（13）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（15）	（14）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（16）	（15）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（17）	（16）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（18）	（17）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（19）	（18）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900
（20）	（19）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	220,600	193,000	125,900

改正案					現行				
(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	222,400	194,000	124,900	(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	214,500	187,000	120,400
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	215,800	188,000	119,200	(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	208,100	181,200	114,900
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	209,300	181,900	113,600	(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	201,800	175,400	109,600
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	202,600	175,900	108,000	(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	195,400	169,600	104,200
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	196,000	169,900	102,200	(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	189,000	163,800	98,600
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	189,400	163,700	97,000	(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	182,600	157,900	93,600
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	182,800	157,700	91,800	(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	176,300	152,100	88,500
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	176,200	151,700	86,700	(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	169,900	146,300	83,600
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	169,500	145,500	81,600	(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	163,500	140,400	78,600
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	162,900	139,300	76,400	(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	157,100	134,300	73,600
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	157,400	134,000	71,700	(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	151,800	129,200	69,100
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	151,900	128,700	67,000	(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	146,500	124,100	64,600
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	146,500	123,600	62,400	(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	141,300	119,100	60,100
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	140,900	118,400	58,700	(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	135,900	114,200	56,600
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	135,300	113,100	55,300	(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	130,500	109,100	53,300
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	129,900	107,900	51,900	(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	125,200	104,100	50,100
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	124,400	102,800	48,600	(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	120,000	99,200	46,800
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	119,000	97,800	45,200	(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	114,700	94,300	43,600
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	113,500	92,800	42,000	(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	109,500	89,500	40,500
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	108,100	88,000	38,800	(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	104,200	84,800	37,400

改正案

別表第１（第６条関係）

期間の区分	職員の区分	第３条第１号の職員及び第４条第１号の職員	第３条第２号の職員及び第４条第２号の職員	第３条第３号の職員及び第４条第３号の職員
		円	円	円
（１）	採用の日又は第４条第１号から第３号までの職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
（２）	（１）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
（３）	（２）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
（４）	（３）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
（５）	（４）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
（６）	（５）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
（７）	（６）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
（８）	（７）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
（９）	（８）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(10)	（９）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(11)	(10) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(12)	(11) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(13)	(12) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(14)	(13) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(15)	(14) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(16)	(15) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(17)	(16) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(18)	(17) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(19)	(18) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500
(20)	(19) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	326,900	285,900	186,500

現行

別表第１（第６条関係）

期間の区分	職員の区分	第３条第１号の職員及び第４条第１号の職員	第３条第２号の職員及び第４条第２号の職員	第３条第３号の職員及び第４条第３号の職員
		円	円	円
（１）	採用の日又は第４条第１号から第３号までの職員となつた日からその者の大学卒業の日の属する年の翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
（２）	（１）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
（３）	（２）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
（４）	（３）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
（５）	（４）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
（６）	（５）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
（７）	（６）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
（８）	（７）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
（９）	（８）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(10)	（９）の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(11)	(10) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(12)	(11) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(13)	(12) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(14)	(13) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(15)	(14) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(16)	(15) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(17)	(16) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(18)	(17) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(19)	(18) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800
(20)	(19) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	315,200	275,700	179,800

改正案					現行				
(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	317,700	277,100	178,400	(21)	(20) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	306,400	267,200	172,000
(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	308,300	268,500	170,300	(22)	(21) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	297,300	258,900	164,200
(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	299,000	259,900	162,300	(23)	(22) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	288,300	250,600	156,500
(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	289,400	251,300	154,300	(24)	(23) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	279,100	242,300	148,800
(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	280,000	242,700	146,000	(25)	(24) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	270,000	234,000	140,800
(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	270,600	233,900	138,600	(26)	(25) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	260,900	225,600	133,700
(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	261,100	225,300	131,100	(27)	(26) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	251,800	217,300	126,400
(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	251,700	216,700	123,800	(28)	(27) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	242,700	209,000	119,400
(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	242,100	207,900	116,500	(29)	(28) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	233,500	200,500	112,300
(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	232,700	199,000	109,100	(30)	(29) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	224,400	191,900	105,200
(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	224,800	191,400	102,400	(31)	(30) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	216,800	184,600	98,700
(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	217,000	183,900	95,700	(32)	(31) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	209,300	177,300	92,300
(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	209,300	176,500	89,100	(33)	(32) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	201,800	170,200	85,900
(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	201,300	169,100	83,900	(34)	(33) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	194,100	163,100	80,900
(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	193,300	161,600	79,000	(35)	(34) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	186,400	155,800	76,200
(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	185,500	154,200	74,100	(36)	(35) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	178,900	148,700	71,500
(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	177,700	146,900	69,400	(37)	(36) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	171,400	141,700	66,900
(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	170,000	139,700	64,600	(38)	(37) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	163,900	134,700	62,300
(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	162,200	132,600	60,000	(39)	(38) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	156,400	127,900	57,900
(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	154,400	125,700	55,400	(40)	(39) の期間の満了する日の翌日から翌年の３月31日までの期間	148,900	121,200	53,400

教職調整額に関する規則（昭和四十七年東京都教育委員会規則第十四号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条　（現行のとおり） （職員の範囲及び支給額） 第二条　（現行のとおり） 一　指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成十四年東京都教育委員会規則第一号。次号において「指導力規則」という。）第四条第一項に該当すると認定された者（条例第三条第一項に規定する指導改善研修被認定者を除く。）　その者の給料月額に百分の二を乗じて得た額 二　指導力規則第七条第一項第三号に該当すると認定された者　その者の給料月額に百分の一を乗じて得た額 第三条から第五条まで　（現行のとおり）	第一条　（略） （職員の範囲及び支給額） 第二条　（略） 一　東京都教育委員会が東京都人事委員会の承認を得て別に定める研修を受講する者（次号に該当する者を除く。）　その者の給料月額に百分の二を乗じて得た額 二　指導力不足等教員の取扱いに関する規則（平成十四年東京都教育委員会規則第一号）第七条第一項第三号に該当すると認定されその旨の通知を受けた者　その者の給料月額に百分の一を乗じて得た額 第三条から第五条まで　（略）

産業教育手当支給に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十八号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条　（現行のとおり）	第一条　（略）
（支給額）	（支給額）
第二条　（現行のとおり）	第二条　（略）
2　（現行のとおり）	2　（略）
（削る）	3　前二項の規定による産業教育手当の月額が、当該産業教育手当の支給を受ける者の、別表上欄に掲げる同項に規定する支給割合に対応する同表下欄に掲げる職務の級に応じて定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、その者に支給する産業教育手当の月額は、当該下欄に掲げる額とする。
3　前二項に規定する産業教育手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	4　第一項及び第二項に規定する産業教育手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
第三条から第八条まで　（現行のとおり）	第三条から第八条まで　（略）
（削る）	別表（第二条関係）

支給割合	職務の級（教育職給料表の適用を受ける者）				
	一級	二級	三級	四級	五級
百分の八	二九、〇〇〇円	三七、七〇〇円	三七、七〇〇円	三八、七〇〇円	三九、五〇〇円
百分の七	二五、四〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、九〇〇円	二
百分の六	二二、八〇〇円	二八、三〇〇円	二八、三〇〇円	二九、〇〇〇円	二九、六〇〇円
百分の五	二八、二〇〇円	二三、六〇〇円	二三、六〇〇円	二四、二〇〇円	二
百分の四	一四、五〇〇円	一八、九〇〇円	一八、九〇〇円	一九、四〇〇円	一九、八〇〇円

定時制通信教育手当支給に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十六号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条　（現行のとおり）	第一条　（略）
（支給額）	（支給額）
第二条　（現行のとおり）	第二条　（略）
2　（現行のとおり）	2　（略）
（削る）	3　前二項の規定による定時制通信教育手当の月額が、当該定時制通信教育手当の支給を受ける者の、別表上欄に掲げる前二項に規定する支給割合に対応する同表下欄に掲げる職務の級に応じて定める額を超えるときは、前二項の規定にかかわらず、その者に支給する定時制通信教育手当の月額は、当該下欄に掲げる額とする。
3　前二項に規定する定時制通信教育手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	4　第一項及び第二項に規定する定時制通信教育手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
第二条の二から第六条まで　（現行のとおり）	第二条の二から第六条まで　（略）
（削る）	別表（第二条関係）

職務の級（教育職給料表の適用を受ける者）						
支給割合	一級	二級	三級	四級	五級	六級
百分の五	一八、一〇〇円	一四、六〇〇円	一二、六〇〇円	一〇、一〇〇円	二	二
百分の三	二	二	二	二	二	二
百分の一	七、三〇〇円	九、五〇〇円	九、五〇〇円	九、七〇〇円	二	二

くき地手当等に関する規則（昭和三十五年東京都教育委員会規則第二十八号）　新旧対照表　（抄）

改正案	現行
第一条及び第二条　（現行のとおり）	第一条及び第二条　（略）
（くき地手当の月額）	（くき地手当の月額）
第三条　くき地手当の月額は、職員が受けるべき給料の月額と扶養手当の月額との合計額（第六条において「合計額」という。）に別表第二の上欄に掲げる級地に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。	第三条　くき地手当の月額は、職員が受けるべき給料の月額（その職員が適用を受ける別表第三に掲げる給料表及びその職員の職務の級に対応する額を超えるときは、その額を限度とする。）と扶養手当の月額との合計額（第六条において「合計額」という。）に別表第二の上欄に掲げる級地に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。
第四条から第九条まで　（現行のとおり）	第四条から第九条まで　（略）
別表第一及び別表第二　（現行のとおり）	別表第一及び別表第二　（略）
別表第３（第３条関係）　削除	別表第３（第３条関係）

給料表＼職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	円	円	円	円	円	円
教育職給料表	378,200 362,000	477,500 470,500	482,700 470,500	506,400 483,000	517,000 493,000	548,600 522,400
事務職員給料表及び技術職員給料表(一)	369,200	401,600	468,100	506,400		
技術職員給料表(三)	367,400	399,600	465,600			
技術職員給料表(四)	367,400	401,600	465,600			

備考　この表の教育職給料表及び各職務の級に対応する額のうち、上段は給料の調整額の支給を受ける職員（学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和３２年東京都教育委員会規則第３５号）第３条第２号に掲げる職員に限る。）に適用し、下段はその他の職員に適用する。

別表第四　（現行のとおり）	別表第四　（略）

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十二号）　新旧対照表　（抄）

改正案

第一条から第四条まで　（現行のとおり）

別表第一（第二条関係）

手当番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
1から12まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
13	（現行のとおり）	(1)　（現行のとおり） ア及びイ　（現行のとおり） ウ　（現行のとおり） エ　（現行のとおり） (2)から(4)まで　（現行のとおり）	（現行のとおり） 日額　八千円 日額　八千円 （現行のとおり）	（現行のとおり）
14から17まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

別表第二（第二条関係）

業務の種類 ＼ 要件	週休日等	その他の日
(1)　（現行のとおり）	ア　半日程度（日中四時間以上） イ　（現行のとおり）	ア　正規の勤務時間に引き続き午後九時まで イ　午前四時から午前八時まで ウ　（現行のとおり）

現行

第一条から第四条まで　（略）

別表第一（第二条関係）

手当番号	種類	支給範囲	手当額	摘要
1から12まで	（略）	（略）	（略）	（略）
13	（略）	(1)　（略） ア及びイ　（略） ウ　（略） エ　（略） (2)から(4)まで　（略）	（略） 日額　七千五百円 日額　七千五百円 （略）	（略）
14から17まで	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二（第二条関係）

業務の種類 ＼ 要件	週休日等	その他の日
(1)　（略）	ア　終日に及ぶ程度（日中八時間以上） イ　（略）	ア　正規の勤務時間に引き続き午後十一時まで イ　午前二時から午前八時まで ウ　（略）

⑵から⑷まで（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

⑵から⑷まで（略）	（略）	（略）

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十一年東京都教育委員会規則第八号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第三条まで　（現行のとおり）	第一条から第三条まで　（略）
（義務教育等教員特別手当の月額）	（義務教育等教員特別手当の月額）
第四条　（現行のとおり）	第四条　（略）
一　条例第二十四条の三第一項に規定する職員及び前条に規定する職員（次号及び第三号に掲げる職員を除く。）　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第一に掲げる額	一　条例第二十四条の三第一項に規定する職員及び前条に規定する職員（次号及び第三号に掲げる職員を除く。）　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が定年前再任用短時間勤務職員であるときは、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表に掲げる額
二　前条に規定する職員のうち、条例第十五条の四の規定による産業教育手当又は条例第十五条の五の規定による定時制通信教育手当を支給される職員で農業若しくは水産に係る産業教育又は定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）若しくは通信教育に従事するもの　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の三を乗じて得た額（産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額）	二　前条に規定する職員のうち、条例第十五条の四の規定による産業教育手当又は条例第十五条の五の規定による定時制通信教育手当を支給される職員で農業若しくは水産に係る産業教育又は定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）若しくは通信教育に従事するもの　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額に四分の三を乗じて得た額（産業教育手当及び定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表に掲げる額）
三　前条に規定する職員のうち、産業教育手当又は定時制通信教育手当を支給される職員で、前号に掲げる職員以外のもの　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第一に掲げる額に四分の二を乗じて得た額（産業教育手当及び	三　前条に規定する職員のうち、産業教育手当又は定時制通信教育手当を支給される職員で、前号に掲げる職員以外のもの　その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表に掲げる額に四分の二を乗じて得た額（産業教育手当及び定時

定時制通信教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表第一に掲げる額）	制通信教育手当の支給を受けない期間にあつては、別表に掲げる額）
2　各月の初日に次条各号に掲げるいずれかの校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項各号に掲げる額を別表第二に掲げる額にそれぞれ加えた額とする。ただし、分掌する校務が次条各号のうち二以上に該当するときの職員の義務教育等教員特別手当の月額は、当該職員が該当する別表第二の校務の種類の欄に掲げる区分に応じて、同表の金額の欄に定める額のうち最も高い額を加えた額とする。	（新設）
（校務の種類）	（新設）
第四条の二　条例第二十四条の三第二項に規定する教育委員会規則で定める校務の種類は、次の各号に掲げるものとする。	
一　学級を担任する業務	
二　前号の学級を担任する業務を補佐する業務	
三　複数の者で学級を担任する業務（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）	
（校務の分掌状況に係る届出）	（新設）
第四条の三　校長は、毎年度、前条に規定する校務の分掌状況を東京都教育委員会に届け出なければならない。	
2　校長は、前項の届出に係る事項に変更があつたときは、速やかにその旨を東京都教育委員会に届け出なければならない。	
第五条及び第六条　（現行のとおり）	第五条及び第六条　（略）

附　則

1及び2　（現行のとおり）

3　条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第四条第一項の規定の適用については、当分の間、同条各号中「別表第一に掲げる額」とあるのは、「別表第一に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額とし、その額に十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額」とする。

別表第一（第４条関係）

教育職給料表の適用を受ける者

職員の区　分	職務の級／号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	１から177まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）
定年前再任用短時間勤務職員		（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）

附　則

1及び2　（略）

3　条例付則第九項の規定の適用を受ける職員に対する第四条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「別表に掲げる額」とあるのは、「別表に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額とし、その額に十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額」とする。

別表

教育職給料表の適用を受ける者（第４条関係）

職員の区　分	職務の級／号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	１から177まで	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
定年前再任用短時間勤務職員		（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第二（第４条関係）

校務の種類	金額
１　第４条の２第１号の校務	3,000円
２　第４条の２第２号の校務	1,000円
３　第４条の２第３号の校務	2,000円

（新設）

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十一年東京都教育委員会規則第八号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第六条まで　（現行のとおり）	第一条から第六条まで　（略）
別表第一　（別紙のとおり）	別表第一　（別紙のとおり）
別表第二　（現行のとおり）	別表第二　（略）

改　正　案

別表第一（第４条関係）

教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	号給＼職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	1,850 円	2,270 円	3,290 円	3,560 円	6,220 円	6,480 円
	2	1,870	2,310	3,330	3,600	6,260	6,530
	3	1,890	2,340	3,370	3,650	6,350	6,570
	4	1,920	2,380	3,410	3,690	6,430	6,610
	5	1,940	2,410	3,450	3,730	6,480	6,650
	6	1,960	2,440	3,490	3,780	6,520	6,690
	7	1,990	2,470	3,530	3,820	6,560	6,730
	8	2,010	2,500	3,570	3,860	6,600	6,770
	9	2,040	2,530	3,610	3,910	6,640	6,820
	10	2,060	2,570	3,650	3,950	6,680	6,860
	11	2,090	2,610	3,690	4,000	6,750	6,900
	12	2,120	2,640	3,740	4,040	6,770	6,940
	13	2,140	2,670	3,780	4,090	6,820	6,990
	14	2,180	2,720	3,820	4,130	6,840	7,030
	15	2,210	2,750	3,860	4,180	6,870	7,070
	16	2,230	2,790	3,910	4,220	6,900	7,110
	17	2,270	2,820	3,950	4,270	6,950	7,150
	18	2,310	2,860	3,990	4,310	6,990	7,190
	19	2,340	2,900	4,030	4,370	7,020	7,230
	20	2,380	2,940	4,080	4,410	7,050	7,270
	21	2,410	2,980	4,130	4,460	7,140	7,310
	22	2,430	3,010	4,170	4,500	7,180	7,350
	23	2,460	3,060	4,220	4,550	7,210	7,390
	24	2,480	3,100	4,260	4,630	7,240	7,430
	25	2,500	3,130	4,310	4,670	7,270	7,480
	26	2,520	3,170	4,350	4,710	7,300	7,510
	27	2,550	3,210	4,400	4,760	7,330	7,550
	28	2,570	3,250	4,440	4,800	7,360	7,580
	29	2,590	3,290	4,490	4,840	7,380	7,620
	30	2,610	3,320	4,530	4,890	7,400	7,670
	31	2,630	3,360	4,570	4,930	7,430	7,700
	32	2,650	3,400	4,630	4,970	7,450	7,740
	33	2,680	3,440	4,670	5,030	7,460	7,780
	34	2,700	3,480	4,710	5,070	7,480	7,820
	35	2,730	3,520	4,760	5,120	7,490	7,850
	36	2,750	3,560	4,800	5,160	7,510	7,890

現　行

別表第一（第４条関係）

教育職給料表の適用を受ける者

職員の区分	号給＼職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	1,850 円	2,270 円	3,290 円	3,560 円	4,680 円	5,640 円
	2	1,870	2,310	3,330	3,600	4,720	5,680
	3	1,890	2,340	3,370	3,650	4,770	5,730
	4	1,920	2,380	3,410	3,690	4,810	5,760
	5	1,940	2,410	3,450	3,730	4,860	5,810
	6	1,960	2,440	3,490	3,780	4,900	5,860
	7	1,990	2,470	3,530	3,820	4,950	5,900
	8	2,010	2,500	3,570	3,860	4,990	5,940
	9	2,040	2,530	3,610	3,910	5,030	5,980
	10	2,060	2,570	3,650	3,950	5,070	6,020
	11	2,090	2,610	3,690	4,000	5,120	6,060
	12	2,120	2,640	3,740	4,040	5,160	6,110
	13	2,140	2,670	3,780	4,090	5,200	6,150
	14	2,180	2,720	3,820	4,130	5,250	6,190
	15	2,210	2,750	3,860	4,180	5,290	6,230
	16	2,230	2,790	3,910	4,220	5,340	6,270
	17	2,270	2,820	3,950	4,270	5,380	6,320
	18	2,310	2,860	3,990	4,310	5,420	6,360
	19	2,340	2,900	4,030	4,370	5,470	6,410
	20	2,380	2,940	4,080	4,410	5,510	6,450
	21	2,410	2,980	4,130	4,460	5,550	6,480
	22	2,430	3,010	4,170	4,500	5,600	6,530
	23	2,460	3,060	4,220	4,550	5,640	6,570
	24	2,480	3,100	4,260	4,630	5,670	6,610
	25	2,500	3,130	4,310	4,670	5,720	6,650
	26	2,520	3,170	4,350	4,710	5,760	6,690
	27	2,550	3,210	4,400	4,760	5,800	6,730
	28	2,570	3,250	4,440	4,800	5,840	6,770
	29	2,590	3,290	4,490	4,840	5,880	6,820
	30	2,610	3,320	4,530	4,890	5,930	6,860
	31	2,630	3,360	4,570	4,930	5,970	6,900
	32	2,650	3,400	4,630	4,970	6,010	6,940
	33	2,680	3,440	4,670	5,030	6,050	6,990
	34	2,700	3,480	4,710	5,070	6,090	7,030
	35	2,730	3,520	4,760	5,120	6,140	7,070
	36	2,750	3,560	4,800	5,160	6,180	7,110

37	2,770	3,600	4,840	5,210	7,520	7,920		37	2,770	3,600	4,840	5,210	6,220	7,150
38	2,800	3,640	4,890	5,260	7,540	7,950		38	2,800	3,640	4,890	5,260	6,260	7,190
39	2,820	3,680	4,930	5,310	7,560	7,990		39	2,820	3,680	4,930	5,310	6,350	7,230
40	2,840	3,720	4,970	5,350	7,570	8,020		40	2,840	3,720	4,970	5,350	6,430	7,270
41	2,880	3,760	5,030	5,400	7,580	8,050		41	2,880	3,760	5,030	5,400	6,480	7,310
42	2,910	3,800	5,070	5,450	7,600	8,070		42	2,910	3,800	5,070	5,450	6,520	7,350
43	2,930	3,840	5,120	5,500	7,620	8,100		43	2,930	3,840	5,120	5,500	6,560	7,390
44	2,960	3,880	5,160	5,540	7,630	8,130		44	2,960	3,880	5,160	5,540	6,600	7,430
45	2,990	3,930	5,200	5,580	7,650	8,150		45	2,990	3,930	5,200	5,580	6,640	7,480
46	3,020	3,970	5,250	5,640	7,660	8,180		46	3,020	3,970	5,250	5,640	6,680	7,510
47	3,040	4,010	5,290	5,680	7,680	8,200		47	3,040	4,010	5,290	5,680	6,750	7,550
48	3,070	4,050	5,340	5,730	7,690	8,220		48	3,070	4,050	5,340	5,730	6,770	7,580
49	3,100	4,090	5,380	5,770	7,710	8,240		49	3,100	4,090	5,380	5,770	6,820	7,620
50	3,130	4,130	5,420	5,820	7,720	8,260		50	3,130	4,130	5,420	5,820	6,840	7,670
51	3,160	4,160	5,470	5,860	7,730	8,280		51	3,160	4,160	5,470	5,860	6,870	7,700
52	3,180	4,200	5,510	5,900	7,750	8,310		52	3,180	4,200	5,510	5,900	6,900	7,740
53	3,210	4,250	5,560	5,950	7,760	8,330		53	3,210	4,250	5,560	5,950	6,950	7,780
54	3,240	4,290	5,600	5,990	7,770	8,350		54	3,240	4,290	5,600	5,990	6,990	7,820
55	3,270	4,330	5,640	6,040	7,790	8,370		55	3,270	4,330	5,640	6,040	7,020	7,850
56	3,290	4,370	5,680	6,080	7,810	8,390		56	3,290	4,370	5,680	6,080	7,050	7,890
57	3,320	4,410	5,730	6,130	7,820	8,410		57	3,320	4,410	5,730	6,130	7,140	7,920
58	3,350	4,450	5,760	6,170	7,840	8,430		58	3,350	4,450	5,760	6,170	7,180	7,950
59	3,370	4,490	5,800	6,220	7,850	8,450		59	3,370	4,490	5,800	6,220	7,210	7,990
60	3,400	4,530	5,840	6,260	7,860	8,470		60	3,400	4,530	5,840	6,260	7,240	8,020
61	3,430	4,570	5,890	6,310	7,880	8,490		61	3,430	4,570	5,890	6,310	7,270	8,050
62	3,460	4,610	5,920	6,350	7,900	8,510		62	3,460	4,610	5,920	6,350	7,300	8,070
63	3,480	4,650	5,970	6,390	7,910	8,530		63	3,480	4,650	5,970	6,390	7,330	8,100
64	3,500	4,690	6,010	6,430	7,920	8,550		64	3,500	4,690	6,010	6,430	7,360	8,130
65	3,540	4,720	6,040	6,480	7,950	8,570		65	3,540	4,720	6,040	6,480	7,380	8,150
66	3,560	4,760	6,070	6,520				66	3,560	4,760	6,070	6,520	7,400	8,180
67	3,590	4,800	6,120	6,560				67	3,590	4,800	6,120	6,560	7,430	8,200
68	3,610	4,840	6,150	6,600				68	3,610	4,840	6,150	6,600	7,450	8,220
69	3,640	4,880	6,180	6,640				69	3,640	4,880	6,180	6,640	7,460	8,240
70	3,670	4,910	6,210	6,680				70	3,670	4,910	6,210	6,680	7,480	8,260
71	3,690	4,950	6,240	6,750				71	3,690	4,950	6,240	6,750	7,490	8,280
72	3,720	4,990	6,280	6,770				72	3,720	4,990	6,280	6,770	7,510	8,310
73	3,740	5,030	6,320	6,820				73	3,740	5,030	6,320	6,820	7,520	8,330

| | | |

112	4, 610	5, 940	6, 930	7, 330
113	4, 630	5, 950	6, 940	7, 340
114	4, 650	5, 970	6, 950	7, 350
115	4, 660	5, 980	6, 960	7, 350
116	4, 670	5, 990	6, 970	7, 360
117	4, 690	6, 010	6, 970	7, 370
118	4, 700	6, 020	6, 980	7, 370
119	4, 710	6, 030	6, 990	7, 380
120	4, 730	6, 040	6, 990	7, 390
121	4, 740	6, 050	7, 000	7, 390
122	4, 760	6, 060	7, 010	7, 400
123	4, 770	6, 070	7, 010	7, 410
124	4, 780	6, 090	7, 020	7, 420
125	4, 800	6, 100	7, 030	7, 430
126	4, 810	6, 120	7, 040	7, 430
127	4, 820	6, 130	7, 050	7, 440
128	4, 830	6, 140	7, 050	7, 450
129	4, 840	6, 150	7, 060	7, 450
130	4, 860	6, 160	7, 070	7, 460
131	4, 860	6, 170	7, 080	7, 480
132	4, 870	6, 190	7, 090	7, 480
133	4, 880	6, 200	7, 090	7, 490
134	4, 900	6, 210	7, 100	
135	4, 910	6, 220	7, 110	
136	4, 920	6, 230	7, 110	
137	4, 930	6, 240	7, 120	
138	4, 940	6, 260	7, 130	
139	4, 950	6, 270	7, 140	
140	4, 960	6, 280	7, 140	
141	4, 970	6, 300	7, 150	
142	4, 980	6, 310	7, 160	
143	4, 990	6, 320	7, 170	
144	5, 010	6, 330	7, 180	
145	5, 020	6, 350	7, 180	
146	5, 030	6, 360	7, 190	
147	5, 040	6, 370	7, 200	
148	5, 050	6, 380	7, 210	

112	4, 610	5, 940	6, 930	7, 330
113	4, 630	5, 950	6, 940	7, 340
114	4, 650	5, 970	6, 950	7, 350
115	4, 660	5, 980	6, 960	7, 350
116	4, 670	5, 990	6, 970	7, 360
117	4, 690	6, 010	6, 970	7, 370
118	4, 700	6, 020	6, 980	7, 370
119	4, 710	6, 030	6, 990	7, 380
120	4, 730	6, 040	6, 990	7, 390
121	4, 740	6, 050	7, 000	7, 390
122	4, 760	6, 060	7, 010	7, 400
123	4, 770	6, 070	7, 010	7, 410
124	4, 780	6, 090	7, 020	7, 420
125	4, 800	6, 100	7, 030	7, 430
126	4, 810	6, 120	7, 040	7, 430
127	4, 820	6, 130	7, 050	7, 440
128	4, 830	6, 140	7, 050	7, 450
129	4, 840	6, 150	7, 060	7, 450
130	4, 860	6, 160	7, 070	7, 460
131	4, 860	6, 170	7, 080	7, 480
132	4, 870	6, 190	7, 090	7, 480
133	4, 880	6, 200	7, 090	7, 490
134	4, 900	6, 210	7, 100	
135	4, 910	6, 220	7, 110	
136	4, 920	6, 230	7, 110	
137	4, 930	6, 240	7, 120	
138	4, 940	6, 260	7, 130	
139	4, 950	6, 270	7, 140	
140	4, 960	6, 280	7, 140	
141	4, 970	6, 300	7, 150	
142	4, 980	6, 310	7, 160	
143	4, 990	6, 320	7, 170	
144	5, 010	6, 330	7, 180	
145	5, 020	6, 350	7, 180	
146	5, 030	6, 360	7, 190	
147	5, 040	6, 370	7, 200	
148	5, 050	6, 380	7, 210	

	149	5, 060	6, 390	7, 220			
	150	5, 070	6, 410				
	151	5, 080	6, 420				
	152	5, 090	6, 430				
	153	5, 100	6, 440				
	154	5, 110	6, 460				
	155	5, 120	6, 470				
	156	5, 140	6, 480				
	157	5, 150	6, 490				
	158	5, 160	6, 500				
	159	5, 170	6, 520				
	160	5, 180	6, 530				
	161	5, 190	6, 540				
	162	5, 200	6, 560				
	163	5, 210	6, 570				
	164	5, 220	6, 580				
	165	5, 230	6, 590				
	166	5, 240	6, 600				
	167	5, 260	6, 610				
	168	5, 270	6, 630				
	169	5, 280	6, 640				
	170		6, 650				
	171		6, 670				
	172		6, 680				
	173		6, 690				
	174		6, 700				
	175		6, 720				
	176		6, 730				
	177		6, 750				
定年前再任用短時間勤務職員		3, 250	4, 080	4, 480	4, 700	5, 140	6, 360

	149	5, 060	6, 390	7, 220			
	150	5, 070	6, 410				
	151	5, 080	6, 420				
	152	5, 090	6, 430				
	153	5, 100	6, 440				
	154	5, 110	6, 460				
	155	5, 120	6, 470				
	156	5, 140	6, 480				
	157	5, 150	6, 490				
	158	5, 160	6, 500				
	159	5, 170	6, 520				
	160	5, 180	6, 530				
	161	5, 190	6, 540				
	162	5, 200	6, 560				
	163	5, 210	6, 570				
	164	5, 220	6, 580				
	165	5, 230	6, 590				
	166	5, 240	6, 600				
	167	5, 260	6, 610				
	168	5, 270	6, 630				
	169	5, 280	6, 640				
	170		6, 650				
	171		6, 670				
	172		6, 680				
	173		6, 690				
	174		6, 700				
	175		6, 720				
	176		6, 730				
	177		6, 750				
定年前再任用短時間勤務職員		3, 250	4, 080	4, 480	4, 700	5, 140	6, 360

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第二十二条の三まで　（現行のとおり）	第一条から第二十二条の三まで　（略）
（健康管理休暇）	（生理休暇）
第二十三条　健康管理休暇は、生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇とする。	第二十三条　生理休暇は、生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇とする。
2　任命権者は、女性職員が健康管理休暇を請求したときは、その職員を生理日に勤務させてはならない。	2　任命権者は、女性職員が生理休暇を請求したときは、その職員を生理日に勤務させてはならない。
第二十四条から第二十六条の四まで　（現行のとおり）	第二十四条から第二十六条の四まで　（略）
（介護休暇）	（介護休暇）
第二十七条　介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、要介護者の各々が二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する一年の期間内において必要と認められる期間及び回数について承認する。ただし、連続する一年の期間経過後であっても、更に二回まで通算三百六十五日（連続する一年の期間内において既に承認した期間を含む。）を限度として承認することができる。	第二十七条　介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、要介護者の各々が二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間内において必要と認められる期間及び回数について承認する。ただし、連続する六月の期間経過後であっても、更に二回まで通算百八十日（連続する六月の期間内において既に承認した期間を含む。）を限度として承認することができる。
2から7まで　（現行のとおり）	2から7まで　（略）
（介護時間）	（介護時間）
第二十七条の二　介護時間は、要介護者の各々が二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が要介護者の介護を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇として、必要と認められる期間について承認する。ただし、当該要介護者に係る介護休暇を承認されている期間内においては、介護時間を承認することができないものとする。	第二十七条の二　介護時間は、要介護者の各々が二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が要介護者の介護を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇として、介護時間取得の初日から連続する三年の期間内において承認する。ただし、当該要介護者に係る介護休暇を承認されている期間内においては、介護時間を承認することができないものとする。

２から５まで　（現行のとおり）

６　介護時間の申請は、要介護者の介護を必要とする一の継続する状態について、最初の介護時間を取得する日から起算して三年を経過する日までの期間（以下「当初取得期間」という。）に係るものにあっては当該申請に係る介護時間取得の初日の前日まで に、当初取得期間経過後の一会計年度ごとの期間に係るものにあっては当該申請に係る介護時間取得の初日の一年前から同日の前日までの間に、それぞれ別記第六号様式により行うものとする。

７　（現行のとおり）

第二十七条の三から第三十条まで　（現行のとおり）

別表第一から別表第三まで　（現行のとおり）

別記第一号様式から第三号様式まで　（現行のとおり）

２から５まで　（略）

６　介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに別記第六号様式により行うものとする。

７　（略）

第二十七条の三から第三十条まで　（略）

別表第一から別表第三まで　（略）

別記第一号様式から第三号様式まで　（略）

第4号様式(第27条関係)

(表)

介護休暇承認申請書兼処理簿

所属		職		氏名	

被介護者に関する事項	氏名		被介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続柄等			
	年齢			
引き続く1年の期間 年 月 日～ 年 月 日				

申請年月日 年 月 日	承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
□引き続く1年 □中途 □更新(1回目) □更新(2回目)	利用形態	年 月 日～ 年 月 日	□毎日 □全日 □毎週 曜日 時 分～ 時 分 □その他( ) 時 分～ 時 分	
承認権者	関与者		承認日数 日	累計日数 日
			(備考)	

申請年月日 年 月 日	承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
□引き続く1年 □中途 □更新(1回目) □更新(2回目)	利用形態	年 月 日～ 年 月 日	□毎日 □全日 □毎週 曜日 時 分～ 時 分 □その他( ) 時 分～ 時 分	
承認権者	関与者		承認日数 日	累計日数 日
			(備考)	

申請年月日 年 月 日	承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
□引き続く1年 □中途 □更新(1回目) □更新(2回目)	利用形態	年 月 日～ 年 月 日	□毎日 □全日 □毎週 曜日 時 分～ 時 分 □その他( ) 時 分～ 時 分	
承認権者	関与者		承認日数 日	累計日数 日
			(備考)	

申請年月日 年 月 日	承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
□引き続く1年 □中途 □更新(1回目) □更新(2回目)	利用形態	年 月 日～ 年 月 日	□毎日 □全日 □毎週 曜日 時 分～ 時 分 □その他( ) 時 分～ 時 分	
承認権者	関与者		承認日数 日	累計日数 日
			(備考)	

(日本産業規格A列4番)

第4号様式(第27条関係)(表)

介護休暇承認申請書兼処理簿

所属		職		氏名	

被介護者に関する事項	氏名		被介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続柄等			
	年齢			
引き続く6月の期間 年 月 日～ 年 月 日				

申請年月日 年 月 日	承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
□引き続く6月 □中途 □更新(1回目) □更新(2回目)	利用形態	年 月 日～ 年 月 日	□毎日 □全日 □毎週 曜日 時 分～ 時 分 □その他( ) 時 分～ 時 分	
承認権者	関与者		承認日数 日	累計日数 日
			(備考)	

申請年月日 年 月 日	承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
□引き続く6月 □中途 □更新(1回目) □更新(2回目)	利用形態	年 月 日～ 年 月 日	□毎日 □全日 □毎週 曜日 時 分～ 時 分 □その他( ) 時 分～ 時 分	
承認権者	関与者		承認日数 日	累計日数 日
			(備考)	

申請年月日 年 月 日	承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
□引き続く6月 □中途 □更新(1回目) □更新(2回目)	利用形態	年 月 日～ 年 月 日	□毎日 □全日 □毎週 曜日 時 分～ 時 分 □その他( ) 時 分～ 時 分	
承認権者	関与者		承認日数 日	累計日数 日
			(備考)	

申請年月日 年 月 日	承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
□引き続く6月 □中途 □更新(1回目) □更新(2回目)	利用形態	年 月 日～ 年 月 日	□毎日 □全日 □毎週 曜日 時 分～ 時 分 □その他( ) 時 分～ 時 分	
承認権者	関与者		承認日数 日	累計日数 日
			(備考)	

(日本産業規格A列4番)

別記第五号様式から第八号様式まで（現行のとおり）

（裏）

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日～　年　月　日		
□引き続く1年　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日～　年　月　日		
□引き続く1年　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日～　年　月　日		
□引き続く1年　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日～　年　月　日		
□引き続く1年　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日～　年　月　日		
□引き続く1年　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

別記第五号様式から第八号様式まで（略）

（裏）

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日～　年　月　日		
□引き続く6月　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日～　年　月　日		
□引き続く6月　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日～　年　月　日		
□引き続く6月　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日～　年　月　日		
□引き続く6月　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日～　年　月　日		
□引き続く6月　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）　新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第二十三条の三まで　（現行のとおり）	第一条から第二十三条の三まで　（略）
（健康管理休暇）	（生理休暇）
第二十四条　健康管理休暇は、生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇とする。	第二十四条　生理休暇は、生理日の勤務が著しく困難な場合の休養として与える休暇とする。
2　教育委員会は、女性職員が健康管理休暇を請求したときは、その職員を生理日に勤務させてはならない。	2　教育委員会は、女性職員が生理休暇を請求したときは、その職員を生理日に勤務させてはならない。
第二十五条から第二十七条の四まで　（現行のとおり）	第二十五条から第二十七条の四まで　（略）
（介護休暇）	（介護休暇）
第二十八条　介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、要介護者の各々が二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する一年の期間内において必要と認められる期間及び回数について承認する。ただし、連続する一年の期間経過後であっても、更に二回まで通算三百六十五日（連続する一年の期間内において既に承認した期間を含む。）を限度として承認することができる。	第二十八条　介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、要介護者の各々が二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間内において必要と認められる期間及び回数について承認する。ただし、連続する六月の期間経過後であっても、更に二回まで通算百八十日（連続する六月の期間内において既に承認した期間を含む。）を限度として承認することができる。
2から7まで　（現行のとおり）	2から7まで　（略）
（介護時間）	（介護時間）
第二十八条の二　介護時間は、要介護者の各々が二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が要介護者の介護を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇として、必要と認めら	第二十八条の二　介護時間は、要介護者の各々が二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が要介護者の介護を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇として、介護時間取得

れる期間について承認する。ただし、当該要介護者に係る介護休暇を承認されている期間内においては、介護時間を承認することができないものとする。	の初日から連続する三年の期間内において承認する。ただし、当該要介護者に係る介護休暇を承認されている期間内においては、介護時間を承認することができないものとする。
2から5まで　（現行のとおり）	2から5まで　（略）
6　介護時間の申請は、要介護者の介護を必要とする一の継続する状態について、最初の介護時間を取得する日から起算して三年を経過する日までの期間（以下「当初取得期間」という。）に係るものにあっては当該申請に係る介護時間取得の初日の前日までに、当初取得期間経過後の一会計年度ごとの期間に係るものにあっては当該申請に係る介護時間取得の初日の一年前から同日の前日までの間に、それぞれ別記第六号様式により行うものとする。	6　介護時間の申請は、これを利用する日の前日までに別記第六号様式により行うものとする。
7　（現行のとおり）	7　（略）
第二十八条の三から第三十二条まで　（現行のとおり）	第二十八条の三から第三十二条まで　（略）
別表第一から別表第四まで　（現行のとおり）	別表第一から別表第四まで　（略）
別記第一号様式から第三号様式まで　（現行のとおり）	別記第一号様式から第三号様式まで　（略）

第4号様式(第28条関係)

(表)

介護休暇承認申請書兼処理簿

所属		職		氏名	

被介護者に関する事項	氏名		被介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続柄等			
	年齢			
引き続く1年の期間 年 月 日～ 年 月 日				

申請年月日	年 月 日	承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
□引き続く1年 □中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年 月 日～ 年 月 日	□毎日 □毎週 曜日 □その他( )	□全日 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分
承認権者		関与者		承認日数 日	累計日数 日
				(備考)	

申請年月日	年 月 日	承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
□引き続く1年 □中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年 月 日～ 年 月 日	□毎日 □毎週 曜日 □その他( )	□全日 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分
承認権者		関与者		承認日数 日	累計日数 日
				(備考)	

申請年月日	年 月 日	承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
□引き続く1年 □中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年 月 日～ 年 月 日	□毎日 □毎週 曜日 □その他( )	□全日 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分
承認権者		関与者		承認日数 日	累計日数 日
				(備考)	

申請年月日	年 月 日	承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
□引き続く1年 □中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年 月 日～ 年 月 日	□毎日 □毎週 曜日 □その他( )	□全日 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分
承認権者		関与者		承認日数 日	累計日数 日
				(備考)	

(日本産業規格A列4番)

第4号様式(第28条関係)

(表)

介護休暇承認申請書兼処理簿

所属		職		氏名	

被介護者に関する事項	氏名		被介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続柄等			
	年齢			
引き続く6月の期間 年 月 日～ 年 月 日				

申請年月日	年 月 日	承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
□引き続く6月 □中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年 月 日～ 年 月 日	□毎日 □毎週 曜日 □その他( )	□全日 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分
承認権者		関与者		承認日数 日	累計日数 日
				(備考)	

申請年月日	年 月 日	承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
□引き続く6月 □中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年 月 日～ 年 月 日	□毎日 □毎週 曜日 □その他( )	□全日 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分
承認権者		関与者		承認日数 日	累計日数 日
				(備考)	

申請年月日	年 月 日	承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
□引き続く6月 □中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年 月 日～ 年 月 日	□毎日 □毎週 曜日 □その他( )	□全日 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分
承認権者		関与者		承認日数 日	累計日数 日
				(備考)	

申請年月日	年 月 日	承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
□引き続く6月 □中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年 月 日～ 年 月 日	□毎日 □毎週 曜日 □その他( )	□全日 時 分～：時 分 時 分～ 時 分
承認権者		関与者		承認日数 日	累計日数 日
				(備考)	

(日本産業規格A列4番)

別記第五号様式から第八号様式まで　（現行のとおり）

（裏）

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日 ～ 年　月　日		
□引き続く1年　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日 ～ 年　月　日		
□引き続く1年　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日 ～ 年　月　日		
□引き続く1年　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日 ～ 年　月　日		
□引き続く1年　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日 ～ 年　月　日		
□引き続く1年　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

別記第五号様式から第八号様式まで　（略）

（裏）

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日 ～ 年　月　日		
□引き続く6月　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日 ～ 年　月　日		
□引き続く6月　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日 ～ 年　月　日		
□引き続く6月　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日 ～ 年　月　日		
□引き続く6月　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

申請年月日	年　月　日	承認期間	年　月　日 ～ 年　月　日		
□引き続く6月　□中途 □更新(1回目) □更新(2回目)		利用形態	年　月　日～ 年　月　日	□毎日 □毎週　曜日 □その他(　)	□全日 時　分～　時　分 時　分～　時　分
承認権者		関与者		承認日数　日	累計日数　日
				(備考)	

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第十一条まで　（現行のとおり）	第一条から第十一条まで　（略）
（年次有給休暇）	（年次有給休暇）
第十二条　（現行のとおり）	第十二条　（略）
２　（現行のとおり）	２　（略）
３　（現行のとおり）	３　（略）
一　同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）第五条第二項に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときを含む。）　当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数	一　同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）　当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数
二から四まで　（現行のとおり）	二から四まで　（略）
４　（現行のとおり）	４　（略）
第十三条及び第十四条　（現行のとおり）	第十三条及び第十四条　（略）
（病気休暇）	（新設）
第十四条の二　任命権者は、職員が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。	

2　前項の次項に定める疾病又は負傷については、規則第十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十五条第一項の東京都規則で」とあるのは、「会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）第十四条の二第一項の次項に」と読み替えるものとする。

3　病気休暇については、規則第十四条の規定を準用する。

4　東京都のいずれかの職にあった者が引き続き職員として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。

（特別休暇）

第十五条　任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2　（現行のとおり）

第十六条から第二十一条まで　（現行のとおり）

（健康管理休暇）

第二十二条　健康管理休暇については、規則第二十三条の規定を準用する。

（特別休暇）

第十五条　任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2　（略）

第十六条から第二十一条まで　（略）

（生理休暇）

第二十二条　生理休暇については、規則第二十三条の規定を準用する。

第二十三条から第二十五条まで　（現行のとおり）

（介護休暇）

第二十六条　（現行のとおり）

２　介護休暇については、規則第二十七条の規定を準用する。

第二十七条　（現行のとおり）

（介護時間）

第二十八条　介護時間については、規則第二十七条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「必要と認められる期間」とあるのは「必要と認められる期間（在職する期間内に限る。）」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第三項中「第二十一条」とあるのは「第二十条で準用する規則第二十一条」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものとする。

第二十九条から第三十一条まで　（現行のとおり）

（期間計算）

第三十二条　第十四条の二、第十七条、第二十二条から第二十三条の二まで及び第二十六条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振

第二十三条から第二十五条まで　（略）

（介護休暇）

第二十六条　（略）

２　介護休暇については、規則第二十七条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と読み替えるものとする。

第二十七条　（略）

（介護時間）

第二十八条　介護時間については、規則第二十七条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「三年の期間内」とあるのは「在職する期間内（東京都の会計年度任用職員の職にあって介護時間を取得した初日から連続する三年の期間内に限る。）」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第三項中「第二十一条」とあるのは「第二十条で準用する規則第二十一条」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものとする。

第二十九条から第三十一条まで　（略）

（期間計算）

第三十二条　第十七条、第二十二条から第二十三条の二まで及び第二十六条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日

られない日を含むものとする。

（特別休暇等の特例）

第三十三条　同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条まで、第二十八条及び第三十条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。

第三十四条　（現行のとおり）

（休暇等の申請）

第三十五条　第十二条、第十四条の二及び第十五条に規定する休暇の申請については、規則第二十九条の規定を準用する。

第三十六条及び第三十七条　（現行のとおり）

別表第一から別表第四まで　（現行のとおり）

を含むものとする。

（特別休暇等の特例）

第三十三条　同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条まで、第二十八条及び第三十条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として会計年度任用職員の任用等に関する規則第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

第三十四条　（略）

（休暇等の申請）

第三十五条　第十二条及び第十五条に規定する休暇の申請については、規則第二十九条の規定を準用する。

第三十六条及び第三十七条　（略）

別表第一から別表第四まで　（略）

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第十一条まで　（現行のとおり）	第一条から第十一条まで　（略）
（年次有給休暇）	（年次有給休暇）
第十二条　（現行のとおり）	第十二条　（略）
２　（現行のとおり）	２　（略）
３　（現行のとおり）	３　（略）
一　同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）第五条第二項に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときを含む。）　当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数	一　同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）　当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数
二から四まで　（現行のとおり）	二から四まで　（略）
４　（現行のとおり）	４　（略）
第十三条及び第十四条　（現行のとおり）	第十三条及び第十四条　（略）
（病気休暇）	（新設）
第十四条の二　教育委員会は、職員が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇	

を承認するものとする。

2　前項の次項に定める疾病又は負傷については、規則第十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十五条第一項の東京都規則で」とあるのは、「東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）第十四条の二第一項の次項に」と読み替えるものとする。

3　病気休暇については、規則第十四条の規定を準用する。

4　東京都のいずれかの職にあった者が引き続き職員として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。

（特別休暇）

第十五条　教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2　（現行のとおり）

第十六条から第二十一条まで　（現行のとおり）

（健康管理休暇）

（特別休暇）

第十五条　教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2　（略）

第十六条から第二十一条まで　（略）

（生理休暇）

第二十二条　健康管理休暇については、規則第二十三条の規定を準用する。

第二十三条から第二十五条まで　（現行のとおり）

（介護休暇）

第二十六条　（現行のとおり）

２　介護休暇については、規則第二十七条の規定を準用する。

第二十七条　（現行のとおり）

（介護時間）

第二十八条　介護時間については、規則第二十七条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「必要と認められる期間」とあるのは「必要と認められる期間（在職する期間内に限る。）」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第三項中「第二十一条」とあるのは「第二十条で準用する規則第二十一条」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものとする。

第二十九条から第三十一条まで　（現行のとおり）

（期間計算）

第二十二条　生理休暇については、規則第二十三条の規定を準用する。

第二十三条から第二十五条まで　（略）

（介護休暇）

第二十六条　（略）

２　介護休暇については、規則第二十七条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と読み替えるものとする。

第二十七条　（略）

（介護時間）

第二十八条　介護時間については、規則第二十七条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「三年の期間内」とあるのは「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあって介護時間を取得した初日から連続する三年の期間内に限る。）」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは、「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第三項中「第二十一条」とあるのは「第二十条で準用する規則第二十一条」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものとする。

第二十九条から第三十一条まで　（略）

（期間計算）

第三十二条　第十四条の二、第十七条、第二十二条から第二十三条の二まで及び第二十六条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。

（特別休暇等の特例）

第三十三条　同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条まで、第二十八条及び第三十条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。

第三十四条　（現行のとおり）

（休暇等の申請）

第三十五条　第十二条、第十四条の二及び第十五条に規定する休暇の申請については、規則第二十九条の規定を準用する。

第三十六条及び第三十七条　（現行のとおり）

別表第一から別表第四まで　（現行のとおり）

第三十二条　第十七条、第二十二条から第二十三条の二まで及び第二十六条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。

（特別休暇等の特例）

第三十三条　同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条まで、第二十八条及び第三十条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

第三十四条　（略）

（休暇等の申請）

第三十五条　第十二条及び第十五条に規定する休暇の申請については、規則第二十九条の規定を準用する。

第三十六条及び第三十七条　（略）

別表第一から別表第四まで　（略）

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第十一条まで　（現行のとおり）	第一条から第十一条まで　（略）
（年次有給休暇）	（年次有給休暇）
第十二条　（現行のとおり）	第十二条　（略）
2　（現行のとおり）	2　（略）
3　（現行のとおり）	3　（略）
一　同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）第五条第二項に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときを含む。）　当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数	一　同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）　当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数
二から四まで　（現行のとおり）	二から四まで　（略）
4　（現行のとおり）	4　（略）
第十三条及び第十四条　（現行のとおり）	第十三条及び第十四条　（略）
（病気休暇）	（新設）
第十四条の二　教育委員会は、職員が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇	

を承認するものとする。

2　前項の次項に定める疾病又は負傷については、規則第十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十六条第一項の教育委員会規則で」とあるのは、「東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）第十四条の二第一項の次項に」と読み替えるものとする。

3　病気休暇については、規則第十五条の規定を準用する。

4　東京都のいずれかの職にあった者が引き続き職員として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。

（特別休暇）

第十五条　教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2　（現行のとおり）

第十六条から第二十一条まで　（現行のとおり）

（健康管理休暇）

（特別休暇）

第十五条　教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2　（略）

第十六条から第二十一条まで　（略）

（生理休暇）

第二十二条　健康管理休暇については、規則第二十四条の規定を準用する。

第二十三条から第二十五条まで　（現行のとおり）

（介護休暇）

第二十六条　（現行のとおり）

２　介護休暇については、規則第二十八条の規定を準用する。

第二十七条　（現行のとおり）

（介護時間）

第二十八条　介護時間については、規則第二十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「必要と認められる期間」とあるのは「必要と認められる期間（在職する期間内に限る。）」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第三項中「第二十二条」とあるのは「第二十条で準用する規則第二十二条」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものとする。

第二十二条　生理休暇については、規則第二十四条の規定を準用する。

第二十三条から第二十五条まで　（略）

（介護休暇）

第二十六条　（略）

２　介護休暇については、規則第二十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と読み替えるものとする。

第二十七条　（略）

（介護時間）

第二十八条　介護時間については、規則第二十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「三年の期間内」とあるのは「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあって介護時間を取得した初日から連続する三年の期間内に限る。）」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第三項中「第二十二条」とあるのは「第二十条で準用する規則第二十二条」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものとする。

第二十九条から第三十一条まで　（現行のとおり）

（期間計算）

第三十二条　第十四条の二、第十七条、第二十二条から第二十三条の二まで及び第二十六条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。

（特別休暇等の特例）

第三十三条　同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条まで、第二十八条及び第三十条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。

第三十四条　（現行のとおり）

（休暇等の申請）

第三十五条　第十二条、第十四条の二及び第十五条に規定する休暇の申請については、規則第三十条の規定を準用する。

第三十六条及び第三十七条　（現行のとおり）

別表第一から別表第四まで　（現行のとおり）

第二十九条から第三十一条まで　（略）

（期間計算）

第三十二条　第十七条、第二十二条から第二十三条の二まで及び第二十六条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。

（特別休暇等の特例）

第三十三条　同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十六条から第二十六条まで、第二十八条及び第三十条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

第三十四条　（略）

（休暇等の申請）

第三十五条　第十二条及び第十五条に規定する休暇の申請については、規則第三十条の規定を準用する。

第三十六条及び第三十七条　（略）

別表第一から別表第四まで　（略）

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第十条まで　（現行のとおり）	第一条から第十条まで　（略）
（年次有給休暇）	（年次有給休暇）
第十一条　（現行のとおり）	第十一条　（略）
２　（現行のとおり）	２　（略）
３　（現行のとおり）	３　（略）
一　同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）第五条第二項に規定する任期の更新（以下「任期の更新」という。）をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数	一　同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）第五条第二項に規定する任期の更新をしたときを含む。）当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数
二から四まで　（現行のとおり）	二から四まで　（略）
４　（現行のとおり）	４　（略）
第十二条及び第十三条　（現行のとおり）	第十二条及び第十三条　（略）
（病気休暇）	（新設）
第十三条の二　議長は、職員が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を	

承認するものとする。

2　前項の次項に定める疾病又は負傷については、規則第十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十五条第一項の東京都規則で」とあるのは、「東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第五号）第十三条の二第一項の次項に」と読み替えるものとする。

3　病気休暇については、規則第十四条の規定を準用する。

4　東京都のいずれかの職にあった者が引き続き職員として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。

（特別休暇）

第十四条　議長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2　（現行のとおり）

第十五条から第二十条まで　（現行のとおり）

（特別休暇）

第十四条　議長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。

2　（略）

第十五条から第二十条まで　（略）

（健康管理休暇）

第二十一条　健康管理休暇については、規則第二十三条の規定を準用する。

第二十二条から第二十四条まで　（現行のとおり）

（介護休暇）

第二十五条　（現行のとおり）

２　介護休暇については、規則第二十七条の規定を準用する。

第二十六条　（現行のとおり）

（介護時間）

第二十七条　介護時間については、規則第二十七条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「必要と認められる期間（在職する期間内に限る。）」とあるのは「必要と認められる期間」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第三項中「第二十一条」とあるのは「第十九条で準用する規則第二十一条」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものとする。

（生理休暇）

第二十一条　生理休暇については、規則第二十三条の規定を準用する。

第二十二条から第二十四条まで　（略）

（介護休暇）

第二十五条　（略）

２　介護休暇については、規則第二十七条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「通算百八十日」とあるのは「通算九十三日」と読み替えるものとする。

第二十六条　（略）

（介護時間）

第二十七条　介護時間については、規則第二十七条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「三年の期間内」とあるのは「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあって介護時間を取得した初日から連続する三年の期間内に限る。）」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第三項中「第二十一条」とあるのは「第十九条で準用する規則第二十一条」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものとする。

第二十八条から第三十条まで　（現行のとおり）

（期間計算）

第三十一条　第十三条の二、第十六条、第二十一条から第二十二条の二まで及び第二十五条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。

（特別休暇等の特例）

第三十二条　同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十五条から第二十五条まで、第二十七条及び第二十九条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。

第三十三条　（現行のとおり）

（休暇等の申請）

第三十四条　第十一条、第十三条の二及び第十四条に規定する休暇の申請については、規則第二十九条の規定を準用する。

第三十五条及び第三十六条　（現行のとおり）

別表第一から別表第四まで　（現行のとおり）

第二十八条から第三十条まで　（略）

（期間計算）

第三十一条　第十六条、第二十一条から第二十二条の二まで及び第二十五条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。

（特別休暇等の特例）

第三十二条　同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第十五条から第二十五条まで、第二十七条及び第二十九条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として会計年度任用職員の任用等に関する規程第五条第二項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

第三十三条　（略）

（休暇等の申請）

第三十四条　第十一条及び第十四条に規定する休暇の申請については、規則第二十九条の規定を準用する。

第三十五条及び第三十六条　（略）

別表第一から別表第四まで　（略）

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年３月30日訓令甲第17号）
新旧対照表

改　正　案	現　　行
第１条から９条まで　（現行のとおり）	第１条から９条まで　（略）
（年次有給休暇）	（年次有給休暇）
第10条　（現行のとおり）	第10条　（略）
２　（現行のとおり）	２　（略）
３　（現行のとおり）	３　（略）
(1) 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職（警視庁の会計年度任用の職を含む。以下同じ。）に在職する者が在職する期間満了後引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合（警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年３月30日訓令甲第16号）第５条第２項の規定による任期の更新（以下「任期の更新」という。）をするときを含む。）　新たに会計年度任用職員に任用される日（任期の更新をする場合は更新する日。以下「任用日」という。）前の勤務と当該任用日以後の勤務とが継続するものとみなした場合に、継続する在職する期間に応じて使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数	(1) 同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職（警視庁の会計年度任用の職を含む。以下同じ。）に在職する者が在職する期間満了後引き続き会計年度任用職員として新たに任用される場合（警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成27年３月30日訓令甲第16号）第５条第２項の規定により任期の更新をするときを含む。）　新たに会計年度任用職員に任用される日（任期の更新をする場合は更新する日。以下「任用日」という。）前の勤務と当該任用日以後の勤務とが継続するものとみなした場合に、継続する在職する期間に応じて使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数
(2)から(4)まで　（現行のとおり）	(2)から(4)まで　（略）
４　（現行のとおり）	４　（略）
第11条から第12条まで　（現行のとおり）	第11条から第12条まで　（略）
（病気休暇）	（新設）
第12条の２　所属長は、会計年度任用職員が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。	
２　前項の次項に定める疾病又は負傷は、警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程（平成７年３月31日訓令甲第17号。	

以下「休日休暇規程」という。）の適用を受ける職員の例による。 ３　病気休暇については、休日休暇規程第９条の規定を準用する。 ４　東京都のいずれかの職にあった者が引き続き会計年度任用職員として新たに任用された場合においては、任用日前の勤務と当該任用日以後の勤務とが継続するものとみなす。	
（特別休暇） 第 13 条　所属長は、会計年度任用職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季特別休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。	（特別休暇） 第 13 条　所属長は、会計年度任用職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季特別休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。
２　（現行のとおり）	２　（略）
（公民権行使等休暇） 第 14 条　会計年度任用職員の公民権行使等休暇については、休日休暇規程第 10 条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。	（公民権行使等休暇） 第 14 条　会計年度任用職員の公民権行使等休暇については、警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程（平成７年３月 31 日訓令甲第 17 号。以下「休日休暇規程」という。）第 10 条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。
第 15 から第 19 条まで　（現行のとおり）	第 15 条から第 19 条まで　（略）
（健康管理休暇） 第 20 条　会計年度任用職員の健康管理休暇については、休日休暇規程第 17 条の規定を準用する。この場合において、同条中「女性職員」とあるのは、「女性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。	（生理休暇） 第 20 条　会計年度任用職員の生理休暇については、休日休暇規程第 17 条の規定を準用する。この場合において、同条中「女性職員」とあるのは、「女性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。
第 21 条から第 24 条まで　（現行のとおり）	第 21 条から第 24 条まで　（略）
（介護休暇） 第 24 条　（現行のとおり）	（介護休暇）

2　会計年度任用職員の介護休暇については、規則第 27 条の規定を準用する。この場合において、同条第２項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、同条第４項及び第５項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、同条第６項中「別記第４号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、同条第７項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「別記第５号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。	第 24 条　（略） 2　会計年度任用職員の介護休暇については、規則第 27 条の規定を準用する。この場合において、同条第１項中「6 月」とあるのは「93 日」と、「通算 180 日」とあるのは「通算 93 日」と、同条第２項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、同条第４項及び第５項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、同条第６項中「別記第４号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、同条第７項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「別記第５号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。
第 25 条　（現行のとおり） （介護時間） 第 26 条　介護時間については、規則第 27 条の２の規定を準用する。この場合において、同条第１項中「職員（育児短時間勤務職員等を除く。）」とあるのは「会計年度任用職員」と、「必要と認められる期間内」とあるのは「必要と認められる期間内（在職する期間内に限る。）」と、同条第２項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から５時間 45 分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第３項中「第 21 条」とあるのは「第 18 条で準用する休日休暇規程第 15 条」と、「職員に」とあるのは「会計年度任用職員に」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第 4 項及び第 5 項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、同条第６項中「別記第６号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、同条第７項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「別記第５号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。	第 25 条　（略） （介護時間） 第 26 条　介護時間については、規則第 27 条の２の規定を準用する。この場合において、同条第１項中「職員（育児短時間勤務職員等を除く。）」とあるのは「会計年度任用職員」と、「３年の期間内」とあるのは「在職する期間内（警視庁の会計年度任用職員として介護時間を取得した初日から連続する３年の期間内に限る。）」と、同条第２項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から５時間 45 分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第３項中「第 21 条」とあるのは「第 18 条で準用する休日休暇規程第 15 条」と、「職員に」とあるのは「会計年度任用職員に」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第４項及び第５項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、同条第６項中「別記第６号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、同条第７項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「別記第５号様式」とあるのは「総務部長が定める様式」と、「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。
第 27 条から第 29 条まで　（現行のとおり）	

（期間の計算） 第 30 条　第 12 条の２、第 15 条、第 20 条から第 21 条の 2 まで及び第 24 条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。 （休暇等の申請） 第 31 条　第 10 条、第 12 条の２及び第 13 条に規定する休暇の申請については、休日休暇規程第 24 条の規定を準用する。 （特別休暇等の特例） 第 32 条　同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が会計年度任用職員として新たに任用された場合において、当該年度における第 14 条から第 24 条まで、第 26 条及び第 28 条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。会計年度任用職員として任期の更新をしたときも同様とする。 第 33 条から第 35 条まで　（現行のとおり） 別表第１から別表第４まで　（現行のとおり）	第 27 条から第 29 条まで　（略） （期間の計算） 第 30 条　第 15 条、第 20 条から第 21 条の 2 まで及び第 24 条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。 （休暇等の申請） 第 31 条　第 10 条及び第 13 条に規定する休暇の申請については、休日休暇規程第 24 条の規定を準用する。 （特別休暇等の特例） 第 32 条　同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が会計年度任用職員として新たに任用された場合において、当該年度における第 14 条から第 24 条まで、第 26 条及び第 28 条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。会計年度任用職員として警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程第５条第２項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。 第 33 条から第 35 条まで　（略） 別表第１から別表第４まで　（略）

別添え

東京消防庁訓令第　　号

庁　中　一　般
消　　防　　署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成２７年３月東京消防庁訓令第１６号）の一部を次のように改正する。

令和７年１２月　　日

東京消防庁
消防総監　市川　博三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が同一のものは、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（年次有給休暇） 第 11 条　［略］ ２　［略］ ３　前２項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる場合に該当する職員の年次有給休暇の日数は、当該各号に定める日数とする。 ⑴　同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成 27 年３月東京消防庁訓令第 15 号）第５条第２項に規定する任期の更新（第 13 条の２第４項及び第 32 条において「任期の更新」という。）をしたときを含む。）　当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数 ［⑵～⑷　略］ ４　［略］ （病気休暇） 第 13 条の２　所属長は、職員が疾病又は負傷（規則第 15 条に定める疾	（年次有給休暇） 第 11 条　［同左］ ２　［同左］ ３　［同左］ ⑴　同一会計年度内において、東京都の会計年度任用の職に在職する者が在職する期間満了後引き続き職員として新たに任用される場合（東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成 27 年３月東京消防庁訓令第 15 号）第５条第２項に規定する任期の更新をしたときを含む。）　当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなした場合に当該任用の日以後に使用することができる日数から、当該年度内で使用した日数を差し引いた日数 ［⑵～⑷　同左］ ４　［同左］ ［新設］

病又は負傷を除く。）　のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。	
２　前項の次項に定める疾病又は負傷について は、規則第 15 条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第 15 条第１項の東京都規則で」とあるのは、「東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成２７年３月東京消防庁訓令第１６号）第 13 条の２第１項の次項に」と読み替えるものとする。	
３　病気休暇については、規則第 14 条の規定を準用する。	
４　東京都のいずれかの職にあった者が引き続き職員として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。	
（特別休暇）	（特別休暇）
第 14 条　所属長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。	第 14 条　所属長は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。
２　［略］	２　［同左］
（健康管理休暇）	（生理休暇）
第 21 条　健康管理休暇については、規則第 23 条の規定を準用する。この場合において、同条第２項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。	第 21 条　生理休暇については、規則第 23 条の規定を準用する。この場合において、同条第２項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。
（介護休暇）	（介護休暇）
第 25 条　［略］	第 25 条　［同左］
２　介護休暇については、規則第 27 条の規定を準用する。	２　介護休暇については、規則第 27 条の規定を準用する。この場合にお

	いて、同条第１項中「６月」とあるのは「93 日」と、「通算 180 日」とあるのは「通算 93 日」と、同条第４項、第５項及び第７項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、規則別記第４号様式中「引き続く６月」とあるのは「引き続く 93 日」と読み替えるものとする。
（介護時間） 第 27 条　介護時間については、規則第 27 条の２の規定を準用する。この場合において、同条第１項中「必要と認められる期間」とあるのは「必要と認められる期間内（在職する期間内に限る。）」と、同条第２項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「２時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から５時間 45 分を減じた時間（２時間を超える場合は、２時間を限度とする。）（次項において「基準時間」という。）」と、同条第３項中「第 21 条」とあるのは「第 19 条で準用する規則第 21 条」と、「２時間」とあるのは「基準時間」と、同条第４項、第５項及び第７項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。	（介護時間） 第 27 条　介護時間については、規則第 27 条の２の規定を準用する。この場合において、同条第１項中「３年の期間内」とあるのは「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあって介護時間を取得した初日から連続する３年の期間内に限る。）」と、同条第２項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「２時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から５時間 45 分を減じた時間（２時間を超える場合は、２時間を限度とする。）（次項において「基準時間」という。）」と、同条第３項中「第 21 条」とあるのは「第 19 条で準用する規則第 21 条」と、「２時間」とあるのは「基準時間」と、同条第４項、第５項及び第７項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。
（期間計算） 第 31 条　第 13 条の２、第 16 条、第 21 条から第 22 条の２まで及び第 25 条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。	（期間計算） 第 31 条　第 16 条、第 21 条から第 22 条の２まで及び第 25 条の規定による休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。
（特別休暇等の特例） 第 32 条　同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第 15 条から第 25 条まで、第 27 条及び第 29 条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として任期の更新をしたときも同様とする。	（特別休暇等の特例） 第 32 条　同一会計年度中に、東京都のいずれかの職を退職した者が職員として新たに任用された場合において、当該年度における第 15 条から第 25 条まで、第 27 条及び第 29 条の規定の適用については、直近の退職以前の当該年度中の全ての勤務と現に任用された以後の勤務とが継続するものとみなす。職員として東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程第５条第２項に規定する任期の更新をしたときも同様とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附　則

１　この訓令は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この訓令による改正後の東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第 13 条の２に規定する病気休暇に係る請求等、改正後の規程第２１条に規定する健康管理休暇に係る請求等、改正後の規程第２５条に規定する介護休暇に係る請求等及び改正後の規程第２７条に規定する介護時間に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第三条まで　（現行のとおり）	第一条から第三条まで　（略）
（任用）	（任用）
第四条　（現行のとおり）	第四条　（略）
2から6まで　（現行のとおり）	2から6まで　（略）
7　（現行のとおり）	7　（略）
一　（現行のとおり）	一　（略）
二　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、法第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると局長が認める場合は、この限りでない。	二　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び法第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると局長が認める場合は、この限りでない。
三　（現行のとおり）	三　（略）
8　（現行のとおり）	8　（略）
第五条及び第六条　（現行のとおり）	第五条及び第六条　（略）
別表（第四条関係）	別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（削る）		

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	（略）	（略）
傷病欠勤	一日	一日

私事欠勤から遅参早退まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）
私事欠勤から遅参早退まで	（略）	（略）

東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育員会規則第四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第三条まで　（現行のとおり）	第一条から第三条まで　（略）
（任用）	（任用）
第四条　（現行のとおり）	第四条　（略）
2から6まで　（現行のとおり）	2から6まで　（略）
7　（現行のとおり）	7　（略）
一　（現行のとおり）	一　（略）
二　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、法第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると教育長が認める場合は、この限りでない。	二　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び法第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると教育長が認める場合は、この限りでない。
三　（現行のとおり）	三　（略）
第五条及び第六条　（現行のとおり）	第五条及び第六条　（略）
別表（第四条関係）	別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（削る）		
私事欠勤	（現行のとおり）	（現行のとおり）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	（略）	（略）
傷病欠勤	一日	一日
私事欠勤	（略）	（略）

から遅参早退まで		

から遅参早退まで		

東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第三条まで　（現行のとおり）

（任用）

第四条　（現行のとおり）

2から6まで　（現行のとおり）

7　（現行のとおり）

一　（現行のとおり）

二　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、法第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると教育長が認める場合は、この限りでない。

三　（現行のとおり）

第五条及び第六条　（現行のとおり）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（削る）		
私事欠勤から遅参早退まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）

現行

第一条から第三条まで　（略）

（任用）

第四条　（略）

2から6まで　（略）

7　（略）

一　（略）

二　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び法第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると教育長が認める場合は、この限りでない。

三　（略）

第五条及び第六条　（略）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	（略）	（略）
傷病欠勤	一日	一日
私事欠勤から遅参早退まで	（略）	（略）

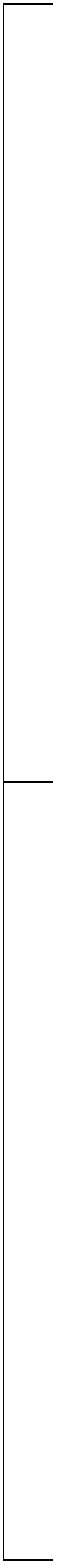

会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）　新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第三条まで　（現行のとおり）

（任用）

第四条　（現行のとおり）

2から6まで　（現行のとおり）

7　（現行のとおり）

一　（現行のとおり）

二　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、法第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると局長が認める場合は、この限りでない。

三　（現行のとおり）

第五条及び第六条　（現行のとおり）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（削る）		

現行

第一条から第三条まで　（略）

（任用）

第四条　（略）

2から6まで　（略）

7　（略）

一　（略）

二　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び法第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると局長が認める場合は、この限りでない。

三　（略）

第五条及び第六条　（略）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	（略）	（略）
傷病欠勤	一日	一日

私事欠勤から遅参早退まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）

私事欠勤から遅参早退まで	（略）	（略）

警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成２７年３月３０日（訓令甲第１６号）新旧対照表）

改正案	現行
目次　（現行のとおり） 第１条から第３条まで　（現行のとおり） （任用） 第４条（現行のとおり） ２から６まで（現行のとおり） ７（現行のとおり） (1)（現行のとおり） (2) 休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の２分の１に達していないこと。ただし、法第28条第２項第１号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね３月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると警務部長が認める場合は、この限りでない。 (3)（現行のとおり） 第５条から第７条まで（現行のとおり）	目次　（略） 第１条から第３条まで　（略） （任用） 第４条（略） ２から６まで（略） ７（略） (1)（略） (2) 休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の２分の１に達していないこと。ただし、傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び法第28条第２項第１号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね３月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると警務部長が認める場合は、この限りでない。 (3)（略） 第５条から第７条まで（略）

別表（第４条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	１日	１日
（削る）		
私事欠勤から遅参早退まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）

別表（第４条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	１日	１日
傷病欠勤	１日	１日
私事欠勤から遅参早退まで	（略）	（略）

別添え

東京消防庁訓令第　　号

庁　中　一　般
消　　防　　署

東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成２７年３月東京消防庁訓令第１５号）の一部を次のように改正する。

令和７年１２月　日

東京消防庁
消防総監　市川　博三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（任用） 第４条　［略］ ［２～６　略］ ７　公募によらない再度任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。 ［⑴　略］ ⑵　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の２分の１に達していないこと。ただし、法第 28 条第２項第１号に規定する休職をするものについて、任期満了時においておおむね３月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると部長が認める場合は、この限りでない。	（任用） 第４条　［同左］ ［２～６　同左］ ７　［同左］ ［⑴　同左］ ⑵　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の２分の１に達していないこと。ただし、傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び法第 28 条第２項第１号に規定する休職をするものについて、任期満了時においておおむね３月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると部長が認める場合は、この限りでな

［(3)　略］

別表（第４条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	１日	１日
私事欠勤	１日	３日
無届欠勤	１日	４日
遅参早退	３回	１日

い。

［(3)　同左］

別表（第４条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	１日	１日
傷病欠勤	１日	１日
私事欠勤	１日	３日
無届欠勤	１日	４日
遅参早退	３回	１日

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

東京都交通局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年交通局規程第三号）　新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第三条まで　（現行のとおり）

（任用）

第四条　（現行のとおり）

２から６まで　（現行のとおり）

７　（現行のとおり）

一　（現行のとおり）

二　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、法第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると職員部長が認める場合は、この限りでない。

三　（現行のとおり）

第五条及び第六条　（現行のとおり）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（削る）		

現行

第一条から第三条まで　（略）

（任用）

第四条　（略）

２から６まで　（略）

７　（略）

一　（略）

二　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び法第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると職員部長が認める場合は、この限りでない。

三　（略）

第五条及び第六条　（略）

別表（第四条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	（略）	（略）
傷病欠勤	一日	一日

私事欠勤から遅参早退まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）
私事欠勤から遅参早退まで	（略）	（略）

東京都水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年水道局管理規程第三号）　新旧対照表（抄）

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>第一条から第三条まで　（現行のとおり）
（任用）
第四条
１から６まで　（現行のとおり）
７　（現行のとおり）
一　（現行のとおり）
二　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、法第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると職員部長が認める場合は、この限りでない。
三　（現行のとおり）
第五条及び第六条　（現行のとおり）
別表（第四条関係）
<table><tr><th>事由</th><th>欠勤等の日数及び回数</th><th>換算後の欠勤等の日数</th></tr><tr><td>休職</td><td colspan="2">（現行のとおり）</td></tr></table></td><td>第一条から第三条まで　（略）
（任用）
第四条
１から６まで　（略）
７　（略）
一　（略）
二　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び法第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると職員部長が認める場合は、この限りでない。
三　（略）
第五条及び第六条　（略）
別表（第四条関係）
<table><tr><th>事由</th><th>欠勤等の日数及び回数</th><th>換算後の欠勤等の日数</th></tr><tr><td>休職</td><td colspan="2">（略）</td></tr></table></td></tr>
</table>

（削る）	（削る）	（削る）
私事欠勤から遅参早退まで	（現行のとおり）	

傷病欠勤	一日	一日
私事欠勤から遅参早退まで	（略）	

東京都下水道局会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都下水道局管理規程第三号）　新旧対照表（抄）

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>第一条から第三条まで　（現行のとおり）
（任用）
第四条　（現行のとおり）
２から６まで　（現行のとおり）
７　（現行のとおり）
一　（現行のとおり）
二　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、法第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると職員部長が認める場合は、この限りでない。
三　（現行のとおり）
第五条及び第六条　（現行のとおり）
別表（第四条関係）
<table><tr><th>事由</th><th>欠勤等の日数及び回数</th><th>換算後の欠勤等の日数</th></tr><tr><td>休職</td><td>（現行のとおり）</td><td>（現行のとおり）</td></tr><tr><td>（削る）</td><td></td><td></td></tr></table></td><td>第一条から第三条まで　（略）
（任用）
第四条　（略）
２から６まで　（略）
７　（略）
一　（略）
二　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び法第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると職員部長が認める場合は、この限りでない。
三　（略）
第五条及び第六条　（略）
別表（第四条関係）
<table><tr><th>事由</th><th>欠勤等の日数及び回数</th><th>換算後の欠勤等の日数</th></tr><tr><td>休職</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>傷病欠勤</td><td>一日</td><td>一日</td></tr></table></td></tr>
</table>

私事欠勤から遅参早退まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	私事欠勤から遅参早退まで	（略）	（略）

附　則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

非常勤職員の報酬等に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第十四条まで　（現行のとおり）	第一条から第十四条まで　（略）
（報酬の減額免除等）	（報酬の減額免除等）
第十五条　（現行のとおり）	第十五条　（略）
2　（現行のとおり）	2　（略）
一　勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により病気休暇（勤務を割り振られない日を除き、病気休暇を開始する日から順に、所定の勤務日数に応じて、別表第三に定める日数（過去一年間において通算する。）を限度とする。）を承認されている場合（法第二十二条の条件付採用の期間中であること等を理由として法第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされていない場合を除く。）	（新設）
二から十二まで　（現行のとおり）	一から十一まで　（略）
3から5まで　（現行のとおり）	3から5まで　（略）
第十六条から第十八条まで　（現行のとおり）	第十六条から第十八条まで　（略）
（期末手当の支給割合算定に係る在職期間）	（期末手当の支給割合算定に係る在職期間）
第十九条　（現行のとおり）	第十九条　（略）
2　（現行のとおり）	2　（略）
一及び二　（現行のとおり）	一及び二　（略）
三　職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号）第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間（第十五条第二項第十一号に掲げる場合若	三　職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号）第二条の規定により職務に専念する義務を免除された期間（第十五条第二項第十号に掲げる場合若しくは職

しくは職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（昭和四十六年東京都訓令甲第六十八号）第四条の規定に基づく適用基準のうち総務局長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。）　十割

四　（現行のとおり）

（削る）

五　（現行のとおり）

3　（現行のとおり）

第二十条から第二十四条まで　（現行のとおり）

員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和二十七年東京都人事委員会規則第一号）第二条第二号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除された期間又は職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（昭和四十六年東京都訓令甲第六十八号）第四条の規定に基づく適用基準のうち総務局長が別に定める期間若しくはこれに類する期間を除く。）　十割

四　（略）

五　育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間　五割

イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

六　（略）

3　（略）

第二十条から第二十四条まで　（略）

（勤勉手当の支給割合）

第二十五条　条例第六条第二項に規定する支給割合は、次条に規定する期間率に、第二十八条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第三項から第六項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第二十六条　（現行のとおり）

（勤務期間）

第二十七条　（現行のとおり）

2　（現行のとおり）

一　第十九条第二項第一号から第四号までに掲げる期間及び育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間

イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

（勤勉手当の支給割合）

第二十五条　条例第六条第二項に規定する支給割合は、次条に規定する期間率に、第二十八条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第五項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第二十六条　（略）

（勤務期間）

第二十七条　（略）

2　（略）

一　第十九条第二項第一号から第五号までに掲げる期間

二　勤務時間条例第十九条又は学校職員勤務時間条例第二十条の二の規定により病気休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間（所定の勤務時間の一部において勤務しない病気休暇がある場合は、任命権者が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）

三から五まで　（現行のとおり）

3及び4　（現行のとおり）

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第二十八条　成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、一万分の一万九百二十以上、勤勉手当規則第三条の四第一項第六号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

2　前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、任命権者が人事委員会の承認を得て定める成績率を加算する場合の対象となる者（以下「加算対象職員」という。）の成績率は、前項に規定する割合に、一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合を加えた割合（以下「加算後割合」という。）とする。

3　前二項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規則第三条の四第四項の表の減額事由の区分の

二　会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）別表、東京都教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）別表、東京都公立学校会計年度任用職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）別表、会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京都議会議長訓令第四号）別表、警視庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年警視庁訓令甲第十六号）別表又は東京消防庁会計年度任用職員の任用等に関する規程（平成二十七年東京消防庁訓令第十五号）別表の傷病欠勤により勤務しなかった期間

三から五まで　（略）

3及び4　（略）

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第二十八条　成績率は、会計年度任用職員の勤務成績により、一万分の一万六百九十二・五以上、勤勉手当規則第三条の四第一項第六号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内でそれぞれ任命権者が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

（新設）

2　前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分のい

いずれかに該当する者の成績率は、第一項に規定する割合（加算対象職員にあっては、加算後割合）に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規則第三条の四第四項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合（加算対象職員にあっては、加算後割合）に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

5及び6　（現行のとおり）

第二十九条から第三十三条まで　（現行のとおり）

別表第一及び別表第二　（現行のとおり）

別表第三（第十五条関係）

所定勤務日数 / 日数	週四日以上	週三日	週二日	週一日	一
月十五日以上	年百六十九日以上	年百二十一日から百六十八日まで	年七十三日から百二十日まで	年四十八日から七十二日まで	年四十八日未満
月十一日から十四日まで	年百二十一日から百六十八日まで	年七十三日から百二十日まで	年四十八日から七十二日まで	一日	〇日
月七日から十日まで	年七十三日から百二十日まで	年四十八日から七十二日まで	一日	〇日	
月四日から六日まで	年四十八日から七十二日まで	一日	〇日		
月四日未満	一日	〇日			
十日	五日	三日	一日	〇日	

いずれかに該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

3　第一項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち、支給期間において勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

4及び5　（略）

第二十九条から第三十三条まで　（略）

別表第一及び別表第二　（略）

（新設）

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）　新旧対照表　（抄）　（公布日施行）

改正案

第一条から第二十一条の三まで　（現行のとおり）

（報酬）

第二十二条　（現行のとおり）

一　（現行のとおり）

二　第二種報酬　給与条例第十四条に規定する通勤手当に相当する額であつて、第五項の規定により算定した額

2から6まで　（現行のとおり）

第二十二条の二から第三十六条まで　（現行のとおり）

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第三十七条　成績率は、時間講師の勤務成績により、一万分の一万九百二十以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第四号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

2から5まで　（現行のとおり）

第三十八条から第四十三条まで　（現行のとおり）

別表第一及び別表第二　（現行のとおり）

別表第三（第二十二条関係）

教育職員としての経験年数等	
経験区分	経験年数
一	一年未満
二	一年以上二年未満
三	二年以上三年未満
四	三年以上四年未満
五	四年以上五年未満
六	五年以上六年未満

時間額（円）
二、〇一〇
二、〇九〇
二、一六〇
二、二三〇
二、三一〇
二、三八〇

現行

第一条から第二十一条の三まで　（略）

（報酬）

第二十二条　（略）

一　（略）

二　第二種報酬　給与条例第十四条に規定する通勤手当に相当する額であつて、第三項の規定により算定した額

2から6まで　（略）

第二十二条の二から第三十六条まで　（略）

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第三十七条　成績率は、時間講師の勤務成績により、一万分の一万六百九十二・五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第四号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。

2から5まで　（略）

第三十八条から第四十三条まで　（略）

別表第一及び別表第二　（略）

別表第三（第二十二条関係）

教育職員としての経験年数等	
経験区分	経験年数
一	一年未満
二	一年以上二年未満
三	二年以上三年未満
四	三年以上四年未満
五	四年以上五年未満
六	五年以上六年未満

時間額（円）
一、九五〇
二、〇二〇
二、〇九〇
二、一六〇
二、二四〇
二、三一〇

七	六年以上七年未満	二、四七〇
八	七年以上八年未満	二、五六〇
九	八年以上九年未満	二、六六〇
十	九年以上十年未満	二、七七〇
十一	十年以上十一年未満	二、八五〇
十二	十一年以上十二年未満	二、九七〇
十三	十二年以上十三年未満	三、〇八〇
十四	十三年以上十四年未満	三、一八〇
十五	十四年以上十五年未満	三、二七〇
十六	十五年以上十六年未満	三、三八〇
十七	十六年以上十七年未満	三、四九〇
十八	十七年以上	三、五九〇

七	六年以上七年未満	二、三九〇
八	七年以上八年未満	二、四八〇
九	八年以上九年未満	二、五八〇
十	九年以上十年未満	二、六八〇
十一	十年以上十一年未満	二、七六〇
十二	十一年以上十二年未満	二、八八〇
十三	十二年以上十三年未満	二、九八〇
十四	十三年以上十四年未満	三、〇八〇
十五	十四年以上十五年未満	三、一七〇
十六	十五年以上十六年未満	三、二七〇
十七	十六年以上十七年未満	三、三八〇
十八	十七年以上	三、四八〇

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）　新旧対照表　（抄）　（令和八年四月一日施行等）

改正案	現行
第一条から第十八条まで　（現行のとおり）	第一条から第十八条まで　（略）
（病気休暇）	（新設）
第十八条の二　教育委員会は、時間講師が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。	
2　前項の次項に定める疾病又は負傷については、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号。以下「勤務時間規則」という。）第十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十六条第一項の教育委員会規則で」とあるのは、「都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）第十八条の二第一項の次項に」と読み替えるものとする。	
3　病気休暇については、勤務時間規則第十五条の規定を準用する。	
4　東京都のいずれかの職にあつた者が引き続き時間講師として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。	
（特別休暇）	（特別休暇）
第十八条の三　（現行のとおり）	第十八条の二　（略）
一　夏季休暇は一日を単位とし、勤務時間規則第二十七条第一項に定める夏季の期間において、所定の勤務日数に応じて、別表第二に掲げる日数以内で承認する。	一　夏季休暇は一日を単位とし、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号。以下「勤務時間規則」という。）第二十七条第一項に定める夏季の期間において、所定の勤務日数に応じて、別表第二に掲げる日数以内で承認する。
二　（現行のとおり）	二　（略）

２から６まで　（現行のとおり）

（介護休暇）

第十八条の四　（現行のとおり）

２　時間講師の介護休暇については、勤務時間規則第二十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」とあるのは「介護休暇」と読み替えるものとする。

３及び４　（現行のとおり）

（介護時間）

第十九条　（現行のとおり）

２　時間講師の介護時間については、勤務時間規則第二十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「必要と認められる期間」とあるのは「必要と認められる期間（在職する期間内に限る。）」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第三項中「第二十二条」とあるのは「第十八条の三第一項第二号で準用する勤務時間規則第二十二条」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものとする。

３及び４　（現行のとおり）

第二十条　（現行のとおり）

（年次有給休暇等の申請）

第二十条の二　第十八条、第十八条の二及び第十八条の三に規定する休暇の申請については、勤務時間規則第三十条の規定を準用する。この場合において、教育委員会が別に定める休暇を申請するための様式は、学校職員の休暇処理に関する規程（平成十五年東京都教育

２から６まで　（略）

（介護休暇）

第十八条の三　（略）

２　時間講師の介護休暇については、勤務時間規則第二十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）」とあるのは「介護休暇」と、「六月」とあるのは「九十三日」と、「百八十日」とあるのは「九十三日」と読み替えるものとする。

３及び４　（略）

（介護時間）

第十九条　（略）

２　時間講師の介護時間については、勤務時間規則第二十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「三年の期間内」とあるのは「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあつて介護時間を取得した初日から連続する三年の期間内に限る。）」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第三項中「第二十二条」とあるのは「第十八条の二第一項第二号で準用する勤務時間規則第二十二条」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものとする。

３及び４　（略）

第二十条　（略）

（年次有給休暇等の申請）

第二十条の二　第十八条及び第十八条の二に規定する休暇の申請については、勤務時間規則第三十条の規定を準用する。この場合において、教育委員会が別に定める休暇を申請するための様式は、学校職員の休暇処理に関する規程（平成十五年東京都教育委員会訓令第

委員会訓令第五号）別記第一号様式とする。

（期間計算）

第二十一条　病気休暇、妊娠出産休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇及び介護休暇の期間には、当該休暇を承認する学校において勤務を割り振られない日を含むものとする。

第二十一条の二から第二十三条の二まで　（現行のとおり）

（報酬の減額免除）

第二十三条の三　条例第七条第二項の規定により報酬の減額を免除することができる事由は、第十八条の二に規定する病気休暇（勤務を割り振られない日を除き、病気休暇を開始する日から順に、所定の勤務日数に応じて、別表第四に定める日数（過去一年間において通算する。）を限度とする。）を承認されている場合（法第二十二条の条件付採用の期間中であること等を理由として法第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされていない場合を除く。）、給与減免規則別表第一号から第四号まで、第七号及び第十五号の原因に該当する場合並びに教育委員会が東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て別に定める場合とする。

2及び3　（現行のとおり）

第二十四条から第二十七条まで　（現行のとおり）

（期末手当の支給割合算定に係る在職期間）

第二十八条　（現行のとおり）

2　（現行のとおり）

一から四まで　（現行のとおり）

（削る）

五号）別記第一号様式とする。

（期間計算）

第二十一条　妊娠出産休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇及び介護休暇の期間には、当該休暇を承認する学校において勤務を割り振られない日を含むものとする。

第二十一条の二から第二十三条の二まで　（略）

（報酬の減額免除）

第二十三条の三　条例第七条第二項の規定により報酬の減額を免除することができる事由は、給与減免規則別表第一号から第四号まで、第七号及び第十五号の原因に該当する場合並びに教育委員会が東京都人事委員会の承認を得て別に定める場合とする。

2及び3　（略）

第二十四条から第二十七条まで　（略）

（期末手当の支給割合算定に係る在職期間）

第二十八条　（略）

2　（略）

一から四まで　（略）

五　育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間　五割

イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当

五　教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかつた期間　教育長が別に定める割合

3　（現行のとおり）

第二十九条から第三十三条まで　（現行のとおり）

（勤勉手当の支給割合）

第三十四条　条例第八条の三第二項の教育委員会が定める支給割合は、次条に規定する期間率に、第三十七条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第三項から第六項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第三十五条　（現行のとおり）

（勤務期間）

第三十六条　（現行のとおり）

2　（現行のとおり）

一　第二十八条第二項第一号から第四号までに掲げる期間及び育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間

イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

六　教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかつた期間　教育長が別に定める割合

3　（略）

第二十九条から第三十三条まで　（略）

（勤勉手当の支給割合）

第三十四条　条例第八条の三第二項の教育委員会が定める支給割合は、次条に規定する期間率に、第三十七条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第五項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第三十五条　（略）

（勤務期間）

第三十六条　（略）

2　（略）

一　第二十八条第二項第一号から第五号までに掲げる期間

が一箇月以下である育児休業

ロ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

二　第十八条の二に規定する病気休暇を承認され、これにより勤務しなかつた期間（定められた勤務時間の一部において勤務しない病気休暇がある場合は、教育長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）

三　第十八条の四に規定する介護休暇を承認され、これにより勤務しなかつた期間（定められた勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、教育長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）から勤務を割り振られていない日を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

四及び五　（現行のとおり）

3　（現行のとおり）

一　前項第一号、第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しない場合

二　（現行のとおり）

三　育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業及び条例第五条第一項第六号に規定する子育て部分休暇により勤務しない場合（教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

4　（現行のとおり）

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第三十七条　（現行のとおり）

2　前項の規定にかかわらず、時間講師のうち、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める成績率を加算する場合の対象となる者（以

二　傷病を原因とする欠勤により勤務しなかつた期間（第十八条第四項第二号に掲げる期間を除く。）

三　第十八条の三に規定する介護休暇を承認され、これにより勤務しなかつた期間（定められた勤務時間の一部において勤務しない介護休暇がある場合は、教育長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）から勤務を割り振られていない日を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

四及び五（略）

3　（略）

一　前項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しない場合

二　（略）

三　育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業及び条例第五条第一項第五号に規定する子育て部分休暇により勤務しない場合（教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

4　（略）

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第三十七条　（略）

（新設）

下「加算対象職員」という。）の成績率は、前項に規定する割合に、一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合を加えて得た割合（以下「加算後割合」という。）とする。

3　前二項の規定にかかわらず、時間講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第四項の表の減額事由の区分のいずれかに該当する者の成績率は、第一項に規定する割合（加算対象職員にあつては、加算後割合）に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、時間講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第四項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合（加算対象職員にあつては、加算後割合）に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

5及び6　（現行のとおり）

第三十八条から第四十一条まで　（現行のとおり）

（派遣）

第四十二条　（現行のとおり）

2　（現行のとおり）

3　派遣時間講師の身分取扱いのうち、第七条、第十五条、第十七条第二項から第四項まで、第十七条の二、第十七条の三、第十八条、第十八条の二、第十八条の三、第十八条の四、第十九条、第二十条、第二十一条の二、第二十一条の三及び第二十三条の三第二項及び第三項に規定する事項については、これを区市町村教育委員会が処理するものとする。この場合において、各規定中「教育委員会」とあるのは、「区市町村教育委員会」と読み替えるものとする。

4及び5　（現行のとおり）

第四十三条　（現行のとおり）

別表第一　（現行のとおり）

2　前項の規定にかかわらず、時間講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分のいずれかに該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

3　第一項の規定にかかわらず、時間講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

4及び5　（略）

第三十八条から第四十一条まで　（略）

（派遣）

第四十二条　（略）

2　（略）

3　派遣時間講師の身分取扱いのうち、第七条、第十五条、第十七条第二項から第四項まで、第十七条の二、第十七条の三、第十八条、第十八条の二、第十八条の三、第十九条、第二十条、第二十一条の二、第二十一条の三並びに第二十三条の三第二項及び第三項に規定する事項については、これを区市町村教育委員会が処理するものとする。この場合において、各規定中「教育委員会」とあるのは、「区市町村教育委員会」と読み替えるものとする。

4及び5　（略）

第四十三条　（略）

別表第一　（略）

別表第二（第十八条の三関係）

所定の勤務日数	付与日数
週四日以上	（現行のとおり）
週三日	（現行のとおり）

別表第三（第二十二条関係）

教育職員としての経験年数等		時間額（円）
経験区分	経験年数	
一	一年未満	二、〇三〇
二	一年以上二年未満	二、一一〇
三	二年以上三年未満	二、一八〇
四	三年以上四年未満	二、二五〇
五	四年以上五年未満	二、三三〇
六	五年以上六年未満	二、四〇〇
七	六年以上七年未満	二、四九〇
八	七年以上八年未満	二、五九〇
九	八年以上九年未満	二、六九〇
十	九年以上十年未満	二、八〇〇
十一	十年以上十一年未満	二、八八〇
十二	十一年以上十二年未満	三、〇〇〇
十三	十二年以上十三年未満	三、一一〇
十四	十三年以上十四年未満	三、二一〇
十五	十四年以上十五年未満	三、三〇〇
十六	十五年以上十六年未満	三、四一〇
十七	十六年以上十七年未満	三、五二〇
十八	十七年以上	三、六三〇

別表第二（第十八条の二関係）

所定の勤務日数	付与日数
週四日以上	（略）
週三日	（略）

別表第三（第二十二条関係）

教育職員としての経験年数等		時間額（円）
経験区分	経験年数	
一	一年未満	二、〇一〇
二	一年以上二年未満	二、〇九〇
三	二年以上三年未満	二、一六〇
四	三年以上四年未満	二、二三〇
五	四年以上五年未満	二、三一〇
六	五年以上六年未満	二、三八〇
七	六年以上七年未満	二、四七〇
八	七年以上八年未満	二、五六〇
九	八年以上九年未満	二、六六〇
十	九年以上十年未満	二、七七〇
十一	十年以上十一年未満	二、八五〇
十二	十一年以上十二年未満	二、九七〇
十三	十二年以上十三年未満	三、〇八〇
十四	十三年以上十四年未満	三、一八〇
十五	十四年以上十五年未満	三、二七〇
十六	十五年以上十六年未満	三、三八〇
十七	十六年以上十七年未満	三、四九〇
十八	十七年以上	三、五九〇

別表第四（第二十三条の三関係）

所定の勤務日数（四月一日から翌年三月三十一日まで任用される場合）	任用期間中の勤務日数（右記以外の任用期間の場合）	日数
週五日以上	二百十七日以上	十日
週四日	百六十九日から二百十六日まで	七日
週三日	百二十一日から百六十八日まで	五日
週二日	七十三日から百二十日まで	三日
週一日	四十八日から七十二日まで	一日

（新設）

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）　新旧対照表（抄）（公布日施行）

改正案	現行
第一条から第四十条まで　（現行のとおり）	第一条から第四十条まで　（略）
（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）	（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）
第四十一条　成績率は、日勤講師の勤務成績により、一万分の一万九百二十以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第四号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。	第四十一条　成績率は、日勤講師の勤務成績により、一万分の一万六百九十二・五以上、学校職員勤勉手当規則第三条の四第一項第四号に掲げる職員に適用される上限の値以下の範囲内で教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合とする。
2から5まで　（現行のとおり）	2から5まで　（略）
第四十二条から第四十五条まで　（現行のとおり）	第四十二条から第四十五条まで　（略）
（派遣）	（派遣）
第四十六条　（現行のとおり）	第四十六条　（略）
2　（現行のとおり）	2　（略）
3　（現行のとおり）	3　（略）
一　第九条、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項、第六項、第七項及び第九項、第二十二条第一項及び第三項、第二十二条の二第一項及び第三項、第二十二条の三第一項並びに第二十八条第三項	一　第九条、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項、第五項、第六項及び第八項、第二十二条第一項及び第三項、第二十二条の二第一項及び第三項、第二十二条の三第一項並びに第二十八条第三項
二　（現行のとおり）	二　（略）
4及び5　（現行のとおり）	4及び5　（略）
第四十七条　（現行のとおり）	第四十七条　（略）
別表第一及び別表第二　（現行のとおり）	別表第一及び別表第二　（略）

別表第三（第二十六条関係）

一日の勤務時間が七時間四十五分の日勤講師	報酬額（月額）
	二〇八、一〇〇円
一日の勤務時間が五時間の日勤講師	報酬額（月額）
	一五一、〇〇〇円

別表第三（第二十六条関係）

一日の勤務時間が七時間四十五分の日勤講師	報酬額（月額）
	二〇一、六〇〇円
一日の勤務時間が五時間の日勤講師	報酬額（月額）
	一四六、三〇〇円

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）　新旧対照表（抄）　（令和八年四月一日施行等）

改正案	現行
第一条から第六条まで　（現行のとおり）	第一条から第六条まで　（略）
（任期）	（任期）
第七条　（現行のとおり）	第七条　（略）
2　（現行のとおり）	2　（略）
3　（現行のとおり）	3　（略）
一　（現行のとおり）	一　（略）
二　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表第一に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると教育長が認める場合は、この限りでない。	二　休職、欠勤等の事由に応じ欠勤等の日数及び回数を換算した換算後の欠勤等の日数（別表第一に定める換算後の欠勤等の日数をいう。）が、原則として任期中に所定の勤務日数又は勤務時間の二分の一に達していないこと。ただし、傷病を原因とする欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条第二項第一号に規定する休職をする者について、任期満了時においておおむね三月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると教育長が認める場合は、この限りでない。
三　（現行のとおり）	三　（略）
第八条から第二十条まで　（現行のとおり）	第八条から第二十条まで　（略）
（病気休暇）	（新設）
第二十条の二　教育委員会は、日勤講師が疾病又は負傷（次項に定める疾病又は負傷を除く。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇として、病気休暇を承認するものとする。	
2　前項の次項に定める疾病又は負傷については、勤務時間規則第十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「条例第十六条	

第一項の教育委員会規則で」とあるのは、「都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）第二十条の二第一項の次項に」と読み替えるものとする。

3　病気休暇については、勤務時間規則第十五条の規定を準用する。

4　東京都のいずれかの職にあった者が引き続き日勤講師として新たに任用された場合においては、当該任用以前の勤務と当該任用以後の勤務とが継続するものとみなす。日勤講師として任期の更新をしたときも同様とする。

第二十一条　（現行のとおり）

（介護休暇）

第二十二条　（現行のとおり）

2　日勤講師の介護休暇については、勤務時間規則第二十八条の二の規定を準用する。

3　（現行のとおり）

（介護時間）

第二十二条の二　（現行のとおり）

2　日勤講師の介護時間については、勤務時間規則第二十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「必要と認められる期間」とあるのは「必要と認められる期間（在職する期間内に限る。）」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する日勤講師について定められた勤務時間」と、同条第三項中「第二十二条」とあるのは「第二十一条第二号で準用する勤務時間規則第二十二条」と読み替えるものとする。

3　（現行のとおり）

第二十二条の三　（現行のとおり）

第二十一条　（略）

（介護休暇）

第二十二条　（略）

2　日勤講師の介護休暇については、勤務時間規則第二十八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「六月」とあるのは「九十三日」と、「百八十日」とあるのは「九十三日」と読み替えるものとする。

3　（略）

（介護時間）

第二十二条の二　（略）

2　日勤講師の介護時間については、勤務時間規則第二十八条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「三年の期間内」とあるのは「在職する期間内（東京都の会計年度任用の職にあって介護時間を取得した初日から連続する三年の期間内に限る。）」と、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する日勤講師について定められた勤務時間」と、同条第三項中「第二十二条」とあるのは「第二十一条第二号で準用する勤務時間規則第二十二条」と読み替えるものとする。

3　（略）

第二十二条の三　（略）

（期間計算）

第二十三条　病気休暇、妊娠出産休暇、健康管理休暇、慶弔休暇、災害休暇及び介護休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。

第二十四条及び第二十四条の二　（現行のとおり）

（年次有給休暇等の申請）

第二十五条　第二十条、第二十条の二及び第二十一条に規定する休暇の申請については、勤務時間規則第三十条の規定を準用する。この場合において、休暇を申請するための様式は、学校職員の休暇処理に関する規程（平成十五年東京都教育委員会訓令第五号）別記第一号様式とする。

第二十五条の二から第二十八条まで　（現行のとおり）

（報酬の減額免除）

第二十九条　条例第十二条第二項の規定により報酬の減額を免除することができる事由は、第二十条の二に規定する病気休暇（勤務を割り振られない日を除き、病気休暇を開始する日から順に、十日（過去一年間において通算する。）を限度とする。）を承認されている場合（法第二十二条の条件付採用の期間中であること等を理由として法第二十八条第二項第一号の規定に該当して休職にされていない場合を除く。）、給与減免規則別表第一号から第四号まで、第七号及び第十五号の原因に該当する場合並びに教育委員会が東京都人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て別に定める場合とする。

2及び3　（現行のとおり）

第二十九条の二から第三十一条まで　（現行のとおり）

（期末手当の支給割合算定に係る在職期間）

第三十二条　（現行のとおり）

2　（現行のとおり）

（期間計算）

第二十三条　妊娠出産休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇及び介護休暇の期間には、勤務を割り振られない日を含むものとする。

第二十四条及び第二十四条の二　（略）

（年次有給休暇等の申請）

第二十五条　第二十条及び第二十一条に規定する休暇の申請については、勤務時間規則第三十条の規定を準用する。この場合において、休暇を申請するための様式は、学校職員の休暇処理に関する規程（平成十五年東京都教育委員会訓令第五号）別記第一号様式とする。

第二十五条の二から第二十八条まで　（略）

（報酬の減額免除）

第二十九条　条例第十二条第二項の規定により報酬の減額を免除することができる事由は、給与減免規則別表第一号から第四号まで、第七号及び第十五号の原因に該当する場合並びに教育委員会が東京都人事委員会の承認を得て別に定める場合とする。

2及び3　（略）

第二十九条の二から第三十一条まで　（略）

（期末手当の支給割合算定に係る在職期間）

第三十二条　（略）

2　（略）

一から四まで　（現行のとおり）	一から四まで　（略）
（削る）	五　育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間　五割 イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業 ロ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業
五　教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間　教育長が別に定める割合	六　教育長が別に定める事由に該当し、勤務しなかった期間　教育長が別に定める割合
3　（現行のとおり）	3　（略）
第三十三条から第三十七条まで　（現行のとおり）	第三十三条から第三十七条まで　（略）
（勤勉手当の支給割合）	（勤勉手当の支給割合）
第三十八条　条例第十三条の三の規定により準用する条例第八条の三第二項の教育委員会が定める支給割合は、次条に規定する期間率に、第四十一条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第三項から第六項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	第三十八条　条例第十三条の三の規定により準用する条例第八条の三第二項の教育委員会が定める支給割合は、次条に規定する期間率に、第四十一条に規定する成績率を乗じて得た割合とする。この場合において、同条第二項から第五項までの規定により成績率を算定した者の割合に、千分の十未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
第三十九条　（現行のとおり）	第三十九条　（略）
（勤務期間）	（勤務期間）
第四十条　（現行のとおり）	第四十条　（略）
2　（現行のとおり）	2　（略）

一　第三十二条第二項第一号から第四号までに掲げる期間及び育児休業法第二条第一項の規定による育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）中の者として在職した期間

イ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ　当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

二　第二十条の二に規定する病気休暇を承認され、これにより勤務しなかった期間（定められた勤務時間の一部において勤務しない病気休暇がある場合は、教育長が別に定めるところにより日に換算した期間を含む。）

三から五まで　（現行のとおり）

3　（現行のとおり）

一　前項第一号、第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しない場合

二　（現行のとおり）

三　育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業及び条例第十条において準用する条例第五条第一項第六号に規定する子育て部分休暇により勤務しない場合（教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

4　（現行のとおり）

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

一　第三十二条第二項第一号から第五号までに掲げる期間

二　別表第一の傷病欠勤により勤務しなかった期間

三から五まで　（略）

3　（略）

一　前項第一号、第二号、第四号又は第五号のいずれかに掲げる事由により勤務しない場合

二　（略）

三　育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業及び条例第十条において準用する条例第五条第一項第五号に規定する子育て部分休暇により勤務しない場合（教育長が別に定めるところにより日に換算した期間が三十日を超える場合に限る。）

4　（略）

（勤勉手当の支給割合算定に係る成績率）

第四十一条　（現行のとおり）

2　前項の規定にかかわらず、日勤講師のうち、教育委員会が人事委員会の承認を得て定める成績率を加算する場合の対象となる者（以下「加算対象職員」という。）の成績率は、前項に規定する割合に、一万分の〇以上一万分の千二百以下の範囲内でそれぞれ教育委員会が人事委員会の承認を得て定める割合を加えて得た割合（以下「加算後割合」という。）とする。

3　前二項の規定にかかわらず、日勤講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第四項の表の減額事由の区分のいずれかに該当する者の成績率は、第一項に規定する割合（加算対象職員にあっては、加算後割合）に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

4　第一項及び第二項の規定にかかわらず、日勤講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第四項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合（加算対象職員にあっては、加算後割合）に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

5及び6　（現行のとおり）

第四十二条から第四十五条まで　（現行のとおり）

（派遣）

第四十六条　（現行のとおり）

2　（現行のとおり）

3　（現行のとおり）

一　第九条、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項、第六項、第七項及び第九項、第二十条の二、第二十二条第一項及び第三項、第二十二条の二第一項及び第三項、第二十二条の三第一項並びに第二十八条第三項

二　（現行のとおり）

4及び5　（現行のとおり）

第四十一条　（略）

（新設）

2　前項の規定にかかわらず、日勤講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分のいずれかに該当する者の成績率は、前項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを乗じて得た割合とする。

3　第一項の規定にかかわらず、日勤講師のうち、支給期間において学校職員勤勉手当規則第三条の四第三項の表の減額事由の区分の二以上に該当する者の成績率は、第一項に規定する割合に、百分の百から当該区分に掲げる割合を減じて得たものを順次乗じて得た割合とする。

4及び5　（略）

第四十二条から第四十五条まで　（略）

（派遣）

第四十六条　（略）

2　（略）

3　（略）

一　第九条、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項、第六項、第七項及び第九項、第二十二条第一項及び第三項、第二十二条の二第一項及び第三項、第二十二条の三第一項並びに第二十八条第三項

二　（略）

4及び5　（略）

第四十七条　（現行のとおり）

別表第一（第七条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	（現行のとおり）	（現行のとおり）
（削る）	（削る）	（削る）
私事欠勤 から遅参 早退まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）

別表第二　（現行のとおり）

別表第三（第二十六条関係）

一日の勤務時間が七時間四十五分の日勤講師	報酬額（月額）	二一〇、二〇〇円
一日の勤務時間が五時間の日勤講師	報酬額（月額）	一五二、五〇〇円

第四十七条　（略）

別表第一（第七条関係）

事由	欠勤等の日数及び回数	換算後の欠勤等の日数
休職	（略）	（略）
傷病欠勤	一日	一日
私事欠勤 から遅参 早退まで	（略）	（略）

別表第二　（略）

別表第三（第二十六条関係）

一日の勤務時間が七時間四十五分の日勤講師	報酬額（月額）	二〇八、一〇〇円
一日の勤務時間が五時間の日勤講師	報酬額（月額）	一五一、〇〇〇円